

平成 29 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 29 年

小樽市議会第 1 回定例会

平成 29 年 2 月 22 日開会

平成 29 年 3 月 22 日閉会

平成29年
 第1回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 2月22日～3月22日（29日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月22日（水）	提案説明等	
23日（木）	休 会	
24日（金）	”	
25日（土）	”	
26日（日）	”	
27日（月）	”	
28日（火）	会派代表質問	議会運営委員会
3月 1日（水）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	”
2日（木）	一般質問	議会運営委員会、予算特別委員会（選挙）
3日（金）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
4日（土）	”	
5日（日）	”	
6日（月）	”	
7日（火）	”	
8日（水）	”	予算特別委員会（総務所管）
9日（木）	”	”（経済所管）
10日（金）	”	”（厚生所管）
11日（土）	”	
12日（日）	”	
13日（月）	”	予算特別委員会（建設所管）
14日（火）	”	”（総括質疑）
15日（水）	”	総務・経済・厚生・建設常任委員会
16日（木）	”	学校適正配置等調査特別委員会
17日（金）	会期延長	議会運営委員会
18日（土）	休 会	
19日（日）	”	
20日（月）	”	
21日（火）	”	
22日（水）	討論・採決等	議会運営委員会

平成29年
第1回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2月22日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任	3
1	日程第3 議案第1号ないし議案第57号及び報告第1号ないし報告第11号	3
	○提案説明 市長（議1～議56、報1～報11）	3
	○教育行政執行方針 教育長	15
	○提案説明 酒井（隆裕）議員（議57）	21
	採 決（議29）	22
1	日程第4 休会の決定	22
1	散 会	22

○ 2月28日（火曜日） 第2日目

1	出席議員	23
1	欠席議員	23
1	出席説明員	23
1	議事参与事務局職員	24
1	開 議	25
1	会議録署名議員の指名	25
1	日程第1 議案第1号ないし議案第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに 報告第1号ないし報告第11号	25
	○提案説明 市長（議58、議59）	25
	○会派代表質問 濱本議員	25
	○会派代表質問 秋元議員	42

1 散 会	72
-------	----

○ 3月1日（水曜日） 第3日目

1 出席議員	73
1 欠席議員	73
1 出席説明員	73
1 議事参与事務局職員	74
1 開 議	75
1 会議録署名議員の指名	75
○議長からの発言（傍聴について）	75
1 日程第1 議案第1号ないし議案第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに 報告第1号ないし報告第11号	75
○会派代表質問 小貫議員	75
○会派代表質問 林下議員	104
○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	122
○質疑及び一般質問 石田議員	123
○質疑及び一般質問 安齋議員	127
○議事進行について 安齋議員	132
○議事進行について 安齋議員	136
○議事進行について 安齋議員	137
○議事進行について 安齋議員	139
1 散 会	140

○ 3月2日（木曜日） 第4日目

1 出席議員	141
1 欠席議員	141
1 出席説明員	141
1 議事参与事務局職員	142
1 開 議	143
1 会議録署名議員の指名	143
1 日程第1 議案第1号ないし議案第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに 報告第1号ないし報告第11号	143
○一般質問 千葉議員	143

○一般質問	面野議員	152
○一般質問	酒井（隆行）議員	162
○議事進行について	秋元議員	172
○議事進行について	前田議員	176
○議事進行について	小貫議員	176
○議事進行について	前田議員	177
○議事進行について	安齋議員	177
休憩を求める動議	安齋議員	178
○採 決		178
○一般質問	松田議員	178
○一般質問	高野議員	185
○一般質問	高橋（龍）議員	192
○一般質問	川畑議員	202
予算特別委員会設置・付託		208
常任委員会付託		208
1 日程第2	陳情	209
1 日程第3	休会の決定	209
1 散 会		209

○ 3月17日（金曜日） 第5日目

1 出席議員	211
1 欠席議員	211
1 出席説明員	211
1 議事参与事務局職員	212
1 開 議	213
1 会議録署名議員の指名	213
1 説明員から発言の申出	213
1 日程第1	会期の延長 213
1 日程第2	休会の決定 213
1 散 会	213

○ 3月22日（水曜日） 第6日目

1 出席議員	215
--------	-----

1	欠席議員	215
1	出席説明員	215
1	議事参与事務局職員	216
1	開 議	217
1	会議録署名議員の指名	217
1	日程第1 議案第1号ないし議案第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに 報告第1号ないし報告第11号並びに請願及び陳情並びに調査	217
	予算特別委員長報告	217
	○議案第1号修正案の趣旨説明 新谷議員	225
	○討 論 酒井(隆裕)議員	226
	○討 論 石田議員	228
	○討 論 斉藤議員	228
	○討 論 林下議員	229
	採 決	229
	総務常任委員長報告	230
	○討 論 酒井(隆裕)議員	231
	○討 論 中村(誠吾)議員	232
	採 決	233
	経済常任委員長報告	233
	○討 論 小貫議員	235
	○討 論 中村(吉宏)議員	236
	○討 論 面野議員	236
	○討 論 安斎議員	237
	○討 論 中村(岩雄)議員	238
	○討 論 石田議員	239
	採 決	239
	厚生常任委員長報告	240
	○討 論 高野議員	241
	採 決	243
	建設常任委員長報告	243
	○討 論 川畑議員	244
	採 決	245
	学校適正配置等調査特別委員長報告	246
	○討 論 酒井(隆裕)議員	247
	○討 論 高橋(龍)議員	249
	○討 論 中村(吉宏)議員	249
	採 決	250

1	日程第2	議案第60号ないし議案第62号	250
	○提案説明	市長（議60、議61）	250
	○討 論	高野議員	250
	採 決		250
1	日程第3	意見書案第1号ないし意見書第12号	251
	○提案説明	川畑議員（意1～意3）	251
	○提案説明	濱本議員（意4）	252
	○討 論	前田議員	253
	○討 論	高橋（龍）議員	253
	○討 論	秋元議員	254
	○討 論	小貫議員	254
	○討 論	中村（岩雄）議員	255
	採 決		257
1	日程第4	決議案第1号	257
	○提案説明	濱本議員	257
	○討 論	石田議員	258
	○討 論	松田委員	260
	○討 論	佐々木議員	261
	○討 論	新谷議員	261
	採 決		262
1	閉 会		262

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成29年度小樽市一般会計予算
<議案第1号修正案>		平成29年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	第2号	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	第3号	平成29年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	第4号	平成29年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	第5号	平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	第6号	平成29年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	第7号	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	第8号	平成29年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	第9号	平成29年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	第10号	平成29年度小樽市病院事業会計予算
議案	第11号	平成29年度小樽市水道事業会計予算
議案	第12号	平成29年度小樽市下水道事業会計予算
議案	第13号	平成29年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	第14号	平成29年度小樽市簡易水道事業会計予算
議案	第15号	平成28年度小樽市一般会計補正予算
議案	第16号	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第17号	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第18号	平成28年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第19号	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第20号	平成28年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第21号	平成28年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第22号	小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案	第23号	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第24号	小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案
議案	第25号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第26号	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第27号	小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案	第28号	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
議案	第29号	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
議案	第30号	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案	第31号	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案
議案	第32号	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
議案	第33号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	第34号	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案	第35号	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案
議案	第36号	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第37号	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案
議案	第38号	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第39号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	第40号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	第41号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	第42号	小樽市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案
議案	第43号	小樽市簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案
議案	第44号	小樽市簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案
議案	第45号	小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第46号	小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第47号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	第48号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	第49号	小樽市コミュニティ消防センター条例を廃止する条例案
議案	第50号	損害賠償額の決定について〔公用車による自動車事故に係る損害賠償〕
議案	第51号	損害賠償額の決定について〔入浴中の死亡事故に係る損害賠償〕
議案	第52号	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案	第53号	市道路線の認定について〔天神1丁目山手線、天神1丁目山手仲線〕
議案	第54号	市道路線の廃止について〔堺町小路線〕
議案	第55号	二級河川の指定の変更について

議案	第56号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	第57号	小樽市非核港湾条例案
議案	第58号	平成28年度小樽市一般会計補正予算
議案	第59号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	第60号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	第61号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案	第62号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

報告

報告	第1号	専決処分報告 [平成28年度小樽市一般会計補正予算]
報告	第2号	専決処分報告 [平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算]
報告	第3号	専決処分報告 [平成28年度小樽市病院事業会計補正予算]
報告	第4号	専決処分報告 [平成28年度小樽市水道事業会計補正予算]
報告	第5号	専決処分報告 [小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例]
報告	第6号	専決処分報告 [(仮称) 消防署オタモイ出張所新築工事の請負変更契約]
報告	第7号	専決処分報告 [小樽市いなきたコミュニティセンターの指定管理者の指定]
報告	第8号	専決処分報告 [小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場の指定管理者の指定]
報告	第9号	専決処分報告 [小樽市夜間急病センターの指定管理者の指定]
報告	第10号	専決処分報告 [小樽市公平委員会委員の選任]
報告	第11号	専決処分報告 [人権擁護委員候補者の推薦]

意見書案

意見書案	第1号	「共謀罪」の国会提出に反対する意見書(案)
意見書案	第2号	介護保険制度の見直しを求める意見書(案)
意見書案	第3号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)
意見書案	第4号	小樽ジャンクション(仮称)のフルジャンクションでの整備実現を求める意見書(案)
意見書案	第5号	子ども医療費無料化を含めた助成の制度化を求める意見書(案)
意見書案	第6号	子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(案)
意見書案	第7号	全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書(案)
意見書案	第8号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)
意見書案	第9号	障害児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)
意見書案	第10号	新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書(案)
意見書案	第11号	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書(案)
意見書案	第12号	海洋ごみの処理推進を求める意見書(案)

決議案

決議案	第1号	森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議(案)
-----	-----	-----------------------------------

陳情

陳情	第17号	西陵中学校の現在地での存続方について
陳情	第18号	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

濱本議員（自由民主党）（２月２８日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地方自治における市長の在り方について
- 2 市長提案説明に関連して
- 3 その他

秋元議員（公明党）（２月２８日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - （１）平成２８年第４回定例会について
 - （２）泊原発の廃炉要望について
 - （３）地方公務員法第１５条に伴う告発について
- 2 除排雪について
- 3 小樽港の将来と利活用について
 - （１）小樽港の整備について
 - （２）高島漁港区における観光船事業について
- 4 その他

小貫議員（日本共産党）（３月１日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 予算編成について
 - （１）除雪費を計上しないことについて
 - （２）地方交付税の減額について
 - （３）地方交付税措置されている事業について
 - （４）新規に予算が計上されている事業について
 - （５）使用料・手数料について
- 2 港湾政策について
- 3 市長の公約と政治姿勢について
 - （１）泊原発に係る北海道電力への要望について
 - （２）市営室内水泳プールの建設について
 - （３）市長の市政運営について
- 4 まちづくりについて
 - （１）建築基準法第４２条第２項道路について
 - （２）がけ地の建築物について

- (3) 総合計画について
- (4) 学校の統廃合について
- 5 その他

林下議員（民進党）（3月1日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 中期財政収支見通しと平成29年度予算の整合性について
- 3 港湾計画について
- 4 貸出ダンプ制度の見直しと市長公約に関して
- 5 北海道電力に対する要望書について
- 6 教育について
- 7 その他

○質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（3月1日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 手話言語条例とコミュニケーション促進条例について
- 2 その他

石田議員（無所属）（3月1日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市税の徴収について
- 2 その他

安齋議員（無所属）（3月1日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長提案説明と市長の政治姿勢について
 - (1) 自然閉会した平成28年第4回定例会について
 - (2) 平成29年度における重点施策について
 - (3) 組織改革について
- 2 その他

○一般質問

千葉議員（公明党）（3月2日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽の古民家を活かす取組について
- 2 がん対策について
 - (1) 本市のがんの特徴について
 - (2) コール・リコールの取組について
 - (3) 胃内視鏡検査の導入について
 - (4) 医療用かつらの購入費補助金制度について
- 3 その他

面野議員（民進党）（3月2日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 観光について
- 2 除排雪について
- 3 原発について
- 4 アスベストについて
- 5 その他

酒井（隆行）議員（自由民主党）（3月2日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市政運営について
- 2 その他

松田議員（公明党）（3月2日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 職員の職場環境問題について
- 2 防災対策について
- 3 その他

高野議員（日本共産党）（3月2日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 子どもの貧困対策について

- 2 L G B Tパートナーシップ制度について
- 3 その他

高橋（龍）議員（民進党）（3月2日6番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 日本遺産について
- 2 観光DMOについて
- 3 除排雪について
- 4 その他

川畑議員（日本共産党）（3月2日7番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽市住宅リフォーム助成事業の復活について
- 2 市営住宅の空き家について
- 3 その他

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 北 岡 尚
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻由美
書 記 深 田 友 和
書 記 河 崎 仁 美

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成29年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月17日までの24日間といたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、学校適正配置等調査特別委員であります安斎哲也議員から、辞任いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり辞任を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました学校適正配置等調査特別委員の後任につきましては、酒井隆行議員を指名いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、ただいまの被指名人をもって選任することに決しました。

日程第3「議案第1号ないし議案第57号及び報告第1号ないし報告第11号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第56号及び報告第1号ないし報告第11号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 平成29年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、平成28年第4回定例会が自然閉会となったことに対する私の胸懐、そして新年度に向けた市政執行についての所信の一端と主な施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

まずもって、第1回定例会の開会に向け、議長、副議長を初め各議員の皆様には、特段の御理解をいただき、感謝を申し上げます。

第4回定例会が自然閉会となってしまいましたこと、さらには、このことに伴い上程された議案が廃案となり、市民生活への影響を最小限にとどめるためとはいえ、議会の審議と議決を経ずに11件の専決処分をせざるを得なかったことにつきましては、市民の皆様に変な御心配をおかけし、市政を預かる身として心を痛めております。また、専決処分に御理解を賜りました議員の皆様に対しましては、改め

て御礼を申し上げる次第であります。

第4回定例会を振り返りますと、自民党中村吉宏議員の代表質問における再質問への私の答弁につきましては、議員の皆様が受けとめられているような意図で発言したものではありませんが、結果として皆様に誤解を与えてしまったものと認識し、今後、発言に関しては、より慎重にまいります。

私といたしましても、本会議の再開に向けて努力したつもりではおりますが、再開には至らず、大変御迷惑をおかけいたしました。

このたびのことは真摯に受けとめ、今後の議会対応はもちろん、市政運営におきましても、気を引き締め取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

続きまして、新年度に向けた市政執行についての所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

私が多くの市民の負託を受け、市長に就任させていただいてから、こととして早くも任期の折り返しとなる3年目となります。

就任以来、このまちで生活している人を大切にする政策を第一に考え、市民の皆様にお約束した政策を少しでも早く実現したい気持ちで、厳しい財政状況の中、職員とともに知恵を絞り、その具体化に向けて全力で取り組んでまいりました。

任期の後半に向けて、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」を実現するため、公約に掲げた取り組みを一つ一つ実現していくとともに、総合戦略等で掲げた政策を実行していくことで、人口減に歯どめをかけて、このまちの活気を高めていく決意を新たにしているところであります。

さて、さきに公表された平成27年の国勢調査結果によると、全国の人口は調査開始以来初めての減少を記録し、本市の人口は前回調査と比べて約1万人、7.58%の減少となり、非常に厳しい結果であると受けとめております。

人口減少は、税収の減少や、経済規模の縮小などをもたらす、地域に大きな影響を及ぼしますが、人口推計においては、今後も長期にわたりこの傾向が続くと見られております。

しかしながら、小樽市の持続的な発展のため、この現状にしっかりと向き合いながら、市の総力を挙げて人口減少に歯どめをかけていく対策を行っていく必要があります。

また、多くの老朽化した公共施設等をどのようにして将来負担を軽減しつつ、安全性を確保し、利用者にとって使いやすい形にしていくのかということも重要な課題として挙げられます。

この課題に対処していくため、昨年12月に小樽市公共施設等総合管理計画を策定し、人口減少・少子高齢化などの社会情勢に応じて、施設の集約化や複合化などによる総量削減や、長寿命化による更新費用の削減を図っていくことなどの基本的な方針を示しました。

今後、公共施設等の管理については、原則としてこの計画に基づき進めてまいります。まずは個別施設の具体的なあり方について検討してまいりたいと考えております。

本市の今年の経済情勢につきましては、外国人観光客は好調だったものの、台風被害の影響や原材料価格の上昇などもあり、全体的には厳しい状況であったと認識しております。

一方、国や金融機関などによる国内・道内の今年の経済概況は、観光や雇用情勢の改善などから、緩やかな回復基調にあるとされており、本年も持ち直し基調が続くと見られております。これを本市のにぎわいにつなげられるよう、しっかりと経済対策に取り組んでまいりたいと考えております。

市内の話題に目を向けますと、昨年、旧国鉄手宮線散策路が全て完成したことで、市中心部から北運河エリアへの新たな人の流れができることが期待されます。ここに市民の皆様と協力しながら市の花であるツツジや桜を植え育てるなど、地域の方々にとって憩いの場となるよう、新たな癒やしの空間を創出してまいりたいと考えております。

そして、北海道新幹線の札幌延伸を見据えた北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画が間もなく策定されます。今後は、小樽の新たな玄関口の形成を整備コンセプトに、小樽市内各地からのアクセス強化や広域連携での取り組みの推進など、新幹線整備効果を生かすまちづくりにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

このように、時代の変化を捉えて、小樽の個性や資源を磨き上げ、活用していくことで、ここに暮らす人にも、訪れる人にも魅力的なまちであり続けることができ、人口減少時代にあってもまちの活力を高めていくことができるものと確信しております。

それでは、平成29年度の予算編成についてですが、収入状況は、市税の伸びが期待できないことに加え、地方譲与税や交付金、さらには実質的な地方交付税の減少が見込まれ、引き続き大変厳しい状況にあります。

そのような中でも、住みよいまち、人にやさしいまち小樽の実現のため、子育て支援や子供の育成、安定した雇用の創出のほか、安心・安全・快適に暮らせるまちづくりを重視するとともに、これまで余り手をかけられなかったものに対する配慮も意識した上で、職員と議論を重ねながら、必要な事業をできる限り盛り込んだところでありますが、結果として約8億8,000万円の財源不足が生じたため、過疎債ソフト分の充当や財政調整基金の取り崩しにより、収支均衡予算を編成したところであります。今後においては、財源対策に頼らない真の収支均衡予算を編成できるよう、事業の効率化による経費の抑制や収入確保に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、平成29年度における重点施策について、私の公約とも合致し、人口減少に歯どめをかける視点で、小樽市の持続的な発展を図るための施策を取りまとめた小樽市総合戦略の四つのプロジェクトに沿って、関連する取り組みや今後の方向性と合わせて申し上げます。

一つ目は、交通・住環境・雇用・レジャーなどバランスのよい暮らしを実現することで定住を促す、あずましい暮らしプロジェクトであります。

市民の皆様には「このまちに住んでよかった」と思ってもらえるよう、市民目線に立ったきめ細やかな行政サービスを心がけてまいります。

そのための主な取り組みといたしましては、まず、市民の皆様が最も期待を寄せておられる除排雪について、これまでも除雪の拠点増設や出動基準の見直しなどの改善を図ってまいりましたが、今期は生活道路の一部での除雪作業の試行や除雪作業におけるロータリー除雪車の活用などに加え、置き雪や不平等・地域差の解消を意識して進めており、来期もその方向で取り組みを強化していく予定であります。

（「やめてくれよ」と呼ぶ者あり）

なお、除排雪予算については、今期の取り組みを検証した上で、来期の取り組み内容を考えていく必要があることから、当初予算においては、必要最小限の部分のみ計上したものであります。

次に、住環境につきましては、市営若竹住宅3号棟の建てかえを行うほか、老朽化した市営住宅の長寿命化を図ってまいります。

また、利便性の高いまちなかにおいて、既存の民間共同住宅を市が借り上げ、子育て世帯向けに市営住宅として供給する既存借上公営住宅事業を開始し、子育て世帯の住環境の充実を図っていくとともに、公約に掲げた中心部への市営住宅建設に向けた検討も行ってまいります。

安全・安心で利便性の高い環境づくりとしましては、既存の街路防犯灯をLED灯に改良する場合への助成を引き続き行うほか、公共交通事業者などとも連携し、間もなく策定される南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づいて、南小樽駅などのバリアフリー化に取り組んでいくとともに、今後の地域公共交通のあり方の検討を進めてまいります。

そして、移住・定住の促進を図る取り組みとしましては、新規商業起業者への助成や、起業希望者向けの空き店舗視察ツアーなどを引き続き実施いたします。

また、歴史的建造物旧寿原邸を改修し、移住者や観光客の交流拠点として活用するとともに、空き家の活用促進のため、空き家の所有者・利用者向けの相談会や、空き家活用講座を開催する建築ストック・リノベーションまちづくり事業を平成28年度補正予算として計上し、実施いたします。

そのほかのあずましい暮らしに資する新たな取り組みとしましては、かねてより要望の高い新・市民プールについて、公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って複合施設とすることを視野に入れ、他都市の事例調査など、建設に向けた検討を進めてまいります。

また、多くの市民や観光客の皆様にご利用される市の施設において、快適で来てよかったと感じていただけるよう、和式トイレの洋式化などの改修を計画的に行ってまいります。

二つ目は、小樽で生まれ・暮らし・教育を受けることで地元定着を実現する樽っ子プライド育成プロジェクトです。

子育て世代の育児の不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを行っていくとともに、子供たちが生まれ育ったこのまちに自信と誇りを持ち、未来の小樽を支える人材となるよう、教育環境をしっかりと整えてまいります。

そのための主な取り組みといたしましては、まず、子育て世代の負担軽減策として、子供の医療費助成を昨年8月から、小学生の入院外医療費を助成対象とするよう拡大いたしました。目標である小学生の医療費無料化や、将来的には中学生の医療費負担軽減も目指して、さらなる制度の充実に向けた調査研究を進めてまいります。

また、子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を引き続き実施するほか、民間保育施設等に勤務する保育士を対象とした保育の質の向上を図る研修会を新たに開催いたします。

なお、老朽化対策が急務となっている手宮保育所について、建てかえを視野に入れた調査、研究を進めるとともに、公約に掲げた第3子以降の保育料の無料化に向けて、国や道の制度改正の動向等を踏まえた検討を進めてまいります。

次に、教育の向上としましては、図書館が中心となり、家庭・地域・学校における子供の読書活動を推進する事業を新たに行うほか、学校図書館活動の活性化と児童・生徒の読書習慣の定着を図るため、学校図書館司書を増員いたします。

また、早くから国際感覚を育むため、主に市内各中学校に派遣する外国語指導助手の増員や、小学校5・6年生と中学生を対象に、宿泊などを通じて生きた英語を学ぶ小樽イングリッシュキャンプの指導者を増員するなど、英語教育を充実させてまいります。

心身の健やかな成長を図るため、スポーツへの意欲を高める取り組みとしましては、市内小学校でプロスポーツ選手による出前授業を開催するほか、総合体育館への移動式バスケットゴール台整備や、手宮公園競技場への小学生用ハードルの整備により、競技環境の充実を図るとともに、大会の誘致に向けて取り組んでまいります。

そして、子供たちが社会で活躍することを意識した取り組みとしましては、新たに中学校1校をキャリア教育実践指定校として指定し、職場体験などを実施することにより、生徒が働くことや学ぶことの意義を考えるとともに、ふるさと小樽のよさに気づき、小樽の将来を担う人材となることを目指すキャリア教育を推進いたします。

また、高校生の地元定着のため、就職活動の実践力向上を図る高校生就職スキルアップ支援事業は、学校訪問によるキャリアカウンセリングを充実いたします。

なお、子供の育成については、新たに学校運営に保護者や地域住民が参画するコミュニティスクールの導入に向けた取り組みを始めるほか、福祉施策や地域とも連携しながら幅広い視点で推進していきたいと考えています。

三つ目は、観光を軸とした地場産業の振興により、にぎわいを取り戻し、雇用創出を実現するにぎわい再生プロジェクトです。

昨年オープンしました小樽芸術村は、また一つ小樽に新たな魅力をもたらし、この中の旧三井銀行小樽支店は、先日、小樽市の文化財に指定したところでありますが、今後は国の重要文化財指定を目指して動き出していると伺っております。

こうした動きとも協調しながら、小樽の資源・個性・特色をより深く活用し、歴史と文化、そして芸術が薫るまちとして魅力を増していくことで、より多くの人を引きつける、それが農水産業や市場、商店街など地域に潤いをもたらすとともに、それらの高まりが新たな小樽の魅力となり、移住や定住にも結びついていく、そのような好循環を生み出す政策展開を図っていききたいと考えております。

そのための主な取り組みとしましては、まず、観光振興においては、第二次小樽市観光基本計画（素案）に基づき、「ホンモノの小樽とふれあう～観光客と市民がふれあい、新しい発見があり、また来たいと思える街」を目指し、小樽の魅力を高め、多くの観光客に何度も訪れていただけるような環境づくりに取り組んでまいります。

具体的には、平成29年度は、マレーシア旅行博出展を初めとする海外プロモーション活動や、国内外旅行会社等の担当者招請及び訪問事業、道内各地における観光キャンペーンなどを実施するほか、受け入れ体制の充実のため、観光関連団体や商店街振興組合等が行う公衆無線LAN通信環境の整備に対する補助などを行います。

次に、農水産業の支援としましては、安心・安全な小樽産農産物を市民の皆様にもっと知っていただくため、直売所で開催されるイベントにおいて、旬の野菜や果実、加工品等の消費拡大を図るためのPRを新たに実施いたします。

また、小樽の地魚や水産加工品を広くPRすることによる知名度アップと消費拡大のほか、水産加工品の新商品開発やブランド化を図る取り組みを実施します。

本市経済を支える地場企業への支援としましては、市内食料品製造業者の販路拡大を支援するため、首都圏で開催される大規模展示商談会への出展や、商品開発の支援を引き続き行うほか、海外販路拡大の取り組みとして商談会・展示会等への出展経費の補助や、札幌市等と連携した海外展開のサポートに加え、新たにベトナムの市場開拓に向け、現地でのテストマーケティングなどを実施いたします。

また、創業の促進により経済活性化を図るため、新規創業に係る家賃や内外装工事費などへの補助を引き続き実施いたします。

直接的な市民雇用が見込まれる企業誘致の取り組みとしましては、市内中心部に若者や女性の働く場を確保し、人口流出に歯どめをかけていくため、これまでの銭函地域を中心とした工場等の誘致制度に加え、新たにIT関連企業等の市外からの進出を対象に、施設改修費用やランニングコストの一部を補助する制度を創設いたします。

また、東京事務所企業誘致推進員を配置し、首都圏に立地する企業の情報収集やPR活動、企業訪問等を実施いたします。

そして、港湾振興の取り組みとしましては、小樽港の物流促進のため、ウラジオストック、ナホトカの企業訪問や市場調査を行い、ロシアとの貿易拡大の環境づくりに取り組むほか、関東・関西エリアにおけるポートセールスを実施します。

なお、ナホトカにつきましては、昨年、姉妹都市提携50周年を迎えたことから、これまでのスポーツや文化交流に加えて、今後は経済交流にも期待しているところであり、昨年、ナホトカ使節団にお越しいただいた答礼を兼ねて訪問するものであります。

そのほかのにぎわい再生に資する取り組みとしましては、ふるさと納税制度について、まちづくり施策への賛同者をふやすとともに、地元特産品等のさらなるPRを図ることを目的に、寄附のしやすさを考慮し、お礼の品贈呈の寄附額区分を変更するとともに、お礼の品をお墨付きの小樽ブランド商品に限定することなく、地元の農水産物を含めた食に関する製品や工芸品のほか、市内で利用できるサービスなども対象にすることとして、お礼の品の拡充を図ってまいりたいと考えております。

歴史・文化を活用したまちづくりとしましては、本市の文化財及び周辺環境を保存・活用する基本方針となる小樽市歴史文化基本構想の策定を進めるとともに、日本遺産認定を目指し、シンポジウムの開催や先進地視察などを行い、本市単独の取り組みだけでなく、広域連携による関連地域全体の活性化も含めた視点で積極的に取り組んでまいります。

また、小樽運河北部地域のランドマークであり、本市を代表する近代洋風石造建築である重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店を、市民や観光客の皆様にも末永く愛される文化遺産として保存・活用を図るため、4カ年の予定で修理工事を行います。

四つ目は、あんしん絆再生プロジェクトです。

高齢者や子育て世代が安心して暮らすため、地域住民の助け合いや見守りなど共助の仕組みづくりを行うとともに、防災体制の充実を図り、市民が健康で生き生きと活動できる取り組みを進めます。

特に昨年4月に発生した熊本地震や、8月に道内各地を襲った大型の台風は大きな被害をもたらし、災害に対する備えの大切さを再認識したところでありますので、先を見据えたしっかりとした防災対策を行い、市民の皆様が安心して暮らせる環境を整えてまいりたいと思います。

そのための主な取り組みとしましては、平成29年度は公約に基づき、災害時に沿岸部にお住まいの方などに対して迅速に避難情報を伝達するため、同報系の防災行政無線の整備に必要な調査及び基本設計を実施します。

また、新たな浸水想定に対応した津波ハザードマップの作成を進めるほか、地域防災力向上のため、各町会で実施する津波避難訓練などに対しての支援を引き続き行ってまいります。

そして、市民の皆様健康づくりの施策としましては、健康診査について、各種がん検診を継続するほか、胃がん検診について胃内視鏡検査導入を検討してまいります。

次に、そのほかの主な施策の概要について説明申し上げます。

まず、生涯学習の分野についてであります。

学校教育につきましては、通級指導教室において発達障害等の児童・生徒の受け入れもできるよう、教材等を整備いたします。

また、山手地区統合小学校の平成30年度開校に向け、校舎建設やグラウンド整備を行うほか、学習環境の改善のため、トイレ改修や机、椅子の更新を計画的に行います。

市民の皆様文化芸術活動の環境整備につきましては、市民センターホールの舞台音響設備を更新いたします。

次に、市民福祉の分野についてであります。

子育て支援としましては、保護者の疾病などにより家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等で短期間の預かりを行う子育て短期支援事業を新たに実施いたします。また、平成27年度から31年度を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を国の指針に基づき中間

見直しを実施いたします。

高齢者への支援としましては、介護保険の地域支援事業として、認知症カフェを運営する団体に対する補助を新たに実施するほか、後期高齢者医療制度の保健事業として、口腔機能を高めることにより、誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、小樽市歯科医師会の理解と協力を得て後期高齢者の無料歯科健診を新たに行います。

また、3年ごとに見直しを行う小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、平成30年度から32年度を計画期間とする第7期計画を策定いたします。

そして、障害者への支援としましては、老朽化した車椅子用のリフトつき自動車を更新し、車椅子を使用している方の送迎サービスの円滑な運営を図ってまいります。

次に、生活基盤の分野についてであります。

市民生活に欠くことのできない上下水道施設のほか、道路、橋梁、ロードヒーティングなど、社会資本の計画的な更新や適正な維持・管理などにより、市民生活の利便性向上に引き続き努めてまいります。

新たな取り組みとしましては、中心市街地の利便性向上や交通環境改善に向けた検討のため、駐車場の実態調査や交通量調査を実施いたします。また、今後は、これらの調査も活用しながら、先ほど述べました中心部への市営住宅建設も含めた、小樽駅周辺地区のあり方を検討してまいります。

また、市民の安全を守る消防体制の充実のため、放水塔つき多機能消防ポンプ自動車及び指揮車を更新整備するほか、消防団の活動服等を更新いたします。

次に、産業振興の分野についてであります。

まず、市民の日常生活を支えるとともに、小樽の魅力の一つでもある商店街や市場のにぎわいづくりのため、イベント開催などを支援するにぎわう商店街づくり支援事業及び商店街活性化支援事業、商店街の空き店舗解消を目的とした空き店舗対策支援事業を継続して実施します。

そして、港湾につきましては、主な施設整備では、国直轄事業として、老朽化した北防波堤や第3号ふ頭岸壁の改良を引き続き行うとともに、大型客船の寄港に対応するため、第3号ふ頭の泊地しゅんせつを行います。

また、物流機能を高めていくため、中央ふ頭の岸壁背後地に新たに建設する市営上屋や、国際コンテナ埠頭施設などの保安のための監視装置の実施設計を行うほか、小樽港を取り巻く諸情勢の変化に対応した港の開発、利用及び保全の方針を定めるため、小樽港の将来のあるべき姿をしっかりと描いた上で港湾計画の改訂に取り組んでまいります。

次に、環境保全の分野についてであります。

子供からお年寄りまで幅広い年齢層の市民の活動の場、憩いの場である公園の整備は、これからの地域づくりに重要な役割を果たすと考えておりますので、今後、公園が市民の皆様により愛されるよう、活用や整備の仕方などの工夫をしてまいりたいと思います。

平成29年度は、国の交付金を活用し小樽公園の再整備や都市公園の整備を行うほか、市の単独事業として4カ所の公園で老朽化した遊具の更新を行います。

所信の最後となりますが、私は公約の第一に「皆様の信頼を取り戻すために、市政の現状をオープンにし、市民目線で取り組める市政を築き上げていく」と掲げ、昨年、市民公募委員制度小樽まちづくりエントリー制度を導入するとともに、私が地域へ直接出向き、市民の皆様が日ごろから感じられていることをお聞きする、おたるWAKI・あい・あいトークをスタートしましたが、市の取り組みは、まだまだ市民の皆様からは見えていないように思えます。

今後は、職員ももっと地域に出向いて、市民の皆様の生の声を聞き、市政に反映していく環境づくり

に一層取り組んでまいりたいと考えております。

このため、平成29年度は、新たな総合計画の策定に当たり、100人規模の市民会議を開催し、これからのまちづくりについて直接御意見をいただくなど、市民の皆様とともに計画づくりを進めるとともに、総合戦略の取り組みを効果的に推進するため、定性指標を把握するための市民アンケートを実施いたします。

それとあわせて、多様化・高度化する市民ニーズや社会情勢に対応するための組織をつくっていくため、組織改革を平成29年度に一部実施し、平成30年度の本格実施に向け取り組んでまいります。

また、職員がやりがいを持って職務を果たし、市民の期待に応えていけるよう、新たな人材育成基本方針の作成に取り組むとともに、外部との人事交流を活発に行っていくなど、人材育成に力を入れてまいります。

さらに、大学が有する知見をまちづくりに生かしていけるよう、大学との連携も強化してまいりたいと考えております。このため、小樽商科大学に加えて、昨年、北海道科学大学グループと連携協定を締結したところでありますが、現在、北海道職業能力開発大学校ともその調整を進めております。

このような取り組みを行っていくことで、市民の皆様との協働による、魅力ある住みよいまちづくりを推し進め、それに伴ってまちが潤い、やがて人口減少にも歯どめがかかるよう、これからも邁進してまいりますので、議員の皆様のお力添えと御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成29年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、平成29年度一般会計予算の主なものについて、前年度と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、市民税、固定資産税及び都市計画税などで増収が見込まれるものの、たばこ税などで減収が見込まれることから、前年度とほぼ同額の131億8,810万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、3.7%、6億7,800万円減の176億2,200万円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、4.0%、9,700万円減の23億5,300万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、人件費が3.5%の減、扶助費が臨時福祉給付金の皆減などにより0.7%の減、公債費が4.7%の増となったことから、合計で0.7%の減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を1.0ポイント上回る58.1%となりました。

行政経費につきましては、参議院議員通常選挙費の皆減や、行政情報システム整備事業費の減などにより4.0%の減、建設事業費につきましては、北陵中学校の大規模改造事業や消防署オタモイ支署の建設事業が終了したことなどにより19.0%の減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の減などにより4.6%の減、維持補修費につきましては0.6%の減となりました。なお、維持補修費のうち除雪費につきましては、平成28年度と同様に、第2回定例会以降の補正で通年予算とすることとしております。

繰出金につきましては、青果物卸売市場事業、住宅事業、後期高齢者医療事業及び病院事業分で増となりましたが、港湾整備事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、水道事業、下水道事業及び簡易水道事業分が減となったことから、総額で1.2%の減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少などにより、保険給付費が5.5%減の113億6,182万円となるほか、後期高齢者支援金等が1.4%減の14億8,841万円となりました。

歳入では、保険給付費の減に伴う国庫支出金等の減が見込まれるほか、保険料の予算総額は9.7%減の22億3,920万円と見込みました。

住宅事業につきましては、引き続き若竹住宅3号棟の解体工事を行うとともに、建てかえ本体工事に着手するほか、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費では、介護保険制度改正による介護予防サービスの地域支援事業への一部移行や、介護療養型施設の転換などにより6.2%減の134億114万円、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより158.8%増の7億4,859万円となりました。また、保険料は0.8%増の27億9,359万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料14億1,080万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金5億1,163万円及び事務費4,090万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ6,806万円の増となっておりますが、これは主に、徴収する保険料について、制度改正及び被保険者数の増加に伴い増となったためであります。

病院事業につきましては、総務省新公立病院改革ガイドラインに基づき策定する新小樽市立病院改革プランにより、経営改革に総合的に取り組むこととしております。改革プランでは、救急医療を担い急性期機能を推進すること、不採算・特殊医療や高度・先進医療を提供することなどを役割としており、これらを継続して担うため体制整備、経営の効率化、持続可能な経営を目指すこととしております。平成29年度は計画初年度であり、病院事業管理者のもと、職員一丸となって改革プランを着実に実行することとしております。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管の更新や耐震化を進めるとともに、浄水場などの施設の更新工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成29年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管や雨水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成29年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、高速道路関連工事に伴う土砂や瓦れき類の搬入量が大幅に減ることから、収益的収入は減少が見込まれますが、収益的支出においては、営業収益の減少に伴う消費税等の減などが見込まれることから、平成29年度の収益的収支としては黒字が見込まれております。

簡易水道事業につきましては、条例案で提出してありますとおり、平成29年度から地方公営企業法の一部を適用することとし、企業会計方式での予算案を提出してあります。旧特別会計に引き続き長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水ポンプ所の施設の更新工事を実施してまいります。損益収支につきましては、413万6,000円の純損失を生じる見込みですが、資金収支では平成29年度末において過不足は生じない見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

以上の結果、平成29年度の財政規模は、一般会計では552億7,143万3,000円、特別会計合計では362億9,087万4,000円、企業会計合計では246億6,771万8,000円、全会計合計では1,162億3,002

万5,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計では2.4%の減となり、特別会計は2.1%の減、企業会計は4.2%の増となり、全会計では1.0%の減となりました。

次に、議案第15号から議案第21号までの平成28年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第15号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、国の平成28年度補正予算に関連して、地方創生拠点整備交付金を活用した建築ストック・リノベーションまちづくり事業費を繰越明許費として計上するとともに、既存予算であります臨時福祉給付金給付事業費や鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金などにつきましても、平成29年度に繰り越した上で事業を実施する必要から、繰越明許費を計上いたしました。

また、決算見込みの精査により、教育・保育給付費負担金や職員給与費などを減額したほか、国民健康保険事業及び介護保険事業への繰出金についても所要の補正を計上いたしました。

歳入では、土地売り払い収入や退職手当債を計上したほか、財政調整基金繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに3億9,269万円の減となり、財政規模は597億8,451万円となりました。

次に、議案第16号から議案第21号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

港湾整備事業につきましては、上屋整備事業に係る実施設計等を翌年度へ先送りしたことによる減額、国民健康保険事業及び介護保険事業につきましては、決算見込みの精査により保険給付費を減額、住宅事業につきましては、繰越明許費として最上A住宅改修工事費を計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、病院事業につきましては、給与費及び経費の減額並びに材料費の増額など、水道事業につきましては、工期の変更に伴う勝納水管橋更新事業費の減額及び債務負担行為の増額などについて、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第22号から議案第56号までについて説明申し上げます。

議案第22号個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号総合的な計画の策定等に関する条例案につきましては、総合計画の策定手続等について定めるものであります。

議案第25号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間を新設し、これに伴う給与の減額について規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第26号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第27号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事評価の結果を職員の昇給及び勤勉手当の支給に反映させる

時期の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。

議案第29号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第30号職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

議案第31号山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、塩谷4丁目所在の山林の一部の売却に伴い、その地積を変更するものであります。

議案第32号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、個人の市民税の分離課税に関する規定を追加するとともに、地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行及び建築基準法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等における保育士配置について特例的運用を可能とし、その適用条件等を独自基準として設けるものであります。

議案第35号勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労女性センターの夜間の区分の使用料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第36号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、地域密着型通所介護に関する基準を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第37号おたる自然の村条例の一部を改正する条例案につきましては、使用料として野営場の入場料を新設するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に準じ、地区整備計画の区域内における建築制限の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第39号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、自動販売機を公園施設として設置する場合の使用料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第40号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、個人または民間事業者が所有する賃貸住宅の全部または一部を借り上げて市営住宅として設置できるようにするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第41号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、港則法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第42号簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、重要な資産の取得及び処分その他必要な事項を定めるもの

であります。

議案第43号簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するものであります。

議案第44号簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第45号水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間を新設し、これに伴う給与の減額について規定するとともに、勤勉手当の支給に係る人事評価について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第46号病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ扶養手当を改定するとともに、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い介護時間を新設し、これに伴う給与の減額について規定するほか、勤勉手当の支給に係る人事評価について規定するものであります。

議案第47号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、重大な消防法令違反のある防火対象物を公表することができるようにするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第48号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、甲種防火対象物及び乙種防火対象物の防火管理に関する講習並びに防災管理対象物の防災管理に関する講習に係る手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第49号コミュニティ消防センター条例を廃止する条例案につきましては、消防署長橋出張所の廃止に伴い、同施設に併設しているコミュニティ消防センターを廃止するものであります。

議案第50号損害賠償額の決定につきましては、平成28年7月11日に発生した建設部の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

議案第51号損害賠償額の決定につきましては、平成28年7月15日に発生した小樽市立病院における入浴中の死亡事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

議案第52号過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第53号市道路線の認定につきましては、天神1丁目山手線及び天神1丁目山手仲線を認定するものであります。

議案第54号市道路線の廃止につきましては、堺町小路線を廃止するものであります。

議案第55号二級河川の指定の変更につきましては、勝納川の2級河川としての指定延長を4.85キロメートルから4.48キロメートルに変更するものであります。

議案第56号職員給与と条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の扶養手当を改定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号から報告第4号までにつきましては、平成28年度一般会計補正予算、平成28年度介護保険事業特別会計補正予算、平成28年度病院事業会計補正予算及び平成28年度水道事業会計補正予算をそれぞれ措置するため、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

報告第5号につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の選出方

法を市長が議会の同意を得て任命する方法に一本化するとともに、その定数を規定するため、農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を平成28年12月27日に専決処分したものであります。

報告第6号につきましては、(仮称)消防署オタモイ出張所新築工事の請負変更契約を締結するため、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

報告第7号から報告第9号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。いなきたコミュニティセンターにつきましては引き続き株式会社小樽ビル管理を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては引き続き小樽駅前ビル株式会社を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するため、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

報告第10号につきましては、公平委員会委員の選任について、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

報告第11号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦について、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、平成29年度小樽市教育行政執行方針について教育長から説明したいとの申し出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

(林 秀樹教育長登壇)

○教育長(林 秀樹) 平成29年度の小樽市教育行政執行方針を申し上げます。

初めに、昨年12月、中央教育審議会は次期学習指導要領改訂に向けた答申を行いました。基本的な改訂の方向性として、近年、情報化やグローバル化といった社会変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、子供たち一人一人が、この予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。と示しました。

これを受けて、文部科学省は次期学習指導要領の改定案を2月14日に公表しましたが、前文では、「それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」との理念を示しています。

本市におきましても、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成といった、これまでの教育実践において、不易とされているものを基本と据えつつ、これからの予測困難な未来に対応していける人材の育成に向けた取り組みを進めていくことが求められております。

教育委員会としては、小樽の未来を託す人材を育成していくため、学校教育の取り組みにおいては、学力や体力の向上に向けた各種施策を初め、小樽の歴史、産業、伝統文化などを学ぶための取り組みや、グローバル化に対応した取り組み、さらには学校・家庭・地域との連携、協働を図るための取り組みなどを進めてまいります。

また、生涯学習の取り組みにおいては、幼児期からの家庭教育の充実を図るほか、図書館では子供の読書活動を一層推進するとともに、総合博物館、文学館・美術館では、幼児から高齢者まで自然科学や

芸術等に親しむことのできる学習機会の提供を初め、子供たちの情操教育等に資する取り組みを引き続き進めてまいります。

以下、教育委員会として、平成29年度の主な施策について御説明申し上げます。

まず、学校教育の分野ですが、小樽市学校教育推進計画の五つの重点目標に沿って申し上げます。

重点目標の第1点目、確かな学力の育成に向けた取り組みであります。

平成28年度の全国学力・学習状況調査では、小学校では全ての教科で、中学校では数学A・Bで、これまでの調査において全国の平均正答率との差が最小となるなど、徐々に改善の兆しが見えつつありますが、いまだ全国に比べ、基礎的・基本的な学習内容が十分に定着していない児童・生徒が多い状況にあります。

また、家庭での学習習慣においては、依然として、テレビを見る時間やゲームをする時間、携帯電話やスマートフォンの使用時間が全国と比べて長いことなど、家庭での生活習慣に課題が見られます。

こうした状況を受け、教育委員会では、小樽に住む全ての子供たちが、社会で自立するために必要な学力を身につけるため、学習意欲の向上及び基礎学力の定着を図る授業の改善と望ましい学習及び生活習慣の確立を両輪とする、次のような取り組みを進めてまいります。

まず、児童の学習意欲の向上及び基礎学力の定着を図るため、平成29年度は、小学校3年生以下の全ての通常学級に実物投影機を配備し、活用状況調査等を踏まえたICT活用研修講座の開催を通し、ICT機器を効果的に活用した授業の改善を行ってまいります。

次に、授業改善推進チーム活用事業についてであります。

平成28年度から、小学校3校に1名ずつ授業改善推進委員に指名した教員を配置し、その教員3名がチームとなり、1週間ずつ当該校の全学級をティーム・ティーチングで指導する事業を実施しておりますが、平成29年度は、さらに小学校3校に1名ずつ教員を増員し、複数での指導や推進チーム同士の連携、共有を図ることで授業改善の取り組みを一層進めてまいります。

また、全小・中学校で実施している標準学力調査を平成29年度も引き続き実施し、よりきめ細かな学力の状況を把握するとともに、日常の授業改善や補充学習等に結びつけることで、児童・生徒の学力の向上を図ってまいります。

次に、児童・生徒の生活習慣の改善に向けた取り組みについてであります。

本市の児童・生徒は、全国と比べ、携帯電話やスマートフォンの利用時間が長く、学校以外での学習時間が短いことが、学力の状況にも影響していると考えられることから、平成28年度に作成したインターネット利用等に関する小樽市のルールおたるスマート7が継続的に遵守されるよう、学校や小樽市PTA連合会等との連携の強化を図りながら、児童・生徒の望ましい生活習慣の確立と情報モラル教育の充実に努めてまいります。

次に、音読推進事業についてであります。

それぞれ平成25年、26年から始めた音読カップと小樽こどもの詩コンクールを引き続き実施し、家庭学習の充実に努めるとともに、児童・生徒の言葉に対する興味・関心を高めることで、国語力の育成を図ってまいります。

次に、樽っ子学校サポート事業についてであります。本事業は、学習意欲の向上や基礎学力の定着に効果的な取り組みであることから、小樽商科大学の学生はもとより、市内の高校生にも広くサポートを呼びかけるなど、内容の充実に努めながら引き続き実施してまいります。

次に、特別支援教育についてであります。現在、言語障害のある児童・生徒を対象として開設している通級指導教室を発達障害のある児童・生徒も受け入れられるよう障害の範囲を拡大し、児童・生徒

が生活や学習上の困難を改善・克服し、円滑に学校生活を送ることができるよう支援の充実を図ってまいります。

また、小・中学校の通常学級に在籍するLD、ADHDなど、特別な支援を必要とする児童・生徒や介護の必要な障害のある児童・生徒の学習活動を支援するため、平成29年度は、特別支援教育支援員を新たに中学校2校に配置します。

続いて、重点目標の第2点目、豊かな心の育成に向けた取り組みであります。

まず、小樽市教育支援センターの設置についてであります。

教育委員会では、平成28年度から不登校児童・生徒に対し訪問型の支援等を行う不登校対策推進事業を進めてきておりますが、不登校児童・生徒への登校支援及び教育相談を一層充実させるため、教育委員会内に小樽市教育支援センターを新たに設置するとともに、現在の適応指導教室を登校支援室「ふれあいルーム」と改め、さらに生涯学習プラザと市立小樽図書館に登校支援室「ふらっとルーム」を毎週火曜日から木曜日の3日間開設し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援の強化を図ってまいります。

また、児童及び保護者等に対するきめ細かな教育相談を行うため、教育支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各1名配置するとともに、引き続き、稲穂小学校、長橋小学校、手宮中央小学校にスクールカウンセラーを1名配置するなど、教育相談機能の充実を図ってまいります。

次に、いじめ防止対策の推進についてであります。

本市においては、平成27年度に小樽市いじめ防止対策推進条例を施行し、小樽市いじめ防止基本方針のもと、児童・生徒や保護者はもとより、市民に対しても、いじめ防止に向けた意識の高揚を図ってまいりましたが、平成29年度も年2回のキャンペーンの実施や小樽いじめ防止サミットの開催などを通して、児童・生徒が安心して学習活動などに取り組むことができるよう努めてまいります。

次に、道徳教育の充実についてであります。

道徳の教科化に向けて、平成29年度は、望洋台小学校、潮見台中学校の2校を道徳教育推進校に指定するとともに、当該校において道徳教育特別研修講座を開催し、道徳の時間の公開授業などを通して、教員の指導力向上を図ってまいります。

次に、学校図書館の環境整備についてであります。

読書活動を通して、児童・生徒の豊かな感性や表現力、創造力を育むため、現在、市内に2名配置されている学校図書館司書を4名に増員し、学校図書館の運営を充実することにより、読書習慣の確立を図っていくとともに、市立図書館と連携しながら、市内全域の学校図書館の環境整備に努めてまいります。

続いて、重点目標の第3点目、健やかな体の育成に向けた取り組みであります。

平成28年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、中学校では、前回より体力調査の合計得点が上昇しましたが、小学生は男女とも前回は下回るなど、小・中学生ともに、全国と比べ、依然として持久力や瞬発力に課題が見られます。

こうした状況を受けて、児童・生徒の体力・運動能力向上を図るため、次のような取り組みを進めてまいります。

まず、小学校体育科授業の工夫・改善の取り組みであります。

小学校の早い段階から、運動に対する興味・関心を高め、体育科の授業において達成感や満足感を持つことが大切であることから、引き続き、奥沢小学校を体力向上実践校に指定し、指導方法の工夫・改

善に関する実践研究を行うとともに、公開研究会を開催し、その指導方法を広く市内の教員に還元します。

また、平成29年度も、体育専門教員を小学校に配置し、体育の授業をティーム・ティーチングで行う体育専科教員活用事業の実施を通して、道内の先進的な取り組みを取り入れた体育科の授業改善を図ってまいります。

次に、学校における体力向上の取り組みであります。

各学校においては、平成28年度に作成した体力向上改善プランの評価・検証を行い、調査結果を踏まえた新たな改善プランを作成し、児童・生徒の体力の状況に応じた具体的な取り組みを行ってまいります。

また、本年2月に新たに設置した、学校教育と社会教育の関係者で構成する小樽市小中学校体力向上検討委員会において、児童・生徒の体力向上に向けた方策の検討に着手したところであり、今後、授業改善に向けた指導資料等を作成することや、スポーツイベント等への参加促進に努めるなど、関係機関が一体となって、児童・生徒の体力向上への取り組みを進めてまいります。

続いて、重点目標の第4点目、社会の変化に対応した教育の推進に向けた取り組みであります。

まず、ふるさと教育の推進の取り組みであります。

おたる潮まつりが50周年を迎えた平成28年度は、市内全小・中学校が潮ねりこみに参加しましたが、平成29年度も引き続き、児童・生徒の郷土愛を育む取り組みとして、おたる潮まつり実行委員会との連携のもと、潮音頭の歴史的背景や振りつけを学ぶ機会を設定し、多くの児童・生徒が保護者や地域の方々とともに潮ねりこみに参加することを通して、地域社会に貢献する実践的な力の育成を図ります。

また、作成に向け調査研究を進めてきた、小学校高学年の総合的な学習の時間で使用する教材小樽の歴史の編集作業を行ってまいります。

次に、観光都市小樽のグローバル化を担う人材育成の取り組みであります。

児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに国際感覚を養うため、次のような取り組みを通して英語教育の充実に努めてまいります。

まず、平成28年度は4名だった外国語指導助手、いわゆるALTを6名に増員し、全ての中学校に隔週で派遣するほか、市内全小学校での活用を通して、英語を使って積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度を育成するとともに、中学校5校を英語教育推進校として指定し、公開授業やアンケート調査等を通して、その実践の成果を広げてまいります。

また、平成32年度の小学校の英語教科化を見据え、これまで2校で実践していた小学校3、4年生の総合的な学習の時間で、英語に堪能な外部人材を活用した授業を行う英語教育推進校を3校にふやすとともに、英語の指導教員を巡回指導教員として配置し、小学校9校において、ティーム・ティーチングや校内研修の企画等を行う小学校外国語活動巡回指導教員研修事業を新たに実施するほか、外部講師を招聘した英語教育特別研修講座及び英会話スキルアップ講習会の開催などを通して、教員の授業力と英語力向上を図ってまいります。

さらに、小樽イングリッシュキャンプの内容の充実に図り、多くの児童・生徒の参加を促すなど、多角的な施策を通して、英語教育の一層の充実に図ってまいります。

次に、キャリア教育推進事業についてであります。

市内の事業所などの職場体験活動を通して、児童・生徒が働くことや学ぶことの意義を主体的に考え、実践する力を育成するため、中学校1校をキャリア教育実践指定校に指定し、職場体験等の取り組みを充実するとともに、キャリア教育研修講座を通して、その成果を各小・中学校へ広げ、小樽の将来を担

う人材の育成を目指すキャリア教育の充実を図ってまいります。

また、商大・能開大・高等学校等進路説明会を通して、児童・生徒が早い段階から自分の夢や目標を持ち、進路について家庭の中で話し合うきっかけとなるよう、多くの関係機関の協力をいただきながら、引き続き実施してまいります。

続いて、重点目標の第5点目、信頼に応える学校づくりに向けた取り組みであります。

まず、コミュニティスクール導入促進事業についてであります。

本市の小・中学校が地域住民と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む地域とともにある学校への転換を図っていくため、平成29年度は、まず先駆的な役割を担う市内小学校2校において、コミュニティスクールの導入に向けた推進委員会を設置するとともに、先進校視察や説明会を通じて推進環境を整えながら、順次導入を進めてまいります。

次に、小・中学校間の連携・接続の推進についてであります。

中1ギャップ問題の解消に向け、朝里中学校、朝里小学校、豊倉小学校を小中連携教育実践校に指定し、9年間を通した教育課程の編成や出前授業の実施、児童・生徒の交流等の取り組みを市内の小・中学校に還元するなどして、小・中連携教育の充実を図るとともに、小中一貫型小・中学校の設置に向け、今後さらに道内外の先進校の実践の調査研究を進めるなど、小中一貫校の実現に向け取り組んでまいります。

次に教員の指導力の向上についてであります。

4年前から進めている秋田大学教授との共同研究については、平成29年度も、市内の中学校2校を指定し、授業改善をテーマとした研究や公開授業などを通して、授業の改善を図るとともに、引き続き、先進的な教育実践を展開する研究推進校及び研究団体を指定し、公開研究会等を通して各学校に還元することで、教員の指導力向上を図ってまいります。

そのほか、教育環境の整備について申し上げます。

まず一つ目は、新しい学校づくりの着実な推進についてであります。

子供たちが、集団の中でさまざまな考えに触れ、お互いを認めて協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばすとともに生きる力を育むため、学校再編を進めてきております。平成29年度は、4月に統合開校する北陵中学校において、保護者や地域などの協力を得ながら、地域の伝統文化を学ぶ取り組みや、部活動におけるスポーツ・文化活動等の振興に向けた取り組みに対する支援を行うなど、新しい学校づくりを進めてまいります。

また、平成30年4月の中央・山手地区及び南小樽地区小学校の統合に向けては、花園小学校・入船小学校、緑小学校・最上小学校・入船小学校及び入船小学校・奥沢小学校・天神小学校の各統合協議会において、新しい学校づくりや通学の安全確保、学校と地域との連携などの検討のほか、児童の事前交流を実施し、円滑な統合に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに中央・山手地区の中学校再編に向けて、平成27年度にお示しした西陵中学校と松ヶ枝中学校との統合についての考え方を、引き続き、保護者や地域住民の方々へ説明し、御理解を得た上で、小樽商業高校閉校後の学校施設の活用について、北海道教育委員会へ要望したいと考えております。

二つ目は、学校の施設整備についてであります。

平成30年4月に開校する山の手小学校の校舎建設等工事が完了するほか、長橋小学校と高島小学校のトイレ改修工事を実施するとともに、児童・生徒用の傷んだ机と椅子を3年間で計画的に更新するなど、教育環境の整備に努めてまいります。

次に、社会教育の分野の主な施策についてであります。

第1点目は、社会教育施設での取り組みについてであります。

まず、文学館では、小樽出身で札幌オリンピックのテーマソング「虹と雪のバラード」を作詞した詩人として著名な河邨文一郎をテーマに、特別展「生誕100年 詩人・河邨文一郎展」を開催します。卓越した整形外科医として、また、福祉活動家としても国際的に貢献した生涯を多数の著作や資料で紹介してまいります。

次に、美術館では、特別展「大月源二―新たなリアリズムを求めて」を開催し、小樽で育った戦前のプロレタリア美術の代表的な画家大月源二の作品を紹介してまいります。

また、文学館・美術館では、子供たちに文学や美術へより親しんでもらうため、小・中学校の児童・生徒に展覧会の観覧等を通して、学芸員から学ぶ機会を設ける取り組みを引き続き進めてまいります。

次に、総合博物館では、企画展「収蔵資料展―美しき蛾の世界」を開催します。これは、標本約6,000点と写真パネル等の資料を展示し、多様な形態、生態及び人間社会とのかかわりについて紹介するもので、子供から大人まで、身近な自然環境への理解を深めてもらえる資料を展示するものです。

また、実験教室や観察会などの自然科学体験講座を拡充するとともに、小・中学校へ学芸員を派遣する出前講座の実施、夏休みの「青少年のための科学の祭典」への協力など、引き続き、学校や他機関とも連携して、子供たちの興味・関心を高めてまいります。

次に、図書館では、スクール・ライブラリー便や学校図書館司書への支援など、小・中学校と連携した取り組みを一層進めてまいります。

また、就学前の子供たちが本に親しむため、幼稚園、保育園及び関係団体などと協力して読み聞かせの体制づくりを支援するなど、幼児期からの教育環境の充実に向けた取り組みを行ってまいります。

第2点目は、生涯学習関係事業についてであります。

まず、生涯学習プラザを拠点に、家庭教育支援事業として、平成27年度から地域の人材を活用した家庭教育支援チーム小樽わくわく共育ネットワークを立ち上げ、子育て情報の発信、家庭教育講座、親子向けイベントなどを実施してきましたが、平成29年度は家庭教育ナビゲーター養成に力を入れるとともに、スキルアップ研修を実施し、保護者を初め、地域の方々に交流や学び合いを促進するノウハウを持った人材を育成・強化し、子育てに悩みや不安を抱える保護者を地域のさまざまな場面でサポートする取り組みを一層推進してまいります。

次に、次代を担う子供たちが、親子で琴・尺八などの邦楽、詩吟、生け花、日舞、茶道の日本の伝統文化を体験する伝統文化親子体験教室の開催を引き続き支援するなど、伝統文化の継承にも努めてまいります。

また、10月に本市で開催される日本PTA北海道ブロック研究大会の大会運営を支援してまいります。

第3点目は、文化財の保存・保護についてであります。

引き続き、歴史文化基本構想の素案づくりに関する作業を進め、市長部局と連携しながら文化遺産をまちづくりに活用できる取り組みを進めるとともに、地域の無形の文化財を学校等の拠点で子供たちに体験させるふるさと教育推進事業を推進します。

また、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事について、実施設計を進めてまいります。

第4点目は、市民スポーツの振興についてであります。

第29回目となるおたる運河ロードレース大会は、市民の健康増進とともに多くの市外参加者に小樽の魅力をより満喫してもらえるよう取り組むほか、第30回の節目の大会に向けた検討を進めてまいります。

す。

また、手宮公園競技場に小学生用ハードルを整備し、陸上競技の普及を図るとともに、バスケットボールやフットサルのプロ選手を小学校に招いて、子供たちのスポーツに対する意欲と夢を醸成する取り組みを進めてまいります。

新・市民プール整備事業については、市長部局と連携しながら新・市民プール整備検討会議において引き続き検討を行ってまいります。

以上、平成29年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策と狙いについて御説明いたしました。

市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、議案第57号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提案者を代表いたしまして、議案第57号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

今定例会で66回目の提案となります。

核兵器が違法化され、全世界から核兵器のない新しい段階への流れが生まれようとしています。

国連総会は、昨年末、圧倒的多数の賛成で核兵器禁止条約を交渉する会議の開催を決定しました。3月27日が開会日です。

核保有国は、この動きに強く反発をしています。米ロ英仏は交渉開始の国連決議に反対、中国は棄権しました。とりわけアメリカは、同盟諸国に国連決議に反対票を投じることや交渉に参加しないことなどを求める書簡を送るといふ、これまでにない異常なやり方で圧力をかけました。核兵器禁止条約が締結されれば、核兵器は違法化され、核保有国が最初は参加を拒否しても、政治的・道義的拘束を受けることになるからです。

条約が国連加盟国の多数の賛成で承認されれば、核兵器禁止条約に調印した諸国に寄港することが不可能になり、米国の核戦略は破綻します。また、核保有国への批判はさらに高まり、核兵器廃絶に向けて世界は新しい段階に入ることは明らかです。

ところが、日本政府は、核兵器のない世界は段階的にやっからこそ実現できるという核保有国の主張をそのまま繰り返し、禁止条約に否定的です。日本政府は、アメリカの圧力に屈して国連決議に反対票を投じました。核軍拡を公言するトランプ政権に追随する政権の姿勢は、核兵器廃絶に背を向ける行為にほかなりません。

本年2月3日、小樽港に米軍第7艦隊所属ミサイル駆逐艦マッキャンベルが寄港しました。1961年以来79隻目となります。小樽市として寄港要請に当たり、入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無の受け入れ判断の3項目について検討した結果、岸壁手配したものです。

しかし、毎年のように寄港することについて、民間港である小樽港の軍港化につながりかねないと懸念の声が出ております。

核兵器搭載の有無について小樽市は、米国領事館や外務省に一応は照会しますが、米国は核搭載について肯定も否定もしません。外務省は、米国の核政策に基づけば、我が国の政府としては、現時点において核兵器を搭載する米国艦船の我が国の寄港はないと判断、照会のあった米国艦船については、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していませんとして

いますが、日米間に核密約があるのは実証済みであり、日本政府との事前協議抜きに核兵器搭載艦船や航空機が自由に出入りできるというのは、米国の公開文書でも明らかにされています。

1975年、神戸市会は神戸港に核兵器搭載の艦船を入港拒否する決議を採択し、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、一隻も入港していません。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） ただいま上程中の案件のうち、議案第29号については先議することとし、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第29号について、可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から2月27日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時41分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 秋 元 智 憲

議 員 中 村 吉 宏

平成29年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成29年2月28日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹														
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義												
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信											
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章								
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生					
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡									
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生											
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦									
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公					

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに報告第1号ないし報告第11号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第58号及び議案第59号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第58号平成28年度一般会計補正予算につきましては、観光の活性化を目的とした寄附を採納したことから、小樽市ふるさと応援基金に積み立てるため、所要の補正を計上するものであります。

なお、積み立てた寄附金につきましては、寄附者の意向を踏まえ、多くの市民や観光客が利用する市有施設のトイレの洋式化等整備事業や、その他観光振興事業への活用を予定しており、今後、具体的な充当事業の検討を進めてまいります。

議案第59号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険料の各種所得割額の算定のもととなる所得に係る規定を整備するとともに、国民健康保険法施行令に準じ基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定し、同令の一部改正に準じ低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の判定所得の見直しを行うほか、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 自由民主党を代表して質問します。

まず、市長においては、第4回定例会の反省を踏まえ、同じ轍を踏まないような、ある意味誤解を招かない答弁を冒頭をお願いいたします。

地方自治における市長としてのあり方について伺います。

初めに、地方自治体における議会と市長の関係について質問いたします。

地方自治における二元代表制では、議員で構成する議事機関の議会と執行機関の長は、双方が住民の直接選挙によって選出されるため、住民代表としての正当性に優劣は存在しません。だからこそ、それぞれの機関はお互いに対等かつ独立の立場にあり、決してどちらかが一方に従属している関係ではありません。対等、独立の関係では、お互いの役割、存在を認め、相互に信頼されるよう努力し、信頼関係を成立させなくてはなりません。

このことは、まさに小樽市自治基本条例の第1条「この条例は、市民、議会及び市（市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。）が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを

進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。」と規定しているとおりであります。議会及び市が互いの役割や責務を理解し合うことが成立して初めて、議事機関の議会と執行機関の長が市民福祉の向上のために、それぞれの役割を十二分に発揮できる環境が整ったと言えます。

しかし、市長は議会に対して、自分が市長になって今までの状況とは違うのだから議会も変わるべき旨の発言をしています。この発言は、自治基本条例第1条の規定に反しませんか。そして、現在、議会と市長の役割を十二分に発揮できる環境は整っていないと考えますが、市長の見解を求めます。

自治基本条例における市民とは、市内で活動する団体も当然含まれています。しかしながら、市長は、市内で活動する団体である小樽商工会議所に対しても、変わるべき旨の発言をしています。この発言も自治基本条例第1条の規定に反すると考えますが、見解を求めます。

改めて申し上げますが、平成27年4月に森井市長が就任してから今日に至るまで、残念ながら森井市長と議会との間に信頼関係が成立していなかったと言わざるを得ません。

なぜなら、平成27年第2回定例会以降、7回の定例会が開催されましたが、当初の日程どおりに閉会したのは、皮肉なことに前代未聞の自然閉会となった平成28年第4回定例会のみであり、他の定例会は全て会期を延長しております。延長になった原因は、森井市長の議会への不誠実な対応、言動が繰り返されたからです。

議会はその都度、市長に反省と改善を求める動議、決議を可決してきましたが、動議、決議によって改善されたことは皆無であったと言わざるを得ません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

改善が皆無であったことは、第4回定例会が自然閉会になったことでも明らかです。

この事の発端は、12月5日の我が会派の中村吉宏議員が代表質問において、森井市長の後援会幹部が代表である雪運搬業者組合が小樽市に損害賠償を請求した訴訟について質問したところ、森井市長は「秩序ある議会、そして品位ある議会を念頭に置きますと、もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」「市役所としても、または市民の皆様にとってもですね、そのような対応を少し考えていただければ迷惑にはならない」と答弁しました。この答弁は全く質問にかみ合っておらず、また、その内容は議員の質問を抑圧し、執行機関を牽制、監視して適切な行政運営を確保する議会機能を否定しており、また、明確な根拠も示さないまま、小樽市議会に品位も秩序も存在しないかのような、誹謗中傷とも言える不適切、不穏当なものでした。

この答弁を議会が問題視し、議会運営委員会は市長答弁の取り消しと謝罪を求めましたが、森井市長は応じませんでしたので、議会としては議長名で市長答弁の取り消しを求める議会発言に対する勧告書を提出することを決めました。市長に直接手渡すために、事前に約束していた時間に議長、副議長、そして議会運営委員会の委員長、副委員長が秘書課を訪れましたが、森井市長は不在であり、また、市長の所在を副市長初め職員の誰一人として把握していませんでしたので、やむを得ず副市長に手渡しました。

通常の執務時間内の市長の所在を副市長を初め関係職員が把握していないのも重大な問題であります。それ以上に問題なのは、私的ではなく公的に議長が市長に直接勧告書を手渡す約束をしていたにもかかわらず、市長が受け取り拒否とも思える行動をとったことは、議会との信頼関係を構築する責務のある執行機関の長として妥当だったのでしょうか。市長の見解を伺います。

また、議長が提出のために訪れた際、森井市長はどこで誰と何をしていたのでしょうか。そして、なぜ職員の誰にも行き先を知らせなかったのでしょうか。明確かつ具体的な答弁を求めます。

次に、自然閉会となった平成28年第4回定例会において、森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議が、議長を除く24名の議員のうち、議会内の全会派21名及び無所属議員1名の合計22名の圧倒的多数が賛成して可決しました。

市長は、この問責決議をどのように受けとめ、今後、議会にどのように対応するのか、明確かつ具体的な答弁を求めます。

また、これまで可決された決議などについて、どのように受けとめ、対応してきたのか伺います。

次に、執行機関の長である市長のあり方について伺います。

執行機関の長は、法的には地方自治法第147条で「普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」とあり、また、同じく第148条では「普通公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定しています。

事務とは、例えば議会の議決の必要な議案の提出、予算の調整及び執行その他地方公共団体の事務の執行などです。当然ながら、地方公共団体を統括し、事務を管理し、これを執行するためには、執行機関の長には相応の資質、能力、見解等が求められます。

我が会派は、平成27年第3回定例会の代表質問において、市長にはどのような資質が必要なのか、また、森井市長にはその必要とされる資質、つまり職責を全うする資質をどのように培ってきたのか伺いましたが、その答弁は「私はさきの選挙において公約や経歴なども含めて市民の皆様から負託を得てこの市長というお役目につきました。今後4年間の取組において、市民の皆様判断をしていただくのが市長としての姿であり、その市民の皆様期待にこたえていく所存であります」でした。今、改めて議事録を読んで、質問の趣旨を理解していない答弁の内容に失望しています。

また、この定例会において、自治基本条例第18条「市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。」の規定を無視したかのような、理解しがたい人事異動についても質問しました。森井市長は、自治基本条例を理解した上で、適材適所の配置に努めました、つまりは、適正な人事異動であったと答弁しました。

しかし、この人事異動のうち22名の昇任人事について、コンプライアンス委員会へ地方公務員法違反の通報があり、委員会は地方公務員法違反の事実があったとの調査結果を公表しました。この調査結果などを踏まえて、平成27年6月に行われた人事異動の昇任人事について、地方公務員法に違反しているとの告発があり、札幌地方検察庁がこれを受理して、現在、捜査中であります。

自治基本条例第17条では、「市長は、選挙によって選ばれた市民の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。」とあり、同第18条では、「市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。」と規定しています。市長がこの規定を厳格に遵守していれば、最終的な司法判断はともかく、地方公務員法違反容疑というような事態を招かなかつたと確信をしています。市長は、自治基本条例第17条、第18条を本当に厳格に遵守して人事を行ったのでしょうか。答弁を求めます。

今日に至るまで、人事においては、長期にわたる副市長、総務部長の不在、総務部長内示予定者を初めとする早期退職者、降任希望者の多発、決算不認定の原因となった不可解な参与の任用、そして議会意思を無視したその任用の継続、また、異例とも言える、年度途中のきょう、部長経験者である幹部職員が早期退職するなど、全くもって組織内は正常な状況とは言えません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

執行機関の長たる市長は、地方自治法、地方公務員法、そして自治基本条例を厳格に遵守した組織内

マネジメントをする責任があります。しかしながら、現実には、組織内マネジメントが全くできていない状況であり、その原因は、市長が責任を果たしていないのか、または市長に組織内マネジメントをする資質、能力が欠落しているかのどちらかです。私は大変残念ではありますが、市長には組織内マネジメントをする資質、能力が欠落していると指摘せざるを得ません。市長はこの指摘をどのように捉えているのか、お答えください。

そのほかにも、私的な葬儀のために、公式行事、公務である手宮中央小学校開校式を欠席したこと、公用車の私的利用、東京小樽会、関西小樽会の欠席、高島漁港区での観光船事業者への便宜供与を思わせるような不自然な係船環設置などの許可、たび重なる除雪入札要件の変更による混乱、利益誘導を惹起させるかのような貸出ダンプ配車方法の変更、平成27年度決算の不認定、何らの議会合意、市民合意もない中での唐突な北海道電力への廃炉要請、小樽商工会議所との関係改善が今もって図られないことを踏まえると、森井市長には本当に執行機関の長としてのさまざまな職務を全うするに足り得る資質、能力、見識があるのか、これまでの議会对応から考えても疑念を抱かざるを得ません。森井市長には、私のこの疑念を完璧に払拭する明快な答弁を求めます。

これまで、我が会派、そして私は、自治体経営、都市経営について質問し、提案してきました。自治体を経営し都市を運営するためには、市長自身が経営者として、市の職員よりも、職員の誰よりも資質の向上を図り、研さんに努める必要があります。自治基本条例第19条第2項は「職員」から始まりますが、私は、職員ではなく「市長」と置きかえて、この規定を市長みずからが実行、実践すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

以上、第1項目を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、地方自治における市長のあり方について御質問がありました。

初めに、私の発言が自治基本条例の規定違反であるとの御指摘等につきましては、以前のオール与党体制から大きく変わったことにより、市の考え方や仕事の進め方、市民への接し方などが変化している状況において、議会との新たなかかわり方やこれまでとは違う関係の構築を目指していかなければならないと考えております。

その中で、改めて互いの役割や責務を理解し合い尊重しながら、本市のまちづくりに向けてともに進み始めておりますので、自治基本条例の規定に反しているものではないと思っております。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

そして、それがさらに進むと、今まで以上に役割を発揮できる環境になっていくものと考えております。

次に、商工会議所に対する私の発言が自治基本条例の規定違反であるとの御指摘につきましては、先ほど議会との関係でもお答えしましたとおり、市の考え方や仕事の進め方、市民への接し方などが変化している状況において、商工会議所との新たなかかわり方や、これまでとは違う関係の構築を目指していかなければならないとの思いから発言をしたものであり、時には議論を交わしながら、一方でさまざまな事業の実施を通じ、お互いに切磋琢磨しながら進められている状況もありますことから、自治基本条例の規定に反しているものではないと考えております。（拍手）

次に、議長による勧告書手交の際における私の行動の妥当性及び所在につきましては、私自身の発言の趣旨が議会には十分伝わっていなかったもので、それを伝達するには時間を要すると考え、様子を見たい、時間を置くべきと判断したところであり、また、私を含めた副市長や総務部長など、役職者が直接受け取ることは裁判にも影響を及ぼしかねないという心配から、総務課に届けるようにその旨を議会にも伝えておりました。

所在につきましては、石田議員と議員控室で議会再開や報道対応についての打ち合わせをしていたところであり、庁内での移動であることから、特に職員には行き先を告げなかったものであります。

(発言する者あり)

次に、第4回定例会での問責決議につきましては、提案説明冒頭の内容は、第4回定例会での一連のことを踏まえて申し上げたものであり、真摯に受けとめ、より慎重な発言を心がけるとともに、しっかりと議会議論できるよう、私の考えや思いを丁寧に説明してまいりたいと考えております。

また、これまで可決されてきた決議等につきましては、私の議会での言動等に関するものかと思いますが、市長がかわることにより、市役所の仕事の進め方や議会とのかかわり方が変化する過程において、お互い意思疎通が十分に図られないために提出されたものだと思っております。

(発言する者あり)

これまでも可決に至ったことを重く受けとめ、意思疎通の改善に努めてきたつもりでおりますが、正常な議会運営が図られるよう、引き続き努力をしてまいります。(拍手)

(「よし」と呼ぶ者あり)

次に、平成27年6月の人事異動につきましては、まず自治基本条例では、市長の責務としまして、第17条で公正かつ誠実に市政を執行すること、また、第18条で人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めることとされております。私といたしましては、これまでも答弁申し上げておりますとおり、市長就任以来、人事異動に当たりましては、職員個々の能力を評価した上で、その能力を発揮できる環境を整えることを念頭に適材適所の配置に努めてきたところでありますので、自治基本条例の規定に沿って人事異動を行ってきたとの考えに変わりはありません。

次に、私の組織内マネジメントに係る資質、能力に関するお尋ねにつきましては、私としましては、これまで市役所を変えるということを念頭に、鋭意取り組んできたところであります。

(発言する者あり)

何かを変えることには大きな勇気と大変な努力が不可欠でありますので、このことが時に職員に負担を感じさせることもあろうかとは思っておりますが、この2年間の取り組みによって職員の意識にも変化が見られると実感しているところであります。

(発言する者あり)

御質問は私自身の能力の有無ということですので、私から申し上げるのははばかられますが、当然法令を遵守し市政運営を行っているという認識でありますし、市政に対する評価は、この任期中の取り組みにおいて市民の皆様にご判断いただくべきものと考えております。(拍手)

(「それでいいぞ」と呼ぶ者あり)

次に、市長の職務を全うするに足る資質、能力、見識についての御指摘につきましては、繰り返しますが、この任期中における取り組みにおいて、市民の皆様にご判断いただくべく、自己研さんに努めていくべきものと考えております。

次に、自治基本条例に規定する職員の責務を私みずから実行すべきとのことにつきましては、私自身もそのとおりであると思っております、市政運営に当たりましては日々自己研さんを続けているところであ

ります。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇)

○15番(濱本 進議員) 第2項目め、市長提案説明に関連して質問いたします。

市長は、提案説明の前段で、平成28年第4回定例会について、市長の発言が議会に誤解を与えたと認識して、今後、発言についてはより慎重に行うと述べていました。誤解を与えたことに対して、市長はどのような責任をとるのでしょうか。具体的な答弁を求めます。

(発言する者あり)

この発言については一定程度は評価しますが、ことしになってから行われた記者会見での発言とは相違があると考えております。なぜ発言内容が変化したのかお答えください。

あわせて、なぜ2月22日以前にこのような表明ができなかったのかお答えください。

また、市長は本会議再開に向けて努力したと発言していましたが、どのような努力をしたのでしょうか。明確かつ具体的な答弁を求めます。

市長も承知しているとは思いますが、議会側では第4回定例会での市長の発言の何が問題なのかを、それぞれの事項について整理しましたが、それらの事項は現在まで何一つとして解決していません。市長はこのまま放置するつもりなのでしょうか。具体的にどうけじめをつけるのか、明確な答弁を求めます。

市長就任から今日までの2年弱の年月で広がり深まった、議会が持つ市長との間にある不信感という溝は、この定例会のみで埋めることができるとは、まさか市長自身も認識していないと思いますが、溝を埋める、つまり信頼関係の構築をどう実現するつもりなのかお答えください。

次に、市政執行に当たっての所信について質問します。

市長の任期は4年ですが、これを例えば1年に置きかえると、現在は第1四半期、第2四半期が終わる、つまり上半期が終わろうとしているところであります。今まさに第3四半期、下半期を迎えようとしております。自治体経営を念頭に置くならば、第1四半期、第2四半期、上半期の総括をして初めて第3四半期、下半期の経営戦略、経営目標の設定が可能となります。提案説明での市長の第2四半期、そして上半期の総括は、第3四半期、下半期に反映される総括となっているとは到底思えませんが、市長は第2四半期、そして上半期をどのように総括しているのでしょうか。残念ながら市長の提案説明では不十分で理解できませんでしたので、明快な答弁を求めます。

また、市長は、第3四半期、下半期の経営戦略、経営目標をどのように設定しているのか、具体的な答弁を求めます。

市長は、下半期で人口減少に歯どめをかけるために対策を行うと発言していましたが、どのような対策をどのように優先順位をつけて行うのか、より具体的な答弁を求めます。

あわせて、現在の人口推計に対して、それらの対策による効果はどの程度を想定しているのでしょうか。数値を示した答弁を求めます。

また、市長は、しっかりと経済対策に取り組むと発言していましたが、下半期でどのような経済対策を行うのか、具体的な答弁を求めます。

あわせて、経済対策の具体的な効果をどのように想定しているのか、数値を含めた答弁を求めます。

最後に、いま一度申し上げます。

我が会派は、これまで間違いなく森井市長が執行機関の長として自治体経営をするものとして、そして都市経営をする一員として、その資質、能力、見識等に疑念を抱いてきました。仮に、この疑念が確信となったときには、我が会派は市民の負託を受けた議員としての責任を果たす覚悟をしておりますが、近い将来に疑念が杞憂となる日が訪れるのでしょうか。全ては森井市長次第です。見解を求めます。

(発言する者あり)

なお、議案に関する質問は、この後予定されております予算特別委員会等で行います。

再質問を留保して終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、市長提案説明に関連して御質問がありました。

初めに、第4回定例会で誤解を与えたことへの責任につきましては、このたびのことは真摯に受けとめ、議会議論の中でお互いに切磋琢磨しながら、市民の皆様の生活向上や市政の発展に寄与できるよう、議会と誠実に向き合い、誤解を与えることのないようしっかりと対応していくことが、私としての責任のとり方だと考えておりますので御理解願います。

(「よし、いいぞ」と呼ぶ声あり)

次に、提案説明と記者会見での発言内容の変化等につきましては、私といたしましては、第4回定例会において、私の発言の真意を御説明させていただきたいと考え、議会を再開させていただきたい旨を主張してまいりました。しかし、結果として議会の再開には至らず、このたびの提案説明の冒頭で述べざるを得なかったものでありますので、発言内容が変わったという認識ではおりません。私としましては、議会での質疑に関することは議会の中でお話しすべきことであると考えておりましたので、事前に表明はいたしませんでした。(拍手)

次に、本会議再開に向けての努力につきましては、私といたしましては、本会議での答弁の取り消しを申し出たほか、結果としては実りませんでした。議長と直接お会いして協議を行ったり、副市長が副議長と調整を図ったりするなど、できる限りの努力をしたものと考えております。

次に、第4回定例会において、議会側で整理した事項へのけじめにつきましては、私といたしましては本会議での答弁の取り消しを申し出たほか、答弁漏れの認識はない旨などをお伝えしていることから、放置したとは考えておりません。これらのことに関し疑義がある場合には、議会議論の中で確認させていただきたいと考えております。

次に、私と議会との信頼関係の構築につきましては、市長はもちろん、議員の皆様もお互いに市民生活の向上と市政の発展に力を尽くす立場にあることは同じでありますので、そのことを踏まえ、議員の皆様には市政の進捗状況などについて都度お伝えするとともに、私の思いや考えについて丁寧に御説明することにより、議会の中でしっかりと議論を重ねていけることとなり、その結果、信頼関係につながるものと考えております。(拍手)

次に、任期のこれまでの総括と、今後の戦略、目標につきましては、第2四半期に当たる今年度は、小樽まちづくりエントリー制度の導入など、市政への市民参加を拡大したほか、ふるさと納税を行った方へのお礼の品の贈呈や、子供の医療費助成拡大を実行するなど、この2年を総括すると公約は着実に進捗しているものと実感を持っております。

しかし、依然として厳しい財政状況と人口減少が続いていることから、任期の後半に向けては財源対

策に頼らない、真の収支均衡予算編成に少しでも近づけられるよう、経費の抑制や収入確保に引き続き取り組むとともに、公約や総合戦略に掲げた取り組みを一つ一つ実行していくことで、市民の皆様の市政への信頼を取り戻し、人口減に歯どめをかけて、このまちの活気を高めていくことを目標に全力で市政運営に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策の優先順位につきましては、私の公約でもあり、人口減少対策とかかわりの深い「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」を実現するため、子育て支援や子供の育成、安定した雇用創出のほか、安心・安全・快適に暮らせるまちづくり等に寄与する対策を第一に取り組んでまいります。

第2といたしましては、国の人口減少対策でもある地方創生を推進するため、小樽版DMO関連事業、空き家対策事業、移住促進事業など本市の強みを生かしつつ地域の課題解決に寄与するような経済対策を、国の補助制度などを有効活用しながら実施してまいります。

また、これらを効果的、効率的に推進するため、引き続き事業の効率化による歳出抑制や歳入確保の検討を進めたいと考えております。

次に、人口推計に対する人口減少対策の効果の想定につきましては、平成28年9月末の住民基本台帳人口は12万1,268人であり、総合戦略における人口推計ではおおむね12万人から12万3,000人の間と推計しておりますので、現状ではおおむね想定どおりに推移していると認識しております。

人口減少対策は即効性のあるものではなく、結婚、出産、転居などの要因も人それぞれであることから、その効果を数値でお示しすることはできませんが、昨年、出生数が512人ととまっているとともに、死亡数が1,858人と、これを大幅に超えていることについては危機感を感じておりますので、早急に自然動態のアンバランスを解消する必要があると考えております。

次に、任期後半の経済対策とその効果につきましては、ここに暮らす人や訪れる人にとって魅力的なまちであり続けるためには、本市の強みである観光を軸に、個性や資源を磨き上げ活用していくことで、食品加工業などの製造業だけでなく、農水産業や市場、商店街など地域産業に潤いをもたらし、それらの高まりが新たな小樽の魅力となり、移住や定住にも結びつくといった好循環を生み出す政策展開を図ることにより、まちの活力を高め、雇用創出に結びつけてまいりたいと考えております。

そのため、観光振興では、今年度中に調査結果がまとまるまちなか観光にぎわいづくり調査や国の地方創生加速化交付金を活用して実施した明日の小樽を支える観光イノベーション事業の実証実験結果のデータなどを生かし、マーケティングを意識した観光振興戦略を立てて実行していくとともに、本市の文化財をもとにして固有のストーリーをつくり出し、質の高い観光資源として活用することができる日本遺産認定に向けて取り組み、また、自立した観光地経営を行う新たな主体となる小樽版DMOの設立に向け、関係機関等との理念共有や合意形成に努めてまいりたいと考えております。

農水産業では、旬の野菜や果実、地魚や農水産加工品などの消費拡大やブランド化を図る取り組みを、地場企業への支援では、首都圏や海外での市場開拓や販路拡大を、また、ふるさと納税の拡充による地場産品等の販路拡大を進めるとともに、利用がふえている創業支援事業やIT関連企業等の市外からの進出を対象とした補助制度の創設により、新たな雇用創出を目指します。

港湾振興では、引き続きクルーズ客船の誘致に努めるほか、ことし新造船が投入される内航フェリーを初めとする定期航路のポートセールスを関東や関西で行うほか、対岸のロシアとの貿易拡大に向け、ウラジオストクやナホトカへの企業訪問などを通じ、小樽港の物流促進を目指します。

なお、目標数値については、経済対策の基軸である観光振興で、平成30年度の宿泊客数を78万8,000人とし、その経済効果を他の産業に波及させるなど、総合計画や総合戦略などに位置づけられた各事業において、目標と成果を明確にし、検証と改善を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私に対する疑念につきましては、私も議員の皆様と同様、多くの市民の皆様への負託を受けて市長に就任させていただいております。したがって、市民の皆様への期待に応えられるよう、このまちで生活している人を大切にする政策を第一に考え、これまでも公約を少しでも早く実現したい気持ちで、職員とともに知恵を絞り、その具体化に向けて全力で取り組んでまいりました。元気なまち小樽を取り戻すために市民目線で取り組む市政へと変えようとしているところですが、この私の取り組みに対して、議会での政策議論や市民の皆様との対話を深めながら、御理解をいただけるよう、また、多くの市民の皆様へ市政をより身近に感じていただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。（拍手）

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

○15番（濱本 進議員） 再質問を何点かします。

まず、1番目の、市長は議会が変わるべきだという旨の発言をしたという質問をさせてもらいました。

これは、市長が就任して、それまでの歴代の市長と議会との関係性とは違う関係性になったわけですよ。だから、自分がどう議会対応をするかということ、それを発言するのはいいのです。議会に対して変わらなさいなんていう上から目線で話すことではないし、これは質問の趣旨には合っていないです。そのこのところをもう一回、同様に商工会議所に対しても、向こうも独立したきちんと法的な存在ですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

自分は歴代の市長と違うのだから、商工会議所も変わらなさいと発言していただけないですか。違うのだよ。あなたは歴代の市長とは違うから、商工会議所と私はこう向き合いますと言うのはいいけれども、商工会議所が変わらなさいなどと言うのは不遜しかあり得ないですよ。もう一回、その点について答えてください。

それから次に、平成28年第4回定例会で勧告書を手渡す際に市長が不在でした。そのことについて、どうしてそうだったのか、また、誰と何をしていたのかという質問をさせてもらいましたが、答弁がよくわからないのです。

まず、第1番目に、その勧告書を受け取ることが裁判に影響を及ぼすというふうなたしか発言していたと思いますけれども、受け取ったら裁判にどういう影響があるのですか。勧告書を受け取ることが何で裁判に影響するのですか。具体的に答弁してください。

それから、そのときにいないということを議会にも伝えてありますということでしたが、議会に伝わっているのであれば、議長、副議長並びに議会運営委員会の委員長、副委員長が4人そろって市長のところへは伺いません。知らなかったから行ったのではないですか。これは少し事実と反する答弁だったと思いますけれども、その点についても確認させてください。

それから、行く時間を事前にこちら側としてはアポをとって通告をして行ったのですよ。答弁にありましたが、そのときになぜ石田議員と議員控室で打ち合わせをする必要があったのですか。手渡しするのに、せいぜいかかっても10分か15分ですよ。中断して市長室に戻ればよかつたのではないのですか。緊急を要するなどということにはならないと思うのですよ、あのときの状況を考えると。全然よくわかりません。もう一回このところを答弁してください。

（発言する者あり）

それから、問責決議について、この問責決議のそもそもの原因が、市長の認識は議会と市長との意思疎通が十分に図られなかった、そういうふうには市長はお考えなのですよ。意思疎通が不十分だったから、あの問責決議が出たわけではないのですよ。市長の議会に対する対応が、言動が不適切だったから

出たのですよ。認識が違うと思いますが、いかがですか。

それから、人事のことを一つの現象面として、私は、市長には組織内マネジメントをする資質、能力が欠落してるのではないかということで、事例を挙げて申し上げました。その事例を通して欠落していることを私は指摘したのですから、市長は私にはあるということを十二分に証明していただかないと答弁にはなりません。これでは全く答弁になっておりません。改めて答弁を求めます。

それから、いわゆる組織内の人事のマネジメント以外にも、ほかの部分でも例示を挙げて、執行機関の長としての資質、能力、見識が足りないのではないかということも申し上げました。これに対して、いや、私にはこういう資質、こういう能力、いろいろなものがあるからきちんとやっているのだという、そういうものが答弁には一つもありません。その点について、具体的な事例を挙げてお答えいただきたいと思います。

それから、市長は自治基本条例の職員は要は資質を高める努力をしなければならないのだという第19条第2項のことを例示して申し上げましたけれども、たしかあのときの答弁は、市長は日々自己研さんを続けているところでありますとお答えでしたけれども、もう少し具体的に、私は市長になってこういうところが足りないということを実感したので、こういうことについて研さんをしたとか努力をしたとか、そういうことを何かやったことがあるのでしょうか。お答えください。

(発言する者あり)

それから……

○議長(横田久俊) 傍聴席の皆さんに申し上げますが、発言は一切できませんので、静粛をお願いいたします。

どうぞ。

○15番(濱本 進議員) それから、市長提案説明に関連して伺いましたが、市長はよく議会と市長が切磋琢磨してというフレーズを使われます。切磋琢磨の意味は、この議会と市長との関係性の中で適用されるというか、使われる言葉として適切なのでしょうか。切磋琢磨とは、友人関係だったり、同僚だったり、一般的にはそういう意味合いの中で使われる言葉であって、こういう議事機関と執行機関の長の間で切磋琢磨という言葉は本当に適切に使われる言葉なのでしょうか。その点についての認識もお伺いしたいと思います。

それから、第1回定例会での提案説明の冒頭で、市長は誤解を与えた云々という発言をされました。それで、なぜ発言内容が変わったのかという質問をいたしましたけれども、発言内容が変わったという認識ではないというお答えをいただいたと思います。しかしながら、平成28年第4回定例会が閉会の後、市長の記者会見はたしか3回あったと思いますが、その間全てとは言いませんが、記者の質問があったときの発言内容と今回の定例会での発言内容とは違うと思います。私はそのことを指摘したつもりであります。同じだということであれば、1月6日以降の今定例会が始まる前までの記者会見の間、市長が発言したこの第4回定例会の自然閉会に関して、今回の定例会で発言した内容と全て同じ内容を発言していたのか、違う内容だったのか、同じということであれば、記者会見の発言内容も例示しながら答弁をお願いします。

それから、第4回定例会で、本会議再開に向けての努力についてということで伺いましたけれども、やはり執行機関の長というのは、努力ではないのです。結果なのです。結果が伴ってこそ、初めて努力が認められるのです。現実問題、努力したと市長は言っている。努力したかもしれない。しかし、第4回定例会は、議決に至らないでそのまま閉会になったわけではないですか。そうすると、市長の努力は結果としては努力ではなかったという評価を受けざるを得ないのです。その点についてはいかがですか。

それから、第4回定例会の再開に向けて、市長は、たしか答弁の中で「本会議での答弁の取り消しを申し出たほか」と言っているのです。取り消しを申し出たけれども、最終的に拒否したではないですか。これ、答弁、うそではないですか。

確かに、申し出をしましたよ。だけれども、議会側からこうですよと言われた途端に、それをやめたのでは、取り下げたではないですか。これ、答弁違うのではないですか。

答弁漏れの認識はないと、そんなことも聞いていないですよ。議会側がきちんと問題点を整理して、全部出したはずですよ。そのことに関して、この問題点を整理するためには、解決するためには、答弁の修正、削除が必要だということで勧告書が出たわけです。わかりましたと、勧告に従いますという、一旦はそういう話になったけれども、最終的には自分の申し出を取り下げたではないですか。だからずっととまって自然閉会になったわけではないですか。答弁が不正確ですよ。もう一度、この点について答弁してください。

それと、議会と市長との信頼関係というのは、それを構築するということは、市政の進捗状況をその都度議会に報告するから信頼関係が醸成できるかと、そんなことではないですよ。日々の一つ一つの、議会の一日一日の、市長の態度、議会に向き合う態度、議会に対する発言、そういうものが、簡単に言えばタマネギの薄い皮が一枚一枚重なってタマネギになるのと同じで、信頼感という大きな実になるわけです。一朝一夕になるわけではないのです。そんなことは、議会に市政の進捗状況をその都度伝えることでなんて実現できませんよ。何か認識間違っていないですか。この点についてもお伺いします。

人口減少対策で聞いていますけれども、私は、対策を立てるということは、その対策に効果があるから対策を立てているのだらうと思うのです。そうすると、その効果というのはある意味人口減少に対する対策ですから、数値目標がなかったらだめなのですよ。この対策を打つことで、例えば年間1,000人減る今の予測だけれども、この対策でそれが50人でも100人でも減らすことができるのだ、例えば何も手を打たなければ1,000人の減少が950人になります、そういう数値目標がなければ対策の価値はないのではないですか。

でも、市長は、最終的には何を言っていたか、自然動態のアンバランスと。人口減少対策は、自然動態のアンバランスではないのです。社会動態のアンバランスなのですよ。だって、亡くなられる方を減らすということではないでしょう。いわゆる新しく生まれてくる、新しい命をふやすことが大事なことで、そのために医療費の無料化だとか、子育て環境の充実だとかと市長も言っているわけでしょう。単純に、自然動態のアンバランスという言葉でくくること自体が、本当に適切なのでしょうか。優先順位としては、自然動態のアンバランスよりも社会動態のアンバランスというか、社会動態をどうプラスに転換していくかということを考えることが必要なのではないのでしょうか。市長、いかがですか、お答えください。

それから、最後に、私の最後の質問に対して、市長の答弁は全く合致していません。私が何を聞いたのか。これまでの2年弱で、我が会派は市長に対して、市長としての執行能力、資質、そういうものに疑念を抱いてきたのだと。だから、その疑念が杞憂となるかどうか、みずからが証明してくださいと言っているのです。残念ながら先ほどの答えでは、全然疑念が杞憂となるような部分は感じられませんので。いま一度、その点も含めてお答えください。

再質問を終わります。

○議長（横田久俊） 若干お待ちください。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 濱本議員の再質問にお答えいたします。

大変数が多いですので、答弁漏れがないよう答弁させていただきますが、もし漏れた場合、御指摘いただければと思います。また、私から答弁しないことで担当から答弁することもありますので、御容赦いただければと思います。

まず、私が議会に対して、上から目線で一方的に変われ変われと言っているのではないかという御指摘だったかと思えます。また、さらには商工会議所に対してという御指摘だったかと思えますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、私自身は今までの市長といわゆる選挙に伴う選出背景が違うことから、今まで一般的にオール与党体制と呼ばれた状況とは違う形で、このお役目についているところでございます。そのような中で、私自身もさまざま大きく変えていきたいという思いの中で、先ほどお話しさせていただいたように、市の方針、方向性、考え方や、さらには仕事の進め方、または議会とのかかわり方とかも含めて、大きな変化が起きているところでございます。その中で、今まで市長部局側または市側と議会とがやりとりされていた今までの方法では、なかなか意思疎通ができない部分等が出てきていると私は認識しているので、そのような点においては、その変化について受け入れていただいて、その改善策も含めて一緒に考えていただきたいという思いを持ってお伝えさせていただいているところでございます。それが1点目。

そして、2点目でございます。私のところに勧告書ですか、持ってきていただいたときのことかと思えますけれども、結果的に議会報にも載せられて、そういう事情だったのだということで写真等も載っていましたが、結果、それが新聞等にも取り上げられていたところでございます。私としては、その出来事そのものが、やはり私の裁判にかかわる発言ではないかということから、議員の皆様は行動されておりましたので、それに伴う取り消しを求めに来られる、それが役職者、私を含めて対応することによって、そのハレーションが大きくなり、今や結果、新聞等出ておりますので、私自身の心配は杞憂だったかもしれませんが、そのときはそれを非常に強く感じていたので、そのように判断をしたところでございます。

（発言する者あり）

それともう一つ、濱本議員から、認識のずれがある、つまりはこちらから総務課に届けてくださいというお話については、議会は聞いていなかったというような御発言だったかと思えますけれども、しかしながら、私は確実にそのときに総務課に届けるようにということでお話をしておりますし、それを総務部が議会側に伝えたと聞いておりますので、その認識のずれは私自身は持ち合わせておりません。

それと、私自身がなぜそのように判断したのかということをお聞きになられたと思えますが、私としては、やはりそのときには私自身の真意、結果的に議事精査のために議会がとまったら私は認識しておりますが、私が発言したことの真意においてお話をしたいと思っていて、また、そのことについても総務部であったり、また、副市長なり議会側には伝えさせていただいていたとは思っておりますが、結果的にそれが十分に伝わってなかったのも、やはりそれをしっかり改めてその真意を理解いただいた上で、再開するためには時間を要すると考えたことから、私自身は様子を見るということで判断をさせていただいたところでございます。

それと、問責決議に対しての御指摘だったかと思えますけれども、私自身は先ほども答弁させていただいたように、私の議会における言動等、発言等に関するものが多かったとは思いますが、私自身はその根底には、先ほど答弁させていただいたように、市側と議会とのかかわりが変化する過程において意思疎通が十分に図られないために起きた出来事、これが一番大きな根底にある要因ではないかと

思っておりましたので、そのようにお話をさせていただいたところでございます。また、不穏当発言だったのではないかということではありましたが、発言そのものは誤解はあったとは思いますが、不穏当、不適切な発言だというふうには考えてはいなかったもので、いわゆる議会のときと、また、その後、記者会見等で、考え方においてずれがあるのではないかとお話しされていましたが、私自身は不穏当発言等ではないということでありましたが、記者会見等においては、私はその発言等を含めて議会の中で真意を述べたいという思いもありましたので、議会を再開してほしいということにおいては、何度も記者会見等でもお話しさせていただきましたが、その考え方においては、発言の点についてと議会再開について、論点が二つあったと思っておりますので、もともとの当初における発言と私自身は最後まで、今回の提案説明のときまで、発言の考え方においては変わったという認識は持っていなかったところでございます。

それと、私自身の能力においてマネジメントに資する能力が欠落しているということに対して、改めて御指摘だったかと思えます。そして、それを事例を通してというお話だったかと思えますけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、このことそのものは、私から自分で自分自身を自己評価という考えはありますが、現在の市長という職において自分自身の評価をお話しするのははばかれると考えておりましたので、やはりこれからの取り組みによって市民の皆様判断していただくことが非常に重要だと思っておりますので、その答弁で御理解をいただければと思えます。

また、自己研さん、それに資質、能力、見識を具体的な事例を示して御質問されたというふうにお話しされていましたが、私としては、市長という職務が、例えばこの資格をとったからその職務に合う資質があるとか、また、その能力をもって市長たる仕事に見合うというところが、私の中では御指摘で判断できない部分がありましたので、ですから私は、その資質や能力、見識について、具体的にお答えしようもないということもありますし、また、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはり自己研さんを繰り返ししていくことによって、市民の皆様にとって市長として見合う、そういう人材になっていくべきということから、先ほどそのようにお話をさせていただいたところでございます。

そして、そのために何をされているのかということもお話があったと思えますけれども、やはり施策であったりとか、もちろん議会との関係においても、議会運営について私自身も勉強させていただいておりますし、それに伴う本を読んだり、または職員からさまざまその内容等、または政策、さらには法令等も含めて私自身も学ばせていただいているところでございます。そういう意味合いにおいては、私自身もまだ全てにおいて完璧だと言えるところまでは至ってはいないかもしれませんが、日々職員と研さんさせていただいている、またはさまざまな場面でいろいろな議論を重ねてきておりますので、それがいわゆる具体的な研さんというお話になれば、今のようなお話になるかなと思えます。

それと、切磋琢磨という言葉は適切ではないのではないかというお話でしたが、私自身はやはり市長と議会であったり、または商工会議所であったり、またはその他多くの方々切磋琢磨をしながらという言葉においては適切な言葉であると思っておりますし、今後においても機会あるごとにそのような思いを持って行っていきたいと思っておりますので、適切ではないという御指摘ではありましたが、私自身は非常に重要な言葉だと思っておりますので、今までも使わせていただいたところでございます。

それと、結果が出なかったことはそれは努力とはならないという御指摘もあったかと思えますが、確かに答弁も、私もそのように結果として実らなかったということは、お話をさせていただいております。しかし、御質問自体はどのような努力をしたのかという御指摘でありましたので、私自身が議長にお会いさせていただいたりとか、副市長が副議長と調整を図ったということも、私は努力の一環だと認識していたので、結果は実りませんでしたけれども、その努力そのものにはお話をさせていただいた

とおりでございます。

また、信頼関係は一朝一夕では構築できないという御指摘もあったかと思えます。私自身もそのとおりだと思っております。だからこそ市政における進捗状況を都度お伝えすることだけではだめだということだと思いますが、それも行わなければならないと思っておりますし、それとともに、私自身の思いや考えについても、これからはしっかりと丁寧に説明をしていくこと、そしてさらにそのような説明等をさせていただいた中で、議会議論を重ねていくことによって、その結果、先々において信頼関係に結びついていくというふうを考えておりますので、その点におきましては、濱本議員から御指摘いただいたように、すぐにではないですけれども、それに向かって進んでいくという考えでございます。

それと、人口減少対策の件でありますけれども、私から答弁させていただいたのは、確かに自然動態のことについて、特にこれは数字がはっきりしておりましたものですから、そのことからお話をさせていただいたところでございます。実際に、この数字の差異は非常に大きい状態ですので、現在、小樽市、約年間2,000人減少しておりますけれども、そのうちの大きな割合を占めておりますから、やはりそれに向けてどう対応していくのかということは、喫緊の課題ではないかなと思っております。しかしながら、濱本議員からもお話がありましたように、社会動態においても非常に重要なことであると思っております。

しかしながら、この社会動態においては、それこそ一つの政策ですぐに成果が出るものではないと思っておりますし、さまざまな市政において取り組んだ結果、それが成果としてあらわれると思っておりますので、なかなか数値目標として、一つの政策に対して一つの結果とはならないと思っておりますから、先ほどはそのような答弁は差し控えさせていただきましたところでございます。

今後において、人口減少対策においては、御指摘のとおり、やはり市民の皆様にとって満足のできる、また、市民の皆様にとって人に優しい、または住みよいまちをつくっていくために行っていくことで、その環境づくりも整っていくと思っておりますが、現在、それは総合戦略に基づいて取り組ませていただいておりますので、改めてその総合戦略にこれからはしっかり基づいて取り組んでまいりたいと思っておりますし、現在、その理想的な推計等も出しておりますが、それに近づけるように取り組んでまいりたいと思っております。

それと、最後の質問の中で、質問したこととずれがあるということでありましたけれども、私といたしましては、その疑念が晴れるように、これからの2年間でそれを証明してまいりたいと思っておりますので、私の行動や言動によってその判断をしていただければと思います。（拍手）

○議長（横田久俊） 若干お待ちください。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼しました。

もう一点、私から答弁させていただきます。

議会側から、勧告書等においてそれぞれの事項を整理したけれども、それらの事項は現在まで何一つ解決していないと、それについて具体的なけじめをつけていないのではないかという御質問の中で、本会議での答弁の取り消しを申し出たにもかかわらず市長みずからそれを結局引込めたではないかというお話だったかと思えますけれども、私としては、先ほどからお話しさせていただきましたように、誤解を与えていたのではないかということが結果的にとまっている要因になっていたのではないかと考えておりましたので、それについての取り消しを申し出ようとお話をさせていただいたところでございますが、結果、そのお話を持っていく中で、それにはさらに取り消しのための書面等の提出等も、改めてその

お話をさせていただいた後に求められておりましたので、それはもともとお話しさせていただいた中で、そのようなお話は私たち何一つ認識をしていなかったことから、結果、そのお話から、こちらで提出しようと思っていた、また、取り消しを申し出ようとしていたことを取り下げたということが理由でございます。

(発言する者あり)

また、もう一点、答弁漏れの認識はない旨については、こちらから副市長等を通して議会側にお伝えをさせていただいておりますので、ここについては、こちらのお話はうそではございませんし、そしてそれをもって放置したとは我々は考えていなかったところでございます。

(「議長、15番」と呼ぶ声あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本議員。

○15番(濱本 進議員) 再々質問を行います。

冒頭に申し上げますけれども、市長が議会だとか商工会議所に変わらなければならないということを使うこと自体が、私はおかしいと言っているのです。今までの市長と私は違うのだから、向こうと向き合うときには、私は私なりの向き合い方をしますというだけでいいのですよ。何も相手の懐に手を突っ込んで、相手にどうしなさいなんて言う必要は何もないのです。でも、自分でそうやって言ってきたのですよ。もう一回、その点についてはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、勧告書の受け取りのことについては、どうも事実関係が議会側の認識と市長の認識とずれがあるようです。本来であれば、議長に議事進行をお願いして、本当に時系列的に、どういうふうに、どういう人が、誰に向かってそういうことを言ったのか、確認したいところでありますけれども、それは予算特別委員会等で資料要求をしながらやりたいと思いますので、事前の準備をお願いしたいと思います。

それから、どうも質問の内容を混同している、わかっていないような部分がありました。私は、第4回定例会の終わった後に市長コメントが出て、その後1月6日以降、記者会見が行われて、その間の市長の発言、質問に答えた発言等々を踏まえると、この第1回定例会での提案説明の市長発言とは内容に差異があるのではないですか、そういう質問をしていたのです。先ほどの答えでは、全然わかりません。もう一回答えてください。

それから、市長は、これからの2年間で私の資質等を評価してくださいとかと言っているのだよ、はばかりますからと。そのときに自己評価という言葉も使っていましたけれども、私が求めているのは、市長の自己評価を求めているのではないのです。市長の説明責任を求めているのです。あなたは議会に対して説明員なのですから、自己評価は手前みそになるから、はばかりますからこの先の姿を見てくださいという、そういう組み立てですよ。そうではない、質問しているのだから、正当な、自分はこう思っているのだという説明責任を果たさなければだめですよ。きちんとした説明責任を果たしてもらいたいと思います。

それから、市政の進捗状況をその都度丁寧に伝えると言っていましたけれども、具体的に何を指すのですか。

市長、こういうことをおっしゃるのだったら、例えば千歳市みたいに明確に定例会ごとに、少なくとも第1回定例会はその年度の市政執行方針をきちんと提案説明とは別に述べて、そして千歳市は定例会ごとに市政執行報告を行っています。こういうことをやっているのだったら、まだいいですよ。何か、ただ言葉だけ使って、その都度伝えて、それで信頼関係が醸成されますみたいなことを言っても、全然言葉に重みがありません。

改めて聞きますけれども、市政の進捗状況を伝えるということ、本会議でおっしゃったのですから、今後、どのような具体的な手法を持ってやるおつもりなのかお答えください。

それから……

(発言する者あり)

人口は、自然減と出生と社会減と社会増があるのですよ。それで、残念ながら死亡について、政策的に歯どめをかけるというのはなかなか難しい。だから、何をするかというと、出生数のより多くなるような施策、社会減が、いわゆる小樽市から出ていく人がふえないような施策、外から入ってくる施策ということで、この三つを考えているわけです。これのそれぞれに政策はあるはずですよ。では、市長は、今、私が言った、小樽市から出ていく、小樽市に入っていく、新しく生まれる命をどうやってふやすのか、この三つのうちどれが最重要だと考えているのか、それについてお答えください。

それから、最後の質問で、これもやはり似たような話ですけども、疑念を晴らしてくださいと言っているのだから、これから先の話ではない。質問者としての私は、今、疑念を晴らしてくださいと言っているのですよ。これから先の2年間を見てくださいなんていうのは答弁になっていないと思いますので、もう一回答弁を求めます。

○議長（横田久俊） 若干お待ちください。

傍聴人の皆様に申し上げますが、傍聴席での発言は一切できません。それから、議員や理事者の答弁、質問に公然と可否を示すこともできません。

先ほど来から大きな拍手がございしますが、そこまで私は目くじらは立てませんけれども、ひとつ静粛に皆さんの議論を見守っていただきたいと思いますので、お願いを申し上げます。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 何ですか。

(「もっと中身のある質問してくださいよ、じゃあ」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 何回も言いますけれども、お話はできません、発言は一切できませんから。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） これ以上発言が出てきますとちょっといろいろな処理をしなければなりませんので、よろしく願いをいたします。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 濱本議員の再々質問にお答えいたします。

1点目は、先ほど再質問でもお話しされていましたが、いわゆる議会側であったり、また、商工会議所などに対して、こちらから変わるべきだということを御指摘する立場にないだろうということをお話しされたというふうには思いますが、これについては、先ほど来から答弁させていただいているように、やはり市長自身がかわって、市政における運用方法が変わったところがございます。それによって、今までのかわり方とはやはり違う体制になったものですから、今までと同じやり方ではどうしても通じなかったり、または話が通らなかったり、そのようなことが実際に起きていると思っております。だからこそ、御指摘のとおり意思疎通が十分に図れていないのではないかなと思っておりますので、やはり市政においての状況が変わったということを相手側に対しても理解をいただきたいということから、先ほど来から答弁させていただいているように、新たなかわり方や、これまでとは違う関係の構築を目指してまいりたいと答弁させていただいたところでございますので、御理解を

いただければと思います。

それと、私の所信表明でお話ししたことと、今までの記者会見におけるコメントに差異があるのではないかというお話であったかと思いますが、先ほど答弁させていただいたように、私自身は第4回定例会のときにも、勘違いがあるのであれば発言を取り消しさせていただいて議会が再開すればという思いを持っておりましたので、その思いと先日の所信表明でお話ししたこと、そのときの考えにおいては差異はないと思っていますところでございます。

ただ、記者会見の中では、さまざまな御質問等がある中で、私なりにその時々でお話ししていることもありますから、客観的に見てそこにずれが生じているのではないかという御指摘もあるかもしれません。しかしながら、私自身は第4回定例会のときと所信表明のときに発言に対する考え方は変わっていないということだったので、御理解をいただければと思います。

それと、先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり私としては、これからの行動によって評価されることが重要だと思っております。市長は、やはり選挙において選出をされた、いわゆる公選によって選ばれているものでありますので、それをもって市長の資質であったり、そういうものが問われると思っておりますから、それを私自身が何にたけている、何がすごい、そのようなことにおいて、この場においてお話しすることではない、はばかれるということで、先ほど来からお話をさせていただいているところでございます。

それと、丁寧に説明をしていくのだということでお話しさせていただいたところでございますが、その中で、今お話しされていたように、千歳市のお話で会期ごとに執行報告等を行っている、そのようなことを市長としても考えるべきではないかというお話だったかと思っております。私自身も、その考え方に關しては共有する部分がありまして、今までも、特に昨年第4回定例会の中で、議案説明の前に少しそういうお話をさせていただけないだろうかという要望は議会側にさせていただいたところでございます。残念ながら、それは現在かなってはいないのですけれども、議員の皆様にご理解いただけるのであれば、執行報告であったり、またはその時期ごとによって方向性等が固まることもあるかと思っておりますので、それに伴う所信表明等を議会ごとにお話しさせていただく機会を与えていただければ、私としてもうれしいと思っておりますし、私からお話しさせていただいている思いや考えについて、丁寧に説明する機会になるのではないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、人口減においてですけれども、御指摘のとおり、先ほど出ていく、入っていく、そして生まれてこられる子供がということの3点でお話をされていたかと思っておりますけれども、私自身としては、先ほども答弁させていただいたように、人口の増減においては、やはり自然増減と社会増減が大きく影響をしているかなと思っていますところでございます。確かに、寿命というものはなかなかコントロールできないところではあるかもしれませんが、しかしながら、健康増進策、また今回も御提案させていただいております歯科医師会の御協力における口腔内における検査等によって健康寿命等を延ばすことというのは、可能性としてはあるのかなというふうに思っておりますので、まずやはり自然動態におけるバランスというのは非常に大きいですから、しっかりとそこに力を注いでいきたいと思っていますところでございます。

また、先ほど来からお話ししているように、社会動態においてはさまざまな政策がかかわってくるところかと思っております。現在、先ほどお話しさせていただいたように、それを総合戦略に基づいて取り組んでいるところでございますので、その総合戦略に伴う将来推計にできるだけマッチできるように、引き続き取り組んでまいりたいと思っていますところでございます。

それと、最後に、今というふうな求められたところでございますが、濱本議員からもやはりその疑念

を晴らすためには時間がかかるとも御指摘されていたとっておりますので、私としてもそれをしっかりと皆様に認めていただけるように、今までの2年間においては皆様がごらんになっておりましたし、過去自体は取り戻すことはできませんから、やはりこれからそれを2年間かけてしっかり市政を執行していく中で、皆様にそれも含めて評価をしていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 濱本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 平成29年第1回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

市長の市政運営について伺います。

初めに、昨年の第4回定例会についてです。

森井市長は、平成28年第4回定例会の自民党中村吉宏議員の代表質問の再質問に対する答弁で、「もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」などと発言し、議会に対する侮辱的発言ではないかとの議事進行があり、議事録精査のため休憩となり、その後の市長の無責任な対応のため、会期末まで審議が再開することはありませんでした。

市長の問題の発言は、裏を返せば、慎重さを欠いた質問だったのでこのように市役所や市民に迷惑をかけることになった、そのような質問をすべきではなかったと、中村議員、議会に対して、根拠もなく議員の議会質問を批判し、議会の行政執行に対するチェック機能に対して抑止、抑圧する発言は、断じて許されません。森井市長は、その後も自己正当化に終始し、謝罪はおろか、一言の反省もありませんでした。

2月22日の提案説明で、市長は「議員の皆様が受けとめられているような意図で発言したものではありませんが、結果として皆様に誤解を与えてしまったものと認識し、今後、発言に関しては、より慎重にしていきたいと思います」と述べていますが、それではどういう意図の発言だったのか、「結果として皆様に誤解を与えてしまった」とは、問題の発言の意図については誤解のしようがないと考えますが、今述べた議会側の理解は誤解なのかについて、明確な説明を求めます。

今回初めて、ある程度みずからの非を認めて、今後に向けて反省の意向を示した点は一步前進だと思いますが、市長が言うように、この程度のことであれば、最初に誤解を与えましたが意図はこうですと発言していれば、昨年第4回定例会は通常どおりに閉会していたのではないのでしょうか。何度も議長、副議長が再開に向け努力し、手を差し伸べていたにもかかわらず、その手を振り払うがごとき行動に対して、猛省をしていただかなくてはなりません。市長の発言、言葉の重みについて、議会は何度も注意をしてきたわけですから、議会との信頼関係の構築に最大限努力していただきたいと思いますが、考えを伺います。

次に、泊原発の廃炉要望について伺います。

私たち公明党としては、原発に依存しない社会、原発ゼロ社会を実現するために、太陽光や風力など再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの促進、化石燃料を有効に利用する火力発電の高効率化を掲

げていますので、一部市長の考えを理解できるところはありますし、その考えに反対するつもりはありません。

しかしながら、今回の泊原発に係る北海道電力への要望は、余りにも拙速であると考えます。一番の問題は、小樽市の市民合意、議会説明、議会議論、後志管内町村長へのしっかりとした事前の説明がないことであり、行政運営を行っていく上で手続が余りにもずさんであり、行政経験の少ない森井市長に対し、庁内でアドバイスできる環境がなかったことも非常に問題です。

さらには、憲法第92条、地方自治の本旨、住民自治の考え方に反し、ましてや小樽市自治基本条例のまちづくりの基本原則、情報の共有の基本原則「市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。」との条文に反していると考えますが、どうですか。自分の都合の悪い情報は提供しない、都合のいいものだけを提供するという考え方なのか伺います。

なぜ、情報を提供する側の市、市長は、泊原子力発電所に対する考えを市民や議会に情報提供、情報共有しなかったのか、憲法、小樽市自治基本条例に照らし説明してください。

昨年11月4日、報道を受け、まずは企画政策室にどういうことなのか説明を求めました。このたびの要望をする理由は、市長が選挙戦の公約に原発再稼働反対とした公約を掲げていたことが理由であるとのことでした。

しかし、選挙公約はあくまでも公約であり、その公約を実現するためには市民合意や議会での議論が必要と考えますが、市長選で得た約3万8,000票の全ての市民が全ての市長公約を支持し、白紙委任していると捉えているのか伺います。

市長の私見が小樽市の総意だと誤解される要望書を関係機関なりに独断で提出することで、どのような影響があると考えているのか伺います。

今回の北電への要望は、報道された廃炉の要望とはほど遠い内容であり、このようなことであれば、改めて一市長が要望するまでもなく、既に取り組んでいる内容です。

今回の企画政策室の説明では、昨年10月28日付で「北海道電力株式会社に対する本市の要望活動について」とのメールを後志管内町村長へ発信していますが、余りにも失礼であり、信頼関係を損なう問題です。まず、どなたがメールでの発信を指示したのか伺います。

また、メールを発信した後、後志各町村からは、何か問い合わせや要望書について意見などはなかったのか説明してください。

今回の行動は市長のスタンドプレーで、後志管内の住民にも不安を与えかねない問題です。小樽市は、定住自立圏構想や観光、防災など、さまざまな点で後志管内の町村と連携してきましたし、これからもこの連携はさらなる強固なものにしていかなくてはならないにもかかわらず、なぜ市長みずから各市町村長に口頭で説明しなかったのか、理解を求めなかったのか、理由を説明してください。

また、メールでよしとしたのはなぜなのか、後志管内の町村長と連携しなかった理由についても説明してください。

次に、市長は、これまで廃炉のノウハウの蓄積について提案を都度してきたと言いますが、具体的などのような提案をされてきたのか伺います。

平成27年第2回定例会において、我が党の会派代表質問で、千葉議員が市長に対し、北電泊原発再稼働に関しての見解について質問しております。市長答弁では、「泊原発再稼働反対の市民に対する問題提起につきましては、具体的な対応について今後検討してまいりたいと考えております。また、関係機関への行動につきましては、北海道や北海道電力株式会社などから小まめに情報収集を行うとともに、最適な電源構成を定めるエネルギーベストミックス、電力小売の全面自由化など、国のエネルギー政策

の動向を見きわめながら、今後のあり方について各関係機関と意見交換を行う機会をつくってまいりたいと考えております」と答えています。

市民に対する問題提起についての具体的な対応について検討すると言っていたにもかかわらず、市民に対しての問題提起をしなかったことは、市長みずからの発言に反していないのか伺います。

また、市民に対して問題提起をしなかった理由を説明してください。

北海道、北電から収集した情報とはどのような情報か伺います。

地方公務員法第15条違反に伴う告発について質問します。

昨年11月15日、一部報道機関で、森井秀明市長による平成27年6月1日付の職員昇任人事が地方公務員法違反に当たるとして、市民の方々が札幌地検に刑事告発することがわかったと報じられました。

その後、昨年12月には検察が告発を受理したとの報道を受け、これまでの議会における議論を聞いていても、森井市長就任後1カ月で行われた大量の昇任人事のうち少なくとも22件は、それまで市が行ってきた選考、いわゆる内申書に基づき行われてきた能力の実証方法を無視し行われたのは明らかであります。

これまで問題とされてきたのは、平成27年6月1日付の人事において、改正前の地方公務員法第15条の規定「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされているにもかかわらず、昇任者の能力を実証できるものがないために法令違反であるという公益通報があり、そのことに関して、昨年7月20日、小樽市コンプライアンス委員会の公益通報に係る調査結果では、公益通報のあった平成27年度人事異動における市長の法令違反について通報事実ありとの結果が示されました。

その理由として、一つは、地方公務員法第15条に規定されているように、職員の任用は「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされているにもかかわらず、森井市長が27年6月1日付で行った昇任人事は、勤務成績の実証となる昇任内申書、その他これにかわるような客観的な事実を示す資料が存在しなかったとしています。

また、理由の二つ目として、コンプライアンス委員会は、森井市長が昇任させた22名について、昇任させた理由等を記載した書面の提出を受けました。しかし、その書面は、本件調査に当たり改めて記憶に基づきさかのぼって作成したものであって、市長の考え方や各昇任者について見聞きした評判などが記載されているものであり、客観的に昇任者の勤務成績の能力を実証するに足る資料とは言えないと考えられるとし、この2点の理由から、実証性を欠いた昇任人事が行われた事実はあると認められるとしています。

市長に伺います。

少なくとも22名の昇任に対する能力の実証はできない以上、市長がそうは思わないなどと幾ら言い張っても、何の説得力もありません。市長は、コンプライアンス委員会から昨年5月2日付で依頼のあった、22名の勤務の実績を証明し得る資料はありませんと回答しています。地方公務員法第15条に照らし、成績主義の原則にも反していると思いませんか。

市長は、これまでも議会議論で意見が対立すると、私はそうは思わない、あなたとは意見が違うなど、根拠を示さず反論するばかりで、市長が望む政策議論ができませんでした。成績主義の原則に反していないのであれば、その理由と根拠を示した上で、わかるように説明してください。

私は、当初から何度も、実証するに当たり書面でなかったとした場合、市長はどのような方法で昇任内申のない方々の能力を実証できるのかと質問してきましたが、その都度、市長は、必ずしも書面でなくてもいいと言うばかりで、能力の実証をどのように示せるのか、いまだに明確な答えをいただいております。

りません。改めて伺いますが、実証を示せるのか示せないのか、示せるのであれば、その方法をお知らせください。

コンプライアンス委員会から勤務の実績を証明し得る資料を求められましたが、なぜ資料、いわゆる書面での提出を求められたと思いますか。考えを伺います。

改正前の地方公務員法第15条の規定に反し、能力の実証ができない人事が行われた場合、地方公務員法第61条第2号の規定違反を問われることとなりますが、市長は、当時の総務部長にも相談、打ち合わせもすることなく突然人事案を出し、人事権は私にある、人事は私が決めるなどと話し、結局は市長一人で人事を決めました。今回の問題で法令違反を問われた場合、市長の独断人事だったわけですから、責任があるのは市長一人になると考えますが、いかがですか。

また、法令を遵守する立場の市長は、実証することができない人事を行ったことに対し、どのような責任が自分にあると考えていますか。お答えください。

市長は、今回の人事にかかわる問題で市民から告発され、起訴なり起訴相当の判断が下された場合、市民や市職員に対し、どう責任をとるお考えですか。お答えください。

第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の市政運営について御質問がありました。

初めに、平成28年第4回定例会についてであります。まず、第4回定例会での発言意図と議会側の誤解につきましては、議会からの勧告書への回答書においても記載しておりますとおり、私自身が感じてきた議会のあるべき姿や、私が被告となることに伴い職員の負担や税金の支出で市民の皆様にも迷惑がかかっている状況を、議員の皆様にも御理解いただきたいということが発言の意図でありましたが、議員の皆様には議会の誹謗中傷と受け取られたことから、「誤解を与えた」と表現したものであります。

（「訴えた人の責任だよ」と呼ぶ者あり）

次に、議会との信頼関係の構築につきましては、第4回定例会が再開され、発言の機会を与えていただければ、私の発言意図を議員の皆様にも御説明しようと考えておりましたが、結果として実らなかったものであります。市長はもちろん議員の皆様も、お互いに市民生活の向上と市政の発展に力を尽くす立場にあることは同じでありますので、そのことを踏まえ、議員の皆様には、市政の進捗状況などについて都度お伝えするとともに、私の思いや考えについて丁寧に御説明することにより、議会の中でしっかりと議論を重ねていけることとなり、その結果、信頼関係につながるものと考えております。

次に、泊原発に係る要望についてですが、まず、このたびの北海道電力への要望につきましては、私が選挙戦のもとで掲げた原発再稼働反対の姿勢を貫くために、民意に基づいて私の思いを行動に移したものであります。

また、議会や後志管内の町村長に対しましては、昨年5月のJR北海道等に対するダイヤ改正に係る要望活動の際、まず関連の沿線自治体と調整を図った後、議会に情報提供した事例を参考にして行っておりますので、憲法や自治基本条例の条文に反するとは考えておりません。

必要な情報につきましては、議会等に対して情報提供する予定でありましたので、都合のよしあしでの判断はしておりません。

次に、泊原子力発電所に関する市民や議会に対する情報提供、情報共有につきましては、このたびの要望は、北海道電力に対して環境に優しいエネルギーの活用の促進や、廃炉に向けた技術的なノウハウを蓄積する研究の推進を期待する内容であり、小樽市長として、先ほど御説明したJR北海道等への要望活動に係る一連の流れに倣って、このたびも同様に内部の事務手続をとってから、議会に対して情報提供、情報共有を図ったものでありますので、憲法、小樽市自治基本条例の条文にも則しているものと考えております。

次に、市民が再稼働反対を白紙委任しているのかにつきましては、小樽市長選挙に当選するということは、この4年間の市政運営を市民から託されたもので、その判断は非常に重いものであると考えております。だからこそ、その民意を得た公約実現に向けて行動していくことが、市長である私の責務であると考えております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

このような考えに立って、私はこれまでの議会の中でその考えを述べており、これからもそれに基づいて行動してまいります。

次に、要望書を関係機関に提出することの影響につきましては、私は原発再稼働反対を公約に掲げ、民意を得て市長に就任しており、その後も議会において議論を重ね、さまざまな市民の声を得て公約実現に向けて行動しております。したがって、御指摘の影響につきましては、特に大きな影響はないものと考えております。

次に、後志管内各町村長へのメール発信の指示につきましては、私から企画政策室へ後志管内の各町村長に対して事前にお知らせするよう指示しておりましたので、その方法については同室に一任いたしました。同室としては、メールで文書を発信するとともに、電話で直接、要望の趣旨を各町村へ伝えております。

後志管内の各町村からの問い合わせ等につきましては、ある町村からは早期の廃炉という表現はいかがかという御意見もありましたが、複数の町村から小樽市が要望することなので特にコメントをするものではないとのお話をいただきました。

次に、泊原発の要望についての後志管内町村長との連携等につきましては、泊原発再稼働に対して後志の各町村長の思いはさまざまであると感じており、このたびの要望は、北海道電力に対し、廃炉に向けたノウハウの蓄積などの内容であり、その要望の趣旨を事前にお知らせしたものであります。

なお、連絡方法につきましては、企画政策室に方法を一任しておりましたが、メールと電話で事前にお知らせしたものであります。

次に、廃炉のノウハウの蓄積についての提案につきましては、これまでも北海道電力の幹部の方が私を何度か訪問され、その際には、泊原発の再稼働を前提とした説明に終始し、再稼働できなかった場合の観点が抜け落ちていたことや、東日本大震災での福島第一原発の事故において、東京電力の対応が後手に回っている状況などに鑑み、今のうちに廃炉に向けたノウハウを蓄積することが大切であるとの思いから、そのことについて研究を進めるべきであると提案させていただいたものであります。

次に、市民に対する問題提起につきましては、既に原発再稼働反対は市長選挙の公約で掲げており、また、記者会見や議会での議論など、私としてはずっと発信し続けております。そして、このたびの要望活動につきましても、市民の皆様に対するさまざまな問題提起の一つであると認識しております。

また、北海道からは、昨年5月に本市の担当職員が道主催の地域省エネ・新エネ導入推進会議に出席し、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つにすることが中・長期的に目指す姿であること、電力小売全面自由化の概要について情報収集してきております。北海道電力からは、電気事業をめぐる国のエ

エネルギー政策の動向や同社の経営状況、泊原発の審査対応状況と安全対策などについて情報収集しております。

次に、地方公務員法第15条に関する御質問についてですが、大きく5点御質問があったかと思いますが、現在、札幌地方検察庁において捜査中ですので、詳細についての答弁は差し控えさせていただきたいと思います。可能な範囲で1点お答えしますと、コンプライアンス委員会からの資料の求めの理由につきましても、調査に当たって必要とされたためと考えておりますが、求められたのは資料であり、書面に限定されたものではございません。いずれにいたしましても、私といたしましては、地方公務員法の規定ののっとり取り組んだという考えに変わりはありません。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、除排雪について質問します。

森井市長就任後、除排雪について議会においてさまざまな議論がされてきておりますが、例年同様に我が会派にもたくさんの苦情、要望が寄せられております。その多くが、やはり昨年と同じく排雪に関するものであり、特に、今年度は緑町のバス路線の排雪が間に合わず、路線バスの運行と市民生活に多大な影響を及ぼしました。

きめ細やかな除排雪とは一体何だったのか。市民には耳ざわりのいい言葉ですが、場当たりの対応で、その実現すらままならない状況です。市長が言うきめ細やかなという概念は、全く理解ができません。

初めに、ことし1月、小樽建設事業協会から市長に提出された要望書についてですが、内容は、一昨年の入札参加要件の突然の変更では、今後、除排雪要件の変更がある場合には、事前に市民、業界等の意見聴取や要望把握を行ってくださいと要望していたにもかかわらず、要望は無視され、平成29年度、30年度の小樽市指名競争入札参加資格審査申請に関しても突然要件の変更がされたが、従前より要望しているように意見聴取、要望把握をしっかりと行っていただきたいというものであり、また、民有敷地内での除排雪も実績として認めるとのことだが、地域総合除雪業務は一般市民や車両などが多数行きかう公道上での業務であり、民有敷地内での除排雪とは次元が異なるので、実績要件の見直しを検討願いたいというものです。なぜ、これまで業界団体からの要望を無視し続けているのか、理由を説明してください。

また、2点の要望に対し、それぞれどう回答したのかについても説明してください。

ことし1月6日の記者会見において、最上線でバスが交差できずに迂回運転をしている件で記者から質問された際、市長は、「パトロールは常に行っていて、その準備については進めていて、年が明けてからですね、その排雪に対しての段取りが動き始めたところではございますけれども、こちらの方のJV構成員のかたがたの調整の中で、例えば今日（調整を）行って今日のうちに（排雪に）入るということは、現状ではやはりできていない。ですから、排雪においては特に、今、お話しがあった第2大通りですか、バス通りにおいては、排雪について、昨日においても行うべきだということで動き始めてますけれども、JV構成員の方で、今日の今日では動きは難しいとのことで、残念ながら今おっしゃったような対応にしかなくない現状でございます」と説明し、何か排雪が間に合わなかった原因は、きょうのきょうでは動きが難しいというJV側にあるような発言です。パトロールを常に行っていたにもかかわらず、作業の準備さえもおくれたのは、市側の判断ミスが原因ではなかったのか、原因は市側

にはなかったのか伺います。

また、協議簿上での当該路線の協議、指示状況と当時の現状を時系列でお知らせください。

次に、通称緑第一大通り、緑第二大通りに挟まれたいわゆるはしご状の道路除排雪については、何人もの市民から、「例年であれば夜間作業による排雪であったにもかかわらず、ことしは日中の排雪作業で、人、車両通行に支障があった」、また、「これまでは松ヶ枝方面から順に排雪しているはずなのに何でことしはばらばらだったのか」「隣の道路は入っても自分たちの道路に排雪が入るまでしばらくかかり大変だった。不公平だ」などたくさんありました。市長が言われる不平等、地域差の解消とは逆行しているとは思いませんか、伺います。逆行していないと言われるのであれば、理由をしっかりと述べ、市民にもわかりやすく説明してください。

不平等、地域差の解消とは、住む地域に関係なく同じレベルで除排雪するというのでいいのか、それとも、これまで同様に、住む地域によっては差が出るのは仕方がないのか確認します。

第1回定例会の提案説明で市長みずから話されたことですので、間違いはないのか、不平等、地域差をなくすために予想される予算と、その財源をどう捻出するのか、方法について説明してください。

次に、先ほど例に挙げた緑町はしご状道路についてですが、そもそも例年夜の排雪作業が昼に変わった理由は何かお知らせください。もし、地域住民から排雪作業を夜から昼に変えなければならないような苦情、要望があれば、内容と件数も合わせてお知らせください。

また、協議簿ではどういう指示だったのか説明してください。

次に、住吉線の除排雪についてです。

2月9日に行われた住吉線の除排雪について、13日、市民より相談がありました。各議員も既に承知かと思いますが、市長が排雪現場において作業をしているJV構成員に対し、排雪中止の指示をしていたとされる件です。

まさか市長がみずから作業現場で指示をするなど到底考えられず、事実がどうであったのか調査したところ、当日、市長の後援会幹部である方が現場にあらわれ、ここは排雪の指示はしていない、何で排雪をしているのだと作業を中止するよう指示しており、その後、数十分後に市長と石田議員が現場にあらわれ、作業を中止させていたということでした。これが本当なのか確認いたします。

2月9日夜、住吉線の排雪作業中、現場で何があったのか説明してください。契約書、仕様書にかかわる質問ですので、正確な答弁を求めます。答弁に虚偽内容がある場合には、参考人招致、議会の調査権をも最大限用いることにもなりかねませんので、改めて正確な答弁を求めます。

疑問に感じるのは、なぜ市長後援会の幹部が排雪路線について知っていたのかということです。私たち議員でさえ、排雪に入る路線名や日時は知りませんし、ましてや一般市民がそのような情報をどう入手したのか、できたのか不思議でなりません。通常この情報は誰がどのように管理しているのか、なぜ市長後援会幹部が情報を知っていたのか説明してください。

次に、小樽市除雪業務委託等仕様書、地域総合除雪業務の契約書についてです。

地域総合除雪業務の契約書、総則第1条には、「委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別冊設計図書及び図面並びに仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」とされています。そこで、仕様書、契約書の中では、業務の中止の条件、方法、手続について、どう規定されているのか説明してください。

仕様書では、業務担当員は市職員とされ、その権限の一つとして、「業務担当員が権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は業務担当員が、受託者に対し口頭による指示等を行えるものとする。」とされています。当日、現場には業務担当員がいたのか、書面ではな

く口頭で中止の指示を出さなくてはならなかった緊急事態とは何か、仕様書、契約書に基づく現場で指示できるのは業務担当員だけですが、市長が指示できる規定はどこに何と明記されているのか説明してください。

市職員の説明では、ステーションへの指示に間違いがあり、業者が排雪を行った責任は市側にあるという説明でした。契約書の業務の中止、第14条第3項には、委託者が業務の施工を一時中断させた場合において、労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としもしくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない、とされています。今回のケースは、業者側には何の落ち度もなく、指示に従い作業を進めていたことを考えれば、当然、損害の負担は市側にあると思われそうですが、人工代、作業機械の準備確保の損害額は幾らになるのか伺います。

また、市側の間違いによってこうむったその損害は、市が負担すべきと考えますが、いかがですか。

後日、市長は直接ステーションに行かれたと聞きましたが、通常であれば市長が直接契約先のステーションに行くことなど考えられませんが、目的は何だったのか、話された内容も含め説明してください。

昨年第2回定例会で除排雪業務で指摘したように、内閣府発行の「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」に記載されているように「民間事業者が取り扱う業務に関して、地方公共団体は、民間事業者の個々の労働者に指示をすることはできません。業務内容について必要に応じて民間事業者の業務責任者と協議、調整を行うことは可能ですが、請負（委託）事業は、あくまで受託した民間事業者が地方公共団体から独立して行うもの」となっています。市長みずから現場の労働者に対し指示を行うことは、労働者派遣法に抵触するのではないのですか。お答えください。

偽装請負は発注者、請負者双方が罰せられることとなりますが、市長の行動は偽装請負の強要とも言うべきもので、請負事業者に対し多大な迷惑を及ぼし、社会的な信用さえ失わせかねない問題で看過できません。この責任を市長はどのように考えているのか説明してください。

第2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、小樽建設事業協会からの要望につきましては、地域総合除雪の企業体の代表要件を満たす業者の減少が見られ、将来にわたり地域総合除雪に多くの業者の皆様に携わっていただく必要があることから、これまで行ったヒアリング等で業者の皆様の状況を把握した上で、除排雪に係る制度の改善を行ってきたところであります。

また、本年1月の同協会からの要望書に対する回答は、事前に意見聴取等を行っていただきたいとの要望については、平成28年7月に道路除雪等業務に登録のある業者の皆様を対象にした地域総合除雪業務への参加意向の確認などにより状況等を把握したこと、実績要件に関する要望については、施工管理や工程管理に関する能力は添付書類で確認することや、講習会の開催などで技術力等の向上につなげる旨、回答したものであります。

次に、最上線でバスの交差ができず迂回運転をした件につきましては、除雪対策本部としては、日常のパトロールにより、1月4日時点ではバスの運行に支障を来す状況とは判断しておらず、1月4日から5日にかけて31センチメートルの降雪がありましたが、ステーションが除雪を行うことで、除雪対策

本部としてはバスの運行に支障が生じることはないと判断しておりました。しかしながら、バス会社は、バスの走行に必要な幅員が確保されていないと判断し迂回運行となったもので、市とバス会社との判断に差異が生じたことについては、市側に原因があったものと考えております。

次に、当該路線の排雪協議の状況につきましては、1月5日の朝に、バス会社から最上線で緑第二大通りでのバスの運行ができなくなり、道道である緑第一大通りを迂回運行しているとの連絡があり、現地の確認後、除雪ステーションにダンプや誘導員が手配でき次第、排雪を実施するよう伝えたと、ダンプ等の手配の関係から排雪作業が7日深夜になる旨の回答がありました。また、排雪作業までの間、拡幅除雪を行い、排雪前の7日早朝には通常経路での運行が再開したものであります。

次に、緑町のはしご状道路での排雪の仕方が、私が言う不平等、地域差の解消に逆行していると思わないかにつきましては、排雪作業のあり方としましては、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の除雪作業ができなくなった時点で排雪を行うことが基本と考えております。これまでの排雪は、地域の中のある路線で排雪作業が必要になると、まだ除雪作業が可能な近隣の路線もあわせて排雪を行っており、これが除雪費増高の要因の一つとなっていたものと考えております。限られた予算の中で除排雪作業を行って行くためには、まず除雪作業をしっかりと行って、必要となるタイミングで排雪作業を行うことが必要でありますので、路面状況によっては排雪実施路線の順番が前後することもあるものと考えております。

次に、不平等、地域差の解消につきましては、私が目指す不平等、地域差の解消とは、幹線、補助幹線、生活道路などの役割が異なる道路ごとに必要な交通が確保されるように、路面を維持する除排雪作業において、地域特性や受託業者間での経験などの違いからステーション地域間や同一ステーション地域内で路面状況に差が生じているため、これらを解消するということでもありますので、こういった取り組みにより不平等、地域差の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、不平等、地域差をなくすために予想される予算とその財源につきましては、ただいま申し上げましたとおり、不平等、地域差を解消することは、地域間や同一地域内で、同じ役割を持つ道路の状況に差が生じることがないようにすることであり、この実現に向け、除雪対策本部員を増員しパトロール体制を強化することや、受託業者に対する除雪車の技術講習の開催などの施策を行っているところであり、こうした取り組みを進めることで除排雪の効率化が図られることから、予算の増加につながるものではないと考えております。

次に、緑町はしご状道路の排雪作業につきましては、緑町の道道である第一大通りと市道の第二大通りの間を結ぶはしご状道路の排雪作業は、昼間と夜間の班を併用し作業を実施しておりましたが、夜間の作業におくれが見られ、昼間の作業であればダンプや人員の確保が可能との情報があったこと、また、沿線には住宅が多く、沿線の方々の安眠を妨げないことや、作業時に視認性が確保できることから、昨年度まで夜間に作業を行っていた一部の路線で昼間の作業としたものであり、沿線の方からの要望等で作業時間帯を変更したものではありません。

また、協議簿には、路線名、搬送する雪堆積場、使用するダンプトラックの規格、作業方法を合議事項として記載しており、作業の時間帯等については口頭で伝えております。

次に、住吉線の排雪作業中、現場で何があったのかにつきましては、2月9日の夜に住吉線において危険な作業を行っているとの情報が寄せられ、私が現地に赴き、作業を指揮していた方に作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから、確認をとるよう求めたものであります。

次に、排雪情報の管理につきましては、排雪作業に関する情報は、除雪対策本部においては七つのス

テーションの情報を管理し、排雪箇所的位置図は紙媒体で、作業予定日については電子データで管理しております。各ステーションにおいては、J Vがそれぞれの方法で管理しております。

また、特定の方が情報を知っていたとの事実は確認していないため、不確かな情報については説明することができません。

次に、仕様書、契約書の中での業務中止の規定につきましては、契約書では業務用地等の確保ができないなどのためまたは災害等で受託者の責めに帰すことができないものにより業務現場の状態が変動したため受託者が業務を施工できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を受託者に対して通知して、業務の全部または一部の施工を一時中止させなければならない。委託者が必要あると認めたとき、委託者は、業務の中止内容を受託者に対して通知して、業務の全部または一部の施工を一時中止させることができる、としております。

また、小樽市除雪業務委託等仕様書では、災害等により業務実施箇所が変動し、業務の実施続行が不相当と認めた場合、第三者、受託者、使用人及び業務担当員の安全のため必要と認めた場合、受託者が契約図書に違反し、または業務担当者の指示に従わない場合、業務担当員が必要と認めた場合において、委託者は受託者に対して書面により通知し、必要期間、業務の全部または一部の履行について一時中止を命じることができるものとしております。

次に、当日、現場には業務担当員はいたのかなどにつきましては、当日、市の業務担当員は現場にはおりませんでした。また、先ほども答弁しましたが、住吉線において、私が現地に赴き、作業を指揮していた方に作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから、確認をとるよう求めたものであり、作業の中止は指示しておりません。

(発言する者あり)

次に、今回のケースにおける損害と市の負担につきましては、損害額は幾らかとの御質問ですが、それについては、何をもちて損害とするかが不明確であることから、算出することはできません。また、私が現場において確認等を求めた結果、最終的には現場側で判断したことであり、市の負担は発生しないと考えております。

次に、私が直接ステーションを訪問したことにつきましては、私は、住吉線を担当する除雪ステーションの共同企業体における代表者の事務所に、この冬における当該地区の除排雪作業の状況や方法などについて、市政の責任者として話をするためお伺いしたものであります。

(発言する者あり)

次に、私が住吉線の現場で行ったことと、労働者派遣法との関係につきましては、先ほども答弁いたしました。住吉線において、私が現地に赴き、作業を指揮していた方に作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから、確認をとるよう求めたものであり、御指摘は当たらないものと考えております。

(発言する者あり)

次に、私の行為が偽装請負であるとの御指摘に関する考えにつきましては、繰り返しになりますが、住吉線において、私が現地に赴き、作業を指揮していた方に作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから、確認をとるよう求めたものであり、作業の中止は指示しておりませんので、御指摘は当たらないものと考えております。

(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元議員。

(1番 秋元智憲議員登壇)

○1番(秋元智憲議員) 小樽港の将来と利活用について質問します。

初めに、小樽港の整備についてです。

2020年、訪日外国人観光客4,000万人を目標とする政府は、クルーズ客船の誘致を重視し、今後、寄港岸壁の整備や旅客ターミナルビルを建設するとしております。さらには、クルーズ客船の利便性を高めるために民間投資も活用するとのことでした。

昨年12月1日の記者会見において、クルーズ客船誘致に関連し、記者から質問された際、市長は、クルーズ船の誘致においては、道内の港ごとに競い合っているわけではない。北海道全体として誘致をしていく機運、流れになっている。九州のほうはそろそろ落ちつくのではないかと。函館と小樽どっちかということではなく、北海道全体として寄港数が高められるように連携をしていく、と発言しています。

しかし、函館、釧路を初め他市では何とか自分の地域へ誘致をとの強い決意で誘致活動を行っているのは、多くの方が認識しているところであります。北海道知事であれば、市長が言うように、北海道全体としてと考える行動するのは理解できますが、なぜ小樽市の市長が他市のことまで考える必要があるのか、全く理解ができません。そんな考えで他市との誘致合戦に勝てるのか伺います。

市のトップがそんな考えでは、現場の職員の士気が下がるのは明白です。結局、市長には、小樽ファーストという考えがないのだと考えざるを得ません。市長のお役目は、何としても船会社に小樽を寄港地として選んでもらうために、最大限努力するということだと思いますが、市長の考えを伺います。

また、同日の記者会見では、第6次小樽市総合計画の後期実施計画で位置づけられている第3号ふ頭での国際旅客船ターミナル整備について、ターミナルそのものの箱をつくることは考えていないと発言しています。

平成26年6月に策定された第3号ふ頭及び周辺再開発計画と日本海側拠点港の形成に向けた計画書で、小樽港、伏木富山港、京都舞鶴港の3港で策定した計画にも明記された旅客ターミナルビル機能整備ですが、市長発言にあるとおり、旅客ターミナル建設中止はまさか市長の独断で決めたことではないと思いますので、建設中止に至る経過を、いかなる会議で誰がどんな議論を経て決定したのか説明してください。

また、関係機関等にはいつどのように報告したのか、その際どんな意見があったのか伺います。

第3号ふ頭及び周辺再開発計画では、第6次小樽市総合計画、小樽港将来ビジョン、日本海側拠点港応募計画、小樽市マスタープラン、小樽市観光基本計画、それぞれの位置づけについて整理され、第3号ふ頭周辺に関する将来の方向性として、国際旅客船埠頭機能を備えたにぎわいある交流空間とすることが確認されています。

私の認識では、当初の完成時期は、埠頭整備については平成30年、全体計画の完了は平成33年度を目標としていたと思いますが、第3号ふ頭周辺の状況を見ると、かなり計画の実施がおくれているものと感じます。森井市長就任前に策定された計画ではありますが、当然この再開発計画や第6次小樽市総合計画、小樽港将来ビジョン、日本海側拠点港応募計画、小樽市都市計画マスタープラン、小樽市観光基本計画で議論を重ね、策定された計画でも、今後、市長の考えにより変更するのか、考えをお聞かせください。

最初に述べたとおり、国は訪日外国人観光客の誘致に向け、港湾整備を進める自治体を支援していく考えを示していますが、今後、小樽市単費での港湾整備は難しいことを考えれば、国に協力を求めなけ

ればならないことは必然です。市長の、消極的ともとられかねない、ターミナルそのものの箱をつくることは考えていないとの発言は国の政策に反しますし、第3号ふ頭の整備がおくれ、クルーズ客船の誘致にも影響があれば、市内経済、市民の利益を損なうことにつながります。市長は、積極的に第3号ふ頭の整備を進め、国に対し予算要望するべきだと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、先日開かれた地方港湾審議会で、担当部局から説明を受けた長期構想検討委員会の延期と小樽港長期構想、港湾計画についてです。

審議会の席上、担当部局からは、小樽港の将来のあるべき姿を、ある程度の夢を描きながら20年、30年後を見据え、委員の意見を聞きながら資料をつくってきた、しかし、2月の委員会の開催について庁内会議を開いたところ、余り夢を描くのはどうか、市の財政状況を踏まえ、現実的な構想を策定してはどうかなどの意見があり、委員会の開催を延ばさざるを得なくなったという報告でした。報告を聞く限りでは、その指示は市長が出したものではないのかと感じられる部分がありましたが、実際は庁内会議においてどんな意見が誰から出されたのか、会議の内容、発言者、出された主な意見をお知らせください。

会議中に担当部局が説明していたとおり、通常、20年、30年先を見越して具体的な数字を算出するのは現実的ではありませんし、仮にできたとしても実効性がありません。長期構想策定のおくれにより港湾計画改訂も29年度にずれ込めば、当初の改訂予定より3年以上もおくれることとなります。なぜ、今になって急に、長期構想を数値目標を加えた具体的なものになどという発想になっているのか説明してください。

次に、第3回定例会でも質問しました高島漁港区における観光船事業に関連し質問します。

この問題については、第3回定例会の一般質問、昨年10月31日に開かれた経済常任委員会で質問してきましたが、その中で、市の許認可における対応のずさんさを改めて認識したのと同時に、現在の森井市政において、誰一人として、今回の対応がおかしいのではないかと、間違っているのではないかと、言う理事者がいないことを大変残念に思いますし、もしくは思っても言えない状況、環境に不安さえ覚えます。

やはりそもそもの出発点である許可申請を提出する前はどのような状態であったかのかについてですが、昨年11月25日、小樽市議会が小樽市立病院で開催した市民と語る会に観光船事業者の方が来られており、その会場で、今回の許認可の件について、許可前に係船はしていない、許可が出た後で係船をしていますと話されていましたが、私が要求し経済常任委員会資料として市側から提出された資料では、昨年5月16日、高島漁港護岸に係留している船の所有を確認、無許可で係留、車どめへのUフックを取りつけしているため撤去を指示したとあり、許可がおりたのは6月1日となっております。市側、事業者側が言うことが全く正反対ですが、市長は、第3回定例会の本会議場で私の質問に、無許可であったと答弁しています。事業者側も、市民と語る会の公の場で、許可はとっていたと話されております。市が議会に提出した資料が虚偽の資料なのか、それとも事業者側が言っていることが間違っているのか、虚偽なのか、どっちなのでしょう。議会議論や市政運営に大変な影響が出ますので、正確な答弁をお願いします。

市長は、議会で、U字ボルトを無許可で護岸の車どめに穴をあけて取りつけていたことが不適切な状態であると答弁していましたが、市が提出した資料で、この時点では護岸の登録申請もしていませんでした。市長みずから本会議場で無許可であったと答弁していますが、法的には許可とは、一般に禁止されている行為について、特定人に対しまたは特定の事件に関して禁止を解除する行政行為であり、許可を受けた者は、それまで禁止されていた行為を適法に行うことができますようになります。すなわち、許

可を受ける前に当該行為を行った場合は適法ではないわけですから、法的には違法ということになります。

昨年10月31日に開かれた経済常任委員会では、市長も理事者も、違法である明確な根拠は何もない、違法と断定できる状況にはないなどと答弁を繰り返していますが、法令を遵守すべき行政側の認識がこれでは余りにも無責任ですし、法を根拠に市民に指導などできません。法的には、違法か適法もしくは同じ意味の合法しかないので。市長がみずから答弁した違法である根拠、違法と断定できる根拠として、小樽市港湾施設管理使用条例第3条に「港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」とあるのに、許可を受けずに使用していたことは違法、違反状態になるのではないのでしょうか。いかが考えますか。

また、今回のようなケースが違法な状態ではないのであれば、法令、条例に照らし、市が違法、違反状態であると判断する場合とはどのような状態か、具体的に説明してください。

今後、事業者なり個人が護岸の登録や水面の占用許可を受けずに護岸、岸壁に係留していた場合は、違法、違反ではないとの考えなのか伺います。

これまで市は何度も事業者に対し指導を行ってきていますが、車どめの交換は完了したのか、分区条例に抵触する陸域の建物利用はどうなったのか、現状をお知らせください。

また、これまで市が行った指導、注意など、項目ごとに件数を伺います。

もし現在でも原状回復がなされていないとすれば、なぜ市長は、除雪ステーションには直接意見を伝えるにいくにもかかわらず、たび重なる市からの指導に従わない市長後援会関係者の観光船事業者には直接指導、注意をしないのか、理由を聞かせてください。これは、市長の積極的不作為に当たるもので、便宜供与だと思わざると得ません。市長の考えをお聞きします。

次に、漁港区内への浮き栈橋への設置についてです。

この問題は経済常任委員会でも指摘しましたが、浮き栈橋の設置に当たり、市は安全性の確認すらしていないことは大変に問題です。実際に観光船事業が始まり、観光客への影響、漁業者への影響を考えれば、当然すべき安全確認を怠っていたのは事実です。答弁では人命、財産に重大な影響を及ぼさないということで許可をしたとのことでしたが、安全確認をしていないにもかかわらず、人命、財産に重大な影響を及ぼさないと判断した根拠を説明してください。

委員会に提出された浮き栈橋設置図を見ますと、リングチェーンでの取り付けのみにもかかわらず、固定と書かれていますが、リングチェーンでは固定すらできないのではないですか。上下方向には潮の干満の影響を受けることが想像できますし、左右へは何も対策がされていませんから、波の影響をまろに受けるのではないのでしょうか。ましてや、この浮き栈橋に船舶に係留した場合、波や風を受け周辺に影響を及ぼす可能性があったのではないかと思います。このような影響は全く考えられないのかお聞きします。

市側の答弁では、市が安全確認するのは必要だが、安全チェックは事業者がするものだと、事業者の責任だととれる発言をしていました。安全確認をすることは必要としていながら確認をしなかった理由は、必要とする書類の添付を求めていなかったということでしたが、なぜ必要となる書類の添付を求めなかったのか、理由を説明してください。

やはりしっかり安全性を担保できるだけの確認はするべきで、市長公約の安心で安全なまちづくりを実行との公約にも反しないのか伺います。

次に、高島漁港区の陸域の許認可についてです。

昨年6月28日、事業者から建築指導課に建物の確認申請が提出されました。6月下旬、用地管理課か

ら、確認申請図面の建物敷地が市が管理する河川敷地に越境している可能性を指摘され、昨年7月8日、建築指導課より設計者に、敷地が河川敷地に越境していないか確認するよう指示したところ、事業者は、図面上で敷地から河川敷地を除く修正をしました。しかしながら、実際、現地では既に市が管理する河川敷地にコンクリート擁壁が建っている状況でありました。その後、昨年10月4日には、河川敷地に越境していた建築物の移動がされましたが、当然コンクリート擁壁は許可なく建ったままであり、議会で問題となり、視察することになったわけです。

そこで伺いますが、用地管理課より河川敷地への越境の指摘があり、その後、事業者が図面上の変更をした時点で、理由の聞き取り、現地の確認を怠った理由を伺います。

設計者に確認の指示をした時点で事業者も当然、越境の事実を把握していたと思いますが、事業者からは何も話がなかったのか、市としては、この時点で事業者との協議、対応を検討していれば大きな問題にならなかったと思いますが、本来そういう対応が必要だったのではないのでしょうか。いかがですか。

今回の件では、市の対応が後手後手になり、既成事実がつくられてしまって、それを追認するような形になっているのは問題です。一連の許認可について、市長の認識、原因の所在をどう考えているのかお聞きします。

特に、今回問題となっている、高島漁港区の水産ゾーンとしての位置づけを根本から覆しかねない観光船事業への許認可は、これまでの小樽市総合計画、小樽港将来ビジョン、港湾計画など、市が策定してきた計画とどのように整合性を図る考えなのか伺います。

そもそも分区条例が地区ごとに用途を定めた理念を崩すことにはならないのかお答えください。

また、本来、このような許認可を行う前に既存の各種計画の考え方を見直すなど、整合性をとる必要があったと考えますが、お答えください。

次に、今月23日の報道で、高島漁港区での観光船事業に対し公益通報があったとの記事がありました。この公益通報についてコンプライアンス委員会がどう対応するのか、次回の委員会開催日時とあわせお知らせください。

また、この件で、市長はどのような感想をお持ちか伺います。

これまでの市政運営で足りないものや変えなくてはならないものがあるにしても、市長の考えもはっきり示さず、議論もしない森井市長の政治姿勢は、大変に問題です。結局、迷惑するのは市民であり、今回の件では、漁師の方々も当然できるはずの漁ができなかったことで、大変迷惑をこうむっていますが、市長は、迷惑をかけた漁師の方々にどのような思いをお持ちなのかお聞きします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求める前に、傍聴人にもう一度注意を申し上げます。

先ほど2度注意したにもかかわらず、その後、発言があったように思います。私の発言の制止に従えない場合は、退場していただくこととなりますので、御注意を願います。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、小樽港の利活用について御質問がありました。

初めに、小樽港の整備についてですが、まず、クルーズ客船の誘致に関して北海道全体としての寄港数の増大に触れたことにつきましては、北海道へのクルーズ客船の寄港はまだ伸びる余地があると考えており、昨年、新たな取り組みとして、高橋知事と道内他港の管理者とともに、首都圏のクルーズ船社

等を訪問し、寄港地としての北海道の魅力をPRしたところであります。こうした誘致活動により北海道全体のクルーズ客船の寄港数が伸び、それが小樽の寄港増につながるといった考えをお示ししたものであります。

次に、クルーズ客船の誘致につきましては、これまでもアメリカフロリダ州で開催される世界最大規模のクルーズコンベンションへの担当職員の派遣や、外国船社幹部の招聘などを行ってまいりました。また、昨年11月には、東京でクルーズ船社や旅行会社などを招き、小樽港の利便性や北後志も含めた寄港地観光の魅力について、私はもちろん、北後志の観光協会の皆様とともにPRを行ったところであります。こうした取り組みは、小樽の魅力とともに北後志のすばらしさをさまざまな場面で発信することで、まだ小樽に来たことのない人はもちろん、既に来たことのある人にとっても、また訪れてみたいと思っただけのことにつながるものと考えております。今後につきましても、多くの船社に小樽を寄港地として選んでいただくために、知恵を絞って取り組んでまいります。

次に、第3号ふ頭における旅客ターミナルビル機能整備につきましては、今年度、担当部局から、老朽化対策を早急に行わなければならない港湾施設が複数発生しているとの報告を受けたことから、私と副市長、担当部局による協議を行い、市の財政状況を勘案しながら旅客ターミナルビルを含めた港湾施設整備の優先度やスケジュールを検討するよう指示したところであります。

その結果、旅客ターミナルビル機能整備より老朽化した岸壁などの港湾施設整備を優先して行うべきと判断したことから、記者会見において、ターミナルそのものの箱的なものをつくるという予定は、今は考えていないと発言したものであり、計画自体を中止しておりませんので、関係機関などへの報告は行っておりません。

次に、就任前に策定された第3号ふ頭及び周辺再開発計画などの計画につきましては、就任以来、議会議論を含めて多くの課題が浮き彫りになっておりますので、現状を分析し、変更が必要である場合には、計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭の整備における国への予算要望につきましては、現在、大型クルーズ客船対応のための岸壁や泊地の整備を進めており、今後も引き続き国への予算要望を行ってまいりたいと考えております。

また、旅客ターミナルビルの整備につきましては、港湾施設における老朽化対策の進捗状況やクルーズ客船の寄港状況、市の財政状況を鑑みますと、直近で整備することは現実的ではないと考えております。

次に、小樽港長期構想に関する庁内会議につきましては、第2回の委員会で提出する将来プロジェクトの展開イメージ案について、担当部局と協議した中で、私から市の財政状況を勘案した実現性のある内容で策定することや、貨物量やクルーズ客船寄港回数などの目標値を設定することについて、提案させていただいたところでございます。

次に、長期構想策定における数値目標につきましては、貨物量など量的な目標を示すことが、どのような変更を目指しているか明確になることから、具体的に設定すべきと考えたものであります。

また、第2回委員会で示す将来プロジェクトの展開イメージ案は、昨年8月に開催した第1回委員会における各委員からの意見を踏まえて、本年1月に取りまとめられたものであり、急な発想ではなく、段階的に進めてきたものであります。

次に、高島漁港区における観光船事業についてですが、まず、市が議会に提出した資料の真偽につきましては、昨年第3回定例会において議会に提出した資料は、港湾室が記録したメモから作成したものであり、事実に基づいていると認識しております。

次に、許可を受けずに護岸を使用していたことにつきましては、不適切な状態ではありますが、その後、許可申請が行われており、違法である明確な根拠は見当たらないと思っており、その時点で違法と断定できる状況にはなかったものと考えております。

次に、市が、違法、違反状態であると判断する場合につきましては、不適切な状態に対する是正指導を行っても改善する意思がないなど、是正される可能性が全く見出せない場合には、違法状態として判断せざるを得ないと考えております。

次に、護岸の登録や水面の占用許可を受けずに岸壁、護岸に係留していた場合につきましては、ただいま答弁した意図と同様ではありますが、その現状を市として確認した上で、不適切な状態に対する是正指導を行っても改善する意思がない、常習化しているなど悪質性が高く、是正される可能性が全く見出せない場合には、違法状態として判断せざるを得ないと考えております。

次に、車どめの交換、建物利用の現状につきましては、まず、観光船は現在も建物内に保管はされておりますが、3月中旬までに移動する、また、車どめについても3月31日までに原状復旧を行うと、それぞれ文書により確認しているところであります。

また、これまで市が行った指導、注意など項目ごとの件数については、U字フックの撤去について4回、車どめの取りかえについて5回、観光船の移動について3回、河川占用許可申請について1回、建築確認申請について1回、給水装置工事承認・排水設備工事等確認申請について1回、食品衛生法に基づく営業許可申請について1回となっております。

次に、観光船事業者への指導などにつきましては、機会があつてお会いした際には、原状回復について私からもお話をさせていただいております。

また、職員に対しては、法令遵守による対応を日ごろから指導しており、職員もそのことを踏まえて問題解決に向けて取り組んでいるところであります。したがって、議員が御指摘するような状況ではありません。

次に、浮き桟橋設置に当たっての安全確認につきましては、通常、設置者が気象や波浪状況から判断し、施設の管理運用を図ることが大前提であります。市としては、図面によって設置状況、内容を確認し、人命、財産に重大な影響は及ばないと判断したものであります。

次に、浮き桟橋に係留した場合の波や風による周辺への影響につきましては、浮き桟橋の設置者は、波や風などの気象条件について常々予測し、悪条件のときには船舶を安全な場所に移動するのが通常の措置でありますので、そのように対応することにより、周辺に影響を及ぼすことはほとんどないと考えております。

次に、安全確認に必要な書類を求めなかったことにつきましては、水面占用については、小樽市港湾施設管理使用条例及び同条例施行規則において提出書類の規定がないため、申請に当たっては書類の添付は求めておりません。

次に、私の公約に反しないのかにつきましては、今回の許可は、小樽市港湾施設管理使用条例に基づき適切に許可したものであり、特に公約に関するものではないと考えております。

次に、建築確認申請の修正時における現地の確認等につきましては、確認申請の審査に際しての現地調査では接道状況のみ確認しており、敷地全体の状況は特段確認しておりません。本件においても、図面の修正があつた際に、理由は聴取しましたが、接道状況に変更がなかったことから、改めて現地調査は行っておりません。

次に、コンクリート擁壁の河川敷地への越境の対応につきましては、7月8日、設計者に確認申請のあつた敷地が河川敷地に越境していないか確認するよう指示し、事業者が図面の修正を行った際には、

特段擁壁の話がなかったことから、河川敷地に擁壁が存在することを認識しておりませんでした。その後、河川敷地の管理を担当する職員が7月11日に現地調査を行った際、擁壁が設置されていることを確認したことから、事業者に対し河川占用許可が必要である旨を説明し、速やかに申請するよう指導したところであります。

次に、このたびの市の対応につきましては、一連の許認可の手續に当たり、市と事業者、漁業関係者の意思の疎通が十分に図れなかったことが原因の一つではないかと考えております。

次に、観光船事業の認可と市が策定してきた計画との整合性につきましては、高島地区は、小樽港将来ビジョンでは水産業の振興に貢献する水産基地空間として、港湾計画では水産ゾーンと位置づけておりますが、このたびの申請内容は、既定の計画や分区条例の定める範囲から逸脱するものではなく、また、観光との連携により水産業の振興に結びつくものと考えております。

次に、分区条例の理念につきましては、このたびの構築物については分区条例上適合するものと判断したことから、理念を崩すことにはならないと考えております。

また、現在、さまざまな現状分析をし、変更が必要である場合には計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、高島漁港区での観光船事業に対する公益通報につきましては、小樽市コンプライアンス委員会から調査を開始する旨の報告を受けており、具体的には、対象部局に対し意見陳述書の提出を求めると聞いております。

また、次回の委員会につきましては、3月23日午後1時半からの開催の予定であると聞いております。

次に、公益通報についての私の感想につきましては、小樽市職員倫理条例第4条第4項には、職員の責務として「自らの職務に関連する法令に精通するよう努め、職務を適正に遂行しなければならない。」と規定されていることから、市が行う許認可について違法ではないかとの通報を受けたことは残念に思いますが、調査の求めには適切に対応したいと考えております。

次に、今回の件にかかわられた漁師の皆様への思いにつきましては、海にかかわるさまざまな業種の方々が漁師の皆様に対して大きな影響を与えていることにつきましては、認識していたところであります。今後につきましては、海にかかわるさまざまな業種の方々と漁師の方々が、ともに理解し、お互いの状況を認識し合う環境づくりが必要であると考えておりますので、市としても、そのような状況の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、第4回定例会のことですけれども、私は、この場では、市長がそもそも議会側の意思を反映して裁判を闘うつもりはあるのですかということを確認させてください。誤解とかということをもたまたお互いに言い合うとまた結論は出ませんので、市長は、そもそもの原因であるこの裁判、議会側が名誉毀損には当たらないという、こういう考えで闘う気持ちはあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

今回、市長から、今、答弁をいただきましたけれども、結果的に誤解を与えていたということですが、これは市民にとって迷惑だということでありまして、議会側に瑕疵があるように受けとめられるのですけれども、それはもう一度改めて答弁いただきたいと思っております。

次に、そもそも議会は、これまで、市長が議会議論をしたいということで、議会側としても市長といろいろと政策議論をしたいということで来ましたが、結局、毎定例会とまってしまうたり

する原因が何だったのかというのを思い返していただきたいのですが、やはり市長の発言によるものが多いですし、突然、市長が勝手に発言されたり、質問していないことを発言されたり、また、ころころ言葉を変えて、主語はこれです、ここの部分の主語はこれでしたみたいなことを次の日になってやり出すから、信頼関係がどんどん崩れていったのです。議会の信頼関係を失ってきたわけですから、事前に今回は副議長、副市長で調整してきたわけですがそれでも、議長、副議長、市長、副市長で公の場で、公開で再開に向けて協議したいという議長からの提案も結局は断ったわけですね。

市長が言う、議会で起こったことは議会で議論してほしいというのは、そのとおりなのですが、当たり前のことなのです。ところが、今、言いましたけれども、議会というのは時間が制限されていますから、なかなか結論まで行かないというのが、これまでの議会を見ていて思うのです。市長が質問にしっかりかみ合う答弁をしてもらえれば、私が納得する答弁をしてくださっているわけではないのですよ、しっかり質問に対して答えてくれれば何の問題もないので、しっかりそういうことも踏まえて、市長、今回の反省もしっかりと受けとめていただきたいなと思います。もう一度、市長が今後、議会における対応、どのようにしていくのか、その辺をお聞かせください。

それと、憲法第92条の地方自治の本旨と自治基本条例の条文について、私は反しているのではないですかと、その考えに反しているということでお伝えしたのですけれども、その条文に沿って憲法第92条の住民自治の考えにはこういうことで反していないのだというふうに、自治基本条例のここにこうして反していないのだというふうに、条文でお答えいただければなと思います。

次に、原発の話です。

今回、唐突に新聞に出ましたから私たちも驚いて企画政策室を呼んで話を聞いたのですが、市長はしっかり議会に説明するつもりだったと言いますけれども、結局、私たち公明党から説明を求めなければ、理事者側から説明したいのだという話はなかったのですよ。だから、そういうことが市長が言われる議会側にもきちんと説明しようと思っていたなどということと、少し食い違っているのではないですかということなのです。

JRと同じような扱いで、これまで要望してきたとおり、原発の要望も北電にすることですけれども、私は、市長に、その影響も考えないのですかということと質問しました。普通、地方公共団体の長が一企業に要望するということは、これは大変なことですよ。それによつては、例えばJRなんかだと路線の廃止ですとか、ましてや便数の増便、そういうことも考えると、経営にもかかわってくるんですよ。ましてや、泊原発だって廃炉にするというのは簡単ですけども、では自治体の長として、そこに携わっている方々もいるわけですから、そういう影響も考えているのですかということと質問したのです。市長は大きな影響はないと言っていましたけれども、その辺も踏まえて、影響についてもう一度お答えください。

それと、町村長からの問い合わせで、早期の廃炉という表現はいかがというふうにあったということなのですが、実際、市長がその方に対してしっかりと自分の考えを伝えなかった、この理由をしっかりともう一度説明してください。

それと、市民に対する問題提起です。

これは、千葉議員が会派代表質問で質問した際に、市長がしっかり市民に対する問題提起も行うということでした。普通、考えれば、原発廃炉に対してこういう問題がある、私はこう考える、だから議会、市民が議論してください、その結果として、例えば、もしかしたら廃炉の要望になるかもしれません、また違う形の要望になるかもしれませんが、市長が先ほど来、濱本議員への答弁の中でも、私への答弁の中でも言っていましたけれども、市長が要望してしまったら、それは最後なのですよ。その後

に市民が議論して、何か変わるのですか。もう市長が要望するということが小樽市の総意だと、小樽市としての考え方だと受けとめられるわけですよ。だから、手続が逆なのではないですかと、もっとよく説明、議論して行くべきだったのではないですかというふうに思いますけれども、この辺もう一度お答えください。

それと、地方公務員法第15条の告発についてですけれども、勤務実績を証明し得る資料はないと市長は答えたのです。証明できないということで、これはいいのですね。証明できないということでいいのかどうかお知らせください。

それと、地公法の規定にのっとってというようなお話をされていましたが、地公法のどの規定にのっとって平成27年6月1日付の人事を行えば、ああいう疑義が持たれるような人事になったのか、その地公法の規定、改正前の地公法何条だったのかお知らせください。

次に、除雪に関してです。

建設事業協会からの要望なのですけれども、全く市は建設事業協会の要望書には応えていないのではないのかなと思うのです。建設事業協会は今までも、要するに制度の変更をするときには意見聴取をしてくださいと、市民、業界などに意見聴取や要望把握を行ってくださいと要望しているわけですよ。それについては、全く応えていないのです。参加意向は確認しましたと言いますが、そんなこと建設事業協会の方は言っていないで、制度を変えるときには意見を聞いてくださいということですから、そこが食い違っていますから、そこをもう一度お答えください。

それと、民有地の除排雪も新しい資格要件に入れるということなのですけれども、ここで指摘されているように、やはりここは十分に議論して、建設事業協会の方々とも意見も聞いて議論しなければ、この事業協会が言われているとおり、市民の方や車両が往来する公道の除雪と民間が所有している土地を除雪する作業は全く違うわけなのです。このことについて、なぜ、そういうこともしっかり議論して納得いただかないのか。ましてや、その回答も全く質問に、要望に対する答えになっていないのか。もう一度、その2点、どういうふうに答えるのか、全くかみ合っていないと思いますけれども、お答えいただきたいと思います。

今年度もよくわかると思いますけれども、幾ら入札の参加資格を緩和したところで業者がふえないというのは、もうわかっていることではないですか。それをもう一度、やはり私は、議論していただく段階はもう過ぎていますが、よくよくここは考えないといけないなと思いますよ。そこをもう一度、答弁していただきたいと思います。

それと、不平等、地域差ということなのです。これ、私は、不平等、地域差なんていうのは小樽市の市民の方がよくわかっていて、ある意味では、十分これまで理解をしていただいて、今まで来たのだろうなと思います。十分だったとは思っていません。まだまだ改善の余地はあるかと思いますが、私の住んでいる地域も第3種路線ですから年に1回しか排雪は入りませんが、そういうところに住まれている方々もたくさんいる中で、市長が先ほど言われた各道路の通行ですか、確保するためのそういう説明をしっかりとすべきだと。ただ不平等、地域差をなくすという聞こえはいいですが、結局、やはり地域によって格差は生まれますよ。そんなものをなくすことは、私は無理だと思いますよ。そこをもう一度、答弁していただきたいと思います。

それと、緑町のはしご状の道路についてです。住民の安眠を妨げないために、今回、昼間にしたという答弁でしたけれども、いろいろ考えると、排雪作業というのはこれまで夜に行われていたところが多いと思いますけれども、交通ですとか人の通行のことを考えると、やはり夜にやったほうが作業効率がいいのではないかなと私は思うのですよ。それで、今回、住民の安眠を妨げないためというのは、そ

もそもどなたの考えだったのか。ましてや、今回、緑町の昼やった排雪の試行を踏まえて、よかったらほかでも昼間に排雪するというような考えを、ほかの道路でも持ち込む考え方があるのかどうなのか伺いたいと思います。住宅が多い地域はほかにもありますので、その辺も考えてお答えいただければと思います。

作業時間帯は口頭でということでしたけれども、そもそも、今までは、夜にやっていたわけで、なぜこの昼に変わったのかというのを、口頭でどういうタイミングで伝えるのですかね。結構、苦情が出ているのは、市民の方々もやはりわからないということもあるでしょうし、ただ、業者の方々も大変苦労されているところを、私も、副市長を初め、パトロールしているところを見ましたけれども、やはり昼間の排雪というのは少し問題があるのではないかなと思いますけれども、もう一度答弁いただきたい。

2月9日の住吉線の件です。これは各議員の方々も耳にしているところかと思えますけれども、13日に市民の方から相談がありまして、その場で私が聞いたのは、市長の後援会の方が初めにきて、排雪する路線ではないのでやめるよという話があったということです。その後石田議員なり市長が来て、結局は排雪をとめさせたということだったのですけれども、私もただ単にうわさ話だけを信じて質問しているわけではなくて、直接ステーションに行って、当日作業されていた方に直接お会いして、事実がどうだったのか伺ったのですが、全く市長が言っていることと違います。

実は、安齋議員がいろいろとインターネットで投稿されている中で、石田議員から直接説明を受けたという記事がありまして、私も安齋議員に確認しました、これは間違いなのかどうか。そうすると、石田議員は、小樽協会病院のところの排雪作業中止は、市長と後援会の幹部ではなくて、市長と俺だよと言われたと。御本人からその状況を踏まえて、いろいろと詳しく聞いたと。石田議員の話によりますと、協会病院の前の住吉神社側の道路の排雪作業中、石田議員がたまたま現場を通ったときに、排雪しないと決まった路線で排雪作業をしているのを発見したと。

なぜ、石田議員が排雪作業をすとかしないかということをおわっているのかということなのです。これは先ほども質問で言いましたけれども、私たち議員ですら、どこの道路が排雪道路か一切わからないわけですよ。なぜ、市長に近い石田議員がその情報を知っていたのか。そして、市長に電話をかけ車でその周囲を監視していたところ、先に市長が現場に到着して、市長が業者と話している間に石田議員も合流して、排雪しない路線だということを説明したということです。

(発言する者あり)

少し静かにしてくださいね。

こういう事実があるわけですが、市長は先ほど危険な作業をしているという連絡があったということなのですけれども、具体的に危険な作業ってどんな作業をされていたのですか、業者の方は。それで、どんな危険な作業をしていたか、それは問題ですよ、当然、危険な作業をしていたら問題なのですが、市長は、どなたからどこで危険な作業をしているという情報があったのか、なぜそれを雪対策本部ではなくてみずから行かなければならなかったのか、まず、これをお聞かせいただきたいと思います。

それで、昨年来、何度も言っていますけれども、労働者派遣法で委託側は現場では指示できないのです。市長は確認するよう求めたと言っていますけれども、求めることもこれ指示ですよ。確認してくださいという指示ですよ。

それで、市長に聞きますけれども、私はステーションに行って聞きましたけれども、協議簿もあって、たしか1月26日に協議をして2月9日に排雪が決まっていたのですよ。だから、業者は全く市の指示どおりに排雪を行っていた。ところが、市長が突然あらわれて、ここは許可をしていないということで、確認するよう求めたのですけれども、その業者側は、その時点でどういう答えをされていたのですか、

確認して。私には、当然、市からの指示からでやっていますというふうに答えましたと言っていましたけれども、業者側はそういう答えではなかったのですか。そういう場合に、先ほどの契約書とか仕様書、法律に基づいて、やはり市長は現場で指示できないのですよ、どう考えても。どういうふうに解釈しても、委託者側の市長が現場に行つて指示をするなんていうのは、確認するよう求めるなんていうことは、これは許されないことなのですから、今、もう一度その件を伺いたしたいと思います。

それと、仕様書、契約書の中で、業務の中止の条件、方法、手続について規定されていることを、今、市長に説明していただきましたけれども、市長の行動は、今回この手続のどこに当たるのですか。契約書の作業を中止できる条件の、どこに当てはまっているのかお知らせください。

それと、当日、現場には業務担当員の方がいなかったということですが、契約書では、業務担当員の方が指示できるわけですよ。やはり市長ではないです。業務担当員の方というのは、ステーションに誰だというふうに名前で行っているはずですよ。だから、やはり業務担当員の人を介さなければいけない。ところが、市長はやはりそこを飛び越えて自分で指示しているということは間違いではないのか、もう一度契約書、仕様書に基づいてお答えください。

それと、中止を書面ではなくて、そこで口頭で行ったその理由というのはどういうものなのですか。これをお聞かせください。

それと、先ほどの損害の話です。私は市長に、その人工代、作業機械の準備、確保の損害額は幾らになるのか聞いたのですけれども、やはり契約書を見ても、市側の都合によってとめて、結局、業者は人も用意している、機械も用意しているわけですよ。ところが、市長がそこに行つて、結果的にやめざるを得なかった、その人の給与、また、機械を確保しているお金、これは業者が負担するのですか。市が排雪してくださいと排雪しているのに、市長が行つてやめてください、市長の都合でやめさせる、結果的にやめさせる、そうなった場合の損害をなぜその業者が負わなければならないのですか。これは市の負担になるのではないのですか。もう一回お答えください。これも契約書に基づいてお答えください。

それと、市長が直接ステーションに行かれたということなのですが、そもそも、除雪作業の今年度の状況ですとか方法について話し合ったということなのですが、ステーションで市長がそんな協議ということができるのですかね、契約上。こんなことできるのですか。これはどこにどのように書かれているのか、お知らせください。

除雪対策本部を通してどのように協議されるかというのは、もう全て決まっていることですよ。市長がステーションに行つて方法なんて話し始めたら、これもやはり労働者派遣法に抵触しますよ。これ、もう一度お答えください。

市長みずから作業を指揮していた人に確認をとるよう求めたということですが、これが指示に当たるとは思いますが、発注者側の、委託側の立場で市長が行つたと思いますけれども、法に照らして、このことは先ほども関連して伺いましたが、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

それと……

(発言する者あり)

(「退場」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ただいまの発言はどなたですか。

(「私です」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 先ほど来から何度も注意しておりますが、発言はできませんので、私の制止に従っていないということでありますので、次に発言したら退場していただきます。よろしいですね。

(「ああ、結構ですよ」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） どうぞ。

○1番（秋元智憲議員） 議会議論をしていますので、言いたいことあると思いますけれども、お静かにお願いします。

次に、高島の観光船事業についてですけれども、先ほど市長は、経済常任委員会なりに市側から提出された資料は事務方のメモを起こしているのということでしたね。事実に基づいてということでしたけれども、それであれば、やはり私は、しっかり市の言っていることは正しいということによってくださいよ。議会の市民と語る会の中で、業者の方が勘違いされているのか間違っただけを言っているのか分からないですけれども、許可をとって仕事しているのに、議会が要するに異論を、質問しているのだというような発言をされていましたが、そんなことではないですから。私たちは、議会で問題としているのは、許可をとっていないでとめていた、また、市民の財産である車どめに勝手に穴をあけてとめていたことが問題で、それが改善されていないのに許可しているのは間違いではないかと言いつけてきているのですよ。

ところが、市長は違法ではないと言い張っていますけれども、いまだに原状回復されていないのですよね、きょうでも。要するに、3月末までに改善するというような書面であると言いましたが、先ほど伺ったら16回も市が指導しているのですよ。

（発言する者あり）

こういうことってあるのですか。普通に仕事している人たち怒りますよ、こんなこと。それで、今でもまだ改善されていないのですよ。16回ですよ。指導して、是正しなさい、車どめを外しなさい、船を移動しなさい、そういうのに従わないでずっといるのですよ。きていたのですよ、ずっと。こういう事業者というのは、ほかにこういう例はあるのですか。市の許認可の行政執行、許認可において、こういう事例は過去にあるのですかね、16回も。これについてお聞かせください。

それと、私は、だから以前にも言いましたが、政治家は自分の後援会の方に対して便宜を図っているのではないかと、疑いを持たれないようにしてくださいと言ってきたのですよ。きちんと最初から、今回も事業者と漁業者、そして市がしっかり話し合ってくれば、こういうことにならなかった。でも、結局は市の当初の対応が悪いから、こういうことになっているわけですよ。事業者の方にだって言い分はあると思いますよ。でも、結果的に今でも是正の指導に従っていないということは、これは大変問題があるのではないですか。市長、あなた、会って話したと言いましたが、しっかりこれは早急に対応してもらいたいのではないですか。自分の身の回りの近い人だからこそ早目に対応してもらい、それが政治家なのではないですか。しっかりそこに対応していただきたいと思いますので、もう一度お答えいただきたいと思います。

それと、最後になりますけれども、市長は、今回の漁師の方にかけている迷惑について、お互いの状況を認識し合う環境づくりというふうに言いましたが、今も言ったとおり、結局、市の許認可が問題であって、漁師の人たちは最初から言っていましたよね、そこは漁師の人たちが自分たちで種苗、稚魚を買ってまわっているところに、船がとまっていたり漁ができないからやめてほしいと言っているのではないですか。これ、当たり前な理屈ですよ。損害を与えているのですから、実際に。だから、早く対応しなければならぬのに、結局、年が明けてしまったのではないですか。5月が来たら、もう1年になるのですよ。そういうことも含めて市側の責任は私は重大だと思いますけれども、もう一度市長に答弁を求めたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

若干お待ちください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては担当より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず最初のそもそも裁判で闘うつもりがあるのか、また、議会側に瑕疵があるというふうに受けとめられないのではないかという御指摘がまず1点目だと思いますが、これにつきましては、今、裁判中のことだと思いますので、恐縮ですが、この場における答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

(発言する者あり)

それと、議会において、とまった理由についての御指摘もあったかと思えます。まず、第4回定例会においては、私といたしましては、質問されたことに対してお答えさせていただいたと思っておりますので、そのときにおいては、答弁漏れというふうな考え方は持っていなかったところでございます。ただ、この第4回定例会だけでなく、過去のさまざまな決議、動議等もありましたけれども、それについては、私の言動等も含めてとまった経過もありますので、それについては私自身も、今後においても皆様からの質問をしっかりと聞き取って答弁できるように、その後も努力させていただいておりますし、今後においてもしっかりと努力していきたいと思っておりますので、それについては御理解いただければと思います。

それと、原発の件だったのですが、秋元議員からは、本来だったら議会とかにきちんと報告すべきことだったという御指摘だと思いますが、先ほども答弁させていただいたように、もともとそれは予定はさせていただいたところだったのですけれども、秋元議員からの御指摘のとおり、その前にマスコミ関係者がその情報を察知されまして、予定していた行動よりも報道が先行したということでございますので、私といたしましては、先ほど答弁させていただいたように、議会に対しても情報提供する予定でありましたので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、影響については、これも先ほど答弁させていただきましたが、独断で提出することでの影響をという御指摘だったと思えますが、私自身はそういう振る舞いをしておりませんので、その影響についてはないと考えているところでございます。

また、早期の廃炉という表現をしたことにかがというふうに指摘されたまちに対しては、残念ながらその後のフォローは私からはできてはいないところではありますけれども、複数の町村からお話があったように、やはり小樽市自体が行うことなので特にコメントがないということでお話がありましたので、市としての行動だということで、町村の方々にはこれからも御理解いただきたいと思っておりますし、また、この考えに関して共感できる自治体があるのであれば、それについては今後においても呼びかけていきたいと思っておりますのでございます。

そして、秋元議員からは、市長が要望したら最後だという考えに行き着くという御指摘ではありましたが、決して私が要望したことによって全て終わりではございませんし……

(発言する者あり)

実際に北海道電力も含めて今後の動きもありますので、決して私の行動いかん、一つをとって、これで全てが終わりだというふうに思っておりません。

(発言する者あり)

また、この場においても、議会議論等も含めて、皆様からもさまざまな御意見等あると思えますので、それにいろいろなお話の中でまた私なりに判断し、これからも行動していきたいと思っておりますのでございます。

それと、地公法における第15条に関する質問がありましたけれども、私は証明できないとは言っておきません。ただ、この件については、今ここにおいて改めてさまざまお伝えしたいことはありますが、先ほどもお話しさせていただいたように、現在、札幌地方検察庁において捜査中の案件なので、それ以上の答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それと、入札の参加資格をふやしても何も起きないではないかというお話だったと思いますが、しかしながら、やはり事業協会からのお話もありましたように、なかなか代表要件を担える企業が減ってきている現状なのだという、その状況そのものは大きな課題として抱えているところなので、それを入札参加要件緩和等もいろいろ鑑みて、より多くの方々に持続可能な長期にわたって除排雪の体制を構築していくためには、私としてはその考え方が必要だというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

それと、地域差、不平等におけるお話は、秋元議員からは、もう地域ごとにおいて、それは理解しながら、理解されながら行っているところだというお話でありますけれども、やはり私としては、いつか完璧になるかどうかというのは現状では定かではありませんが、不平等や地域差がなくなるように頑張っていくことが市政としても非常に重要なことだというふうに思っておりますので、それに向けて努力を続けたいと思っております。

それと、夜のほうが作業効率がよいのではないかという御指摘でありましたけれども、この件につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、緑のはしご状道路においては夜間の作業におくれが見られてきたことから、まず、昼間における作業員、ダンプや人員の確保が可能だということで情報が入っておりましたので、昼間において行っていただくということで、一日でも早い排雪対応を行ったところでございます。今後において、昼間の作業において効率がよいという考え方になれば、これから昼間における作業も起こり得るというふうに思っているところでございます。

それと、口頭における方法はよくないという御指摘もあったかと思っておりますけれども、今回においては口頭で伝えたということではありますけれども、今後において、時間帯も含めて、J V、ステーション側と協議事項の中に入れ込むかどうかにおいては、今後において改めて考えていきたいと思っております。

それから、2月9日の夜の件ですけれども、私は、まずどこから情報が入ったのかというお話だったので、連絡いただいた方が公人なのでそれはお伝えいたしますが、私は石田議員から御連絡いただきました。一般の方であればお話しはしませんけれども、今回この件においては石田議員からでありましたので、それは改めてお伝えさせていただきます。

そして、危険な作業がということで耳にしまして、私自身も現場に行き、実際に道路において通行どめ等を行っていない中で、ユンボを使って上から雪を落とすという作業を行っていた中で、車等にぶつかりそうになったりとか、また、私自身もその現場の道路を通ろうとしましたが、誘導員はいましたが、いつまでたっても通行できないというような状況等も鑑みまして、私自身、非常にその行為を見て自分自身も危険だというふうに感じましたから、現場における管理者の方はいらっしゃらないですかということで呼びかけたところ、来られた方に対して先ほど御説明させていただいた確認を行ったところでございます。

そして、業務担当員の件であります。先ほども答弁いたしました。残念ながらその場にはいませんでした。時間も遅く、残念ながら市役所職員はその時間にはもういらっしゃらなかったことから、その場においては業務担当員はいらっしゃらなかった。その業務担当員から何か対応するということは、結果的には行っておりません。先ほども答弁させていただいたように、私自身は、そこでそのような業務そのものが行われていること自体を知りませんでしたので、私が、報告を受けていた排雪場所と

違う作業が行われていたというのは、その場において認識をし、それで、そこで業務が行われていることそのものに対しても私は不思議だったので、確認を求めたところでございます。

そして、そのことにおいて私自身は中止における指示はしておりませんので、先ほど仕様書や契約書等のことも答弁させていただいておりますが、そこにはどこにも当てはまっていないと思っております。それから、私自身、その場においてのお話は、確認をとるよう求めただけでありますので、業務担当員を飛び越えて指示をした覚えもありません。

それと、書面で行わずどうしてそこで指示をしたのかと御指摘がありましたが、それについても、私は指示を行っておりませんので答えようがありません。

(発言する者あり)

それと、損害額についてのお話でありましたけれども、それも同じ答弁となりますが、確認等を求めた結果、最終的には、その後、業務担当員と連絡をとったのかも、その場では私は残念ながら把握はしておりませんが、結果、現場側で判断されたと思っておりますので、市の負担の発生はないものと考えております。

それと、私自身がステーションに行くというお話でありましたが、先ほど答弁させていただいたように、私自身がステーションに行くことも時にはあり得ると思うのですが、私はこのたびはステーションに伺ったわけではなく、そのJV構成の代表者の事務所に伺わせていただいたところでございます。その中でお話ししたのは、先ほどもお話しさせていただいたように、この冬における当該地区の除排雪作業の状況や方法などについて、私自身、市政の責任者でありますから、そのことについてお話をするために伺ったところでありますので……

(発言する者あり)

それをどこかに書かれているかということは、それについては何も書かれておりません。作業状態について私が指示をしに行ったわけでもありませんし、その作業方法や状況についてのお話を伺うために訪問させていただきましたので、それについては何も書かれていないと思っております。

それと、次の高島の件であります。恐縮ですが、私自身は市民と語る会に行っておりませんので、その方が皆様に対してどのようにお話をされたのかというのはわかりませんので、市で提出している資料との整合性については、こちらのほうで確認のしようがありません。

それと、ほかにこういう例はあるのかという御指摘がありますが、私、現状では手元にありませんので、今この場ではお示しすることはできません。

また、市で、その事業者に対して指導等を行っているところでございますが、その中で、先ほど答弁させていただいたように、船の移動においては3月中旬までに、また、車どめにおいても3月31日までに原状復旧を行うと聞いているところでございますし、市役所職員はその法令遵守等を守って、またこの間もずっと対応等をしておりますので、問題解決に向けて取り組んでいるところでございます。

また、私自身も、原状回復については直接お話をさせていただいておりますので、秋元議員が御指摘のような後援会の便宜は図っておりませんので、御心配なくお願いいたします。

そして、最後に、市側に責任はないのかということですが、私は、市側にも責任はあると思っております。特に、お話しさせていただいたように、やはり現在、観光船事業者という新たな業種が、小樽港湾内でさまざま動くようになってきたところでございます。その方々が活動することによって、漁にかかわられる方々に対し大きな影響を与えていることにおいては、私も認識しているところでございます。だからといって、その観光船事業において、行われている方々を排除するかそのようなことにはならないと思っておりますし、その観光船事業に携わっている方々と、現在、漁師で取り組まれて

いる方々が、お互いにお互いの仕事に対して理解をして、そして状況や課題を認識し合うことが非常に重要であると考えております。

ですので、運輸局でそのような環境課題を改善するために取り組むというお話を聞いており、それに対して市も協力しておりますし、また今後においても、その方々がよりお互いが協力し合い、また高め合える、またはウイン・ウインの関係というか、それぞれの事業がそれぞれの事業に対して、いい影響と結びつくように行っていくことが市の責務であると思っておりますので、その環境づくりに向けてこれからも努力してまいりたいと考えております。（拍手）

○議長（横田久俊） お静かに願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、1点お答えさせていただきます。

北電への要望書に関して、憲法と、それから自治基本条例に沿って説明をという御質問だったと思います。

最初に、憲法につきましては、憲法第92条ですけれども、地方自治の本旨について述べてある部分がございます。憲法第92条の条文では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。」と規定されてございます。地方自治の本旨といいますのは、住民自治とそれから団体自治というふうに大きく分かれると思えますけれども、中でも住民自治につきましては、いわゆる住民の意思に基づいて地域の自治を、行政処理を行うというものでございます。したがって、住民の意思によってそういった事業が処理されるということをやっておりますので、これに反していないというふうに考えてございます。

それからまた、自治基本条例ですけれども、こちらは二つの条文に該当しているというふうに思っております。まず1点目は自治基本条例の第3条でございます。条文を読ませていただきますが、第3条では、「市長、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。」ということで、情報共有を基本としますということをやっております。これにつきましては、本答弁でもお話ししておりますとおり、我々から実際にJRへの説明に上がったのを参考にしながら、議会にも情報を共有させていただいたということがございますので、こちらにも反していないというふうに考えてございます。

それからまた、もう一点は、自治基本条例の第9条でございます。第9条の第2項ですけれども、こちらは、「市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。」となっております。こちら情報提供をやるということをやっておりますので、これは先ほどの基本条例でお話ししたとおり、情報の共有、情報の提供ということで、同様に議会にも情報を提供させていただいているということがございますので、いずれにいたしましても、憲法にも自治基本条例にも反していないというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私からは、建設事業協会、こちらの要望書に対して、市がどういう対応をしたのだという答弁をさせていただきます。

ひとつ制度に当たりましては、やはり私どもは、業界といいますか、業者がいらっしゃるところに対

しても、無理な変更ですとかそれから多大な影響を与えるとか、そういったことはなかなか我々の独断と申しますか、考えではいきませんので、私どもは、やはり業界の状況を把握しなければならないだろうというふうに思っております。

その中で、先ほど答弁いたしましたとおり、7月には業者のヒアリングを行いました。その中では、単純に意向調査だけではなくて、持っている機材ですとかオペレーターの数ですとか、そういったものも十分把握したつもりでございます。そういった中で、業者の中の状況を私どもなりに把握いたしまして、その中でさらに拡大が必要だろうということで、業者を拡大するといいますが、そういった拡大に踏み切ったということでございまして、その中で、業界のお話は聞くまでもなく判断できたと、状況はわかったということで、特に聞かなかったということでございます。

それから、いわゆる民地といいますが、公道以外の駐車場ですか、そういったものと公道は違うのだというお話でございますけれども、私どももそう思います。そういった中で、私どもは指名するに当たっては、安全管理、工程管理をしっかりとできる人、今回、建設業等の許可を外しますので、そういったことをしっかりとやっていただくと。それが最低条件であろうということで明記いたしまして、それを書類、これまでの実績の中でしっかりと安全管理ができましたか、工程管理ができましたか、それを確認した上で、それができたということであれば業務を任せて大丈夫だろうということで判断しているところでございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) まだありましたか。

○1番(秋元智憲議員) 2月9日の夜にJVの作業員の方に確認を求めたと、その確認を求めてどうだったのですか。それを先ほど聞きましたから。それとあと、石田議員が何で排雪の道路のことを知っていたのか、それも聞きました。

○議長(横田久俊) 2点でいいですか、答弁漏れ。

○1番(秋元智憲議員) そうです、はい。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁、再質問に対する答弁をお願いいたします。今、2点が漏れているということでもありますので。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 答弁漏れ、大変失礼いたしました。2点お話があったかと思えます。

確認を求めた後どうなったのかということかと思えますけれども、私、その場にずっと最後までいたわけではありませぬので、最終的にどうなったのかは、その日のうちでは私自身はわかりませぬ。

それと、石田議員がなぜ知っていたか知らなかったのかにおいては、私自身はわかりませぬので、石田議員にお聞きになられたらと思えます。よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) それでは、再々質問しますけれども、まず1番目の裁判の話ですよ。これは議会意思を尊重して、のっとって闘ってくれるのかどうなのかということをお答えられないというのは、裁判にどう影響するのですか。もう、市としては、闘うというふうになっているわけですよ、顧問弁護士もつき。なぜ闘うということをお答えできないのか、名誉毀損に当たらないということで裁判に臨むとい

うことを言えないのか、その辺をもう一回答えていただきたいと思います。

それと、あと泊原発のことについては、私は議論が足りないということを言ったのですよ。その辺、情報の提供ということではなくて議論が足りないということです、もう一度お答えいただきたいと思います。

それと、先ほど、どなたがメールで発信して、町村長に対してどうだったのかというお話をしましたが、市長は市として行動したという話でしたよね。そこが問題だと言っているのですよ、私は。先ほど誤解されて受け取っていましたが、問題提起というのは、市長の、問題だということをお知らせして、こういう問題があります、私はこう思いますということを問題提起して、議論してもらおうということなのです。先ほど市長は市として行動したと言っていますけれども、まさしくそんなのですよ。市長が行動すれば、市としての考えになってしまうのですよ。だから、しっかり議論経過を踏まえた上での要望であれば、それは住民の意思とは言えないのではないかと思いますけれども、そこなのです。先ほど市長は少し誤解されていましたが、議論をしていくということですから、そこをもう一度答えていただきたいと思います。

再質問で1点抜けていたところ、もう一個あったのですが、これはいいですけども、地公法の規定にのっとってという、地公法の規定の第何条なのかお聞かせくださいというところ。これは先ほど答弁が漏れていましたので伺いたいと思います。

それで、建設部長、除雪の建設事業協会からの意見聴取なりの話しましたが、参加意向とか例えば機械の台数ですとか、そういうものを聞いてくれと業界として言っているのではないのは、わかるではないですか。私はそういうことを言っているのではなくて、要望書のとおり要望していることに対してどう思うのかと聞いているのに、参加意向がどうだ、機械の数がどうだ、そういうことを聞きましたと、そんなことではないです。制度を変えるときには意向、意見を聞いてくださいということですから、聞いていないのだったら聞いていないのですよね。だから、向こう側は、聞いてもらっていないから無視されていると思っているのですよ。だから、そこをきちんと答えてください。

それと、先ほどのJVの2月9日の件で、私は、先ほど本質問の中でも言いましたが、全く不可解であって理解もできないので、これはいろいろと調査権限があるようなことも考えていきたいなというふうに思っています。

それで、市長、先ほど私が質問して、答えていただけていないのですが、市長が口頭でそこで中止できるという条件が、契約書とか仕様書のところのどこに書いてあるのですかという質問、先ほど最初の質問でしたのですけれども、市長が中止できる、その条件、その仕様書、契約書の中でどのように書かれているのか、私が見る中では、これは業務担当員しかできないことになっていますから、そこを踏まえて、市長が口頭でそういうことをできるというところを、どこに書かれているのかお聞かせいただきたいです。

それと、石田議員がどこで知ったのかわからないと、そんな無責任な話がありますか。石田議員が知っていて、ほかの議員は誰も知らないのですよ、そういうこと。どこの路線がきょう入る、どこの路線はきょう入らない、そういうことが外に漏れていくことが問題ではないですか……

(発言する者あり)

ということですよ。これは、もう一度、漏れたということに対してどう思うのか確認したいです。

市の立場として、市長として、そこで危険な状況があったからという話でしたけれども、では、なぜ最後まで確認されなかったのですか。最後までどういう状況になったのかと、なぜ確認されなかったの

ですか。その除雪業者の人が、排雪業者の方が、そこでステーションに確認していると思いますよ。

でも、先ほど言いましたけれども、協議簿には2月9日に排雪するということになっているのですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

これは間違いのない事実ですから。それなのに、市長がとめられる状況というのはないのですよ。だから、それでもしとめられるとしたら、どこの条文、条項に書かれているのか、しっかり教えてください。

先ほど来言っていますけれども、私たちも業者の方々からしっかり話を聞いて、伺っていますから、ましてや、石田議員が排雪路線のことを知っていて、それがどうしてかわからないみたいな、そんな答弁をしているようではだめですよ。そんなの知り得るはずもないのですから。どう考えたって、市長なり市長の関係者が漏らしているとは思えないのですよ。そこをもう一度お答えください。第6ステーションの排雪事業にかかわることですからしっかり答えていただきたいのと、市長の先ほど言った中止できる条項がどこにあるのか、しっかり教えてください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外においては担当の部長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、裁判について闘うのかどうかをもう一回答弁してくれというお話でありましたが、何度も繰り返して恐縮ですけれども、現在裁判中の案件ですので、これについての答弁は差し控えさせていただきます。

(発言する者あり)

それと2点目ですが……

○議長（横田久俊） お静かに。

○市長（森井秀明） 原発においてのお話、質問としては二つあったと思うのですが、聞いていて、同じ内容に私には聞こえたのですが、いわゆる原発における議論がまだ足りないのだというお話と、やはり市長から問題提起をすることで議論をすべき、そしてその上で行動を判断すべきというお話だったかと思うのですが、私自身は、この件においては議論は尽きないと思っているところでございます。私自身が行動することそのものにおいては、先ほども答弁させていただいたところですが、実際に公約に原発再稼働反対というものを掲げさせていただき、また、議会の中でも御質問いただいた中で、私自身はそれについての考え方も述べさせていただいているところでございます。また、この間においても、市民の皆様からもさまざまな声をいただいている、それに基づいて行動をしているところでございますので、議論自体が足りないということは、今後においても行うことができると考えておりますので、引き続きそれは議員の皆様からもさまざまな議論をいただけたらと思っておりますし、また、問題提起も、そのような形で私自身としては発信をさせていただいていると思っておりますので、それも含めて、今後、議会議論を深めていけたらと思っておりますのでございます。

それと、私からは、石田議員が排雪路線を知っていたということが問題ではないかというお話ですが、私自身は、石田議員が排雪路線を知っていたかどうかはわかりません。御存じだったのかどうか、その日のその場所がですか、大体、私自身が、まず、その場所でそういう作業が行われていることを、私自身は知りませんでしたから、行って驚いたので、その危険な行為の確認、作業工程についてのお話と、なぜここでそういう作業をしているのですかとお聞きしているのです、そのどこから漏れたとかそういうお話をされているのが、私自身がよくわかりません。その情報がどのような背景で秋元議員の耳に

入られたのか私はわかりませんので、その御指摘において、排雪路線の計画が漏れたのだと御指摘されても、私自身はそうは思えませんので答えようがありません。

それと、当日なのですが、私自身も結構長い時間いました。ただ、そこにいらっしゃった現場管理者というか、その方自身が、結果的に、ステーションなり、またはその現場管理者の責任者とか、先ほどお話しした業務担当員、その場において、その方々に直接的な確認がなかなかできていなかったことから、私自身は、その場においてすぐに確認できる状況ではないと判断したところではございます。かなりの時間、私なりには待ったところではありますけれども、かなり夜が更けている状況で、それ以降に危険な作業はされていないというふうに思いましたので、結果、その場は去りましたので、そして、最終的に、その市の担当からお話を受けたのは、結果的には次の日でありましたので、その日において、その状況において、確認自体を求めましたけれども、その結果は聞けなかったというところでございます。

もう一点、私からは、中止できる条件についてのお話がありましたけれども、私自身は、先ほど来からお話ししているように、その場において中止の指示等は行っておりませんので、その点については、今、私からお話しさせていただきますが、どこに書かれているかは担当からお話しさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私から、平成27年6月1日の人事異動にかかわりまして、地方公務員法第15条に基づいて人事異動を行ったということでございますが、これは当然のことながら能力の実証をきちんとして行ったということでございますので、その点については御理解いただきたいと思っております。

(発言する者あり)

(「そのとき総務部長じゃなかったでしょう」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

協会の意向を聞いていないではないかということでございますけれども、私ども、協会に意見を求めるとかそういうことにつきまして、なぜやるのかということになりますと、当然、先ほど申し上げましたとおり、業界、今、入っている業者の方々に大きな影響がある、例えば、今まで入っていたのが制度変更によって入れなくなるとか、もしくは、そういったことも含めまして影響がある場合については、やはり意見は聞かなければならないだろう、もしくは今の登録業者の状況が把握できていない場合については、やはり意見を聞くべきであろうというふうに考えております。先ほどの繰り返しになりますけれども、夏の段階で業者の持っているオペレーターですとか機材の部分、そこら等につきまして、状況を把握しまして、登録業者の状況は把握いたしましたので、その中で参加業者の枠を広げて参加していただくという判断の中でございました。今まで入っていない業者の中には影響はないだろうという観点の中でございましたので、特に業界に意見を求めるといったことはしなかったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、業務中止の部分ですけれども、秋元議員御指摘のとおり、契約書では第14条に業務の中止ということが書いてございます。その中では、委託者は受託者に対して、一定の条件の中でできると記載してございます。ただ、それは、市の窓口とすれば業務担当員、あちらとしては業務主任がおりますので、一般的にはこちらのお二人を通してやる。なぜかということ、当然それぞれ担当ですので、最終的

には市と業者、JVの契約になりますので、その中のどなたかが法律行為をやるという形になりますけれども、あくまでも接点といいますか窓口ですから、その二人を通してやるのが一般的でございますけれども、それでは委託者側の誰ができないのかという法律議論になりますと、委託者の中で、委託者は最終的に市でございますので、市の中で一定の権限を持った者は中止はできるというふうに考えられます。ただし、今回について、市長の行為は中止の指示には当たらないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 松 田 優 子

議員 酒 井 隆 行

平成29年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成29年3月1日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹									
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信						
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章			
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡				
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁			
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	教	育	部	長	工	藤	裕	司					
総	務	部	企	画	政	策	室	長	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦			
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、川畑正美議員を御指名いたします。

この際、議長から、傍聴にいらした方々に一言申し上げます。

本日は、平成29年小樽市議会第1回定例会を傍聴いただきましてありがとうございます。

昨日の会議において、傍聴された方から発言があり、私から数度、注意をさせていただきました。傍聴される方々は、議員と異なり、議会の構成員ではありませんから、発言することは一切認められません。また、市長答弁の際に、傍聴の方々からの拍手につきましては、私から一部容認するとのお話をしましたが、傍聴にいらした方からの拍手はおかしいではないかという御指摘もあり、後刻、他都市の状況等を精査した結果、拍手その他の方法により公然と可否を表明することを禁止している議会が多数あることを確認いたしましたので、会議運営における私の秩序維持権により、同様に禁止といたします。

このほか、傍聴にいらした方々には、小樽市議会傍聴規則と地方自治法の抜粋を載せた書面を配付させていただいていますが、これには傍聴に当たって守るべき事項が定められています。したがって、傍聴される方が発言、私語、拍手やジェスチャーなどにより、公然と可否を表明することや騒ぎ立てることなど、会議進行を妨げたときには、配付させていただいている書面のとおり、私はこれを制止し、この制止に従わないときには退場していただくこととなりますので、ただいま私が申し上げたことと配付させていただいている書面の内容について御留意をいただき、会議の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに報告第1号ないし報告第11号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、予算編成について質問いたします。

一つ目に、除雪費を当初予算で計上しなかったことについてです。

平成28年第3回定例会の代表質問で、川畑議員が除排雪予算について、当初予算で計上すべきだったと言うと、市長は私自身も同様の考えだと言いつつ、取り組んだ成果を反映させることができないことから、当初予算では当面必要な予算を計上したと答弁しました。

市長は、新年度予算に除雪費を間に合わせる予定だったのか、お聞かせください。もし間に合わせるつもりがなかったのであれば、その理由もお示しください。

議会は、1年を通しての市の事業について判断します。今年度の除雪費にあるように、当初で組むべき予算を補正で組めば、事業実施までの期間が短くなり、私たちが指摘する拙速な判断につながり、市民生活に影響を及ぼします。

本来、当初予算で間に合わない制度変更は翌年度に延ばし、そこまでの議会議論を踏まえた制度のもと、当初予算で計上することが必要です。市長の見解を示してください。

市民からは、雪山で先が見えない、何度も通学路が危険と言っても実施しないという声が寄せられています。除雪費の補正予算は組まないのでしょうか。今後の見通しを示してください。

二つ目に、地方交付税の減額についてです。

新年度予算案では、地方交付税を8億7,000万円の減額と見込んでいます。国の地方財政計画では、地方交付税のまち・ひと・しごと創生事業費の算定については、2017年度から3年かけて配分を成果へシフトしていくこととしています。

このように、成果に応じて地方交付税を算定することは、行政サービスの低下と自治体間競争を駆り立てる道具になるものです。地方交付税に成果を求める交付税制度への変更に対しての市長の見解を示してください。

小樽市への影響がどうか。まち・ひと・しごと創生事業費の今年度当初予算算定額及び決定額と比べて、新年度の算定額を示してください。

また、トップランナー方式によって、小樽市の交付税の算定にどのような影響があるのか、影響額も含めて示してください。

今年度交付額と新年度予算を比較すれば、4億4,900万円の減とする理由についてお聞きします。

普通交付税の算定で、基準財政需要額が267億5,400万円で、前年度交付額比マイナス4億3,600万円です。一方、基準財政収入額は118億8,400万円となり、前年度交付額比プラス1,300万円ということです。

新年度予算では、地方税や交付金が減少するとしているのに、基準財政収入額が前年度とほぼ同水準とする理由を説明してください。

また、過疎債償還に伴う交付税措置の増加についてです。新年度の一般会計の過疎債償還額は、6億6,800万円であり、このことに伴う基準財政需要額への算入は、4億6,760万円と推計されます。今年度の基準財政需要額への算入の推計が2億2,449万円でしたので、これだけでも2億4,300万円増加していると想定できます。

このような増加要素を踏まえても、示されているように、基準財政需要額が減少とする理由を説明してください。

三つ目に、地方交付税措置されている事業についてお聞きします。

公共施設の適正管理に関し、交付税措置されている事業は、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づく事業であることが必要です。

これらの事業について、個別施設計画を作成し、事業期間の年度にあわせて実施する予定かどうか、説明してください。

新年度では、トイレの改修などの公共施設の整備が進められます。

国では、新年度から公共施設における男女別トイレや授乳室、託児室等の整備には、地域活性化事業債の対象になるといいます。

この財源措置は、新年度では活用できないのか。できないのであれば、理由を説明してください。

一部公共施設の整備は徐々に進められており、そのことはよいことだと思いますが、公共施設等総合管理計画の個別施設計画を待つ事業と先に実施する事業との線引きをどのようにして判断するのか、説明してください。

四つ目に、新規に予算計上されている事業について質問します。

新年度予算では、小樽駅前周辺地区交通量調査経費に240万円、駐車場調査経費に700万円の予算が計上されています。率直に言って、唐突感が否めません。

この二つの事業について、今年度の議会でどのように説明してきたのか、説明してください。

具体的な計画に基づいて実施される事業なのでしょうか。上位計画について説明してください。

社会資本整備総合交付金の活用は考えなかったのか、活用できない理由を説明してください。

駅前や駐車場の問題は、交通事業者や道警、国などとの関係機関も含めた協議会のもとで議論することが望ましいと考えます。市長の見解を示してください。

I T企業の誘致について、2,000万円という予算が計上されています。提案説明では、施設改修費用やランニングコストの一部を補助する制度だということでした。

なぜI T企業限定なのか、説明してください。

施設改修費用、ランニングコストの補助の具体的内容、対象業種を示してください。

雇用の場を確保するというのなら、新規に企業を誘致すること自体は否定しませんが、長い間、小樽で頑張ってきた業者への店舗リフォーム助成などの支援や新規高等学校卒業者雇用奨励金の復活などの支援が必要と考えますが、市長の見解を示してください。

五つ目に、使用料・手数料についてです。

2004年度、国の三位一体改革によって、地方交付税が大幅に減らされ、地方自治体は財政的に困難をきわめました。小樽市も、職員給与の独自削減、市長を初めとする報酬削減をしてきました。

おとしの第3回定例会の代表質問では、財政健全化と収支改善について、市職員と市民の努力について市長は、職員数の削減や給与の独自削減といった取り組みはもとより、市民の皆様にも事務事業や受益者負担等の見直しなどの取り組みに御協力をいただいたことが、大きな成果を果たしてきたと答弁しています。

これまで、使用料・手数料見直しがどのように財政健全化に寄与し、その効果と市民への負担について市長の見解を示してください。

第4回定例会で提案した4年ごとの使用料・手数料の見直しが、今回は提案されませんでした。

日本共産党は、2015年度から職員給与の独自削減を解消し、特別職の削減も縮小しました。それでも市民への負担増だけは繰り返し実施していくことは、市民の理解を得られるものではないと考えています。

使用料・手数料の見直しは、山田市長時代、市長が変えようとしている旧体制のもとで考え出されたことです。それを今後も続けていくのかが問われています。

今後、使用料・手数料を値上げし、市民負担を強めていく考えなのでしょうか、見解を示してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、予算編成について御質問がありました。

初めに、除雪費を計上していないことについてですが、まず除雪費を新年度予算に間に合わせる予定だったのかにつきましては、私が市長に就任した昨年度から、除雪拠点の増設、がたがた路面の解消や除雪第2種路線の出動基準の見直し等の取り組みを実施しましたが、これらについて一定の効果があつたものの、十分な検証ができておらず、また、今年度からの新たな取り組みである生活路線の一部での除雪作業の試行や貸出ダンプ制度の見直し等については、本格的な検証作業は新年度からになるため、当初予算には当面必要な経費のみを計上することで作業を進めてきたものであります。

次に、当初予算へ計上すべきとのことにつきましては、予算の調整は一会計年度1回を適当とすると

というのが原則でありますので、可能な限り、当初予算に計上するのが基本と考えております。

平成29年度の除雪費につきましては、ただいま申し上げましたとおり、昨年度や今年度から取り組んだ新たな施策について十分な検証を行い、より実態に合った予算を編成することが必要であると考えておりますので、速やかにこれらの検証を終え、平成30年度以降においては、できるだけ早く当初予算に計上してまいりたいと考えております。

次に、除雪費の補正予算につきましては、市民の皆様から除雪対策本部に寄せられた御要望等については、除雪対策本部やステーションが確認し、必要な作業を行っているところであります。

また、除雪費の補正については、今後の降雪の状況や除排雪作業の進捗状況を見定めながら判断してまいりたいと考えております。

次に、地方交付税の減額についてですが、まず、まち・ひと・しごと創生事業費の算定に当たっての配分を成果指標ヘシフトしていくことにつきましては、財政健全化のために国と地方が一体となって取り組むこととしている平成27年度策定の経済・財政再生計画の改革工程表に沿って計画的に進められておりますが、成果を発揮する際の条件が厳しいとされる地域や財政力の弱い団体に対して一定の配慮がなされていることから、制度の変更はやむを得ないものと認識しているところであります。

次に、まち・ひと・しごと創生事業費の基準財政需要額につきましては、この事業費は、地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費との二つで構成されており、地方財政計画等の情報をもとに基準財政需要額を見込んだ結果、地域の元気創造事業費の平成29年度の算定額は、28年度当初予算算定額及び決定額と比べて、それぞれ6,500万円減、1,200万円減の3億6,800万円とし、同様に人口減少等特別対策事業費については、3,600万円減、200万円減の5億4,500万円としております。

次に、トップランナー方式による本市の交付税算定の影響につきましては、トップランナー方式は、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させるもので、国では、地方団体への影響を考慮して、複数年かけて段階的に反映するとしており、平成29年度は、前年度に導入した16の業務について見直しを実施するとしたほか、2業務について新たに導入することになりました。したがって、トップランナー方式で算定された経費に係る需要額は当然減少となりますが、トップランナー方式の減少分を他の経費の需要額に振り向けることになっておりますので、基準財政需要額全体では大きな増減がないものと考えております。

次に、基準財政収入額が前年度と同水準となる理由につきましては、平成29年度の地方税や地方譲与税、地方消費税交付金等の予算については、それぞれ減額を見込んでおりますが、そのうち地方税予算については、大きな減額要素となった徴収猶予期間満了の特別土地保有税は基準財政収入額の算定対象となっていないことから、それを除いた地方税は前年度と比べて増額の計上となり、それに地方譲与税や地方消費税交付金等の減額要素を見込んだ結果、前年度とほぼ同水準の基準財政収入額になったものであります。

次に、交付税の減少理由につきましては、平成29年度の基準財政需要額の算定においては、過疎対策事業債などの償還額増による公債費の増は見込んでおります。

一方、地方財政計画などの情報から、人口と面積を対象に算定される包括算定経費や、まち・ひと・しごと創生事業費などの臨時品目の減に加え、新たに27年国勢調査の数値を使用することになった、特に65歳以上人口や75歳以上人口の増加率が国全体の増加率と比較して小さいことから、大幅な減が見込まれるため、総体的に見ると基準財政需要額が減少するとしているところであります。

次に、地方交付税措置されている事業についてですが、まず、これらの事業期間の年度に間に合わせて実施する予定かどうかにつきましては、昨年末に、小樽市公共施設等総合管理計画を策定したところ

であり、今後さらに個別施設計画の策定を進めていくこととなりますが、その中で各施設が果たしている役割や利用状況、重要性等に基づく対策の優先順位の考え方や複合化・集約化・耐震化等の対策内容などを検討していくこととなります。その検討過程において、交付税措置されている財源の活用についても検討したいと考えております。

次に、トイレ整備に対する財源措置の活用につきましては、一般的に地方債の対象となる公共施設の補修・改修に係る事業は、施設の延命化や機能強化に資する事業であることが必要であります。

本市のトイレの洋式化等の整備については、設備の交換や設置を行うことが主なものであるため、起債の対象とすることは難しいと考えておりますが、平成29年1月25日の国からの通知では、公共施設における男女別トイレ等の整備については、地域活性化事業債の対象にするとされておりますので、今後示されると思われる具体的な適用範囲等について注視してまいりたいと考えております。

次に、個別施設計画を待つ事業と先に実施する事業との線引きをどのようにして判断するのかにつきましては、基本的には、総合管理計画に記載の全ての公共施設について、今後、個別施設計画の策定を進めていく予定ですが、既に検討を進めている施設や緊急性の高い事案が生じた場合には、その都度、判断してまいりたいと考えております。

次に、新規に予算が計上されている事業についてですが、まず交通量調査及び駐車場調査についての議会への説明につきましては、平成28年第2回定例会において、私の公約の進捗状況と今後の課題についての御質問があり、その中で駅前広場の再整備や中心市街地への市営住宅建設等、いまだ進捗していないものについては多くの課題があることから、これらの一つずつ乗り越え、実現したいと答弁しており、公約実現に向けた課題を整理検討するための基礎調査として行うものであります。

次に、これらの事業と特定の計画との関連につきましては、当該事業は、小樽駅前周辺地区における交通環境の改善に向けた検討や駅周辺の駐車場の整備状況及び交通量の変化などに対応した適切な駐車場施策の検討を行うために調査を実施するものであり、今後のまちづくりの計画の基礎資料として生かしてまいりたいと考えております。

次に、社会資本整備総合交付金の活用につきましては、当該交付金の対象に定められる調査費は、施設整備の具体的な事業計画に対しての交付金であり、本件の調査は、計画策定に向けた基礎調査であることから、その対象とはなりません。

次に、駅前や駐車場の問題について関係機関と協議することにつきましては、駅周辺のあり方の検討に当たっては、接続する国道や交通安全施設、駅前広場内のバスやタクシー等の車両動線等を検討する必要があり、総合的な調整が必要となることから、今後において、関係行政機関や交通事業者等を交えて協議していく必要があるものと考えております。

次に、IT関連企業等の誘致につきましては、私は公約に企業誘致の拡大を掲げており、市長就任後、首都圏での誘致活動など、精力的に行っているところであります。具体的には、平成27年に実施しました設備投資動向調査の結果などにより、北海道や本市への立地に関心を示された首都圏企業を訪問しておりますが、その中でIT関連やコールセンター関連の企業から支援ニーズ等をお聞きしており、今後の誘致戦略として、業態に合った優遇制度の必要性を強く認識したところであります。こうした課題について検討を重ねた結果、現行制度による銭函地域を中心とした工場等の誘致に加え、市内中心部での市民雇用の創出、ビルの空きテナントや商店街の空き店舗の活用が見込まれる本制度を創設し、当初予算に計上したものであります。

次に、補助金の具体的内容につきましては、施設改修費の補助、ランニングコストでは水道料金、下水道使用料、賃料、通信回線使用料、電気料金に係る経費のいずれかを選択する形での2年間の補助、

市民雇用に対する奨励金や研修費について補助することといたしました。

また、対象業種は、デジタルコンテンツ事業やウェブ製作に係るデザイン業、ソフトウェア業や情報処理サービス業、コールセンター業など、情報関連業種をほぼ網羅する形で設定いたしました。

次に、地元企業などへの支援につきましては、今年度、商業者の抱える経営上の課題や今後の経営の方向性などを把握するために、商店街や市場などに属する商業者等を対象に、商業者動向調査を実施したところ、店舗や設備の老朽化だけでなく、売り上げ減少や後継者問題を初め、事業者によってさまざまな課題があることから、引き続き、他都市の支援メニューも調査し、効果的な施策について研究してまいりたいと考えております。

また、市内高校生の地元企業への雇用につきましては、企業は新卒者に対して仕事に対する意識や能力を求めていることから、現在、本市においては、地元高校生の就職に関するスキルアップを図るため、セミナーの開催やキャリア支援出張授業、就職実践セミナーなどの拡充を図るとともに、企業説明会の開催などにより、地元企業への雇用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、使用料・手数料についてですが、まず使用料・手数料見直しの財政健全化への効果と市民への負担についての見解につきましては、持続可能な行政運営を進めていくためには、安定した財政基盤の構築が不可欠であると考え、財政健全化を進めておりますが、そうした中であっても市民サービスを維持するため、これまで4年ごとに使用料・手数料の受益と負担の関係を見直し、市民の皆様は道内主要都市の平均額程度の御負担をお願いしてきておりましたが、平成28年第4回定例会に提案した条例案が廃案となったことから、新年度当初からの料金改定は見送ったところであります。

これまでの見直しでは、必ずしも料金の引き上げばかりではなく、引き下げたものもございますので、本市にとりましてはプラスの側面だけではありませんが、いずれにいたしましても、こうした市民の皆様様の御理解と御協力が、市民サービスの維持はもとより、収支の改善にも一定程度の役割を果たしていただいたものと認識しております。

次に、今後も使用料・手数料を値上げし、市民負担を強めていく考えなのかに対する見解につきましては、使用料・手数料の見直しは、これらが行政サービスの対価として利用者に負担を求める受益者負担であることに鑑み、受益に見合った適正な料金を定め、市民負担の公平性を図るため実施しているものであり、単に市民負担を重くすることだけを目的としたものではありません。

しかしながら、改定方法につきましては、時間の経過とともに課題なども生じてきておりますので、従来どおりの方法を漫然と続けるのではなく、今後は、新たな改定方法なども検討し、取り組む必要があると考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 次に、港湾政策について質問します。

港湾には、投資をしなければ貨物は来ません。全道の貨物量が微減の傾向の中で、道民と小樽市民の税金に支えられている石狩湾新港は、貨物量が増加しています。

小樽港については、今年度当初予算で計上されていた中央ふ頭の上屋整備が、今年度の実施は見送られ、新年度へとなっています。

当初予算で計上した事業費を見送り、減額して来年度予算に計上した経過について、いつ、どの会議で、どのような議論を経たのか、説明してください。

港湾計画の策定作業が遅れに遅れています。もともと港湾計画の改訂は、2015年度の予定でした。改訂に向け、2014年に小樽港研究会が報告書をまとめました。なぜここまで長期構想、港湾計画の策定が遅れているのか、大きな疑問です。

港湾計画の改訂は、小樽港研究会の報告書をベースに進めているのか、説明してください。

市長は、長期構想と港湾計画の改訂の位置づけについてどのような認識を持っているのか、示してください。

港湾は、小樽市産業のかなめをなすものです。石狩湾新港や苫小牧港に港湾整備が集中し、小樽港の貨物が落ち込んでいるもとの、荷役機械の更新など、日本海側港湾の拠点として港湾整備が急がれています。経済政策として、港湾の重要性をどのように認識しているのか、市長における小樽市の港湾都市像を示してください。

小樽港と石狩湾新港の機能分担では、セメント・石油類・鋼材等は、小樽港の取扱施設能力などを考慮し、両港で取り扱うものとする、特殊な荷役機械や専用の保管施設を必要とする米穀類等については、小樽港で取り扱うものとしていました。

このセメント、LNG・LPGを除く石油製品、鋼材、米穀類について、1990年の貨物量と2015年の貨物量及びその増減を小樽港と石狩湾新港、それぞれ示してください。あわせて、その数字に対する市長の見解を述べてください。

石狩湾新港管理組合では、新年度からガントリークレーンを1基追加する準備を進め、2基体制で運用する予定といます。1基目導入の際の説明では、コンテナ貨物が2014年までに2000年の5倍の7万8,200本にふえて、収支均衡になると言っていました。ところが、実態は2万7,018本にしかならず、もくろみの35%、2000年比1.7倍です。その結果、ガントリークレーンの収支は単年度赤字が続き、2015年度で累計収支が10億7,100万円の赤字となっています。

もともと7万8,200本まで1基で取り扱う計画だったので、2基目を導入するよりも1基目の赤字解消が先ではないかと考えます。市長の見解を伺います。

2基目を導入した場合の収支は、2034年に黒字になるといいます。そのときの想定コンテナ個数は、11万3,000TEUで、現在の倍のコンテナを取り扱うとしています。石狩湾新港で、外貿コンテナ貨物がここまで伸びると思いますか。理由も含めてお答えください。

この計画どおりにコンテナ貨物がふえたとしても、2034年度のガントリークレーンの使用料収入は約1億円で、公債費と維持管理費の合計は約1億8,700万円です。何でこれで黒字と言えるか。管理組合は、荷さばき地、電気施設、引き船、上屋、これらの使用料、8,800万円を収入に加えるから黒字になるのだといえます。

1基目の収支計画の歳入は使用料収入のみなのに、2基目は荷さばき地使用料なども含めてガントリークレーンの歳入に加えることについて、市長はおかしいと思いませんか、見解を述べてください。

過大なもくろみで黒字になると言い張る2034年度は、歳入をガントリークレーンの使用料収入のみにすれば、単年度8,700万円の赤字です。2基目稼働による累計収支で、約13億円の赤字です。1基目の赤字を含めれば、23億円です。

このような赤字を生み出す機械の導入について、管理組合に対して意見を言ってきたことはあるのかどうか、説明してください。

石狩湾新港の航路に砂が堆積しています。この間、中央航路のしゅんせつには69億円の事業費を要しました。2003年に工事が行われましたが、その後、最大4.5メートルの砂が堆積しています。ほかにも、砂対策でつぎ込んでいる税金は、96億2,000万円です。砂地につくった港の最大の欠点です。東側から

流れてくる砂が北上し、航路にたまっていることが想定されます。このように、新たな設備をつくればつくるほど、それに伴う莫大な維持費がかかります。

管理組合に対し、港湾整備を維持・管理中心にし、過度な投資を行わないよう主張すべきです。お答えください。

石狩湾新港管理組合の昨年度決算では、管理組合が取り組んだ主な施策5億4,914万1,000円のうち、小樽市企業の受注実績は約164万2,000円で、0.3%と、ほかの自治体の企業に受注が流れています。昨年度決算における負担金と受注金額の比較では、小樽市0.54%、石狩市56.84%になります。石狩市の場合は、負担金の半分が地元企業に還元されていますが、小樽市は、同じお金を払っても地元企業には還元がないという実態で、負担金を負担していない札幌市などの企業に流れていることが問題です。

管理組合は、結果としてこうなったと言っていますが、小樽市や石狩市のお金で札幌市が潤うという構図ができ上がっています。この実態について、市長の見解をお聞かせください。また、管理組合に対し、地元企業の受注機会の確保を求めていくべきと考えます。あわせてお答えください。

石狩湾新港の港湾計画では、西地区に67億8,000万円かけて、マイナス12メートル岸壁と埠頭用地の建設が盛り込まれています。その根拠の一つとして、パームヤシ殻の輸入が28万5,000トンになるということでした。ところが、発電所を建設する新エネルギー開発株式会社は、PKSの必要料について検討中ということでした。

岸壁等建設の根拠の一つである貨物量が計画どおりにいかない見通しです。新たな岸壁等建設の根拠が失われたと思いませんか、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、港湾政策について御質問がありました。

まず、上屋整備の予算につきましては、今年度、老朽化対策を早急に行わなければならない港湾施設が複数発生したため、年度当初から年明けまでの間、関係部局と議論を重ね、中央ふ頭の上屋整備を含め、今後における港湾施設整備の優先度や整備スケジュールを検討してまいりました。この結果、上屋整備に係る実施設計の年度内発注が困難になったことから、今年度の予算を減額し、来年度の予算に計上したものであります。

次に、港湾計画の改訂における小樽港研究会の報告書につきましては、港湾業界の方々和小樽港の現状を把握するとともに、今後の可能性や役割について議論してきたものであり、報告書に示された振興策を踏まえ、将来貨物量の推計など、今後の港湾計画改訂の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

次に、長期構想と港湾計画改訂の位置づけの認識につきましては、長期構想は、港湾計画策定に当たって20年から30年後を見通した長期的視点に基づく港湾の将来像を描くものであります。

また、港湾計画改訂につきましては、現在の港湾計画における計画貨物量と実態に大きな乖離が生じ、これを見直すとともに、小樽港を取り巻く社会情勢の変化に対応し、港湾活動の効率化を図るため改訂するものであり、今後の港湾整備の具体的な指針とするものと認識しております。

次に、私の抱く小樽市の港湾都市像につきましては、小樽港は、北海道開拓とともに整備が進められた古い港で、本市経済も港とともに発展してきたと認識しております。現在も、港湾物流は本市経済を下支えする重要な役割を果たしており、フェリー航路や中国コンテナ航路、ロシアRORO船航路など

の定期航路や麦やトウモロコシを初めとする穀物類の取り扱いなど、関連する事業者も多岐にわたってすそ野が広いことが特徴であると考えております。

また、本州や対岸諸国への物流拠点として、小樽産品はもとより、豊富な道産品の重要な輸送ルートにもなっております。さらに、近年はクルーズ客船の寄港もふえ、乗船客等の観光消費を初め、一定の経済効果が期待されるとともに、市民や観光客が埠頭に足を運んでいただく機会がふえ、港のにぎわい創出にも貢献していると考えております。

このように、本市は、これまで港湾とともに歩み、発展してきた都市であることを再認識し、今後も小樽港と石狩湾新港の港湾機能を最大限に活用することで経済活動を高めていくことが可能となると考えております。これに向けて基盤となる港湾施設の機能を維持することが大前提となりますが、維持管理計画に基づく点検により、老朽化対策が必要な施設や課題も多いことから、極めて厳しい財政状況を勘案し、長期的な観点で優先順位を見きわめながら計画的に整備を進める必要があると考えております。

現在、港湾物流の促進を目指す取り組みとして、ロシア・ウラジオストクやサハリンとの貿易拡大の可能性を探るとともに、昨年、ナホトカ市との姉妹都市提携が50周年を迎えたことを機に、今後、ロシア沿海地域とのさらなる経済交流を目指してまいりたいと考えております。

また、フェリー新潟航路は、新造船投入に伴うダイヤ変更を予定しており、従来に比べ、首都圏までの輸送期間が一日短縮するとお聞きしており、運航会社とも連携しながら、道産生鮮食品の出荷拡大を目指したいと考えております。

こうした港湾の利用促進に向けては、官民で知恵を出し合い、連携しながら取り組みを図ることが大変重要であると認識しているところであります。

次に、小樽港と石狩湾新港におけるセメント等の1990年と2015年の貨物量及びその増減につきましては、1990年及び2015年の貨物量増減の順で、小樽港については、セメントは46万7,000トン、5万7,000トンで、41万トンの減、石油製品は26万3,000トン、4万6,000トンで、21万7,000トンの減、鋼材を含む鉄鋼は6万トン、6,000トンで、5万4,000トンの減、米穀類は49万6,000トン、18万8,000トンで、30万8,000トンの減となっております。こうした貨物量の推移につきましては、飼料工場の撤退や建設事業の減少など、小樽港やその背後圏を取り巻く環境変化に伴うものと認識しているところであります。

次に、石狩湾新港については、セメントは17万4,000トン、25万5,000トンで、8万1,000トンの増、石油製品は3万5,000トン、113万3,000トンで、109万8,000トンの増、鋼材を含む鉄鋼は2万6,000トン、3万2,000トンで、6,000トンの増、米穀類は8,000トン、3万1,000トンで、2万3,000トンの増となっております。こうした貨物量の推移につきましては、岸壁など、荷役に必要な埠頭整備の進捗に伴い、取扱貨物量が増加しているものと認識しております。

次に、石狩湾新港ガントリークレーンの2基目導入よりも1基目の赤字解消が先とのことにつきましては、港湾経営の観点からは収支の改善は必要と考えますが、石狩湾新港管理組合からは、国際定期コンテナ航路の便数増加によるコンテナ船の2隻同時荷役への対応や、故障等が発生した場合、長期にわたる荷役停止となることから、2基目の導入は必要との協議を受けており、本市としても港湾利用者の利便性向上や円滑な経済活動の継続も必要と考え、同意したものであります。

次に、石狩湾新港で外貿コンテナ取扱貨物量が現在の約2倍を想定する理由につきましては、平成28年速報値での貨物量は、過去最高の約5万1,000TEUとなっており、来年度からは、コンテナ航路が現行の週3便から1便増の予定で、貨物量のさらなる増加が見込まれること、今後は、現行の東アジアからの貨物に加え、成長が見込まれる東南アジアなどとの交流の進展により貨物量が増加する想定をしてい

ることから、将来における貨物量としては、今後伸びていく可能性があるものと認識しております。

次に、ガントリークレーンの収支計画において、歳入に荷さばき地使用料などを加えることへの見解につきましては、ガントリークレーン2基体制での運用後、コンテナ貨物を取り扱う荷さばき地などについては、それらの整備に係る起債償還がおおむね終了し、これらに係る歳入である荷さばき地使用料等において、今後は安定的な収入が見込まれることから、歳入として見込んだものであると伺っております。

次に、ガントリークレーン2基目の導入に係る管理組合に対する本市の意見につきましては、2基目に関して、その導入の必要性をさらに明確にするよう求めてきたとともに、管理組合からの協議に対する回答に対して、ガントリークレーンの導入に当たっては、現状では石狩湾新港のコンテナ取扱貨物量の増加や航路の増便などの確実性に不透明な部分が見受けられることから、これらが確実に実現できるよう、積極的なポートセールスの充実を図っていただくよう申し入れを行っております。

次に、管理組合に対して、港湾整備を維持・管理中心にし、過度な投資を行わないよう主張すべきことにつきましては、管理組合からは、航路や泊地の推進の確保は極めて重要であり、国と十分に協議しながら必要な対策を講じていると伺っておりますが、本市としては、これまでも砂の流入量やメカニズムの把握、抜本的な対策の検討などについて確認するよう求めております。

今後におきましても、過度な港湾整備とならないよう、効果を十分検討した上で適切な対応をとるよう求めてまいります。

次に、管理組合の主な施策全体の受注実績が、札幌市等の他の自治体に流れている実態につきましては、管理組合からは、これまでも事業の規模等を勘案して地元企業への受注機会の確保に努めてきたと聞いておりますが、結果として、小樽市以外の企業が価格競争の面でまさり、決定されたものと思っております。

また、地元企業の受注機会の確保につきましては、事業の内容や規模等に応じて、さらに地元企業が参画しやすい入札参加要件になるよう、引き続き管理組合と協議をしまいたいと考えております。

次に、石狩湾新港の西地区の新たな岸壁建設等の根拠の一つが失われたのではないかとということにつきましては、バイオマス燃料であるパームヤシ殻を輸入する発電予定会社からは、その必要量を現在検討中であると聞いておりますので、今後、発電所の建設計画の進捗に伴って、その必要量が明らかになっていくことと推測しており、現時点では判断できないものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 次に、市長の公約と政治姿勢について質問します。

一つ目は、泊原発にかかわる北海道電力への要望についてです。

市長が、北海道電力に対し、泊原発にかかわる要望をしました。北海道唯一の原発に対し、具体的な行動をすることは評価できます。問題は内容です。

新聞報道では、廃炉は再稼働反対より踏み込んだ印象とも表現されていました。しかし、今までの市長の議会答弁で、再稼働反対の立場は明確に表明と述べていたことから後退だと感じます。なぜなら、再稼働反対との表現が要望書には一切ないからです。

市長の再稼働反対の意思は変わらないと思いますが、要望書で再稼働反対を明言しなかった理由を説明してください。

要望書では、明確に廃炉を求める内容ともなっていません。要望書の表現であれば、再稼働しても廃炉に向けて研究を進めていけば、現状のままでも北電が市長の要望に応えたことになります。

「早期の廃炉に向けて」とは、再稼働せずに廃炉を求めるということなのか、時期についてはどのように考えているのか、お答えください。

第2回定例会では、泊原発再稼働反対の表明について、「国に対してもどのような発信の仕方があるか、検討してまいりたい」との答弁でした。再稼働反対の立場を国に対してどのように発信していくのか、検討内容をお示しください。

二つ目は、市営室内水泳プール建設についてです。

新・小樽市室内水泳プールの早期建設を求める陳情が、全会一致で採択されています。また、11月には、小樽市室内水泳プールの存続を求める会が、市長にプールの早期建設について申し入れを行っています。

市長は、これまでの存続を求める会の活動について、どのような認識をお持ちか、また会からの申し入れをどう受けとめているのか、見解を示してください。

市は、これまで市民の要望に対して、ひたすら調査、調査と言ってきました。新年度も、複合施設とすることを視野に入れて事例調査、建設に向けた検討を進めるといいます。今までどのような事例を調査してきて、なぜまだ調査が必要なのか、理由を説明してください。

候補地については、民間、市有地、道・国有地に分類してどのくらい調査したのか、なぜそれらの候補がダメなのか、示してください。

また、複合施設とはどのような施設をイメージしているのか、説明してください。

また、公共施設等総合管理計画には、市営室内水泳プールは含まれていません。市長が提案説明で述べた基本方針はどのように記されているのか、説明するとともに、公共施設等総合管理計画に含まれていない施設をなぜ基本方針に沿ってと言っているのか、その理由を説明してください。

市長は、公約で、小樽公園にプールを建設すると掲げていました。今なお小樽公園のプール建設を目指しているのでしょうか、お答えください。

建設場所について、プールを利用している方からは、小樽市立病院の駐車場に建てることはできないのか、旧掖済会病院の跡地は便利な場所であり、公共的な施設と一体的につくってはどうかなどの意見が寄せられています。

これら2カ所に建てる場合にクリアしなければいけない課題はどのようなことが考えられるのか、それぞれ説明してください。

プール建設の課題として、建設コストだけでなく、ランニングコストも課題だと言われてきました。市営プールを不便な場所につくっても、民間プールのほうが便利な場所で交通費がかからなければ、市営プールの利用者が少なくなることは明らかです。

建設候補地は、民有地であっても、市内中心部に探すことを求めます。見解を示してください。

市長は、できる限り早くと繰り返し述べています。中松前市長も同じようなことを言っていたけれども、任期中にはできませんでした。

提案説明で、建設に向けた検討を進めていくと言っていました。建設に向けて進めていくの間違ひではありませんか、お答えください。

市長が任期中に建設するのであれば、来年度中に基本設計、実施設計をしなければ間に合いません。第2回定例会以降に期待しているのか、お答えください。

三つ目は、市長の市政運営についてです。

市長が公約を果たしていく上で、市政執行は納得が得られるようにしていかなければなりません。日本共産党は、市議会会派の中で一番市長提案に反対している会派ですが、幾つかの個別政策では評価をしてきたところです。

(発言する者あり)

重ねて指摘していることは、市政執行に当たり、庁内合意形成を重視するということです。しかし、庁内合意重視については依然不十分だと考えます。改善を求めます。お答えください。

議会との関係についてです。

議会における市長の立場はどうか、地方自治法第121条にのっとれば、議会会期中の市長は、説明のために出席しているということです。残念ながら、市長にはこの認識が欠けていると思われま

(発言する者あり)

市政執行と議案審議について答えることが議会の中での市長の役割だと考えますが、市長の見解を示してください。

議会の秩序についてです。

議会は、市長が招集し、市長は議案の審議を議会に託しています。市長は議会を招集しても、議会の秩序保持権は議長にあります。そこで、秩序ある議会ということと言われた場合に、それは議員だけの問題かといえば、議長の秩序保持の範囲には説明員である市長も含まれるということ認識していただきたいと思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

さらに指摘することは、市長の後援会幹部と市政との関係の質問が議会の秩序を乱すかどうかです。

日本共産党は、石狩湾新港においては王子エフテックス株式会社、北しりべし廃棄物処理広域連合議会では、旧日神サービス株式会社などと、税金の投入については企業名も含めて批判をしてきました。しかし、これらの企業から名誉毀損などと訴えられたことはありません。

(発言する者あり)

市の税金がどのように流れているか指摘することは、議会として当然の行為です。それが市長の後援会の関係者ならなおさらのことです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

昔から、「瓜田に履を入れず、李下に冠を正さず」というように、市長は、後援会に対し誤解を招きかねない行動は慎むよう進言してはどうですか。見解を示してください。

高島漁港における係船環の設置許可について、議会で取り消しを求める決議が可決されました。

漁業者との話し合いのテーブルに着いたばかりなのに、設置許可を出した経過及び理由を説明してください。また、この決議に対する市長の見解を述べてください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、市長の公約と政治姿勢について御質問がありました。

初めに、泊原発にかかわる北海道電力への要望についてですが、まず、このたびの要望書で再稼働反対を明言しなかった理由につきましては、再稼働反対はさまざまな場面で言及しておりますので、その意味では、既に北海道電力には伝わっているものと認識しております。

(発言する者あり)

したがって、このたび北海道電力に対して、環境に優しいエネルギーの活用促進など、要望することが原子力に固執することなく、新たなエネルギーのあり方を再検討いただく契機になると考えたためです。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かに。

○市長（森井秀明） 次に、早期の廃炉に向けてとは、再稼働せずに廃炉を求めることかにつきましては、私の要望の基本姿勢は、原発再稼働の反対であります。このたびの要請は、現段階からの廃炉ノウハウの蓄積について要望したものであります。

また、時期については明言しておりませんが、北海道電力に対しては、これからも引き続き、粘り強く要請をしまいたいと考えております。

次に、国に対する泊原発再稼働反対の表明の発信の仕方につきましては、どのような発信方法がよいのかについては、現時点で具体的な方法を見出せておりません。今後は、北海道電力への要望を契機として、その発信の仕方について引き続き検討をしまいたいと考えております。

次に、市営室内水泳プールの建設についてですが、まず存続を求める会の活動と申し入れにつきましては、同会は、以前の室内水泳プールの存続運動を行い、プール廃止後には、新・小樽市室内水泳プールの建設を求める活動を熱心に行っていると認識しております。また、先日の申し入れにつきましては、改めてプール建設への熱い思いが伝わってきましたので、公約でもあるので建設したいと考えていると、私の思いを伝えたところであります。

次に、これまでの調査事例とまだ調査が必要な理由につきましては、建設地の調査として、私有地10カ所、道有地1カ所、民有地1カ所の計12カ所について、用途地域などの制度上の制約や建設地とした場合の代替施設の必要性などの課題を整理しました。その結果、それぞれの場所にクリアすべき課題があり、建設形態によって必要な広さなどが変わってくることから、建設地の決定には至っておりません。

また、建設形態の調査としましては、他都市のプールについて、複合施設も含めて施設の概要や建設費及びその財源、ランニングコストを調査したところであります。

なお、今後も調査が必要な理由につきましては、現地視察により施設の実態を把握することで、本市のプール整備のよりよいあり方について具体的に検討を進めるためであります。

次に、複合施設のイメージにつきましては、現時点では、主に老朽化や耐震性不足などにより、建てかえが必要な既存の公共施設との複合化を想定していますが、新年度に行う予定の調査も踏まえ、幅広く検討をしまいたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画との関係につきましては、同計画中、公共施設等の管理に関する基本的な方針の全体方針において、今後、新設や建てかえなどで新たに整備する施設については、複合施設とすることを視野に入れて検討としており、この方針に沿った考え方を提案説明の中で述べたものであります。

次に、小樽公園へのプール建設につきましては、小樽公園は市内中心部に位置し、スポーツ施設が集積した立地特性であることから、適地の一つと考えており、将来的に市民の皆様にとってより望ましい施設とするため、建設場所や建設形態の具体化に向けて、ここを含めて検討を進めてまいります。

次に、小樽市立病院の駐車場と旧掖済会病院跡地に建てる場合の課題につきましては、小樽市立病院の駐車場に建てる場合は、病院の駐車台数の確保が難しくなることや駐車場等の工事にかかる起債が繰上償還となり、予定していた交付税措置も受けられなくなることなどが考えられます。また、旧掖済会病院跡地は、面積がやや狭いことや土地の取得費用が多額になることなどが主な課題と考えております。

次に、建設候補地を市内中心部に探すことにつきましては、市有地、民有地にかかわらず、市民の皆様が利用しやすい市内中心部であることが望ましいと考えております。

次に、提案説明で、建設に向けた検討を進めていくと述べたことにつきましては、現時点で、建設場所や建設形態、建設コストなどについて具体的なものを示すまでに至っていないことから、そのように表現したものであります。

次に、基本設計、実施設計の時期につきましては、複合施設とすることを視野に入れ、建設形態や建設場所などを検討する必要があることから、平成29年度中に設計段階まで進めることは難しいと思いますが、任期中に建設に向けての道筋をつけられるよう、庁内関係部局による新・市民プール整備検討会議において検討を進めるなど、市としての明確な方向性が固まったときには、そのスケジュールをお示ししていきたいと考えております。

次に、私の市政運営についてですが、まず庁内合意の形成につきましては、私といたしましても市政の運営に当たりましては、私自身の考えをまずは職員に理解してもらい、庁内合意を図ることが重要であると認識しております。しかし、さまざまな施策等の議論の過程において、私と職員の意見が相違する場合も時にはありますが、最終判断は市政を預かる市長に委ねられ、その責任のもとで政策を決定しておりますので、庁内合意の形成は図られているものと考えております。

(発言する者あり)

次に、議会における私の役割につきましては、私は、地方自治法第121条の規定に基づき、議長の求めに応じて議会に出席しておりますが、議員の皆様が御質問の中で、議員御自身の市政に対する見解などを述べられる際に、私の見解と異なる場合もあり、しっかりと審議いただくためにも、そのことを私から申し上げることが必要であるものと考えておりますので、市政運営の責任者として、単に説明を行うだけの役割ではないものと思っております。

(「全然違う」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、私の後援会関係者に誤解を招きかねない行動は慎むべきと進言することにつきましては、後援会の方々も企業家として日々営業活動に努められ、また、本市のまちづくりにも御協力をいただいておりますので、私はその行動などに何かを進言するといった立場にはございません。いずれにいたしましても、私自身は、市長として市民12万人のために、また本市の発展のために、公平公正を原則として市政に取り組んでおりますので、御指摘されるようなことはあり得ません。

(発言する者あり)

次に、係船環の設置許可をした経過と理由につきましては、既に許可した護岸の登録に当たっての条件として、事業者から提出された小樽市港湾施設管理使用条例第4条及び同条例施行規則第6条に基づく申請が要件を満たしておりましたので、昨年12月1日付で許可したものであります。

なお、事業者から市と漁業協同組合に対し、漁業権を侵害することのないよう対応すると説明されており、事態の改善に向けて進んでいると判断したものであります。

(発言する者あり)

また、決議については、可決に至ったことを重く受けとめ、御指摘のあった点について、提出された背景を含めて改めて振り返っているところであり、市としても継続して努力しているところではありますが、係船環設置は許可要件を満たしていることから許可をしたものであり、現状では取り消す理由はないものと考えております。

(「まだ違反状態なのに」と呼ぶ者あり)

(「ゼロ回答だよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇)

○20番(小貫 元議員) 最後に、まちづくりについて質問します。

一つ目は、建築基準法第42条第2項道路についてです。

建築基準法では、第42条に道路についての定めがあります。第1項で、4メートル以上のものとの定めがあります。

第1項の道路について、第3号にある「この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道」についてどのように確認し、道路としているのか説明してください。

第42条第2項では、4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものが第1項の規定にかかわらず道路とみなし、中心線から2メートルを境界線とみなすことになっています。

この2項道路について、小樽市の現状がどのようになっているのか、指定の方法、これまでの取り組み、2項道路の延長について説明してください。

市内の道路は、狭い道路が多数存在します。そのことが、車も入れず、冬季の除雪の問題、緊急車両が入ることができないなど、住みにくさの原因の一つになっています。

市長は、提案説明で、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」を実現すると言っています。市民生活の安全性を確保するため、2項道路の解決が必要になります。

市長は、現在の市内の道路状況について、市民が安全に暮らしていく上で改善が必要だと思ふことを示してください。

2項道路の現状について、市長の認識を示してください。

また、今後は担当職員を配置し、年間に調査、測量する計画性を持って把握し、道路境界を決定することが必要と考えます。お答えください。

二つ目は、崖地の建築物についてです。

建築基準法第19条第4項では、「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。」とあります。これを受け、北海道は、建築基準法施行条例を定め、いわゆるがけ条例と呼ばれる条文があります。

この条文の内容について説明するとともに、北海道が行う急傾斜地崩壊危険区域指定とどのように異なるのか、説明してください。

北海道からは、このがけ条例についてどのような指示があるのか、市としてこの条例に対応した事務をどのように執行してきたのか、説明してください。

防災の点からも、崖地の建築物について対応していくことが必要と思いますが、今後の方針を示してください。

三つ目に、議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について質問します。

地方自治法の改正によって、基本構想を定める法的根拠が失われ、基本構想を議決事項にするために条例を制定するものと理解しています。

基本構想を議決事項とする手段として、自治基本条例の改正という手続をとらなかった理由を説明してください。

条例案では、総合計画は「本市の最上位の計画」と位置づけられています。よりよい総合計画にして

いくには、策定の段階から市議会議員も含めて議論することが必要です。

現在の審議会条例と同様に、審議会委員に市議会議員を加えることを求めます。お答えください。

日本共産党は、学校の統廃合に当たっては、子供の教育上の観点とともに、地域とともに歩む学校づくり、地域住民の合意形成を求めてきました。また、学校の存廃は、その地域に居住する年齢構成にも大きく影響します。

市長は、提案説明で、既存借り上げ住宅の開始で、子育て世帯の住環境の充実とともに、中心部への市営住宅建設に向けて検討すると述べています。

市長が提案説明で示した、このような検討項目にあるように、学校適正配置の基本計画をつくったときから、森井市長になったことで、まちづくりの方向性を大きく変えようとしていると捉えています。基本計画を見直しする時期ではないですか、市長の見解を求めます。

教育委員会は、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校を閉校後の商業高校を活用するという案を示しています。この案を各小学校の保護者を対象にして説明を行うと聞いています。どの小学校が対象で、それぞれ何回開くのかについて説明してください。

また、なぜ保護者だけに説明会を開くのか、その理由と説明内容を示してください。

教育長は、教育行政執行方針で、「御理解を得た上で、小樽商業高校閉校後の学校施設の活用について、北海道教育委員会へ要望したい」と述べました。

閉校後は、行政財産から一般財産に変わります。商業高校の跡利用の管轄は道教委ということでのいいのか、お答えください。

「御理解を得た上で」といいますが、3月中に地区別懇談会の開催は予定していないと聞いています。今年度中の道教委への要望は諦めているということでのいいのか、お答えください。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、建築基準法第42条第2項道路についてですが、まず同法第42条第1項第3号の道路につきましては、一般的に既存道路と称されるもので、同法が施行された昭和25年以前から存在する4メートル以上の道路のことをいい、本市では、確認申請や建築相談があった際に、当時の航空写真で道路形態や沿道家屋の建築状況を確認し、現況の道路状況と照らし合わせて当該道路に該当するかどうかを判断しております。

次に、建築基準法第42条第2項道路につきましては、同法の施行以前に形成された市街地等において、4メートル未満の既存の道路について、道路の中心線から両側に2メートルずつ後退した線を道路境界線とみなし、建築基準法上の道路として扱う特例で、指定に当たっては先ほどの既存道路と同様の確認を行っております。

また、当該道路は、建築相談や確認申請の際に関係する敷地のみ部分的に判定しており、他の部分は判定していないことから、全体の延長はお示しすることができません。

次に、市内の道路状況で改善が必要なことにつきましては、本市は古いまち並みが残っており、幅員の狭い道路が多く存在していることから、除雪車両や緊急車両などが進入しづらい状況があることは認識しております。しかしながら、現状では道路を拡幅することは難しいことから、市民の皆様からの要

望が多い冬期間の除雪や舗装の補修、側溝の修繕などを着実にやっていくことが、市民生活の安全につながるものと考えております。

次に、2項道路の現状についての認識等につきましては、私としましては、当該道路は、通行や災害時の避難、日照や通風などの空間確保として市民の皆様に直結した重要な役割を担っているため、用地の測量等を行い、用地確定をすることは大変重要なことであると認識しておりますが、当該道路は本市には膨大な数があり、境界が未確定である場合が多いことから、用地の確定を進めていくことは難しいものと考えておりますが、他都市の対応を調査してまいりたいと考えております。

次に、崖地の建築物についてですが、まず、北海道建築基準法施行条例に規定する、いわゆるがけ条例の内容につきましては、高さが2メートルを超える崖付近に建築物を建築する場合は、崖崩れ防止の擁壁を設ける場合など、一部の例外を除き、外壁面と崖との間は崖の高さの2倍以上離すことになっております。

また、急傾斜地崩壊危険区域の指定とがけ条例との違いにつきましては、急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地などを指定し、当該区域内での切り土・盛り土などの工事に知事の許可を必要とすることで、急傾斜地の崩壊を防止するものであります。一方、がけ条例は、建築物が崖の崩壊の影響を受けないようにするための個別の建築物に対する規制であります。

次に、北海道のがけ条例につきましては、本市は、建築主事を置く特定行政庁であり、小樽市建築基準法施行条例を制定して、北海道とは別に建築確認事務を行っていることから、北海道建築基準法施行条例は適用されません。

なお、北海道のがけ条例に相当する規定は、本市の条例には設けておりませんが、宅地造成により新たに生じた崖については、宅地造成等規制法における技術的な基準が適用され、安全性が確保されていると考えております。

次に、崖地の建築物についての対応につきましては、本市では多くの宅地が傾斜地にあり、崖地に係る規制に抵触するような建築物が多数あることから、新たに規制を設けることはさまざまな影響があると考えられますので、今後、他都市の状況等を研究してまいりたいと考えております。

次に、総合計画についてですが、まず、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案に関し、自治基本条例の改正としなかった理由につきましては、自治基本条例は、協働によるまちづくりの基本的なルールを定めたものであり、議決や審議会への諮問など、策定に係る具体の手續については、別個の条例としてまとめて規定することがわかりやすいと考えたことから、既存の審議会条例の規定も統合する形で新規の条例案としたものであります。

次に、条例案の審議会委員に市議会議員を加えることにつきましては、従前から執行機関の附属機関である審議会に議員が加わることは適当ではないとする行政実例があり、本市以外の道内主要都市においては、これに沿った状況となっております。また、総合計画策定においては、基本構想を議案として提出予定であるほか、議員の皆様には議会の場で議論していただくという機会があるため、審議会委員には加えなかったものであります。

次に、学校の統廃合についてですが、学校適正配置に係る基本計画の見直しにつきましては、人口減少が急速に進んでいる本市において、安心して子育てができる環境づくりを行っていくとともに、未来の小樽を支える人材となるよう教育環境をしっかりと整えていく必要があることから、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

適正化基本計画の見直しの必要性につきましては、何よりも子供たちの教育環境の充実の観点から、

まずは教育委員会において判断されるものと考えておりますが、まちづくりの原点は人づくりからという視点に立って、今後も教育委員会と連携して進めてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、まちづくりについて御質問がございました。

まず、学校の統廃合についてですが、西陵中学校と松ヶ枝中学校の再編に係る保護者への説明につきましては、対象は両中学校の校区に関係する4校の小学校で、回数につきましては、2月から3月の保護者会に合わせて実施しているもので、稲穂小学校2回、緑小学校4回、最上小学校3回、入船小学校3回となっております。

今回、保護者のみを対象とした理由につきましては、これまで開催した地区別懇談会において、統合時に関係する保護者からの意見を聞くべきという御意見をいただいたことや保護者の出席が少なかったことから、保護者の御意見や御質問も伺いたいという考えで実施しているものでございます。

説明内容につきましては、これまでの地区別懇談会で説明している内容と同様で、商業高校閉校後の施設を統合校として活用したいこと、一定の御理解を得た上で、施設活用を北海道教育委員会へ要望していくことのほか、校舎敷地内にグラウンドを整備する考えや再編後の校区、学校規模推計などについてであります。また、あわせて、これまで地区別懇談会において出ております主な意見などを説明しているところでございます。

次に、北海道における商業高校の跡利用の所管につきましては、北海道教育委員会に確認いたしましたところ、道立高校の跡利用につきましては、北海道教育委員会が所管していると伺っております。

次に、北海道教育委員会への今年度中の要望につきましては、現在、校区に関係する小学校の保護者に対して教育委員会の考え方を説明しているところでございます。保護者の考え方なども踏まえつつ、新年度も引き続き、保護者や地域住民の方々へ説明し、御理解を得た上で、小樽商業高校閉校後の学校施設の活用について北海道教育委員会へ要望したいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再質問します。

まず、予算編成の冒頭に除雪費のことをお聞きしましたけれども、検証が新年度からということになると、恐らくまず内部での検証ということが始まって、その後、議会に示されると、そしていきなり予算がついてくると、こういう話になると思うのです。やはりそれだと、我々議会としては、審議時間が非常に短く、資料を集めるのにも非常に苦労すると思うのです。それで、単年度だと、ある意味、ことは仕方ないかなという部分はあるかと思うのですが、毎年このように、もう2年ですけれども、行われるということが果たして正常といえるのかということについて、これは予算編成の段階から当初予算で計上しないということだったのか、それとも建設部が上げる段階でだめだったということなのか、その辺はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

それと、基準財政収入額の部分について、特別土地保有税の関係がありましたけれども、そういうことは来年度は、この収入額は残念ながら少し下がるという見込みでいるのか、その辺をお聞かせください。

あと成果、トップランナーのことについてですが、経費区分が見直しになるから余り影響ないのだから楽天的な話でしたけれども、ただ、そうすると振りかえ先であるところの単位費用ないし何か

下げられるということになると思うのです。地方交付税第2条第6項、単位費用の定義については、標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において要する経費なのだとされているわけであって、やはりこうやって国から来るお金を削減しているということに対して、市の見解を示してください。

次に、駐車場調査経費の関係で、まず現状把握するということもあったと思うのですが、駐車場法に基づけば、市に届け出るようになってきていると思うのですよ、駐車場の設置もしくは変更については。だから、調査しなくても、既に場所は押さえていると思うし、規模も押さえていると思うのです。それなのに、さらにお金が必要だというのが何でなのか、この辺をお聞かせください。

もう一つ、駐車場法第3条第1項の規定で、駐車場整備地区、もしくは第20条第2項の規定で周辺地区を定めるとなっています。今回の調査の範囲というのは、駐車場整備地区や周辺地区と同一なのかどうか、これをお聞かせください。

次に、IT企業の誘致に関してですが、何でITなのかというのもあるのですけれども、企業というのは、経済的合理性で動くというのがまずあると思うのです。そこに、小樽に来て、継続的にやはり経済行動をできるかどうかというのが一つ判断材料になると思うのです。そういう面で、小樽の産業特性とこのIT企業という点では、どのように関連していると考えているのか、お聞かせください。

あと、小樽港との関係です。まず、長期構想が遅れているということと、数値を盛り込むという話ですけれども、今、石狩湾新港との関係で、1990年と2015年の貨物量の比較を述べていただきましたが、この25年というスパンで非常に大きく動いているわけです。しかも、ほとんど小樽港が機能分担で、両港で取り扱うとしていたのにもかかわらず、小樽港は減る一方で、石狩湾新港がふえているという結果が出ているわけです。小樽港の1990年のフェリー貨物を除く貨物量が242万トン、石狩湾新港約36万トンだった。ところが、2015年には、小樽港が89万トン、これはフェリー貨物を除きます。石狩湾新港が約562万トンということで、これだけの変動が25年であるわけですから、これが長期構想で、今時点ではっきり果たして見通せるかどうかというのは極めて難しいというか、無理だと思います。

だから、具体的な規模や配置については港湾計画に盛り込むと、それで10年から15年のスパンで考えていくというのが基本だと思うのですよ。ところが、小樽港の場合は、もう20年港湾計画の改訂が行われていないからいろいろそごが出てきているということなのだと思います。ですから、やはりこういうことを見ても、長期構想で数値目標を定めるということがふさわしいと思うのかどうか、これのお考えをお聞かせください。

次に、ガントリークレーンの石狩湾新港との関係ですけれども、小樽港との関係については大分厳しい財政状況を述べていましたが、石狩湾新港についてはすごく寛大なのだなということで私は聞いていました。

それで、コンテナ貨物についても伸びるのだと、石狩湾新港は。これは管理組合と全く同じ答弁ですよ。伸びて、週3便にふえたというのですけれども、全ての航路が釜山経由で来るコンテナ船ですよ。だから、今後、仮に東南アジアに延ばしたとしても、釜山経由になるし、東南アジアで言えば、直接航路が苫小牧港とありましたが、これも2012年で結局廃止になったと、こういう状態ですから。管理組合があと狙っている航路ということになると、ロシアとの航路ということになります。

今、市長が小樽港の将来都市像の中でロシアのことも触れていましたけれども、今、外貿コンテナが石狩湾新港でこれだけ伸びるといことは、ロシアに手をつけないと、つまり小樽港の貨物に手をつけないと無理なのではないかと私は思っています。

それで、石狩湾新港が伸びるといコンテナの想定値は、小樽港の外貿に影響を与えないと思いませんかということをお聞かせください。

あと、泊原発との関係ですけれども、今、北電は、結局、石狩湾新港にある火力発電所の2号機、3号機の様子を少し見るという話ですよ。それは何でかといったら、泊原発再稼働するからだ。もう原発再稼働しないで、火力発電所つくってくれたほうが小樽市としても税収が上がるし、そのほうがいいのですけれども。今、市長は、北電は再稼働反対ということを知っていると申しますが、他党派からはいろいろ意見ありましたが、共産党としては、申し入れをするのだったら、しっかり再稼働反対という文言を入れて北電に申し入れてはどうかと思いますので、これについてお答えください。

あと、プールについてですが、複合施設についていろいろと検討していくという話なのですけれども、まず調査したところが12カ所だという話がありました。これ lisäksi、昨年の第2回定例会で高野議員が聞いたときから一切変わっていない数字です。それ以降、全く何もやっていないということなのでしょうか。まず、ふえていないということは、そういうことでいいのか、お答えください。

あと、公共施設の基本方針に沿ってという話があって、聞いていて少し不安になったのが、やはりそうなるかと個別施設計画を待つことになるのだなど。先ほど、最初のところで、交付税措置を活用できないのかというくだりでは、何か事業年度までに厳しいような答弁がありましたけれども、そうなるかと一体いつまで待たばいいのかというのが、今の市長の答弁だと、かなりの間待ってくださいというふうにしただけで聞かれません。平成29年度までに進めると、方向性を示すということなのですけれども、このやはり方向性を示すということは、基本設計、実施設計を策定するということが方向性を示すことになるのではないかと思います。これをいつまでにやるのか、私たちは、来年度中とは言っていますけれども、それだったらいつまでやるのか、お示ください。

あと、市政運営についてですけれども、今回、故事成語を紹介させていただきましたが、この故事成語は誤解を招かないようにという意味ですけれども、古代中国で王を利用する家臣がいて、そのことを進言したら、逆に腹を立てられてとらわれの身になってしまったと、そういう背景がこの言葉にはあるわけです。私は、非常に今の小樽市政に通じるものがあるなと感じていました。それを市長がどう感じるかというのは、また別の話ですが。

(発言する者あり)

それで、高島漁港の問題ですが、問題はいろいろあるけれども、漁業者とテーブルに着いたばかりなのに、なぜそこで許可してしまうかという話なのです。それはもう市政がどうのこうのと、手続が正しいかどうかという以前に、人と人との関係において、そういうことをやったら、信頼関係はもう失われてしまうということが私はあると思います。ですから、そこをしっかりと話し合いがつけられるようにして欲しいと思います。

それと、これまでの市政執行を見ていると、何か市長の一言で物事が決まっているのではないかと、いうところが見受けられるというのが感想です。

先日、第二次観光基本計画の説明を経済常任委員会で受けましたけれども、そこでも事務局として観光振興室が入っているのに、策定委員会で提言した内容に、新たに一つ項目が加えられているということもありました。しかも、修正内容について、策定委員会のメンバーは知らされていないということなのです。きのうの答弁では、進捗状況を知らせていくのだという答弁がありましたけれども、知らせていくということは当たり前で、それだけではなくて、やはり反対意見を封じ込めるような手法ではなくて、お互いを認め合う議論を重ねていくこと、それで物事を決定していくべきだと思いますが、これについて御意見を聞かせてください。

次に、2項道路についてですけれども、包括的に写真撮影、航空写真で道路を認定しているという話で、2項道路については部分的でないといろいろと認定していないという話で、全体の状況がわからな

いということでした。市の道路であっても、この2項道路に該当する部分はもちろんあります。国の社会資本整備総合交付金で、狭隘道路の解消という項目があると思いますけれども、こういった交付金もしっかり活用できるのではないかと思います、それについて御意見を聞かせてください。

あと、総合計画ですけれども、議員は議会で議論できるからいいのだと、そういう話だったと思いますが、ただ策定委員会で決められたことを、そう簡単に議事機関とはいえ、差し戻すというのは非常に難しい話だと思うのです。市政について、議会審議の内容を全てとは言わなくても、ある程度押さえているのが議員ですので、そういう議員が含まれてこそ、よりよい総合計画になるのではないかと私は考えています。

もう一つは、総合計画というのは、基本構想と基本計画で組み立てられています。このうち、議決事項というのは基本構想だけなのです。もう一方の基本計画は、審議会にはかかるけれども、議会に出てきて議決事項ではないわけなのです。だから、審議会に議員が加わる必要があるのではないかと私は考えますけれども、再度答弁していただきたいと思います。

それと、学校の統廃合に関してですが、見直しをという話をしましたけれども、そもそもこの基本計画、統廃合の基本計画というのは、まちづくりの視点が含まれていないと思うのです。石狩湾新港を除き、総合計画でも、都市計画マスタープランでも、九つの地域に分けています。これが、基本計画では6地区になってしまっているわけですよ。まちづくりの方向性が計画の段階からもうこうやって変わってきてしまっているわけですから、市長がかわって、まちなか居住も今までより強力に進めると、そういう気持ちがあるのだならば、せめて中心部の計画は、一旦白紙に戻すということを述べていただけたらうれしいと思いますので、お答えください。

もう一つは、財政が厳しいということを何度か答弁いただきましたけれども、しかし、そういう財政が厳しくても、道教委から商業高校の跡を買うことについてはオーケーなのだ、これは全然整合性がとれない、市長がどこに中心点を置いているのかということが理解できない部分です。財政が厳しいというのだならば、商業高校を買い取るのではなくて、既存の校舎を活用すべきではないかと思えますけれども、お答えください。

もう一つですが、教育委員会で、新年度中も理解を得よう努力するみたいな話がありました。私が聞いたのは、今年度、ことし3月、今月中の返事というのは諦めたのですかということ聞いたのですけれども、それは諦めたということで、今、答弁を押さえていいのかどうか、それをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（発言する者あり）

若干お待ちください。若干待ちますけれども、答弁に対する再質問ですので、全く新しい質問はもちろんしていないわけですから、先にした本答弁の内容を砕いて御説明いただければと思います。誰が答えるかで迷っているのですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 小貫議員の再質問にお答えいたします。私から答弁したこと以外におきましては、各担当から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

かなり多くの項目にまたがっておりますので、何か漏れていたりとかありましたら御指摘いただけたらと思います。

まず1点目、私からは、まず除雪費のことにおいて、当初予算ではなく、第3回定例会で上げることによって審議時間がどうしても短くなってしまおうということもあるので、やはり当初予算から掲げるべ

きではないかという御指摘、それが正常だと思われるのか、またはその状況は当初からそのような予定だったのかということかと思えますけれども、私といたしましても、先ほども答弁させていただきましたが、当初予算で出していきたい、これがやはり原則だと思っております。しかしながら、私就任させていただいたこの間、さまざまな除排雪における制度変更であったり、または仕組みなどに変えてきたところがございます。私といたしましては、何とか十分に検証を行った上で皆様に御提示をさせていただくことによって、よりよい環境づくりにしていきたいと思っておりますので、改善は図りたい、当初予算に上げたいという思いはありますけれども、恐縮ですが、今年度においては第3回定例会で掲げたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

そして、それは当初からの予定だったのかというお話ですけれども、今年度、平成29年度に上げていく分においては、当初から第3回定例会でというお話になっていたところがございます。

それと、私からは、石狩湾新港に対する対応は寛大に見えるという御指摘がありましたけれども、私自身はそのような対応は行っておりません。私自身も、先ほども答弁いたしました。過度な投資をするべきではないと私自身も思っているところがございます。その中で、石狩湾新港の今後の動向、またはこれからの貨物量の増加、それらを推計していく中で、石狩湾新港管理組合とは今後のあり方について、ガントリークレーンに限らず、いろいろとお話をさせていただいているところがございます。

今後においても、そのような過度な投資とならないように、常にチェックもしていきたいと思っております。今後においては、石狩湾新港はもろんなのですけれども、石狩湾新港と小樽港が物流の奪い合いになることのないよう、この石狩湾という枠組の中で、石狩湾新港と小樽港がどう連携し、お互いを高めていくのかという視点が重要だと思っております。その視点を持って、今後における発展に向けて、両港が物流で地域経済の高まりに結びつくように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、泊原発の要請等に対して、再稼働反対の文言を入れるべきという御指摘でありましたが、今後において要請する機会においては、その文言を入れて対応してまいりたいと思えます。

それと、高島の件でしたけれども、漁業者とのテーブルに着いたばかりなのに許可を出したことに對して指摘したいということであったかと思えます。おっしゃるように、漁業者と事業者がお互いの状況を理解し合える環境づくりということで、テーブルに着いていただけるように市としても努力をしているところがございます。これからも、その両者がお互いの環境がお互いを阻害することのないように、またお互いがお互いを、それぞれの取り組みが高まり合えるような環境づくりに市がしっかりと対応していくことであると思っておりますけれども、その取り組みとその許可を出すという要件が、やはり別な考え方だと私は思っております。許可におきましては、今までも説明させていただいているように、許可要件に従って対応させていただいておりますので、その件においては、現状の許可要件を満たしたことから許可をしたということで御理解いただきたいと思えます。

それと、第二次小樽市観光基本計画のことに照らし合わせての御質問で、私が反対を封じ込める行動をしているのではないかというお話でしたが、恐縮ですが、第二次小樽市観光基本計画の御指摘の点については、私がどのようなことをおっしゃられているのかわからないので、その具体的な形での答弁はできませんけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、やはりさまざまな施策があります。その中で、さまざまな過程において議論が行われますけれども、その中で、当然、私であったり、職員と議論すれば、職員の中で意見が違う場合もありますし、また新たな意見が出てくることもございます。その時々において、その内容が当然によい内容であれば加えたり変えたりする場合がありますし、また、そのようないろいろな過程が今までもありましたが、最終的な判断というのは、やはり私自身は市政執

行における責任者でありますので、その責任のもとで、その議論の過程等を、また内容等を踏まえて、最終的な政策決定を行っておりますので、小貫議員が御指摘のような状況ではありません。

(発言する者あり)

(「全然わかっていない」と呼ぶ者あり)

それと、学校の適正配置について、白紙に戻せという御指摘だったかと思えますけれども……

(「見直し」と呼ぶ者あり)

(「見直しだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かに。

○市長（森井秀明） 学校の適正配置についての件でありますけれども、先ほどもお話をさせていただいたところでございますが、やはり学校の適正配置における取り組みにおいては、子供たちのことを考え、教育委員会が取り組まれていることでございます。私といたしましても、現在、学校適正配置の基本計画が進められているのは、やはりこのまちに住んでいる子供たちが未来の小樽を支える人材となるように、その教育環境を整えていくために行っていることだと思っております。

今後においても、この点については教育委員会の中で、その観点のもとでいろいろと考えられていくと思っておりますので、今は行政も子供たちのために教育に対してしっかり責任をとるべきという立ち位置ではありますので、その責任のもとで教育委員会と連携しながら、その環境づくりを整えてまいりたい、このように考えているところでございますので、御理解をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、プールの関係と、それから総合計画の関係についてお答えしたいと思います。

最初にプールですけれども、こちらにつきましては議員御指摘のとおり、箇所数につきましては、12カ所が変わってございません。ですが、実際に箇所数は12カ所ですけれども、今後、他都市でもいろいろな複合施設とかつくったりしておりますので、そういったいわゆる先進都市と言われるようなところを視察してきて、どのようなメリットですとか、あるいはデメリットですとか、そういったものがあるのかをまずは検証してみたいと思っております。

それからまた、そのプールがいつまでというようなお話もあったかと思うのですが、こちらにつきましても、単純に考えますと、単独施設をつくった場合には割と早くできるということなのですが、それにしましてもやはり複数年かかるようすし、それからまた複合施設ということになりますと、いろいろな形態によって違うとは思いますが、こちらはやはり単独施設よりもさらに年数がかかるということになりますので、そういった意味では29年度までにすぐに始めてでき上げるという状況ではないなどは考えてございます。

それから、続きまして総合計画についてでございます。

総合計画につきまして、市議会議員を入れたほうがいいのかということでのお話でしたけれども、こちら市長からもお答えいたしました。他都市といますか、そういったところでも、実は道内の主要都市でも市議会議員が入っているところがないというような状況がございまして、それは先ほど市長からお話ししたとおり、行政実例なんかでもそういった形になっているというようなこともございます。

そしてまた、我々としましては、今後進めていくに当たっては、議会の常任委員会とか、そういった

いろいろな議会へ報告する場を使いまして、市議会議員の皆様には丁寧に御説明していきたいなと思っておりますので、御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、交付税の関係で、2点ほどお答えさせていただきます。

まず、基準財政収入額の件でございます。特別土地保有税の関係でございますけれども、この特別土地保有税に関しましては、平成14年度で新規課税というのは終わってございます。たまたま徴収猶予期間というのが、一定程度の計画があった場合に徴収猶予されるというのがございまして、その徴収猶予期間が切れた案件が27、28年度でございましたので、地方税の、市税の歳入予算としては上がってございますけれども、もともと交付税の基準財政収入額上は、平成15年度以降、新規課税がないということで、基準財政収入額の対象から外れてございますので、今後は、この特別土地保有税の関係で基準財政収入額がどうのこうのするという事はございません。

それから、トップランナー方式の関係でございますが、これは一方で増嵩する自治体の経費に適切に需要額を対応させる、こういった中で必要な経費をきちんと算定する、その一方で、一定程度委託が進められている経費については、その実態、全国の委託の進捗状況等を勘案して、そちらを需要額の単位費用で算定する、そういった考え方でございます。したがって、先ほど、市長の答弁にもございましたとおり、トップランナー方式によって、当然、経費として少なくなる、需要額を落とす部分はございますけれども、また一方では、その部分については必要な経費に充てられるということで、大きな影響は本市にはないと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、このたびのIT関連企業の補助金にかかわりましての御質問ということで、小樽の産業特性との関係ですとか、継続的合理性はどうかというような御質問だったかと思えます。

このたびのこの補助金につきましては、実際に誘致活動を進めていく中で、非常にこういうニーズが多かったということがございます。これまでは、銭函ですとか、石狩湾新港の小樽市域の食品物流関係を中心に工場等の誘致を進めてきたところなのですけれども、そのような形で担当がいろいろ情報収集する中でこういうものが多かったと。それにつきましては、IT系というのは成長産業であるということと、また、首都圏等の土地代ですとか賃借料の高いところになくても、地方でもそういう職場を置いていても対応できるというような、そういったようなところからこういうニーズがあったのだというふうに考えております。

また、小樽におきましては、既存の企業等の競合もほとんどないと考えておりますし、市内の中心部におきましても、においが出るとか、排煙が出るとか、そういったような問題もございませんし、道の補助金のメニューにも同じようなメニューがございますけれども、道はある程度もっと大きな規模のもので、小樽の場合、中心部の空きビルというのはそれほど大きくございませんので、それで枠を少し小さくしたようなところでございます。ですから、企業の継続的合理性を、今ここで保証することはできませんけれども、現状におきまして、このような企業を誘致するということは非常に小樽市にとってプラスであると考えまして、このような補助制度を創設したいということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事（飯田俊哉） 小貫議員の長期構想の数値目標の設定についての再質問にお答えいたします。

長期構想につきましては、20年から30年後の小樽港の役割ですとか機能について描くものですが、そのためにはやはり具体の目標を示すことがどのような変更を目指しているのか明確になるということから、今回、数値目標を設定することにいたしました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、駐車場の調査事業のこと、それから42条2項道路の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、駐車場の調査経費でございますけれども、これは実態調査と書いてあるので少し誤解を招いたかもしれませんが、単純に駐車場がどれだけあるのですかということだけではなくて、その需給状況、どれだけとまっているのですかと、ですからそのエリアにどれだけ駐車に対する需要があって、どれだけ供給があるのですかという現在の把握し、また将来的にもどれだけ見込まれるのですかと、これを調査するものでございます。

それで、エリアですけれども、図面でないと説明が難しいのですが、駐車場整備地区というのは、小樽駅から行きますと北西側、おおむね竜宮通り、それから海のほうへ行きますと堺町通りと言ったらおわかりいただけますか。そこから今度南に戻りまして、於古発川沿いに水天宮まで上がりまして、そこからグリーンロードを経由しまして小樽駅に戻る、国道の少し上までやって、そのエリアを含んで小樽駅まで戻るといような大まかなエリアです。

それで、周辺地区につきましては、その外側になりますので、海側は先ほどの本通線、堺町通りを臨港線まで広げた形、それから北西側は稲北交差点まで広げた形、それから南は入船町、大まかに言うと入船までグリーンロードから広げた形ということになっております。

それで、今回は、ほぼそれに一致するのですが、ただこの駐車場の調査が平成3年以来やっていないということで、全くデータが古いということでございまして、今回、中心も含めて少し欲張った構想かもしれませんが、観光地といいますか、運河沿い、こちら辺も一緒にやって、データを提供できればいいのではないかとということで、運河沿い、運河の臨港道路といいますか、運河から一つ海側の臨港道路の周辺まで範囲として広げているというところでございます。

それから、42条2項道路の関係でございます。

議員御指摘のとおり、狭あい道路整備等促進事業という事業はございます。あと市道についても、まだ4メートル未満の幅員しかないといったことが、もう10キロメートル単位でございます。そういった中で、やはりこういった4メートル未満の道路、こちら辺の用地確定だけでもということで進めていくという事業の大切さは十分そのとおりだと思うのですが、現在、私ども、例えば市道認定の10カ年計画ということで、平成23年から32年までの間で46路線、8.8キロメートルを認定するための資料をそろえていこうといったこと、それから地積測量といたしまして、各区域の、各区画の、市内全域の区画の土地を確定していく、改めて新しい精度の高い方式で確定していくということを今始めたところでございます。そういったこともございますので、この事業の重要性はわかるのですが、そこまで財力、それからマンパワーを割けるかということは、まだ検討の余地があるだろうというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小貫議員の再質問にお答えします。

最初に、財政状況が厳しい中、商業高校の校舎を使うのではなく、既存の校舎を使うことはできないのかというようなお話だったと思いますけれども、そういう考え方ももちろんあるかと思えますけれども、実際に統合する両校について検討もいたしました。その中で、西陵中学校につきましては、学校としての校舎の耐震化はできているものの、昭和の時代の建物ということで、相当数改修をしなければならぬということですか、それからグラウンドも整備要望がずっと上がってきている状況ですので、そういった意味でいけば、これからしばらく使うということになれば相当のお金、経費をかけていかなければならないということもございます。

それから、もう一方の松ヶ枝中学校は、耐震化もできていない状況でございまして、経費をかけるという観点から見ると、非常に厳しいものがあるのかなと思っております。いずれにいたしましても、両校の子供たちの通学環境も含めて、教育環境をよくするという観点で検討を進めていく必要があると思っております。

それから、もう一点ですけれども、北海道教育委員会への今年度中の要望について、今年度どういふふうにするのかということでございますが、先ほども答弁で申し上げましたけれども、現在、校区に関する小学校の保護者に対しまして、教育委員会の考え方を説明しているところです。保護者の考え方も踏まえつつ、新年度も引き続き保護者や地域住民の方々へ説明をして、御理解を得た上で利活用について北海道教育委員会へ要望をしていきたいと考えていますので、先ほど、今年度の要望はどうなのかということでございますけれども、大変厳しい状況にあるということでございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫議員。

○20番（小貫 元議員） 何点かですけれども、絞って再々質問します。

まず、除雪費の当初予算計上しないことということで、原則は、当初予算が原則だという認識があるということですが、もう一つが、第3回定例会で予算をつけるのだという話がありました。私たちとしては、当初予算でつけるべきだというまず思いはありますが、第3回定例会でいきなり方向性も含めて出されると困るのですけれども、それは方向性ぐらいは第2回定例会で出すという予定なのか、その辺をお聞かせください。

石狩湾新港との関係では、物流の奪い合いにならないようにということで連携していくのだというような話でしたけれども、先ほど市長が言ったように、港湾というのはすそ野が広いという産業構造を持っています。もともとこの石狩湾新港をこり押しするときだって、いや、小樽港の貨物がふえてきたのだと、だから小樽港を補完するために石狩湾新港をつくるのだと言って、機能分担が必要だと言ってやってきたわけですよ。ところが、現在は、もう石狩湾新港を小樽港が補完するみたいな、そんな形になってきてしまっているのです。市長は財政が厳しいと何度か言っていますけれども、財政が困難だとなってきたら、もうこの新港の負担金にもメスを入れていかないとだめなのではないかと思いますが、これについてお答えください。

あと、プールについて、先進都市を視察するのだという話がありましたけれども、私、2011年に議員になりました。そのとき、総務常任委員会でしたが、それ以来ずっと取り上げていますけれども、ひたすら調査すると言っているのですよ。ことし6年目です。一体どれだけ調査すればいいのですかという話なのです、今上がってきているのは。だから、もう既に調査だなんて言っていないで、もういつつくるのかというところを決めてとりかかっていると無理ではないですかと、私は思います。これについてお答えください。

あと、総務部長が、平成29年にできるというものではないみたいな、今、答弁がありましたけれども、ということは、もう先ほど市長が言ったことと何か違うのかなと思いますが、いつつくるということを示せるのか、そのことについてはいかがなのか、示してください。

次に、産業港湾部から、長期構想の関係で答弁がありましたけれども、長期構想に数値を盛り込むことの理由を聞いたわけではなくて、再質問で取り上げた貨物の変化を踏まえた上で、そういうことを見通せるのが可能かどうかということを再質問で聞いたと思いますので、それが今、長期構想で、この時点で将来を見通せると思っているのか、その辺をしっかりと答弁いただきたいと思います。

あと、駐車場との関係ですけれども、平成3年以来調査していないという話がありました。平成3年の調査というのは、平成4年の駐車場整備計画を定める上で調査したということだと思うのですが、この駐車場整備計画をつくるために調査するのだというのだったら、理由がいろいろとわかるのですけれども、ところが提案説明を聞いていると、そうではないと。駐車場法に定められている駐車場整備地区を更新するのですと。平成4年の駐車場整備計画というのは、平成22年までを目標年次として定めているので、今、駐車場整備計画を見直したいのですという理由なのだったら納得ができるのですよ。ところが、そういう説明ではないのです。だから、本質問で言ったように、唐突感が否めないという話をしているのであって、今の建設部長の答弁だと、駐車場整備計画を見直すということで捉えていいのか、その辺をお答えください。

あと、42条2項道路との関係ですけれども、交付金の活用が可能だという話は答弁でありましたけれども、一つ、再質問で聞きたかったことは、この問題というのは、建築基準法に定められている話で、別に何か特別なことをやってくださいというわけではなくて、法律にのっとって淡々とやったらどうでしょうかという提起なのです。それで、10年や20年というところで解決するような問題ではない話で、下手したら100年単位の事業になる話なのです。ただ、そのスタートとなるのが、どこが2項道路なのかということをしかりと把握することが、まずそこからスタートではないかと思っておりますので、まず市道認定されている2項道路だけでも調査すべきではないかと思っておりますけれども、これについて答弁をお願いしたいと思います。

あと、教育委員会の答弁がどうもすっきりしない答弁で、もう少しはっきり言っていただいたほうがわかりやすいのですが、まず道教委への要望について、3月中にしないということを明言していただきたいと思いますが、これがまず一つと、あと、いろいろ整備に金がかかるのだという話が出されていましたが、商業高校だって整備するのに金が必要になりますので、それはやはり理由にならないと。まちづくりとどう一緒に考えるのかと、先ほど松ヶ枝中学校の問題がありましたが、松ヶ枝中学校が丸ごとなくなれば、あの最上の地域に小学校も中学校もなくなると。道営住宅、市営住宅、たくさんあるけれども、あそこに子育て世代が全く住まなくなってしまうと、あの山の上に。そうしたら、そこに結局残るのは高齢者だけだと。そういうまちづくりと一体に考えてほしいというのが今回の質問ですので、ぜひまちづくりと一体にしっかりと考えていただきたいということを最後の質問といたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。私から答弁したこと以外には、担当より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

1点目は、除雪費の件で、方向性ぐらいは第2回定例会で示されるのかという件だったかと思っております。この点におきましては、昨年も、初めて開催させていただきました建設常任委員の方々との懇談会等

において、第3回定例会より前に課題提示であったり、また方向性を懇談する機会を設けたいと考えているところでございます。まだ、恐縮ですが、はっきりとした日程等は決まっておられませんけれども、できれば早い時期に行えるように、担当部と調整を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、私からはもう一点、石狩湾新港の負担金にメスを入れるべきだという御指摘だったかと思えます。

現行では、今、3%シーリングで、年々、少しずつですが、負担が下がってきており、今年度におきましては3億円を切るという形になりつつあるかと思っております。先ほど来からお話しさせていただいたように、私自身は過度な投資自体はやはり行うべきではないと思っておりますのでございます。今後における石狩湾新港の取り組み、または貨物量、さらには方向性、これらを見きわめながら市としても必要なことにおいては申し入れをしていかなければならない、このように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、プールの件について答弁させていただきます。

先ほど総務部長からお話がありました、調査の項目は変わってないのだけれども、一つ、調査してきたのは、資料を取り寄せて、それについての分析といいますか、そういう調査が主でございますけれども、実際にどのように建てるかということに関していえば、まずは実際に現場に行き、その確認をするということと、もう一つ大事なことは、その計画に至るまでのプロセスがどういう経過をたどったのか、これはさまざまな検討の過程の中でどういう意見、計画の中で、それを選択したのはどういうわけなのか。例えば進め方、調査、基本設計、実施設計、その段取りを市民の合意をどの段階で得たのか、または議会の進め方、どの段階で議会にどういうふうにかけて、そこまでのプロセスはどうであったか、その辺の細かい具体的な進め方などについても調査しなければなりませんし、さらに、主に道内中心の調査でございましたけれども、全国的にもっとユニークな建て方をしたところがあるのかどうかということも含めて、再度、厳密にやってみたいということでございます。

それと、今後の進め方のことで後退したのではないかというお話でございましたけれども、先ほど市長が個別施設計画との関係で答弁をされましたとおり、今後、個別施設計画の策定を進めていく予定ですが、既に検討を進めている施設や緊急性の高い事案が生じた場合は、その都度判断をしていくということでございますので、このプールについてはもう既に検討を進めている施設という、私どもはそのように理解しております。

また、先ほど、市長の答弁の中で、任期中にということは、平成31年4月までの任期ですので、それまでには方向を定めますということでございますので、この調査の中でできるだけ具体的な案を示して、29、30年度の間には一定の方向を示していきたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事(飯田俊哉) 小貫議員の長期構想の数値目標の設定について、再々質問にお答えします。

今、長期構想をつくる段階で目標を設定する、小樽港の今後の、20年後、30年後の役割を設定する段

階で、その数値の見通しが可能かということでございますけれども、あくまで我々そういう目標を設定するということでやってございますので、今の段階で我々は見通した目標値を設定するということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

1点目、駐車場の調査計画でございますけれども、これは先に結論から申しますと、特に駐車場整備計画ですとか、そういったものの策定には使えるかもしれませんが、それを前提にしたとか、特定の計画を前提にしたものではなく、あくまでも基本調査ということです。それはなぜかといいますと、例えば、一つの例ですけれども、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、駅前広場についてはやはり改良しなければならいと、その中に駅前駐車場というのがございます。それから、それを補完する形で駅横駐車場というのがございます。そのあり方といいますか、そういったことを考えるに当たっても、これらの資料が必要になるであろうということでございます。

それと、先ほど申し上げました、実態が、四半世紀にわたって駐車場の需要状況がわかっていないということで、今回は基本調査という形でこの調査を行ってデータを得たいと考えているところでございます。

それから、42条2項道路の件ですけれども、市道については、4メートル未満のエリアといいますか、どれだけの延長があるというのは調査しています。道路台帳がありますので、それでわかるのですが。ただ、現況がピンが入っているか、ピンが入っていないか、私ども、今、全て押さえていないのですけれども、そういったこともしていかなければ、いわゆる実際に使うに当たってといいますか、実効性があるのかどうかということは少し疑問があります。そういったことを含めると、いわゆる、今、先ほど申し上げましたような用地確定といいますか、そういった作業が必要になりますので、その中では地積測量ですとか、市道認定事業、そういったことをやっておりますので、そういったことに、今、人、それから財力を割いているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

再度のお尋ねですけれども、北海道教育委員会に対して今年度中の要望はどうかということでございますけれども、今年度中の要望は考えておりません。

それから、まちづくりの方向性と一体となって再編整備の計画の見直しも進めていくべきではないかというようなお話だと思っておりますけれども、これまでも市長部局と連携しながら進めております。

また、先ほど市長からも答弁ございましたように、まちづくりの原点は人づくりという観点もございますので、そういったところで、今後、市長部局とも連携を十分図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 小貫議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 4時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 平成29年第1回定例会に当たり、民進党を代表して質問をいたします。

まず、2月22日の本会議の冒頭で、平成28年第4回定例会を自然閉会させた責任について、市長からどのような発言をするのか注目をしてきましたが、市長の発言は、これまでに議会の正常化に向けて努力を重ねられてきた関係者の御尽力を考えると、市長は、発言の重さ、結果責任の重さを十分に理解されておりますか、その点について、まず確認をさせていただきます。

市長の発言のとおり、今後は責任ある発言、態度で議会に臨み、議会と理事者や職員との信頼関係を築いていくため、市長みずから努力していかれることを強く望み、代表質問に入ります。

森井市長就任以来、2回目の予算議会を迎え、予算案の審議以前の問題として、私どもは、市長の政治姿勢について、明確に質しておく必要があるとの判断から質問をいたします。

市長は、2年前の選挙で、古いしがらみを絶って、公平公正で市民にわかりやすい市政を訴えて当選されましたが、この2年余りの市政運営は、利害関係のある特定の個人などのしがらみに支配された公平公正を著しく欠くものであったことは、この間の議会議論でも明らかであります。そうした意味で、市長が市民に訴えてきた公約とは大きくかけ離れており、市民の期待を裏切る市政運営であることは明確であります。

私どもは、機会あるたびにしがらみにとらわれることなく、公平公正な市政運営のために、利害関係者の意向を行政に押しつけるのではなく、職員の意見を聞くことが大事であると訴えてきましたが、結果として、市長は、そうした意見を無視してきました。

また、議会との関係においても、各会派が一致して可決している反省を求める決議や、2度にわたる問責決議、平成27年度決算の不認定など、いずれも行政のトップとしての市長の責任を一切明らかにすることなく、議会に背を向け続けることは、市長の適格性をも問われています。

また、市長は、人事問題や除排雪、高島漁港などの議会議論でも、法律や条例に照らして妥当性を問われているにもかかわらず、答弁では、常に私はそうは思わないという趣旨の発言を繰り返してきました。

これまでの議会議論の中でも、地方公務員法の解釈との整合性を問われているにもかかわらず、こういった答弁は質問に答えたことにはならないことは当然のことであり、議論がかみ合うはずもありません。市長は、政策論議をしたいと主張しますが、政策論議以前に、地方自治法や条例に照らして、妥当性があるのかみずから検証し、職員の意見も踏まえた中で判断や発言をしなければ、同じ過ちを繰り返すことになります。

改めてお聞きしますが、市政の根幹は法令遵守にあるという認識はおありですか。市長が法令を軽視、曲解する中で、議会の議論に疑問を感じ、コンプライアンス委員会に公益通報をされたり、市民団体から告発をされるのは当然の結果であります。今後もそうした態度をとり続ければ、さらに厳しい立場に立たされることは自明の理であります。

私どもの控室には、以前、経験のない市長には、懇切丁寧に教えてやりなさいといった電話がありましたが、最近ほとんどそうした声も聞かれなくなりました。それだけ市民は、市長の動きを冷静に見て判断されているものと思われます。市長は、この2年近くの市政運営を振り返り、議会の審議が中断することによって、悪いのは全て議会で、みずからは反省すべきところはないと本当に思われてきたのか、明らかにしていただきたいと思います。

市長の後援会幹部が代表理事を務める雪運搬協同組合が、市を訴える裁判の被告であり、地方公務員

法違反で告発を受け、さらに本年1月25日、高島漁港における観光船の事業と係留に関する法令、条例違反でコンプライアンス委員会に公益通報を受けております。いずれも係争中であつたり、これから調査を受ける立場にあることを市長は認識されておりますか、お答えください。

市長のこれまでの発言や行動を振り返って考えますと、議会のみならず、職員のアドバイスにも耳を傾けることなく、ただ一方的でバランス感覚のない考え方しかできないばかりか、職員に対する思いやりや配慮も欠き、責任もとれない、行政のトップとしては、適格性に疑問が残ると言わざるを得ません。

(「そうだそうだ」と呼ぶ者あり)

そうした立場で考えれば、市長自身がみずから処分を課すなど、責任のとり方は限られているものと思えます。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） 林下議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま私の政治姿勢について御質問がありました。

まず、市政の根幹は、法令遵守であることへの認識につきましては、申し上げるまでもなく、地方自治体の長として法令を遵守することは当然のことであると認識をしております、市政運営に当たりましては、今後とも法令遵守のもとで適切に執行してまいりたいと考えております。

次に、議会審議の中断につきましては、私の発言をめぐり中断することはありますが、議会運営上における判断の結果であると認識しており、どちらが悪いといったことは考えたことはありません。

(発言する者あり)

私といたしましては、私の答弁を議員の皆様が納得できる答弁かどうかにかかわらず、疑義や意見の相違がある場合には、議会を中断することなく、議会議論の中で確認いただくことが市民の皆様にとりましてもわかりやすいものであると考えております。

(「うそついたらだめだって」と呼ぶ者あり)

次に、調査等を受ける立場であることにつきましては、そのような立場にあることは十分に認識しており、いずれの場合においても、今後の調査等に対しましては、誠実に対応してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長（横田久俊） 今、傍聴席ですか。

(「退席しますから」と呼ぶ者あり)

次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

○19番（林下孤芳議員） 次に、中期財政収支見通しと、平成29年度予算の整合性について、新年度予算については、昨年10月に財政部より説明がありました中期財政収支見通しを交えて質問をさせていただきます。

まず、一つ目の国の動向であります。国においては、一昨年同様、大きくは経済再生財政健全化を基本とする経済財政一体改革を引き続き推進し、国と地方を合わせた基礎的財政収支、いわゆるプライマ

リーバランスを平成32年までに黒字化をするという目標の取り組みを行っていくということであり、小樽市の中期財政収支見通しでは、平成32年度は、21億6,200万円の赤字と見通しておりますが、基礎的財政収支で考えた場合の数字と、今後、国が黒字化目標の取り組みを行うことで、どのような影響が考えられるのかお知らせください。

二つ目に、本市の財政状況について伺います。

昨年示された収支見通しでは、29年度の単年度収支を18億1,200万円の赤字と見込み、財源対策として財政調整基金を4億8,500万円取り崩すとしておりましたが、29年度予算編成では、除雪費が全て計上されていないにもかかわらず、財政調整基金による財源対策は、既に収支見通しを上回る6億4,200万円に達しており、今後、除雪費予算が追加されますと、さらなる財源対策が必要になることが見込まれます。このように見通しと予算との間に大きな乖離が見られますが、何が原因でずれが生じたのか、数カ月で相当のずれが生じていることを踏まえると、これから先もこのようなずれが生じることはないのか心配ですが、これらについての見解をお聞かせください。

次に、予算編成の基本方針についてであります。今回の基本方針は、八つの項目で示されており、一部の文言の変更は見られるものの、一昨年と同様の方針と受け取れる内容と感じております。その中で最後の項目ですが、「平成28年度予算要求では、予算要求基準枠の設定は行わないこととします」となっていますが、平成29年度の基本方針では、「本予算編成方針とあわせて、一般財源の要求基準額を示します」と記されています。この違いについての変更理由と実際に当初予算編成のどの点に生かされたのかを説明していただきたいと思っております。

以上の中期財政収支見通しを踏まえて、平成29年度の予算編成に当たり、市長はどのような方針で臨まれたのか、基本的な考え方について伺います。

聞くところによりますと、市長は、公約にこだわった予算編成を強く求めてきたとも言われておりますが、市長みずから言うておられるように、人口減少が小樽市の財政状況に深刻な影響を及ぼし、税収を確保していかなければ、市長公約の実現にも当然のことながら、大きな制約が伴うのが現実の姿ではないかと思っております。市長は、このたびの予算編成に当たり、独自の財源確保や事業の取捨選択について、どのように取り組まれたのか明らかにしていただきたいと思っております。

私どもは、税収が先細りをし、人口減少、少子化、少子高齢化社会が深刻化する中、限りある予算を市長公約などに重点的に配分する余裕は全くないはずであると思っております。広く市民の納得が得られる分野に配分し、優先順位はどのようなプロセスで決定されたのか、非常に高い透明性と説明責任が求められるものと理解しております。

全国的にも多くの地方自治体では、2017年度予算編成は、地域の持続性を最重点課題と位置づけ、国の方針や道の方針を踏まえ、より密接に連携し、未来につながる予算編成と位置づけられていると言われておりますが、人口減少が深刻化する中で、財源が先細りしていくことは明らかであり、そのために地方創生など、国の支援策など財源確保は、地方自治体の死活問題として首長が先頭に立って奔走していると言われておりますが、市長は国に対して、どのような要望活動をされてきたのかお示してください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま中期財政収支見通しと平成29年度の予算の整合性について御質問があ

りました。

まず、本市の平成32年度の基礎的財政収支額と国の取り組みによる今後の影響につきましては、中期財政収支見通しにおける平成32年度の基礎的財政収支額は、国の考え方と同様に、歳入から借金である地方債を、歳出からその返済の元利償還額である公債費を除いて試算をいたしますと、7億8,600万円の赤字となるものです。

しかし、現在、国は地方交付税総額に財源不足が生じている状況にあることから、その対策として本来地方交付税として交付すべきものを臨時財政対策債に振りかえており、あくまでそれを実質的な交付税と考えますと、算定上は12億3,000万円の黒字となるものです。

また、今後の影響につきましては、国の具体的な取り組みが示されておらず、現時点で見通すことは困難であります。経済・財政一体改革の取り組みの中で、地方交付税総額が減額となる制度改革が示されており、本市の財政への影響を危惧しているところであります。

次に、中期財政収支見通しと実際の予算編成の差異につきましては、中期財政収支見通しは、その時点で見込まれる一定条件のもと、今後の財政運営を検討するための手がかりとして策定をしているものであり、国の予算編成の動向などが不透明な中での試算となっております。しかしながら、実際の予算編成は、国の地方財政対策はもとより、決算見込みや新たな財政需要なども踏まえて編成しておりますので、一定程度の乖離が生じることはやむを得ないものと考えております。

次に、一般財源の要求基準額につきましては、平成27年度においては、小樽市総合戦略が新たに策定され、これまでとは異なった視点での予算要求も想定されたことから、一般財源ベースでの予算要求枠の設定は行えませんでした。しかしながら、28年作成の中期財政収支見通しでは、今後も極めて厳しい財政状況が続くものと想定され、そうした中においても、複雑化、多様化する課題への的確な対応など、必要な施策、事業の着実な推進と、持続可能な財政運営の構築の両立が必要であります。

そのため、限られた財源を効率的・効果的に配分する一つの方法として、まずは各部署において示された基準額の範囲内で予算編成の基本方針のもと、優先する事業の取捨選択を行い、予算要求することを目的に一般財源の要求限度額を示したものであり、原部では、この趣旨の沿うよう部内で十分な協議を行った上での予算要求であったと認識しております。

次に、財源確保や事業の選択につきましては、平成29年度の予算編成に当たっては、地方交付税や地方消費税交付金などの減少が見込まれ、大変厳しい財源状況にありましたが、これまで続けてきた事業について費用対効果等を十分に考慮しながら予算計上をしてきたところであります。

また、私の公約実現のための事業を含めた新たな事業費等についても、子育て支援や子供の育成、安定した雇用の創出など、その有効性や優先度を考慮し、選定をしてきたところであり、このことが本市の大きな課題であります人口減少に歯止めをかけ、持続的な財源確保につながるものと考えております。

次に、財源確保に向けた国への要望活動につきましては、道内他都市の首長の皆様とともに、北海道市長会による中央への要請活動に参加をしているほか、上京した際には、関係省庁などを訪問させていただき、本市に対する国からの支援に向け、取り組んできたところであります。引き続き、全国市長会や北海道市長会などを通じて、国に対して要望してまいりたいと考えておりますが、今後は、私が就任して以来、積極的に進めてまいりました国の機関などとの人事交流の成果として、それぞれの職員が構築した人脈を活用した情報収集も可能になるのではないかと期待を寄せているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）

○19番（林下孤芳議員） 次に、港湾計画について伺います。

市長は、2月7日、第2回小樽港長期構想検討委員会の開催を突然延期することを経済常任委員会に報告し、平成28年度の委託料を減額し、平成29年度予算に減額分を上乗せするとし、これに伴う港湾計画改訂も延期するとのことであります。小樽港の港湾計画は、港湾法第3条3の規定に基づき、平成9年5月、小樽市地方港湾審議会、平成9年7月、港湾審議会第163回計画部会の議を経た小樽港の港湾計画を軽易な変更をするものとするものでありますが、20年の議論経過は明らかではないものの、当時は石狩湾新港との競合から、小樽港の特徴であるアクセスの優位性を最大限発揮し、小樽港を物流や観光の拠点港として活性化させようとの構想のもとにまとめられたものと理解しております。

今日の小樽の現状や将来の課題にも一致し、小樽経済や人口減少、雇用対策など将来的にも十分に通用し期待される計画であると、国からも高く評価されていると言われております。これまで小樽市としては、港湾計画改訂の必要性や優先度も高いと判断はされながらも、これまでの厳しい財政状況を踏まえて、単独事業としては事業費規模から踏み切ることができなかつたものと理解されております。

国は、今インバウンドの増加に対応することや東京オリンピックなどを見据えて、クルーズ客船受け入れの拠点港として、函館港、小樽港、稚内港を指定して、早急に整備するとの方針が示されております。このたびの小樽港港湾計画の軽易な変更の概要では、背景として、近年、クルージング需要の増大に伴い、小樽港を訪れる旅客船は増加傾向にあり、寄港船舶も大型化している。現行の港湾計画では、旅客船埠頭と位置づけられている第3号ふ頭では、岸壁の延長の不足により、大型のクルーズ客船が係留できない状況となっている。変更の理由として、第3号ふ頭は、小樽運河などの観光拠点から至近に位置することから、大型船を係留することにより、旅客船の乗船客の回遊による、港における交流空間のさらなる形成を図り、旅客船の大型化及びクルージング需要の増大に対処するため、中央地区の旅客船埠頭計画、水域施設計画を変更するものとしております。

国の動きや先行する他都市の取り組みを考えますと、この港湾計画改訂の延期が、国の不信感ややる気を失わせることにならないのか、非常に心配されるところでありますが、ここまでは理解したとしても、市長は、昨年12月の定例記者会見で、第3号ふ頭の老朽化対策や大型船のクルーズ客船が入港に必要な水深の確保などの整備については、積極的に取り組む姿勢を示す一方、記者の質問で、平成26年に小樽市が策定した第3号ふ頭の国際旅客船のターミナルビルをつくるなどの計画があったがという質問に対し、クルーズ客船の船会社に聞いてもターミナルビルの建設、いわゆる箱物ですね、それが必要だというような話は私は一度も受けておりませんと回答し、ターミナルビルそのものの箱物的なものをつくるという予定は、今は考えておりませんと明確に否定し、記者の皆さんを唖然とさせた話題になりました。本来、クルーズ客船や外航航路にしても、岸壁の整備と水深の確保及びターミナルビルは、港の機能を整備するという意味では一体の事業であると捉えるのが常識であり、船会社も当たり前のことを確認するはずもないことと思います。本当に船会社や関係する企業などが、ターミナルビルは必要ないと言っているのですか、国の政策に逆行する明確な根拠はありますか、お答えください。

また、今年度から始まっている過疎計画には、国際旅客船でもあるターミナルビル建設計画が盛り込まれ、国にも提出されております。市長は、国に提出している計画を、行政の継続性の観点ということをどのように考えているのか、市民にもわかるように説明をしていただきたいと思います。

国は、インバウンドの増加と東京オリンピックなどの需要に応えるため、泊地のしゅんせつ事業費の85%を負担することとなっており、また地方創生拠点整備交付金対象事業にも、クルーズ客船受け入れ

のためのターミナル整備も含まれていることから、さらなる国の支援策も期待され、小樽港のアクセスの優位性や新幹線の開業、札幌オリンピックなどを見据えれば、国の方針にびたりと一致し、このチャンス逃がすことは、小樽市の港湾にとって永遠に取り返しのつかないおくれをとることになります。

市長は、しがらみにとらわれることなく小樽港長期構想、小樽港湾計画の改訂を速やかに進め、ターミナルビルの建設にも早急に着手することを強く求めます。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま港湾計画について御質問がありました。

まず、第3号ふ頭における国際旅客船ターミナルビルの建設につきましては、定例記者会見でもお答えしたとおり、クルーズ客船の船社からはターミナルビルの建設が必要だというようなお話は一度も受けておりません。

また、大型クルーズ客船対応のための岸壁や泊地の整備を進めることから、国際旅客船ターミナルビルを建設する理由は今は考えていないということを申し上げたことだけで、国の政策に逆行しているとは考えておりません。

次に、小樽市過疎地域自立促進市町村計画に盛り込まれている国際旅客船ターミナルビルの建設につきましては、現在、本市における公共施設全般の老朽化が著しく、その対策を計画的に行うことが喫緊の課題であることから、行政の継続性を考慮しながら、必要に応じて計画を見直すことも重要であると考えております。このことから、ターミナルビルの建設を含めた公共施設の整備につきましては、市の財政状況を勘案しながら、優先度を総合的に判断し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）

○19番（林下孤芳議員） 次に、貸出ダンプ制度の見直しと市長公約に関連して質問をいたします。

市長は、公約としてきめ細やかな除排雪を掲げ、除雪基準の見直しをいち早く実施しましたが、平成27年11月、突然、貸出ダンプの配車方法を変更する方針を明らかにし、平成27年第4回定例会では、大変な議論となり、市長後援会の幹部が代表理事を務める協同組合から提訴されるという事態まで生じております。昨年、11月になって、これまで生活道路の住民が除雪した雪を道路脇や空き地に堆積し、堆積が困難になった段階で貸出ダンプを利用して排雪する方式は、生活道路を抱える町会などに広く定着し、平成27年度では、貸出ダンプを利用した団体は約300団体もあり、いわゆる雪堆積場の特例を利用した町会は約170にも及んでおり、生活道路を利用している住民にとっては、なくてはならない制度として定着しています。

市長は、議会の承認も得ることなく、制度の拡大解釈として貸出ダンプの特例廃止を打ち出し、昨年11月11日から始まった除雪懇談会では、堆積場の排雪ができなくなると除雪自体が困難になり、灯油の配送や万が一の緊急車両などが入れなくなるなどといった不安と不満の声が多く、会場で出されております。そうした市民の切実な声を踏まえ、今シーズンの反省や問題点をどのように総括し、今後の貸出ダンプ制度の見直しに生かしていくお考えなのか、お示しをお願いいたします。

市長の最重要公約であるきめ細やかな除排雪は、市民からも大きな反発を買うこととなり、この市長公約は、破綻したと受けとめられるのは当然のことです。

昨年、貸出ダンプの特例の見直しをする際、市長は、利用団体の拡大解釈によって費用がふえ続けていることを強調されておりましたが、過去10年余りの実績を見ても、降雪量によって大きく変化し、高齢化や人口減少による地域の力が弱まっていることが大きな原因であることを、私どもも数年前から指摘してきました。小樽市の冬の市民生活を支えるために、除雪費の確保は極めて重要であることは、歴史的にも市民の合意を得ているものであります。

昨年度は、異例の少雪で予算内の執行となりましたが、市長公約として実施した除雪基準の見直しやステーションの増設で財政状況は厳しさを増し、財政に危機感を持つとすれば、税収の確保のために奔走すべきであり、安易に市民サービスを打ち切ることが市長公約に反し、市民に対する裏切りでもあります。市長は、たった1年余りでみずからの重要公約をほごにしてまで、貸出ダンプ制度を慌てて見直す理由はいまだに理解できません。市長みずから理由を明らかにし、市民に説明責任を果たすべきだと思いますがいかがですか。

平成29年度予算でも、除雪は当面の必要経費しか計上されず、しかも例年どおり20億円もの財源不足が見込まれています。にもかかわらず、市長は、新年恒例会や町会の席などで、「きめ細やかな除雪で市民の期待に応えていきます。何かあれば市長に直接連絡してほしい」と発言していると聞いており、問題のあるところは、議会のせいだと言わんばかりの発言を繰り返しているとも言われています。事実であれば、議会の場で堂々と説明すべきであり、この間の説明責任も果たさず、悪いのは全て議会に押しつけることでは、信頼関係は絶対に成り立ちません。

今年度の除雪対策本部には、貸出ダンプの特例の見直しだけでも、苦情は相当数に上っていると思いますが、市長は、除雪対策本部や除排雪に従事している事業者が、不眠不休で対処しているときに、市民には耳ざわりのいい話をして、結果的に現場の作業計画を狂わせ、混乱の原因になってきたことや、職員や現場の従事者に大きな負担をかけてきたことを認識しているのか、極めて疑問とするところがあります。

降雪量は平年並みと言われながら、除雪対策本部の職員も除排雪を担う事業者も苦情対応に追われ、疲労こんぱいの表情があらわれており、事故や疲労により健康を害することが心配されます。

市民の苦情の原因は、貸出ダンプの特例の見直しにあると思いますが、市長はそうした指摘を恐れてか、市民からの公約違反との追及を取り繕うためかわかりませんが、除雪対策本部の指揮命令系統を無視し、除排雪を直接指示していることはないのか、明らかにされたい。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま貸出ダンプ制度の見直しと市長公約について御質問がありました。

まず、貸出ダンプ制度の見直しにつきましては、この制度の見直しに当たっては、排雪費用と降雪量の整合がとれていない状況があり、その要因が一部のダンプ業者による過剰な運行実態が確認され、また特例により対象としていた雪山に、道路の雪と関係ない雪が含まれている実態があることなどが問題視されました。これらの改善を図るため、この制度の見直しを行ったものであり、それによって今まで利用されてきた方々の御意見もあると思いますが、この制度は、市の排雪が行き届かない道路の排雪を

市と市民が協働で行うものであり、限られた予算の中で制度を持続していくため、制度の原点に戻ることにはやむを得ないものであり、今後も必要な見直しを実施していかなければならないと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の見直しの市民への説明責任につきましては、先ほど答弁した問題点を改善し、限られた予算の中で、この制度を維持していくためには、速やかに制度の見直しをする必要があります。このことは、これまで私みずから本会議や記者会見などを通じて市民の皆様説明をしてきており、また職員からも除雪懇談会などを通じて周知をしてきたものであります。

次に、除雪対策本部の指揮命令系統を無視し、除排雪を直接指示している事実の有無につきましては、除雪対策本部は副市長が本部長を務め、各本部長が、それぞれの上司の指揮監督のもとで業務を遂行しております。私としては、きめ細やかな除排雪に取り組むことを公約として市長に就任をしていることから、公約の実現に向けて、私が適切と思う除排雪状況について本部長と共通理解を図る必要があると考え、打ち合わせなどを行っておりますが、指揮命令系統を無視して除排雪を直接指示している事実はありません。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

○19番(林下孤芳議員) 次に、北海道電力に対する要望書に関して伺います。

市長選挙で、森井市長は泊原発の再稼働反対を公約に掲げ、市民の大きな支持を得ました。昨年11月4日の定例記者会見で、泊原発の廃炉を求める要望書を北海道電力に提出することを表明しました。その上で、現在、泊原発の安全審査が進められている原子力規制委員会の結論が出る前に、公約に基づいて行動を起こすのは当然と述べられました。私どもも長年原発問題に携わってきた経験から、東京電力福島第一原発の事故の深刻な影響が、今なお続いている現状と事故原因すら解明されていない中で、廃炉に向けた調査すら6年を経過している現在もできていない状況にあり、廃炉までの工程は数十年あるいは数百年かかるか見通しができずにいることは周知のとおりであります。

北海道電力は、再稼働に向けて取り組んでいるところであり、再稼働に反対を申し入れるのであれば理解されると思われるが、私どもは、廃炉の要望やエネルギー政策の転換を求めるのであれば、国や道に先に申し入れるべきではないかとの意見もいたしました。翌日の新聞には、既に後志管内19町村長にも説明済みと報道されております。

市長は、この間、幾度となく人の話を聞かない、不十分な知識や勝手な思い込みで発言してしまい、問題を生じさせてきたことは指摘したとおりであります。

(「そうだ」呼ぶ者あり)

この間の泊原発の廃炉の要望もいまだ具体的な動きもなく、新聞各紙やマスコミ報道を利用し、市民受けを狙ったとすれば、極めてその責任は重大であります。ただ言っただけでは済まされない立場である市長は、行政のトップであると同時に、小樽市民を代表する立場にあります。市長公約を撤回するのか、今後も北海道電力、国、道などの関係機関に働きかけを続けていくのか、方針を明らかにしていただきたいと思っております。

また、市長は、再生可能エネルギーの活用促進を求めているとも言われますが、今、多くの自治体では、人口減少に対応したエネルギー政策を策定し、地産地消のエネルギーによるまちづくりを進めたり、さまざまなエネルギー産業の誘致を積極的に進め、成果を上げている自治体も多くあります。

私どももそうした先進事例に倣い、小樽市に適した再生可能エネルギーの導入を議会に幾度となく提案してきました。そうしたことから、このたびの予算案には、当然エネルギー政策が反映されるものと思っていたのですが、全くの期待外れに終わりました。

市長は、北海道電力に対する要望書には、再生可能エネルギーの活用を求めながら、小樽市として取り組むべき具体策を全く示さなかったことは、原発問題に取り組んできた市民団体や泊原発再稼働反対の市長公約を信じて支持した市民からも、余りの勉強不足に不信感が増大しています。泊原発の廃炉を表明した時点では大きなニュースとなり、所期の目的は達成されたかもしれませんが、時間が経過して何の行動も具体策も示すことができないことは、市長みずからネット社会で世界中に小樽市の恥をさらけ出したこととなります。泊原発の再稼働に反対することを公約に掲げたから、ただ言っただけでは済まされる問題ではありません。市民には、どのようにその取り組みを説明するのか、お答えください。

以上、5項目めの質問を終わります。

(「答弁大丈夫か」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま北海道電力に対する要望書について御質問がありました。

まず、泊原発についての私の方針につきましては、市長公約に掲げたとおりの原発再稼働には反対でありますので、まず事業者である北海道電力に対して、早期の廃炉に向けたノウハウの蓄積などについて要望を行ったものであります。今後におきましても、北海道電力に対し要請を続けるとともに、国、道などの関係機関に対しても、どのような発信の仕方ができるか、働きかけの方法について引き続き検討してまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

次に、泊原発の再稼働反対に関する取り組みにつきましては、まず事業者である北海道電力に対し、環境に優しいエネルギーの活用や早期の廃炉に向けたノウハウの蓄積を求め、北海道のエネルギーの今後のあり方について、改めて考えてもらう契機をつくることが重要と考えております。今後におきましても、今まで北海道の電気エネルギーを担ってきた北海道電力などと情報交換を継続しながら、原子力にかわるエネルギーの可能性についての研究や省エネルギーのより一層の推進など、北海道総体としてこれらを具現化していく中で、市民に対しても原子力に依存しない地域の実現を目指していくことを示してまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

○19番(林下孤芳議員) 次に、教育についてお伺いします。

多くの教育課題について、意欲的な教育行政執行方針が示されたことについては評価しております。ただ、これまでさまざまな課題の解決に向け方針が示されながら、その裏づけとなる財政的な措置が極めて乏しいために、なかなか結果に結びつかない実態もあったと認識しています。

このたびの新規事業増や事業の拡充も同じ轍を踏むことにならないのか、そしてそのしわ寄せが、結

局、教育現場に行くことになり、教職員や子供たちに過重な負担をかけることになりはしないかと危惧しています。その観点で幾つか御質問をさせていただきます。

教育委員会が当初、要求した額から予算額を引いた査定では1億6,000万円、他の部局と比較すると、突出して削減されています。その査定の理由は何ですか。

次に、従来から指摘しているとおり市民1人当たりの教育費の少なさは、道内主要10都市中でも最低ラインにありますが、市長の公約を実現するのであれば、まずそこから抜け出す予算の配分をすべきではありませんか。

次に、特に小学校の英語教育を推進するための事業でALTの増員、小学校英語教育推進指定校を2校から3校にふやすなどが挙げられていますが、実際に、小学校英語教育推進事業についてのこれまでの成果や課題についてお示してください。

コミュニティスクール導入について検討するために、小学校2校に推進委員会を設立すること、また一般的にその導入意義や役割、メリットについて説明してください。

また、市教委が考えるコミュニティスクール像について示してください。

一方、全国的には導入実績がなかなか伸びていないようですが、その原因と課題についてお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま教育について御質問がありました。

まず、教育部の予算査定の理由につきましては、同部は多くの施設を所管している部であることから、平成29年度の予算要求段階では、施設整備などの建設事業費や維持補修費の要求が多く含まれておりましたが、限りある財源の中、事業の緊急度、優先度を考慮しながら査定を行った結果、1億6,000万円減の査定額となったものであります。

次に、予算の配分につきましては、教育部の平成29年度予算は、平成28年度と比較すると1億1,400万円の減となっておりますが、建設事業費と維持補修費を除いて前年度と比較をしますと8,633万円、4.7%の増となっております。机、椅子の更新事業費への着手を初め、小学校3年生以下の普通教室全てに実物投影机を配置することや、外国語指導助手、いわゆるALTの増員など、できる限り子供たちの教育環境の充実に配慮した予算であると思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 林下議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま教育について御質問がございました。これまでの小学校英語教育推進事業の成果や課題につきましては、まず成果については、本年度事業を実施した2校において行った事業実施後の児童アンケートでは、「外国語を使った学習は好きだ」と回答した割合が90.7%、保護者アンケートでは、「このような事業を続けてほしい」と回答した割合が99.2%となっており、児童や保護者の本事業に対する期待が非常に高くなっております。

また、推進校両校の教員からは、「早い段階から英語に親しませることで5年生の外国語活動への接続がスムーズになる」「発達段階に応じた指導方法を身につけることができ、自信を持って指導できる

ようになった」などの声が寄せられ、教員の指導力や意識の向上が見られました。

次に、課題につきましては、平成32年度からの小学校における英語教育の拡充を見据え、本事業の取り組みの成果を普及し、教員の指導力の向上を一層図る必要があると考えております。こうしたことから平成29年度は、推進校を3校に拡大し、公開授業などを通して、本事業の成果を広く還元してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティスクールの導入意義などと教育委員会が考えるコミュニティスクール像につきましては、現在、学校が抱える複雑化、困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、学校は地域の方々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校をつくることが求められております。

コミュニティスクールは、地域の方々などの学校運営への参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を担っており、導入により子供たちにとっては、地域の担い手としての自覚が高まり、学びや体験活動が充実すること、学校にとっては、地域の方々の理解と協力を得た学校運営を実現できること、地域にとっては、学校を中心とした地域ネットワークの形成が図られることなど多くのメリットが挙げられます。

教育委員会といたしましては、コミュニティスクールの導入により、地域の方々が積極的に教育活動に参画することで、社会総がかりでの教育を一層推進し、子供たちが生まれ育ったふるさとに夢と誇りを持ち、将来の小樽を支える人材となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コミュニティスクールの導入が全国的に進んでいない要因と課題につきましては、中央教育審議会の答申によりますと、導入の進まない要因として、既に保護者や地域の方々の意見が学校に反映されているのではないかと、さらには、管理職や教職員の負担がふえるのではないかなど理由が挙げられておりますが、導入後は、地域の方々による学校の教育活動の支援により、これらの懸念の多くは解消される傾向が見られるとも述べられております。

教育委員会といたしましては、この制度の内容や導入による成果等が、学校や地域の方々に十分理解されていないことが課題であると考えておりますことから、今回の導入促進事業においては、先進校の視察や丁寧な説明を行うことなどにより、学校や地域の方々がコミュニティスクールに対する理解をより深め、円滑に導入できるよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下孤芳議員。

○19番(林下孤芳議員) 再質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢、法令遵守は当然というふうに御回答をいただきましたけれども、私どもは市長就任初の議会で、市の理事者や職員の意見をしっかり聞いて判断をするようにという話をさせていただきました。しかし、実際、この2年近くの市政運営を見る限り、そうはなっていないとの判断から再質問をさせていただきます。

当然と答弁をしておきながら、コンプライアンス委員会にたびたび通報される、このことのお考えはどのように受けとめられておられるのか。また私が指摘したいのは、関係法令を遵守するというのは、市長自身の考え方を押しつけたり、あるいは無理難題、できないことはやっではないことを職員に求めたことはないのか、こういう趣旨であります。そのことによって、結果として法令の無理な解釈を招いたり、曲解や拡大解釈を招いたことはなかったと断言できるのかお答えください。

次に、財政の確保については、いろいろ国の動きもありますが、私どもも、私自身が実は初当選したときに、小樽市の財政は、第2の夕張市になるという市民の声が非常に強いときでありました。そうし

た意味では、市長も理事者も私ども議員も真剣になって、この財政の再建ということに取り組んでまいりました。非常に手前みそであるとは思いますが、ちょうど民主党政権の時代に地方交付税の増額の措置や、あるいは除雪費の補正予算などに対しても国に働きかけて、一定の財源の確保をしてきたというふうに思っております。それは、やはりそうした一体のもとに進めたことが、やはり大きな成果だったというふうに私は認識をいたしております。

しかし、市長も市長会を通じていろいろな働きかけをしているというようなお話もございましたけれども、私ども議会からすれば、なかなかその動きが見えないということで、もっと小樽市の財政を確保するために、さまざまな動きや働きかけが必要であるという、どうしても認識の差が生まれてくるわけです。議会各派との積極的な情報交換や財政問題を話し合う必要があると思うのですが、そういった視点、市長は必要ないと考えているのか、あるいは後で報告すればいいというふうにお考えなのか、再度説明をしていただきたいと思っております。

それと、港湾計画で、ターミナルビルとの関係については、今は考えていない、財政状況を踏まえて判断をしていきたいという趣旨だったというふうに理解しておりますけれども、少なくとも、今の方針では、さまざまな支援策のメニューが用意されて、このターミナルビル建設についても、そういった下地が完全にできているというふうに私は理解をしております。そして、また本来、行政の継続性、今まで小樽市がさまざまな計画を策定して、国にやっていることを市長の判断だけで変更することが本当にいいのかということが、やはり問われると思っております。もし、やむを得ず変更する必要があったとしても、あるいはそういった事象が生じた場合でも、やはり議会にきちんと説明をしていかなければ、国からも不信感を持たれることになるのではないかと、私はそういうふうと考えております。その点については、どうお考えなのか。

それと、港湾については、先ほど来、他の議員からも質問がありましたけれども、例えば石狩湾新港の物流の実績、市長は奪い合いにならないように、いろいろ策定をしていきたいというふうに言っていますが、やはり現実的にフェリーを除けば、やはりだんだん物流と旅客というすみ分けみたいなものが進んでいるのではないかとというふうに私は考えています。そういった意味では、もっと旅客を中心とした整備、外航も含めて必要ではないかというふうに考えるのですが、その点については、いかがお考えでしょうか。

それから、除排雪についてであります。市長は、貸出ダンプの違反があったと言っておりますけれども、どういう調査をして、どのような注意をしてきたのか、私は質問したように、やはり市民力、除雪能力というか、非常に生活道路の除雪が、市民ではもうなかなか賄い切れないという実態の中で、やはり本当に堆積場というのが地域の生活している人にとっては非常に重要な役割を果たしていると私は認識しております。ですから、地域の説明会でも非常にたくさんの意見が出たと、私は一、二カ所しか参加しておりませんが、そういうふう聞いていたところでもあります。

昨年、除排雪の問題で、さまざまな角度から問題点が指摘されてきました。そして、特にバス路線の問題で言いますと、ことしは例年より早い段階から路線バスの迂回や運休が発生しております。市民からの苦情も多かったとの集計結果も出ております。そういったことを考えますと、なぜこういう混乱が生じてしまったのか。市長は、除雪対策本部に指揮命令系統を越えて直接指示したことはないというふうに答弁されましたけれども、しかしなぜこういう事態になってしまったのか、この問題は、実は昨年の委員会でも市長が直接現場に指示を出したことがないかということで大きな議論になった経緯もあります。しかし、そうした経緯を考えますと、本部長を通じて市長が言うことは構わないと思っておりますけれども、組織運営上、そうしたことのルールを守らないということは、非常に大きな問題になると思

ます。

また、私が指示したことはないかと質問したことに対して、ないと答弁しているわけでありますけれども、除排雪が大幅に変更されて、路線バスの運休や迂回が発生し、市民生活に与えた影響ということを考えますと、市長の回答は、極めて不自然だというふうに思います。どのように、まず対処してきたのか、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

次に、原発問題でありますけれども、福島第一原発の事故以来、市民にも原発に対する危険性の認識、不安は急速に拡大しているということは現実の姿だと思います。私どもの支持者の中にも再稼働に反対する、その1点で森井市長を支持した方も少なくないというふうに私は思っています。

公約では、泊原発再稼働反対と訴えながら、要望書では廃炉研究の要望、これはやはり趣旨からすれば、極めて大きな差があると私は考えております。いわゆる泊原発再稼働に反対をするという趣旨から廃炉要望に変わったのかというのは、しっかりと説明する必要があると私は思います。

なぜならば、少なくとも昨日市長が、首長からいきなり廃炉というのは、どうかという御意見があったと答弁をされておりますけれども、今、廃炉に向けてふえ続ける放射性廃棄物の最終的な方法、場所、費用、管理の問題など、国の方針すら定まらない段階で、北海道電力に研究を求めて、どのような回答を求めているのか、非常に疑問視されるからであります。その点について、お答えをお願いいたします。

教育について、市長は、子育て支援の立場から、子供の医療費の無料化ということを推進するということで、これは私どもも評価をしています。

しかし、学校教育に対する予算だけを突出して削減していることに大きな矛盾を感じています。その点について、市長はどのような考えで、この教育予算を削ったのか、その点についてもう一度説明をお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再質問にお答えをいたします。私から答弁しなかったことに対しましては、担当部より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、市職員の話を聞いて市政を行うべきだということで当初御指摘していたのに、私が全くそれに従っていなかったということからお話が始まったのかなと思っております。

今までも答弁させていただきましたけれども、私といたしましては、それぞれの会議の中で、市役所職員と一丸となってさまざまな議論を積み重ねているところでございますので、それを全く無視してとか市役所職員の話を見逃しに何でも行っているわけではございません。ほかの方の御質問の中でも答弁させていただきましたけれども、最終的に、その中で私自身が市長としての責任の中で、最終的な政策の判断というのは行わなければならない部分ありますけれども、それはそれまでの過程等を、また議論の内容等を一切無視して行っているわけではございませんので、そこについては御理解いただければと思っております。

また、コンプライアンス委員会に対して、たびたび通報されることについてどう思われるかということですが、それについては、大変私としては市役所職員に対しても、法令遵守でということでお話をさせていただいている中でありますので、大変残念に思っているところでございますが、しかしながら、その通報に対しては、我々としてはやはり誠実にしっかり対応していくことがまず重要だというふうに考えているところでございます。

またもう一点、法令を曲解させるような無理難題を常に求めているのではないかというお話ですが、

それは全くありません。それについては断言させていただきます。

それから、財政再建に向けてのお話があったかと思えます。るる林下議員の取り組み等のお話も改めて聞かせていただいたところでございます。やはり財政においては、小樽市は、現状でも非常に厳しい状況でございます。それを乗り越えていくためには、ここにいらっしゃる議員の皆様のお力添えも非常に重要であると思っております。なかなか私自身の国に対しての要望の動向等が見えていないという御指摘でありましたので、それについては、皆様にこれからもお示しできるように、担当部とその方法についてももう一回考えていきたいというふうに思っておりますし、これからも議員の皆様とは、その点について積極的な情報交換を行っていきたく思っておりますので、必要だと考えているところでございます。

それから、石狩湾新港と小樽港のことにおいて、先ほどフェリーを除けば、物流と旅客のすみ分けになり始めているという御提言だったかと思えますけれども、私としては、小樽港が旅客だけで成り立っていく港湾にはならないと思っております。やはり柱というのは、新日本海フェリーはもちろんですが、やはり対外貿易も含めた物流がやはり港湾の柱であると私は認識しているところでございます。もちろん石狩湾新港も物流における港湾ではありますけれども、それにおきましては、その物流の機能内容であったりとか、貨物の内容であったりとか、それに伴うすみ分けも行うことができると思えますし、また相手の国においての違い、すみ分けもできるというふうに思っているところでございます。

もう皆様も御存じかと思えますけれども、ロシアの取り組みにおきましては、昨年12月に行われました北海道知事とサハリン州知事の対談の中で、サハリン州知事から小樽港という名称を掲げられて交流をしていきたいというお話をいただいているところでございます。つまりは、石狩湾新港、またはほかの港ではなくて、小樽港である、その優位性がやはりロシアの方々においても感じていただいているところでありますので、サハリンとの交流はもちろんですが、対岸の大国であるロシアとの経済交流はさまざまな所信表明等でもお話しさせていただきましたけれども、小樽港の物流の大きな可能性であると思っておりますので、それをしっかりと見据えて取り組んでまいりたいと考えております。

それと、恐縮ですが、雪堆積場が重要だというお話があったかと思うのですが、それはそれぞれの地域においては非常に重要な役割を果たしていたというふうに思っておりますが、恐縮ですが、ここにおける質問が、私は質問だったのか受けとめ切れなくて、お聞きになりたいことに対する答弁に当たるかどうかはわからないですけれども、これについては、先ほどもお話をさせていただいたところでありますが、貸出ダンプにおいては、やはり長きにわたってずっと続けてきた政策の中で、制度疲労を起し始めていると認識をしているところでございます。

その中で先ほどお話しさせていただいたように、排雪費用と降雪量の整合がとれていない状況の中で、改めてその原因を探っていきますと、やはりダンプ業者による過剰な運行実態が実際にやはり確認されておりますし、さらには、やはり雪の色をやはり色分けすることはできないことから、雪堆積場に置いておられた雪が、それこそその場所における除雪においてためられた雪なのかも確認ができない。さらには、堆積場と称して、通りにおける排雪とは関係ない雪が盛り込まれていた。そのような実態等がやはり確認され、問題視をしているところでございます。やはりその解消をしっかりと行わなければ、この制度においても、やはり財源が限られているところがございますので、その状況を改善できない中で、ずっと続けることは私は不可能であると思っております。

ですので、この状況を改善を図るためには、やはり一旦制度の原点に戻ることはやむを得ないと考えているところがございますので、林下議員がおっしゃられたように、雪堆積場は非常に重要な役割を果たしていたということは、私自身も認識をしているところでございますが、大変やむを得ない措置では

あると思いますけれども、制度を継続するために行った制度であり、そのことも含めて、先々その改善等が図られるように見直しも続けていかなければならないと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

それと、除排雪に伴うことで、私がかかわったことで混乱を来したという御指摘でありましたけれども、どの混乱についてのお話かが今の御質問からはつかめなかったところであります。どの場面で、私がルールを守っていないかということについても、具体的なものが私はわからなかったもので、それについての答弁はしようがありませんが、ただ一つ言えますのは、私自身が庁内において雪対策における協議においては、基本的に雪対策における本部長である副市長も同席いただいておりますので、先ほどおっしゃったような、私が一人で一方的に独断で物事を進めているということはありません。

それと、原発の件においてですが、林下議員の御指摘において、私の答弁が観点として合うかどうかは何ともいえませんが、私、北海道電力の方々と都度お話をする機会がありますけれども、やはり今までは基本的に再稼働をすることが前提のお話に終始をされているところでございます。ですので、再稼働をもしできなかった場合のことについての観点は、現事業者である北海道電力は持ち得ていないということに対して、私は非常に危惧を感じているところでございます。今回の要望の中において、再稼働反対という明記をしていないということは、ほかの方からも御指摘されたところではあります。私自身の前提は、再稼働反対でございます。それについては、北海道電力の皆様については御理解させていただき、直接お会いしたときにも、都度その点についてはお話しさせていただいておりますので、そのことを踏まえた上での先日の要請であったということをお理解いただければと思っております。

ですので、私の公約を撤回するののかということも最初の御質問ではありましたが、撤回はするつもりはございません。

あともう一点、教育予算のことですけれども、これは先ほど答弁させていただきましたが、教育部からの予算要求においては、かなり施設設備においての、または建設事業費等の要求が非常に多く含まれていたところでございます。ですので、結果、その幾つかにおいて査定をされましたので、結果、金額的には大きく見受けられるかと思っておりますけれども、しかしながらソフト面というか、これからの子供たちのための教育環境を整えるという意味合いにおいての予算は、先ほど答弁させていただいたように、昨年度よりも4.7%増、8,600万円ほどの増額という形になっているところでございます。ですので、今、林下議員からは削ったということのみをもって指摘されておりますが、私自身はそうは思っておりません。これからは子供たちの教育環境を整えていくために、その環境づくりを教育委員会と連携をしながら高めていくということが、きょうお話しさせていただいた答弁の中でも御理解できるというふうに思っておりますし、今後においても、その方向で私は取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事（飯田俊哉） 林下議員の国際旅客船ターミナルビル建設についての再質問にお答えをいたします。

旅客船ターミナルビルについては、国に対して建設するという方針を示している部分、今は考えていないというような市の方針を変更する場合の考え方でございますけれども、必要に応じて議会の皆様に報告、説明するということが必要ではないかというふうに考えてございます。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） あとはないですか。ただいまの港湾計画、ターミナルビルの云々で、議会との協

議はどういうふうを考えているのかみたいな話だったと思うのですけれども。

(発言する者あり)

今答弁したの、あれで。

(発言する者あり)

議会との云々というお話だったと思うのですけれども。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 済みません。私からも、今の点について改めて答弁させていただきます。

これも、ほかの方からの御質問の中で答弁させていただいたところでございますが、小樽港湾内においては、今、非常に老朽化において整備をしなければならないという状況が、私、就任してから改めて発覚したものが多々出てきているところでございます。小樽市における…

(「勉強不足なだけでしょ」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「よろしくないです」と呼ぶ者あり)

では、答弁をやめさせていただきます。

(発言する者あり)

(「そんなことあり得ない」と呼ぶ者あり)

議長よろしいですか。

○議長(横田久俊) 今の答弁漏れだけでいいですから。

○市長(森井秀明) それでは、改めて答弁をさせていただきますが、私が就任後に、改めて老朽化された部分において、非常に多くあらわになってきたところでございます。それを都度全一遍に対応をするということになりますと、非常に大きな費用がかかるという状況でございます。やはり、それを老朽化したところを引き続きしっかり行っていくためには、やはり財政状況を鑑みながら、長期的に計画をしていかなければならないということで、私が就任後、特に昨年度でありますけれども、その点について、産業港湾部と今まで打ち合わせを続けてきたところでございます。そのような中で、やはり優先度としては、ターミナルビルは非常に低い状況だと私自身は判断したところでございます。

しかしながら、この要件、特に、今、計画をしたことにおいて、皆様に対してその説明が、今、御指摘のように不足をしていたということは、今の御指摘をされたということからも認めなければいけないということでございますので、今後においては、そのような変更等があった場合には、議会等にしっかりと説明をしていきたいというふうに思っておりますし、その方法、または取り組みにおいても、経済常任委員に対して行うのか、または会派に対して行うのか、そのあたりについても担当部と調整をして考えてまいりたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) もう一点、除排雪の関係で、貸出ダンプの違反について、過去のを述べられましたけれども、それはどのように調査してどんな指導をしたのかという項目があったかと思いましたが。答弁の中に、たしかダンプのいろいろな違反があったということについて、林下議員が、それを調べたかと。

建設部どうですか。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 林下議員の再質問にお答えをいたします。

御趣旨は、いろいろ違反があった、不適切な例があったということ、どう確認したのかということだと思いますけれども、先ほど市長からも答弁しておりますとおり、排雪量と降雪量が合わない、整合性がないという中で、一部の業者の中で、普通の距離であれば何回というのが一般的にありますね、それが調査の中では、結果をもらってどれだけ運行しましたかということ調べた中では、説明ができないだけ多いといった事実で、今、手元に資料ございませんけれども、そういった事実があったということ。

それから、道路の雪と関係ないところといったところがございますけれども、これは昨年いろいろ実施箇所を調べた中で実施団体の方に伺いましたら、昨年は特例ということで認めておりますけれども、駐車場の雪もそのまま堆積されていたといったような実態がございました。その中で、違反事案につきましては、私どもパトロールを強化する中で是正するように指示・指導してきたところでございますけれども、道路と関係ない雪、この部分については、まだ特例の範囲ということで許容してきたところでございます。ただ、今年度については、原点にしっかり戻るという中で、これを適用外にしたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 少し違うな。どういうふうに調査をしたか、書面で、その数値とあれでやったということですか。過積載しているだとかそういうことでは。

建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 一部のダンプ業者に過剰な運行が実際にされるという部分については、伝票といえますか、後日、業者から上がってきた数量で確認したところでございます。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） お静かに。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

○19番（林下孤芳議員） 再々質問をいたします。どうしてもかみ合わないところがありますので、今、答弁された貸出ダンプの違反があったということで、どのような調査をして、そしてどう対応していくのかと。ただ、これで制度が維持していくためにはもうだめだと、維持していくためには、もうやむを得ないのだというその判断ですよね、その判断に至ったやはりその根拠が、どうも明確にはなっていないというふうに私は思うのです。その点について。

それと、市長が除排雪について直接指示はしていないと、これは、きのうも他の議員から質問がありましたけれども、やはり本当にこれは100%間違いはないというふうに言い切れるのか、やはり本当に指示をした事実があった場合には、これから、当然、委員会だとかでいろいろな質問も出ると思いますけれども、これは非常にやはり市長の責任が問われることになるというふうに思いますので、本当にそういうことを指示はしていないということを正確に言えるのか、それをもう一回お答え願いたいと思います。

（発言する者あり）

あと、北海道電力への申し入れの関係ですけれども、私の記憶違いであれば、大変申しわけないのですが、国は、福島第一原発の事故の処理に関しては、廃炉の費用の問題、まだどうするか決めていないはずで、それと同時に、全国の原発に対して廃炉にかかわる費用とか責任を、電力会社に預けるといふ国の方針は示されていないというふうに私は思います。ですから、やはりそういったことを考えますと、やはりどうも市長が答弁されている内容というのは、少し違っているのではないかなというふうに

私は考えます。しっかりその辺は調査をされて、これからも国や道や、そして北海道電力に要望書を提出するとすれば、もっとやはりそういった点も精査をしてやるのが正しいのではないかと私は考えます。

あと、ターミナルビルの問題、これは少し私も誤解を招く発言だったのかもしれませんが、問題は海外、ロシアとの交易ということも、市長はおっしゃっていますけれども、やはりそうだとすればなおのこと、やはりターミナルビルの役割というのは重要性を増す。私は一体のものであると、港湾の機能を整備するのは、ターミナルビルも一体のものではないかという趣旨で質問をしておりますので、その点についてももう一度お答えを願います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再々質問にお答えをいたします。私から答弁したこと以外は、担当部より答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、私からは、御指摘の内容としては、また私自身が独断でやる、個人的な私見でいわゆる除排雪に対して命令・指示しているのではないかという、そういう御指摘だというふうに思いますけれども、それはありません。ほかの方の御質問でもお話しさせていただいておりますが、私も自分自身で見に行きますし、多くの方々から情報もいただきます。それに対して雪対策本部に情報提供はもちろん行いますけれども、そのときにも答弁させていただいたように、それをもって除排雪が、物事が決まるということではございませんので、雪対策本部において最終的な判断がされているということでございますので、それについては間違いないということでお伝えをさせていただきます。

それと、泊原発のことにおいてですが、林下議員からも、改めて国の動向等も、または情報もしっかり踏まえた要望書を提出すべきだということだと思いますし、また既にそういう活動を林下議員も含めて多くの方々が行われているというふうに思っておりますので、よりこれから皆様から、そのような情報提供をいただいて、より精度の高いというか、道や国、さらには北海道電力を含めた事業者等に要望する内容について、しっかり精査をして取り組んでまいりたいと思います。

それともう一点、ターミナルビルの整備は一体だということでの御指摘かとは思いますが、先ほど答弁させていただいたように、やはり船社の方々から、寄港するに当たってターミナルビルが絶対必要なのだというお話は私は受けたことはございません。やはり重要なことは、このまちにクルーズ客船が寄港したいというふうに思っただけ、そのような情報提供、または誘致するための営業活動等がこれからは重要だと思っておりますのでございます。そして、そのクルーズ客船を受け入れるための泊地の整備等も、今、行おうとしているところでございますので、その方向性そのものにおいては、もう市としてもお示しをさせていただき、それに対しての要望も私自身もかかわって取り組んでいるところでございますので、私自身は、それは必ずしも一体として取り組むことが全てではないと思っておりますのでございます。

（「嘘ついたらだめなんだよ」呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 林下議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、私の答弁の仕方が悪かったのかもしれませんが、私どもとしましては、まず昨年以來、貸出ダンプにつきましては、違法、不適切な例がないようパトロールをしっかりとって指導してきたところでございます。まずそれが第1点。

それからその中で、後で排雪伝票等とかを拝見しますと、先ほど申し上げたように、少々不自然な数字があるという実態があるというのが一つ。

それからもう一つは、これは利用者の皆様に、どこをやっているのですかということでも伺いましたところ、駐車場の部分も一緒に雪堆積場に置いているといったことがございます。これは、ただ昨年においては、特例の範囲内で認めてきたところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、限られた予算の中でやるということの中では原点に戻るということで、今年度から除外としたということでございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 手話言語条例とコミュニケーション促進条例についてお尋ねいたします。

平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に日本国で批准された障害者の権利に関する条約第2条において、言語には音声言語だけではなく、手話その他の形態の非音声言語が含まれると規定されました。同条約で、手話が言語として明確に定められたことで、手話が聾者にとって欠かすことのできないコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになったわけですが、同時に、コミュニケーション手段として文字表記、点字、拡大文字など多様な形態があることも規定されています。

この条約に基づき、平成23年に我が国の障害者基本法も改正され、言語に手話を含むと規定されるとともに、手話のみならずさまざまなコミュニケーション手段の選択の機会や、情報の取得または利用のための選択の機会の確保が図られることが規定され、障害者の自立と社会参加に大きな扉を開くものとなりました。

今、全国的に見ますと、平成25年に鳥取県や石狩市で手話言語条例が制定されたのを皮切りに、全国各地で条例を制定する自治体がふえています。北海道においても、石狩市のほか、旭川市、室蘭市、帯広市などにおいて、手話言語条例が制定されています。

一方、手話言語とあわせ、障害のある人のコミュニケーションを促進するための条例を制定する自治体も全国でふえてきています。

聴覚障害のある人にとっては、手話や要約筆記は耳としての役割であり、視覚障害のある人にとっては、点字や拡大文字は目であり、知的に障害のある人などにとっては、ルビは文章を理解する上で大切なツールであり、どれ一つとってもそれぞれコミュニケーションツールとしてひとしく重要であります。

このような中、北海道の取り組みですが、北海道ろうあ連盟が、手話が聾学校などで長く禁止されてきたという歴史もあることから、手話を言語と認めてほしいという理由から、北海道手話言語条例の制定を求めている一方、その意見を聞きながら、北海道障がい者施策推進審議会・意思疎通部会において、ろうあ連盟のほか、視覚障害者団体、中途難失聴者団体、要約筆記者団体、知的障害者団体などを交えて、手話言語条例を点字や要約筆記など障害者の意思疎通の手段の支援とあわせた条例の制定の可能性について、検討していると伺っております。

本市においては、昨年の第2回定例会における手話言語条例制定の質問において、市長は、ろうあ協会やその他関係団体などのさまざまな意見を踏まえて、条例の制定に向けて検討していくと答弁されております。

そこで、お尋ねいたします。

昨年の第2回定例会以降、小樽ろうあ協会との話し合いの経過や、他の障害者団体の皆さんからの意見などはあるのでしょうか、お聞かせください。

私は、小樽市において、障害の特性や障害者のニーズに応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会は十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす障害のある人が、日常生活を送る上で、困難を来たしている人たちが少なくないのではと感じております。

多様な人と人との出会いと、相互理解の第一歩がコミュニケーションであることを全ての市民が確認し、そのことをもって、お互いに一人一人の尊厳を大切にしよう小樽としてのまちづくりが求められていると思います。

私といたしましては、昨年4月に施行された、障害者差別解消法における合理的配慮の観点からも、聾者のみならず、他の障害のある人の社会参加を支援するためのコミュニケーション手段を選択するための環境整備を促進するため、手話言語条例と他の障害者のコミュニケーションを促進する条例をあわせた条例の制定が望ましいと考えます。

手話言語とコミュニケーションの促進を定める条例の制定に向けての、市長のお考えをお示してください。

なお、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

手話言語条例とコミュニケーション促進条例について御質問がありました。

まず、昨年の第2回定例会以降の小樽ろうあ協会や関係団体との話し合いの経過や、他の障害者団体の皆様からの御意見につきましては、手話言語条例の制定に向けて小樽ろうあ協会や手話の会、北海道手話通訳問題研究会小樽支部の皆様と、学習会や意見交換を重ねております。

一方、小樽身体障害者福祉協会に所属する視覚障害者福祉協会の皆様からは、点字や拡大文字などの普及も必要であり、手話を含めたコミュニケーション手段の利用を促進する条例をつくってほしいという要望が寄せられているところであります。

次に、手話言語条例とコミュニケーションの促進を定める条例の制定につきましては、小樽ろうあ協会を初め、さまざまな障害者関係団体の皆様と協議を重ね、手話は言語であると明記する手話言語条例と、要約筆記や点字、音訳など多様なコミュニケーション手段を促進する条例を一本化して制定する方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 通告に従いまして、質疑及び一般質問をさせていただきます。

小樽市の市税について、平成27年度の決算書に基づいて質問をさせていただきます。

小樽市の歳入の部分で、その金額の構成比から見た場合、特に大きな金額になっているのは、順に、地方交付税、市税収入、国庫支出金であります。この三つを合計すると、歳入全体の72%になることが

見てとれます。

この重要な3本柱のうちの1本である市税収入について、今回はお尋ねいたします。

市民税、固定資産税など税目にこだわらず、市税全体における調定額というのがあります。少し言葉が難しいので、コメントしますが、調定額とは、要するに市民、法人に対して小樽市がその年度に請求した市税の総額であります。まず、その調定額をお示ください。

また、その調定額の内訳は二つに分類されますが、一つは現年課税分、もう一つは滞納繰越分であります。

最初の現年課税分というのは、毎年度発生するいわゆる単年度ごとに小樽市が請求する当該年度の税金であります。通常市民は滞納していないわけですから、この現年課税分だけ納めればよいということになります。

次の滞納繰越分は、過去から現在まで長年にわたり滞納となっている金額の累積額であります。この滞納繰越分については、あくまで滞納分でありますから、滞納者にとっては当該年度分の現年課税分と滞納分の両方合算の金額が請求され、支払い義務が発生いたします。

そこで、お尋ねをいたします。

平成27年度現在で、この滞納繰越分の調定額、要するに前年度から繰り越された市税の不払い、滞納額の累計は幾らになっているかお示ください。

それでは今度は、単年度1年間でどれくらいの滞納・不払いがあるのか、平成27年度末の現年課税分について、その未収額をお知らせください。

次に、この滞納繰越分の徴収状況についてお聞きいたします。

平成27年度分については、前年度から繰り越された滞納総額に対して、徴収額は幾らあったのか、その金額と収入率をお示ください。

納税は、国民、市民の義務であります。その血税でさまざまな市民サービス並びに公共事業が可能になるわけです。ですから、この滞納という事態は、本来はあってはならないことではありますが、現実としてその累計金額は巨額に膨れ上がって、小樽市の財政を圧迫しております。これは、もう一刻も早い対処、改善が必要であろうと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。あくまで原則論で結構です。長年にわたり、職員の方々は今までどのような対処をしてこられたのでしょうか。法的根拠も含めお示ください。

いずれにしましても、この滞納繰越分については、この後の答弁で明らかになりますけれども、長年にわたる累積でかなりの額になっているのは間違いありません。

私たちが滞納すれば、すぐに差し押さえという事態になりますが、この現状を見ると、滞納者への差し押さえもままならぬ状態であると推測いたします。このまま滞納が続くのであれば、ますます小樽市の財政は逼迫いたしますし、市の対応だけではもはや限界に来ていると考えざるを得ません。

ただでも、人口減少や経済低迷で税収が上がらないわけですし、今のままの小樽市の体制では成果が上がらず、滞納額はふえる一方という状態ですから、この際、専門家である弁護士や会計士など税制に精通した皆さんのお力もおかりして……

(「言えがいいでしょ」呼ぶ者あり)

特に個別の高額案件についてどのように対処すべきか、第三者委員会を立ち上げることが急務であると思います。いち早く進めていかないと、とんでもないことになりかねません。

そのためには、ずばり、第三者委員会を立ち上げ、専門の方々に入っていていただいて、しっかりと論議をし、その結果出された答申を元に確実な方針ののっとなって対処していくべきと考えます。

歴代の小樽市長が旧態依然としたやり方でしか対処されてこなかったそのことが、今日の最悪の現状をつくってしまったと、私は痛切に思っているところであります。

(「ばかにしているんでないか」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

○6番(石田博一議員) この専門家による第三者委員会の設置を検討していただけますか、見解を求めます。

再質問を留保し、私の本質問を終了いたします。

○議長(横田久俊) 質問者、それから答弁者の発言中は、お静かに願います。私にも聞こえないことがございますので、よろしく願います。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 石田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市税の徴収について御質問がありました。

初めに、調定額や未収額等につきましてまとめてお答えをいたします。

平成27年度決算における市税全体の調定額につきましては180億8,947万7,766円、うち滞納繰越分の調定額につきましては46億2,942万2,701円となっております。平成27年度末の現年度課税分のうち、調定額から収入済み額を差し引いた未収額につきましては4億9,317万4,018円となっております。また、平成27年度の前年度から繰り越された滞納繰越調定額46億2,942万2,701円に対し、徴収済み額は3億5,553万2,850円であり、収入率は7.7%となっております。

次に、滞納に係るこれまでの職員の対処につきましては、地方税法には納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。また、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとの規定があることから、この考え方をベースにしながら業務を進めております。

具体的には、納期限後20日以内に督促状を送付し、その後一定期間納付がなければ、催告文書を必要に応じて送付するとともに財産調査を実施します。その間、滞納者から相談があれば、収入状況等に応じて分納相談や納付の猶予等に対応することとなりますが、差し押さえ可能財産があるにもかかわらず納付がない場合などは、最終的に差し押さえを執行するという考えのもと、業務を遂行しているところであります。

次に、第三者委員会の設置につきましては、現在、納税課は平成24年度の組織改革により、係制からグループ制に変更して収納体制の強化を図っており、相当程度滞納整理は進んできているものと感じております。しかしながら、高額困難案件の幾つかにおいて、思うように滞納整理が進んでいない現状もあり、それが結果的に滞納額を押し上げている状況にあります。

そのような意味合いにおきましては、より高度な知識を有した弁護士や会計士の協力も有効な手段だと思っており、現在、納税課内に高額困難案件に特化した特別整理チーム体制の構築を検討しており、個別案件について、税に詳しい弁護士や公認会計士に相談できる体制づくりを進めようとしているところであります。

御指摘の第三者委員会の設置につきましては、税法上の守秘義務がありますが、先ほども答弁いたしましたとおり、より高度な知識を持つ弁護士などのお力をかりることについて、私も同じ思いを持って

おりますので、同様の課題を抱えている他都市の事例なども調査しながら、その設置方法や位置づけなどについて検討していきたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) それでは、再質問をいたします。

先ほどの答弁では、平成27年度の現年課税分だけでも、単年度ですね、約5億円の滞納、不払いが発生しているということですね。

私が事前に財政部より取り寄せた資料によると、その5億円のうち固定資産税と都市計画税だけで約80%を占めているということがわかりました。ほかのどの税目よりも突出した金額となっております。とんでもない額であります。もちろん、小樽市としても最大限の努力でその対処に奔走しているとは思いますが、総額46億円もあるこの滞納調定額に対して、回収できたのはわずか7.7%の3億5,000万ほどであったという答弁でございます。

一体いつまでこの状態が続くのか、頭の痛い限りですけれども、先ほども申し上げましたが、やはり小樽市の対処、対応だけでは、もはや限界ではないだろうかということが言えると思うのです。多くの市民の方々が、この実態をもし察知したならば、何と申すでしょうか。一刻も早い原因究明と、迅速な対応が必要だと考えます。そのためにも、専門の弁護士、会計士を迎え入れて、もっと一歩も二歩も踏み込んだ調査をした上で、十分な論議を交わし、そこから生まれた答申に沿って速やかに前に進めていかなければならないと考えます。そのための第三者委員会なのです。一刻を争います。

森井市長、この第三者委員会の設置、お約束いただけますでしょうか。次の定例会でも、その進捗をお尋ねいたしますので、どうか前向きに取り組んでいただけますようお願い申し上げます。最後に、見解をお願いいたします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 石田議員の再質問にお答えをいたします。

石田議員の御指摘のとおり、高額困難案件がかなり長きにわたって続いている状況でございます。そして、市としても、私の就任後も、この間それについての滞納整理に対してしっかり取り組んでいるところではございますが、残念ながら結果として出ていない状況でございます。

今後において、先ほど答弁させていただいたように、税に詳しい弁護士や公認会計士に相談できる体制づくりを進め、何とかこの高額滞納案件に対して対応できるような体制づくりは整えているところではございますけれども、なかなか市単独で行うにはかなり限界が来ているのは事実ではないかなと思っております。

先ほど答弁させていただいたように、税法上の守秘義務等がありますので、その設置方法等がまだ具体的に見えていないところがございます。ですので、他都市の事例なども調査し、その設置方法、位置づけなどをしっかり検討した上で、その判断をしていきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 石田議員の質疑及び一般質問を終結します。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、安斎哲也議員。

(3番 安斎哲也議員登壇)

○3番（安齋哲也議員） 質問します。自然閉会した平成28年第4回定例会についてです。

市長は、提案説明で本会議の再開に向けて努力をしたつもりと述べましたが、何をどう努力したのですか。

議長が勧告書を手交する際に、市長はどこに雲隠れし、なぜ受け取らなかったのか、副市長、総務部長にも受け取らないでと指示したと聞きますが、真意は何ですか。雲隠れしたとき議会の打ち合わせをしていたと言っていますが、副市長も総務部長も不在の中、誰とどこで何を打ち合わせしていたのですか。

真摯に受けとめるとは何を受けとめ、今後の議会対応にどう取り組むのですか。具体的に説明ください。

市民目線に立ったきめ細やかな行政サービスに心がけるとは、どのようなことを指していますか。

平成29年度の重要施策についてです。主な取り組みに掲げた除排雪について、置き雪や不平等、地域差の解消を意識したと言いますが、そもそもかき分け除雪である限り、置き雪は解消しないと思いますが、どうですか。

不平等、地域差の解消とは、具体的にどのようなことですか。

石田議員や後援会の方がパトロールをし、排雪はまだ早いなどの判断を市長に伝えているとのことですが、その基準は何で、市長はどの程度判断材料としているのですか。

その結果、除雪対策本部から上がってきた路線を、市長が排雪しないと判断したのは、どの路電で延長何メートルか、理由もお聞かせください。

そもそも後援会や石田議員に排雪計画がだだ漏れしているのは情報漏洩に当たりませんか。

市長が現場に出向きパトロールしていると言いますが、どういう基準で動き、どのような判断基準を持つてのことですか。

また、除雪対策本部の中で、市長がどの位置で、どういう権限があつて指示を出しているのか、明確にお聞かせください。

市長が排雪現場で作業を中止させた事例があると聞きますが、その目的と根拠をお聞かせください。

その行為が正しかったのかどうかも、あわせて見解を伺います。

また、市長が作業中に中止させた路線はどこで、幾つあり、その行為は業者への業務妨害に当たりませんか。当たらないとするなら、その根拠を明確に示してください。

そもそも、市長が現場に出向き、排雪作業を中止させる行為は誰のためなのか、理由とともに聞かせください。

今冬の市長の行動から見れば、昨年度、市長が排雪作業を中止したことはあるかの指摘に、一度もないと答えていますが、それもうそであったのではないのでしょうか。

今年度の市民の声は、昨年度よりも約1,000件増加していますが、排雪依頼は、昨年度190件だったのに対し、今年度は566件にも上っています。その理由と、この増加に対する市長の見解をお聞かせください。

公約において、よりきめ細やかな除排雪に取り組むと明記していますが、そもそも市長の言う、よりきめ細やかな除排雪とは何かお聞かせください。

最後に、組織改革について伺います。

提案説明の中で市長は、多様化、高度化する市民ニーズや社会情勢に対応するための組織づくりをすと述べておられますが、具体的にそれは何で、何を優先に行っていくのかお聞かせください。

平成29年度の一部実施は、何をやるのか、その目的と背景、平成30年度の本格実施において市長の

目指す市役所組織とは何かお聞かせください。

以上、再質問を留保し終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安斎議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長提案説明と私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、自然閉会した平成28年第4回定例会についてですが、まず、本会議再開に向けての努力につきましては、私といたしましては、本会議での答弁の取り消しを申し出たほか、結果としては実りませんでした。議長と直接お会いして協議を行ったり、副市長が副議長と調整を図ったりするなど、できる限りの努力をしたものと考えております。

次に、勧告書手交の際における私の所在と、副市長、総務部長への指示につきましては、私自身の発言の趣旨が議会には十分伝わっていなかったため、それを伝達するには時間を要すると思え、様子を見たい、時間を置くべきと判断したところであります。

また、役職者である副市長、総務部長が受け取ることは、裁判にも影響を及ぼしかねないという心配から、総務課で受け取ることにし、その旨を議会にも伝えておりました。

所在につきましては、石田議員と議員控室で、議会再開や報道対応に向けての打ち合わせをしていたところであります。

次に、真摯な受けとめと今後の議会対応につきましては、第4回定例会が自然閉会となってしまったことを重く受けとめ、今後は議会での発言に慎重を期すほか、質問者の意図を正確に把握できるよう努めるとともに、私の発言の意図や考えなどを御理解いただけるよう、丁寧な説明に心がけたいと考えております。

次に、平成29年度における重点施策についてですが、まず、市民目線に立ったきめ細やかな行政サービスの趣旨につきましては、市政のオープン化を進め、市民の皆様に現状をよく知ってもらうことや、できるだけ多くの方にまちづくりにかかわっていただくこと、さらには、これまで余り手をかけられてこなかったことにも配慮した、市民ニーズを的確に捉えた行政サービスを行うことなどにより、市民の皆様への信頼を取り戻し、このまちに住んでよかったと思っただけのための私の基本姿勢をあらわしたものであります。

次に、置き雪の解消につきましては、タイヤドーザー等によるかき分け除雪後に、ロータリー除雪車で玄関先の雪を出入りの支障のない場所に投雪することで、置き雪の解消が可能になると考えており、今年度はその第一歩として、小樽市除雪業務委託等特記仕様書にロータリー除雪車の活用を明記し、除雪作業において積極的に活用を図ることとしております。

しかしながら、タイヤドーザー等との作業スピードの差や、コスト面等の解決しなければならない課題があることから、市民の皆様に置き雪解消の効果を実感していただくには、もう少し時間がかかることを考えております。

次に、除排雪における不平等、地域差の解消につきましては、私が目指す不平等、地域差の解消とは、幹線、補助幹線、生活道路などの役割が異なる道路ごとに必要な交通が確保されるように、路面を維持する除排雪作業において、地域特性や受託業者間での経験などの違いから、ステーション地域間や同一ステーション地域内で路面状況に差が生じているため、これらを解消するということであり、今年度は

除雪対策本部員を増員し、パトロール体制を強化することや、受託業者に対する除雪車の技術講習の開催などの施策を行っているところであります。

次に、排雪について特定の方からの情報をどの程度判断材料としているかにつきましては、私はさまざまな機会を通して、多くの市民の皆様から御意見を伺っており、また市の除排雪状況について自発的にパトロールをしてくださっている市民の皆様から情報をいただくこともあり、場合によっては、私も現地を確認し、それらのうち必要なものは除雪対策本部に伝えておりますが、そこに明確な基準等はありません。

いずれにいたしましても、排雪路線については除雪対策本部で決定しており、特定の方からの意見のみによって決定しているわけではありません。

次に、排雪作業を実施する路線につきましては、除雪対策本部の打ち合わせで作業を実施する路線の選定等を行っており、その打ち合わせには私も参加をし、市民の皆様からいただいた御意見や、私自身が把握している状況等を伝えておりますが、除雪対策本部がこれらのことを総合的に判断して、排雪路線を決定しておりますので、路線やその延長についてはお示しのしようもありません。

次に、排雪作業の予定につきましては、市民の皆様から除雪対策本部に排雪要望が寄せられた際に、作業の予定がある場合は、おおよその日程をお伝えすることもありますので、一般の方がそういった情報を持ち合わせていたとしても、情報漏洩には当たらないものと考えております。

次に、私が現場に出向いていることにつきましては、私はきめ細やかな除排雪の実現を公約の一つとして市長に就任していることもあり、降雪後の道路や除雪の状況について、市内各所に注意しなければならない路線があり、また市民の皆様から情報提供があった路線についても、路面の状態がその路線の交通状況に適したものになっているかを確認しているところであります。

次に、私と除雪対策本部との関係につきましては、除雪対策本部は副市長が本部長を務め、各本部員がそれぞれの上司の指揮監督のもとで業務を遂行しております。私はよりきめ細やかな除排雪に取り組むことを公約として市長に就任していることから、公約の実現に向けて、私が適切と思う除排雪状況について、本部員と共通理解を図る必要があると考えているため、打ち合わせを行うなど市政の責任者として取り組ませていただいております。

次に、私が排雪現場で作業を中止させた事例につきましては、そのような事実がないことから、その目的や根拠についてお示しすることはできません。

(「嘘言っちゃいけないですよ」と呼ぶ者あり)

次に、私が排雪作業を中止した路線やその行為が、業務妨害に当たるのではないかということにつきましては、そのような事実がないことから、路線を示すことやその行為が業務妨害に当たるかについてお示しすることはできません。

次に、私が排雪作業現場に出向き作業を中止させたということにつきましては、そのような事実がないことから、誰のために行ったということをお示しすることはできません。

次に、私が昨年度排雪作業を中止させたということにつきましては、昨年度におきましても、排雪作業を中止させた事実はありません。

次に、今年度の排雪依頼件数が昨年度よりも増加していることにつきましては、今年度の気象状況は昨年度に比べ、11月、12月の降雪量が多く気温も低かったため、積雪深が1月上旬には昨年の最新積雪深を超える日が観測されるなど雪山が早い段階で高くなり、その状況が続いているため、2月中旬の時点で昨年度と比べ、市民の皆様の排雪要望が多くなっているものと考えております。

次に、私が考えるよりきめ細やかな除排雪につきましては、私は市民の皆様が冬期間であっても、家

に閉じこもることなく、外に出かけたいと感じられる環境を理想としております。そのためには、ステーションでは担当する区域のパトロールを充実し、除雪をしっかりと行うことで、がたがた路面等の解消や歩行者や車両の空間の確保に努めております。

また、除雪後の路面状況において、不平等や地域差が生じないようにし、将来的には置き雪をなくすことを目指しております。市民の皆様からの御要望に全て応えることは難しいとは思いますが、冬期間の御負担を少しでも減らせるよう、今後においてもこれまでと同様、除排雪の改善に取り組んでまいります。

次に、組織改革についてですが、まず、多様化、高度化する市民ニーズと社会情勢に対応する組織づくりにつきましては、平成23年の東日本大震災以降、自然災害を初めとした安全で安心な暮らしを求める市民ニーズが急速に高まっていると感じております。

また、近年、国は医療、福祉分野の法改正を頻繁に実施していることから、本市においては、人口対策としての子育て支援の強化など、社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応する組織づくりが求められております。

このような状況下において、このたびの組織改革ではその点を踏まえ、安全で安心なまちづくりの強化や子育て支援の強化を重点項目に位置づけるほか、企画政策、まちづくり部門の強化、産業、観光振興の強化、高齢者対策の再編を加え、計五つの重点項目を優先して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成29年度の一部実施の項目と、私の目指す市役所組織につきましては、初めに平成30年度の本格実施において、私の目指す市役所組織は組織改革基本方針に示しているとおり、市民の皆様にとってわかりやすく利用しやすい、そして職員にとって働きやすくその能力を最大限に発揮できる組織の構築を目指しております。

次に、平成29年度に一部実施する項目とその目的等については、平成30年度を見据えた上で、平成29年度には、簡易な改革や緊急性の高い改革を選考して実施することとしており、参事、副参事の役職名を担当部長、担当次長へ変更するなど計15項目について実施する予定であります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) では、再質問します。

自然閉会した第4回定例会について、努力するのは当たり前なので、議長と協議したのになぜ再開できなかったと思うかお聞かせください。

次に、副市長、総務部長が受け取ると、裁判に影響するとなぜ思ったのかをお聞かせください。その背景、根拠を示してください。

続きまして、除排雪の置き雪の関係ですけれども、仕様書にロータリー除雪車の活用を明記したということですが、業者からどのような意見が出ているかお聞かせください。

そもそも、タイヤドーザーと作業スピードの差が埋まらないということで、コストの解決は難しいということですが、そんなのは当たり前のことで、市長はそんなこともわからないで制度設計しているのか、そしてどのように置き雪を解消させるのかをお聞かせください。

そして、市民が効果を実感していただくには時間がかかると言いましたけれども、効果はどうやったら実感できることになるのかお聞かせください。

次に、ステーションの地域間と路面の状況に差がどうのこうのと言って、パトロールや検視をしているということですが、小樽は山坂もあって、いろいろな地形があるので、そもそも地形を変えな

いと地域差、不平等さは解消にならないと思うのですが、市長、この点はどう思いますか。

そもそも、市長がパトロールをしていることが不平等だと私は思っています。不平等をなくすなら、市長は全地域、全路線をパトロールするべきです。この点お伺いいたします。

次に、周りの方からのパトロールで意見をもらっているということですが、明確な基準がないということをおっしゃっていました。では、明確な基準がなくてどうやって本部に伝えているのかお聞かせください。

次に、本部が総合的に判断し決定しているということですが、総合的というのは個々と個々のものを一つにまとめてあげることなので、何と何と何をまとめて判断基準にしているのかお示してください。

次に、パトロールの基準の部分で、路線の交通状況に適したものであるというふうにおっしゃっていましたが、市長に明確な基準がないのに、何をもちいて適していると言っているのか事例を挙げて示してください。

次に、市長が、私が適切と思う除排雪状況というようなことを言っていましたけれども、それは何ですか。具体的に示してください。

中止させた事例がないということですが、昨日の秋元議員の答弁で、2月9日、住吉線で危険な作業があるというふうに石田議員から連絡があって、現場に出向いたら、排雪しない路線なのに作業していたので確認を求めた。その結果、作業を中断しているので、市長が現場に行って何か発言して中止になったという事象があるので、これについては事実だと思いますが、まず、そもそもなぜその住吉線を排雪しないと決めたのかお聞かせください。排雪しないと決めたのは誰のためなのかお聞かせください。

2月9日、作業が中止となったその事象に対して、市長は何と言って業者に確認を求めたのかお聞かせください。

そして、秋元議員の答弁で、危険な行為と言ったと思うのですが、その危険な行為とは具体的に何だったのかを改めてお示してください。

(発言する者あり)

中止の部分のくだりはあるのでいいです。

危険だったのに、なぜ次の日に雪対策課の職員がそのステーションに出向いて謝罪をしたのか、理由をお聞かせください。

危険であったなら、なぜ是正勧告をしなかったのか教えてください。多分していないと思います。

以上、18項目再質問です。

○議長（横田久俊） 御自分の本質問の中になかった項目がありましたですね。

(「中止、市長が中止を指示したっていうので、中止を指示していないというから、その関連で質問させてもらいました」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） わかりました。作業の中止はしていないという答弁がありましたので、それに関してということですね。

理事者の答弁を求めます。

(「議長、一つよろしいですか」と呼ぶ者あり)

何でしょうか。答弁以外のことですか。

(「はい、一つよろしいですか」と呼ぶ者あり)

聞いてみなくてはわからないから。

(発言する者あり)

○市長（森井秀明） よろしいですか。私も、安齋議員の再質問に対してできるだけ丁寧に答えたいと思っているところがございます。今、確認したところ、私もそうですけれども、18本あったというお話ですが、私、多分18カ所書き切れておりません。そうなってしまいますと、どうしても答弁漏れとなってしまいます。時間が限られている中だったと思いますので、少し早いお言葉だったと思うのですが、恐縮ですが、その時間等を考慮しなければならないのかもしれませんが、少しゆっくと改めて……

○議長（横田久俊） 市長、わかりました。答弁漏れがあったら指摘してもらいますから、わかっている範囲で御答弁ください。

○市長（森井秀明） では、よろしいですか。では、少しお待ちいただけますか。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 私も、事務局もメモをとりましたけれど、18項目と言ったかな、数は勘定しておりませんが、全部とり切れていませんので、理事者の答弁も漏れがあるかもしれません。

若干時間をください。

安齋議員の質問時間が5分でしたので、再質問も当然その5分以内ということで、早口でおっしゃられたと思いますが、人間の能力にも限界がありますので、市長それから副市長、わかっているところを御答弁いただいて、そしてあと漏れているのを指摘するなり、私のほうでわかれば御教授しますので、わかっているところから言っていただければと思います。

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 私も、時間の範囲内で、できるだけ用意したものをとって早口になってしまったのは、大変反省しなければいけないのですけれども、今ここで、多分半分からそれ以上漏れると思うのですけれども、それを漏れていないものから答弁を受けても、私も書き取ってどこの部分にどういふ答弁をしているかというのなかなかわかりませんから、ここ10分か5分でも休憩をとっていただいて、私の質問の部分をお伝えさせていただいたほうがスムーズな議事運営になるのではないかと思います。のですけれども、いかかでしょうか。

○議長（横田久俊） いや、それは今までしたことがありませんので、多分そんなに順番が変わるようなことではないと、私どもも書いていますから、やっていただければと思いますけれども。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再質問にお答えをいたします。

私から答えたこと以外においては、担当から答弁させていただきたいと思います。

今、改めて総務部長等その質問内容について整理させていただいたところではありますけれども、それでも抜ける可能性がありますので、その場合においては御指摘をいただければと思います。

まず、私が議長とお会いして、その中でもどうして再開できなかったと思うかという御質問がまずあったかと思えます。

それについては、それまでの間においても、意思がなかなか疎通できていなくて、私自身の考えも含めて議長にお伝えをさせていただいたところではありましたが、そのときのお互いのお話の中では、まだその再開というところまで至る状況ではなかったのかなと思っているところでございます。

私なりに、この議会の運営において、私も再開してほしいという思いにおいてはお伝えさせていただいたところではございますが、やはりそれに至るまでのお互いの歩み寄りにおいての具体的なものまでは至らなかったというふうに感じていたところでございます。

そして、役職者等に対して影響があるのかという御質問もあったかと思えますけれども、やはり議長自身が来られていて、そしてこちらで私も含めた役職者が対応すると、それだけマスコミ等も通して大きなハレーションというか、起こり得るというふうに思っておりました。

それが、結果的に、そのように裁判等に影響しかねないという心配をしたということでの意ですので、御理解をいただければと思います。

それと、私からは、山坂を変えないと不平等は解消できないけど、それについてどう思っているのかという質問もあったと思えますが、山坂を変えるのは非常に難しいし、正直不可能に近い状況であるというふうに思っております。市民の皆様が、不平等、地域差を完全に解消するというか、絶対に平等になったというふうに思える、100%に行き届くというのは理想に近いとは思っております。

しかしながら、先ほどお話しさせていただいたように、業者間におけるレベルの差であったりとか、さらには同じ道路であるにもかかわらず、一方ががたがたで一方がきれいだ、そのような地域差、不平等はやはりなくしていきたいという思いからお話をさせていただいたところでございますので、その山坂においてはどう思うかということにおいては、答えようがないところでございます。

また、私自身がパトロールを全部やらなかったら不平等だろうということも、御指摘があったかと思えます。御指摘のとおり、私自身、公務における時間等でかなり時間は制約されますので、パトロール自体が回れている時間というのはやはり限りがあります。ですから、残念ながら全ての場所を、パトロール自体行えているわけではございません。

しかしながら、これも先ほど答弁させていただいたように、市民の皆様の声であったりとか、またはいろいろなパトロールされている方々からの御意見だったりとか、さらには除雪対策本部に入っている情報、そして先ほどのお話の一つでもあります、その業者間における差等もこちらで把握していたので、それを私なりに考えながら、その都度、時間の許す限りパトロールさせていただいたところでございます。その状況そのものをお伝えすることをもって、それが不平等を生んでいると私は思っておりませんので、その御指摘は私は当たらないと思っております。

何にいたしましても、やはり公約でございますので、やはりそれを実現するために努力をしている一環だと受けとめていただけましたら幸いです。

それから、私からどうやって伝えているのかと言われたのですが、口頭で伝えているということですが、その前に、明確な基準がないのという表現だったのですが、明確な基準は先ほど答弁したように、私自身の中においてはありません。ですから、その情報等においては、雪対策本部にお伝えさせていただいているのに対しての基準はありませんが、最終的には、雪対策本部でその場所においてしっかりパトロールをし、その上での判断でございますので、私から伝えるということにおいては基準そのものはありません。

それと、私からはあとは、中止した事例はないと言ったけれども、9日はそうだったのではないかという御指摘もあったかと思っておりますが、私はあくまで確認を求めたので、そうは思っておりません。

ですから、中止をさせたという事例がないので、誰のためとも答えようがありません。

その場で何と言って確認を求めたかにつきましては、思い出す限りでお話をいたしますと、そのように危険な状態だったということを私自身も視認をし、その現場においてその現場監督員と言えばよろしいのでしょうか、その方が来られたときに、この作業はどのような作業なのだとことを確認させてい

ただいて、その危険性については、車等にぶつかりそうだったりという状況を見たので、それをお伝えさせていただき、そしてその上で、その場における行為そのものが、私自身は、私は排雪の状況を知っていたところでございますけれども、そこで排雪が行われるということは私は知らなかったもので、ですから、ここにおける作業についての確認を求めたというところでございます。

それと、危険な行為というのは、先に今のお話を改めて説明しますが、その場所はしばらく様子を見るというふうに私は聞いていたので、そこでは作業がされないというふうに把握をしていたので、そこでなぜこういう行為が行われているのですかとということを確認を求めたところでございます。

それと、危険な行為とはどういう行為かというのは、今もお話ししましたが、ユンボで中央分離帯にある雪を上から落とすような行為をしておりました。私自身、排雪作業において余りユンボを使うという認識を私は持っていなかったところでございます。

その中で、ユンボで雪を落としていて、道路に落としていくときに、いわゆる道路における交通は許している状態の中で、その通りとかにその雪、大きな塊が転がっているという状況、通っている車の脇にその落ちてきたものがぶつかりそうになっている状況、さらには本来であればそこまでの作業をするとするならば、例え夜だったとしても、一度やはり通行どめを図って行わなければならないと、私自身はその現場を見て感じたところでございます。その状況が、私は私なりのお話を通報を受けて行ったときに感じた危険な行為でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 私から、記録できている限りということになりますけれども、お答えさせていただきます。

まず一つ目、排雪を総合的に決定しているというか、何と何を総合的に見ているのだということでございますけれども、これはパトロールした中で、どれだけ交通に必要な車線が確保されているかどうか。その確保の仕方も道路によって、バス路線であれば当然バス同士といいますか、そういったものが確保されなければなりませんし、循環線で交通量が少ないところであれば、それなりの明確な何メートルというような基準はありませんけれども、一定程度狭くても大丈夫であろう、そういうことが確保されているかどうか。

それからもう一つは、路盤、下の盤圧と我々は呼んでいるのですけれども、がたがたになっていないかということです。そういったことを総合的に判断しながら、決定しているところでございます。

それから2月9日の件でございますけれども、これももう少し市長の答弁を補足いたしますと、実は住吉線については1月25日に、私ども除雪対策本部の中で排雪が必要であるということで確認をしておりました。

その中で、次の路線の確認が2月8日ということで準備して、実際にそのときに確認したのですけれども、それまでの間に、一旦住吉線はJVの方が、全部ではないのですが一部の区間排雪をしたと。それからまた、恐らくこれは拡幅除雪等の効果もあったのだらうと、これは私の推測の域を出ないのですが、そういったことで路線は2月8日の打ち合わせの段階では路線、道路はきちんと確保されていますねということで、一旦緑のほうを優先しなければならないという、いわゆるはしご、くだんの御質問がありました。はしごを優先しなければならないということで、住吉線については一旦中止しましょうということで2月8日に決定していたところでございます。

ただ、その決定が業者に伝わっていなかったと、これは私どもの内部のところの意思疎通の不全でございますけれども、それが伝わっていなかったということでございます。それで、業者では、私どもの

一旦やらなくていいだろうという決定を知らなかったということでございまして、それで、業者のほうでは作業を一旦前にやったのに加えてやり始めたということ、そういう経過でございます。

それで、私どもの職員が業者に謝りに行ったということにつきましては、危険な行為云々ということではなく、その情報が業者に伝わっていなかったということで、その部分についておわびに行ったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かに。

答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼いたしました。私からもう一点お伝えさせていただきます。

私が考える適切な除雪の状況はどういうものなのかということも、お聞きになられた、聞いていませんでしたか。

(「適切な除雪」と発言する者あり)

についてですね、はい。適切な除雪についてですけれども、よく道路に雪が降りますと、道路自体がおわんのような状況になってきます。これを放置してしまいますと、車の交差ができなかったり、または内側に滑ってぶつかるような状況になります。その道幅をしっかり確保することとともに、そのおわんの状況を真っすぐ平らにし、いわゆる交互交通を滞ることがないように行っていくことが重要だというふうに思っております。

また、盤圧で厚くしたまま気温が上がりますと、がたがたの道路になります。このがたがたがないように、常に意識をして除雪を入れること、さらにはロードヒーティングの段差、これにおいても除雪が対応をしっかりしないと大きな段差によって、非常に車等がバウンドするような危険な状況になります。それも、適切に段差が起きないように、しっかり除雪で対応していくことなどが私自身が見た、除雪における適切な状態でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 申しわけありません。2点ほど私から答弁漏れがあったと思っておりますので、答弁させていただきます。

一つ目は、ロータリーとドーザーですね、グレーダーも含めてだと思いますけれども、作業スピードが違っていると、これは最初からわかっていたのではないかとということでございまして、それについてはそのとおりで、私どももそういうふうに理解しております。

そういった中で、私どもは、ですから、逆に言いますと、そういった数量というのはアンバランスだということはわかっておりますので、まずはことしはロータリーの有効な活用に努めてください、努力してくださいと、まずはそこからやり始めてくださいと、そこから取りかかってくださいということでお願いしているところでございます。

したがって、私どもにすれば、市長の答弁したとおり、まだすぐには完全にドーザーの後を全路線にわたってすぐロータリーがくっついて行けると、そういったことはできないので、まだ時間がかかるということで答弁しているところでございます。

それから、市長は何をもってその置き雪の効果を実感できると判断しているのかということでございませけれども、一つは置き雪についても、私ども市民の皆さんからの声ということで集計しております。

そこの数といいますか、これは短期的にすぐ今申し上げました、時間がかかるということでございますので、短期的にすぐ減るかどうかということはなかなか言えませんけれども、そういった置き雪の苦情、置き雪に対する御意見そういったものについても、一つの判断材料になるだろうと思っておりまし、また、除雪のやり方についての、どういう形ができるかわかりません、経費もありますのでわかりませんが、市民の皆さんからの声に加えて例えばアンケートをとる、それができるかどうかは、あれですけど、そういった形で状況を聞くといったことも、アイデアとしてはあるのではないかなと思っております。

ただいずれにしても、即効性のある、まだ時間がかかる部分でございますので、どういったことで確認するかというのは今後の検討課題だというふうに考えております。

○議長（横田久俊） おおむね私のメモは消し込みできたのですけれども、再質問で答弁漏れがあったら安齋議員指摘してください。いいですか。

（「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 再々質問に入る前に、今の御答弁の中で、私が確認している事実と違うことがありますので、議長に議事進行として精査をしていただきたいのがあります。

2月9日の話ですけれども、今、市長がユンボで上から雪を落としていると、で、通行を許していて車の脇に雪が落ちている。夜でも通行どめをしていなかったというような話をしたのですけれども、私が業者にけさ確認をしたのですが、通行どめをとという話ではなくて、中央分離帯があるので片側通行にしていたから、ユンボでやっている横を通るわけがない、市長はうそをついているという話を聞きました。

そして、きのうの秋元議員の答弁で、市長が道路を通ろうとしたけど通行できないという状況も鑑みてというふうな発言をしていましたけれども、これはまさに、片側通行だからそういうふうに時間がかかったのだということが、事象としてわかります。

そもそも、業者に聞いたのですが、市長は危険な行為、危険な行為って言うのですが、危険な行為についての話は一切業者にはなかったと。なぜ排雪作業をしているのかという確認であったということはあるので、市長は虚偽答弁をしているのか、事実を間違えて把握しているのか、この点がきのうからずっと疑問にあって、さらにけさ業者に確認したら、より一層市長の答弁に疑念を抱いているところでございます。

私の時間はあと少ししかありませんけれども、あしたも一般質問がありますし、これ秋元議員の答弁が違えば、虚偽答弁で、本会議でしか答弁訂正できませんから、この事実を一旦説明員側できちんと整理して、そして先ほど建設部長も憶測でという話がありましたので、その部分を事実確認をして、しっかり正確な情報を持って説明をしていただかないと、正確な議会議論にならないのではないかと思いますので、議長からその点を理事者をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 安齋議員の議事進行の発言に対して処理をいたしますが、今、私はこの場で市長の答弁が虚偽なのか、あるいは現場がどうだったのかということを確認できるすべを持っておりませんが、それからどちらの言うことが正しくて、どちらが悪いという判断もこれ今はできません。

そして、これをそれでは調べましょうということになりますと、今後、何でもありになってしまいますので、大変申しわけないのですけれども、明確な……

（発言する者あり）

いやいや、市長の答弁が違うぞと言っている明確な、例えば証明する資料ですとか、そういうことが

あって、あるいは逆に市長のほうから対抗できるようなそういうものがあればいいですけども、今ない状態ですし、議会の議論というのは時間ももちろん限られておりますので、安齋議員は予算特別委員会に出られないので、そういう御発想なのかもしれませんが、秋元議員の件については秋元議員御自身からまだ今何の申し出もありませんので、そちらはあれしますけれども、そういうことで。

(発言する者あり)

そういうことですね。いや、私にどちらなのだと求められても、それはおわかりいただけだと思いますけれども。

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

同一趣旨ですと、お受けできませんけれども、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、安齋哲也議員。

○3番(安齋哲也議員) 今、議長がおっしゃったように、私は無所属になったので、予算特別委員会に出られません。ですので、本会議のこの5分の時間が重要です。議長は無所属になったことがないのでわからないかもしれませんが、この本会議での質疑をしっかりとさせていただかないと私としては、もうあとは質問する時間がないということなので、正確な情報をもとにした説明がないと、虚偽答弁を逆に許すということになってしまいますから。

○議長(横田久俊) いやいや、そんなことはないですよ。

○3番(安齋哲也議員) ですから、その点については調査をする時間を持っていただきたいというのが私のお願いであります。

○議長(横田久俊) はい、気持ちはわかります。

ただ、無所属議員の質問の制限というのは、これはルールでありますので、そうした時間がないのだから、もう少し何とかしてくれと言われても、これはルールですね。皆さんで決めたルールでありますから、残り再々質問がありますので、そこで市長に確認をしていただくしかないなと思います。

あるいは、これができるかどうかは別ですけども、いろいろなこれからの委員会の審議も踏まえて、最後に本会議がございまして、そこで何らかの手続で何かをすると、いや、これ私が言ってしまうとまたおかしな話ですから、そういう議員としてのすべもありますので、このまま再々質問に入っていたきたいと思います。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、安齋哲也議員。

○3番(安齋哲也議員) なかなか納得できないところもありますけれども、端的に再々質問させていただきます。

まず、メディアに出ることによってハレーションがあるというふうに言っていましたけれども、では、雲隠れした後に、なぜあなたは記者会見しているのですかというところなのです。出てきて、メディアに記者対応しているのではないですか、それと何が違うのか明確な理由を示してください。

次に、私、山坂の地形を変えれと言っているのではなくて、地形を変えない限り不平等さとか地域差はなくならないですよと、どうなのですかという話をさせてもらったので、そこは事実誤認だと思いますから訂正してください。

次に、除雪対策本部でパトロールをして、自分に明確な基準がないのに何を伝えているのだという質問したのですが、これについてお答えになっていないので、答弁お願いいたしたいと思います。

あと、先ほどの議事進行の中で、市長が2月9日の件を云々という話をさせてもらいましたけれども、

これについては私は業者に電話で確認をして聞いていますから、後日しっかり情報を調査して改めて間違っているのであれば、答弁の訂正を求めたいと思います。まずは調べて、私に情報をください。

次に、2月9日のなぜ中止になったのかというところで、建設部長がお答えいただきましたけれども、憶測ということでありましたから、後ほど事実確認をして資料をもとに提出いただきたいと思います。

最後に、ロータリーとかドーザー、最初から作業のレベルが違うのだとわかっていたってということをおっしゃっていただきましたけれども、わかっているのだったら、何で仕様書に載せてやらせているのだというところに行き着くわけです。なぜ、最初からわかっていたのに、それで置き雪対策の解消に活用してくださいと言ったのか全く理解できませんので、その部分をわかるように説明をいただきたいと思いません。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再々質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、担当部から答弁させていただきます。

まず1点目は、ハレーションがあるという状況にもかかわらず記者会見をしたではないかという御指摘かと思えますけれども、私はそれは裁判についてのお話ではなくて、議会の再開に向けてのお話でございますので、その件に関しては別なお話だと思っております。

（発言する者あり）

それと、何を伝えているのかというお話でありましたけれども、私はやはり市民の皆様からいただいた声や意見等を除雪対策本部に伝えているというところでございます。

それともう一点、私からは、先ほど来から私、虚偽だというふうに言われておりますが、虚偽ではございません。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長、少しゆっくり目で話してください、聞き取れないところがありますので。

○建設部長（相庭孝明） 申しわけありません。安齋議員の再々質問にお答えいたします。

一つは御要望というか御指示だと思いますが、住吉線をやらなくていいと判断したときのその効果と言いますか、それと憶測と言いますが、私は推測と言ったつもりなのですけれども、申しわけありません。そういうことで、これは後日報告させていただきます。

それから、ドーザーとロータリーの件でございますけれども、これは最初から数が、作業量、作業スピードに合わせると足りないというところは、そのとおりでございます。それは、先ほども申し上げました。その上で安齋議員お聞きになっているというところでございますけれども、私ども最初から全て置き雪がなくなるということではなくて、少しでも仕様書でロータリーを活用してくださいということで仕様書に書いております。それは、ドーザーが走って置き雪をしていった後に、その置き雪をしていったところを、全部は無理ですけれども、できるだけ入って不便なところ、出入り口に残った雪をとっていく、別なところに置いていくとか、そういった作業をできるだけやってくださいということで仕様書に書いてある、そういう指導をしているというところでございますので、御理解いただきたいと思いません。

○議長（横田久俊） あと、地形を変えれという。

（「それは、いいです」と呼ぶ者あり）

いいですか。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

何ですか。質問はだめですよ。

(「ええ、質問ではないです。市長に答弁を求めたいんです」と呼ぶ者あり)

議事進行ですか。

(「議事進行です」と呼ぶ者あり)

先ほどから言っていますけれども、同一趣旨の議事進行は受け付けませんので、御注意願います。

(「違います」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、安齋哲也議員。

○3番(安齋哲也議員) 今回の市長の答弁で、2点ですけれども、私が質問した内容とかみ合っただけの答弁がないものですから、議長がこれで許していただければ、もう一回再度答弁を求めたいと思います。

メディアのハレーションの部分ですけれども、これはそもそもが裁判にかかわった質疑の中での話だから、メディアで自分が取材に答えたのは、裁判ではないという答弁がそもそもおかしいと思うので、改めて、そのメディアのハレーションがなぜなのかという根拠をお願いしたいと思います。

あともう一つが、除雪対策本部でパトロールして私から伝えているという部分ですけれども、これ明確な基準がないのにどうやって伝えているのだと言ったら、何かよくわからない答弁でありましたから、もう一回答弁をお願いしたいのですけれども、いかかでしょう。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 何か余りうまく整理できなかったな。メディアがハレーションを起こすと言ったことは聞いてないということですか。

○3番(安齋哲也議員) 裁判に影響するからと言っているけど、自分が取材に答えたときも、裁判の話をしているから、その話とは全然違うのではないかと、なぜメディアにハレーションが起きるかという根拠を聞いているのですけれども、それについてはお答えいただけていないということです。

○議長(横田久俊) 答弁漏れということとか、質問と違うお答えだということだと思いますが、これは市長いかがですか。

(「市長の認識」と呼ぶ者あり)

再々質問の答弁漏れということですか。

(「再々々質問でないの」と呼ぶ者あり)

再々々質問じゃない、再々質問にお答えしてないということですか。

(「質問に対して答弁してない、違うこと言ってるから」と呼ぶ者あり)

市長、今の2点でどうですか。再々質問に2個お答えになっていないという。

(「答弁漏れ」と呼ぶ者あり)

はい。

(「二つですか。その2個目をどうやってが、意味がわからないんだな。どうやってって口頭で」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) わかりました。少し副市長と協議してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） まず2点あったかと思えます。

1点目のことにおきましては、そのハレーションが起きるということにおける理由、私なりには持っているのですけれども、そのこととお話しいたしますと、実際に現在の裁判に影響しかねないので、それについての答弁は差し控えさせていただきます。

それともう一点は、市民の皆様からの声や意見ということで先ほどお話ししましたけれども、それこそ市民の皆様が除雪対策本部に対して要望であったりとか、苦情であったり、それが内容であったら排雪要望だったり除雪要望、その他いろいろな要望がありますけれども、それと同じようなことを私が受けているので、それをお伝えしているということでございます。

○議長（横田久俊） いいですね。以上をもって質疑……

（発言する者あり）

今、市長は再々質問に対する答弁漏れが2点あったということにお答えをしましたと、私は認識をしましたので。

（「話してない、理由を述べてないですから」と呼ぶ者あり）

いやいや、述べていますよ。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 安斎議員の今の発言は、議事進行ということではないですね。それは同じ趣旨になりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 7時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 橋 龍

議 員 川 畑 正 美

平成29年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成29年3月2日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹										
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義								
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信							
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章				
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡					
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生							
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁				
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	教	育	部	長	工	藤	裕	司						
総	務	部	企	画	政	策	室	長	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦				
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公	

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村誠吾議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに報告第1号ないし報告第11号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 平成29年第1回定例会に当たり、一般質問いたします。

まず初めに、小樽の古民家を生かす取り組みについて伺います。

小樽市の空き家の現状は、国が実施している平成25年住宅・土地統計調査によると、空き家率が17.2%で全国の13.5%、全道が14.1%の状況と比較しても高い空き家率となっていて、市内を回っていると、空き家以上に空き地も目立ち始め、まちの景色が少しずつ変わっていることに寂しさと危機感を感じているのは私だけではないと考えます。本市の空き家の中には、今なお歴史や文化、そこに住む人の生活を感じることができる古い木造住宅や石蔵、住宅兼店舗などがあり、このような小樽の古民家を生かす取り組みについて何点か質問いたします。

初めに、小樽市で行われた平成27年度の空き家実態調査ですが、外観目視によって調査され、市内全域の建物数4万7,608件のうち、空き家等は2,423件で、空き家率は5.1%となりました。この外観目視の調査項目について説明してください。

本市では、将来にわたって小樽らしいまち並みを守るため、景観保全への取り組みを推進し、小樽市景観計画を策定しております。特に、歴史、文化等から見て、小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を小樽歴史景観区域としておりますが、昨年度行われた本市の空き家実態調査で、この区域における空き家の件数、空き家の管理状態について説明願います。

また、その中に平成4年に日本建築学会北海道支部の御協力で歴史的建造物の実態調査が行われ、1次調査対象となった住宅や店舗、倉庫などの建物が含まれていると思いますが、空き家の件数とその管理状態について説明願います。

観光客でにぎわう運河周辺や市内に点在する明治、大正、昭和を見詰めてきた小樽の古民家も空き家から空き地になり、駐車場やコンビニエンスストア等に姿を変え、小樽の魅力とも言えるまち並みや景観が少しずつ失われてしまうのではないかと懸念しています。このような懸念に対して、市長はどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

また、小樽らしい景観を守るため、現在どのような施策がとられているのか、お示し願います。

最近は見逃してしまうような小路や玄関が向かい合った家々が並ぶ路地に立ちどまる人、また、カメラを向ける人を多く見かけるようになりました。本市の歴史的建造物や文化財に加え、地域住民も気がついていない小樽の古民家の魅力は観光客を引きつけているように感じます。そのような魅力あるまち並みを少しでも残すため、空き家となっている小樽の古民家に特化した情報を利用したい方や移住希望者等に発信をしていただきたいと思います。いかがでしょうか、伺います。

古民家を利用した移住希望者のニーズは居住用やカフェ、ものづくりや仕事スペースなど多岐にわたり、課題として挙げられるのは修繕費や改善費の費用負担です。移住希望者の本市への移住を後押しし、

定住者へとつなげるためにも、課題とされる住宅改修費等の助成金制度を検討していただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、建築基準法の用途地域内の建築物の用途制限についてです。

不動産会社情報の中にも小樽らしい民家の住宅が売りに出されますが、小樽市内の坂の上にあつて、眺望のよい場所であっても、古民家を一般の方が自分が住むためだけに購入することは改修費のことなどを考えると難しいといえます。

今回、御相談があったのは、そのようなところにある古民家を旅館として改修したい。改修費をかけてもなりわいが立つというものでした。古民家が旅館として新たに生かされ、結果的にその古民家を残すことにつながります。しかし、相談のあった空き家の古民家は第1種中高層住居専用地域の中古物件で、ホテル、旅館は原則として建てられない地域となっています。この地域の用途制限について説明願います。

自治体によっては建築基準法第48条のただし書きによる許可について建築許可の取扱方針を定め、特例許可の範囲等を定めているところもあります。小樽市らしい景観を少しでも後世に残すため、空き家になった古民家を旅館に利活用できるよう、本市でも用途制限について一定の条件のもと緩和する検討をしていただきたいと思いますが、市長の見解を求めます。

また、課題や問題点があればお聞かせください。

今後ますます増加すると思われる個人旅行者やリピーターは、市内の公共交通機関を使いながら徒歩で小樽観光を楽しむと考えられ、小樽の古民家を生かした取り組みは、滞在時間を延ばす効果も期待できると考えますが、いかがですか、お答え願います。

また、今回の質問に当たり、空き家となった古民家の利活用について成功している事例を拝見すると、古民家の再生に取り組んでいるNPOや地域の不動産会社、地域住民、そして自治体のまちづくりや空き家、観光に係る部署などさまざまな組織が連携し進めています。市長の積極的な推進をお願いするためにも、本市でもこのように一体となった組織、ネットワークづくりをしっかりと進めていただきたいと考えますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

がん対策について質問いたします。

日本のがん検診受診率は、平成25年に実施された国民生活基礎調査で、男性の胃がん45.8%、肺がん47.5%、大腸がん41.4%で、女性の検診受診率は、乳がん43.4%、子宮頸がん42.1%を含め、五つのがん検診の受診率も3割から4割台を超えています。

しかし、本市のがん検診受診率は、平成27年度速報値で胃がん7.0%、肺がん9.7%、大腸がん19.4%、乳がん28.6%、子宮頸がん30.1%となっており、国が目標とする検診受診率50%以上には全く届かず、さらなる対策が必要なことは今までも指摘してきました。がんの治療費は発見がくれ重症になればなるほど個人負担もふえ、乳がんの治療を行っている友人は手術後も抗がん剤治療が続き、年間数十万円の出費といえます。また、本市国民健康保険財政に与える影響は大きく、昨年10月に開催された決算特別委員会でも答弁いただきましたが、国民健康保険給付費の全体に占めるがんの医療費の割合は17%でおよそ20億円、これらのことから市民お一人お一人の予防意識や検診受診の意識を高めてもらう対策の推進が重要になっています。

そこで何点か伺います。

初めに、本市のがんの特徴についてです。

小樽市のがん死亡者数の推移について過去5年間についてお聞かせ願います。

部位別の死亡者数で見られる本市の特徴についても説明願います。

また、本市で行っている全てのがん検診において、受診率が低下傾向にあります。がん検診受診率とがんの死亡率の関係性についてどのように分析されているのか、説明願います。

次に、コール・リコールの取り組みについて伺います。

本市では、受診率向上のため、個別勧奨や再勧奨、いわゆるコール・リコールが実施されていると認識していますが、今年度はどのような方法で受診者に行われているのか、対象者やスケジュールも含め、説明願います。

また、これまでの効果についてもお聞かせ願います。

他の自治体では、現在行っているコール・リコール対象者を受診率のより低い層を絞り込み、重点的に受診勧奨を行っているところや、がんの部位によって罹患者が多くなる年齢層に絞るなどし、大きく受診率を向上させたところもあります。受診率が低い本市でも勧奨対象者をより絞り込むこのような方法を取り入れながら、受診率の向上を目指して効果の検証を行ってはどうかと考えますが、見解を伺います。

検診受診率と死亡率の関係性については、国立がん研究センター予防研究グループが大腸がん検診受診の有無とがん死亡率との関係について約4万人の方々を調査しています。この調査結果については、さらに長期にわたって追跡し、検証する必要があるとしています。調査開始から13年間に597人が大腸がんにかかり、132人が大腸がんで死亡し、過去1年間に検診受診なしの人に比べ、ありの人では大腸がんの死亡率が70%低下したそうです。このような調査結果からも検診受診の大切さがうかがえます。小樽市では、平成22年度に行ったアンケート調査で、未受診の理由として多かった「自分の年齢ではがんにならないと思っている」「心配なときにはいつでも医療機関を受診できるから」という回答を上げ、受診の意識につながっていないとも答弁しています。今後、未受診者の意識改革をどのように行っていくとお考えか、お聞かせ願います。

次に、胃内視鏡検査の導入についてです。

検診受診率が本市で最も低い胃がん検診についてですが、本市では今年度から新たな取り組みとして、受診率が一桁台で推移している胃がん検診について札幌の対がん協会のみの受診を市内の四つの医療機関で受診できるようになりました。これは受診しやすくする環境整備として有効かと思われ、市民からも評価する声があります。直近での受診者は昨年度同時期と比べ、どのような傾向にあるか、説明願います。

自治体で行う胃がん検診は胃部エックス線検査で行われており、バリウムを飲むこと自体が嫌で受診しない方も多いと聞きます。現在、病院での胃の検査は内視鏡が主流で体への負担も少ないことや、検査中に発見されたポリープの切除も可能で、未然にがん化を防ぐことができるといいます。厚生労働省では胃がん検診の指針を改定し、今年度4月から胃部エックス線検査だけでなく、胃内視鏡検査も選択できるようになりましたが、本市で選択していない理由を説明願います。

また、胃がん検診の受けやすい環境をさらに充実させるため、胃内視鏡検査の導入を検討したいと思いますが、市長の見解を伺います。

国では、平成29年6月に見直す予定の次期がん対策推進基本計画を見据え、がん対策をさらに推進する計画ですが、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金の交付に当たっては、よりよい取り組みを実施している自治体を評価することも検討されています。本市の取り組みのお考えをお聞かせ願います。

この項の最後に、医療用かつら・ウィッグの購入費補助金制度について伺います。

国立がん研究センターが2009年に行った抗がん剤の副作用の苦痛について調査したところ、頭髮の脱

毛は男性では18位でしたが、女性は1位で吐き気や痛みより苦痛を感じているとの結果でした。生きるための治療とはいえ、女性にとって髪の毛が抜けることは精神的なダメージが大きく、生活上の大きな障害となっています。抗がん剤治療は通院で行うことが可能になった今、治療を続けながら外出するにも現場復帰するにも外見のケアの必要性を強く感じています。私の友人は、ウィッグがなかったらスムーズに職場復帰していなかったと言いき、外出も控えたと思うと話していました。

しかし、医療用ウィッグは普通のファッション用のものとは違い、肌に優しい素材を使った軽いものが多く、価格は十数万円、高額な治療費に加え、医療用ウィッグ購入の経済的負担は大きかったといえます。小樽市として女性の就労支援と早期社会復帰の観点から、抗がん剤治療の副作用により脱毛した方に医療用ウィッグの購入費補助制度の導入を検討していただきたいと考えますが、市長の見解を伺います。

また、導入している自治体もふえてきていると聞きますが、認識についても伺います。

再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽の古民家を生かす取り組みについて御質問がありました。

まず、平成27年度に実施した空き家実態調査の調査項目につきましては、建物の用途と階数のほか、保全の状況として建物の傾きと屋根、外壁の破損状況、衛生面の状況などとして敷地内のごみや雑草、樹木の繁茂の状況、玄関や窓ガラスの破損状況、家屋への進入の可否、雪による影響として、雪どめの有無や破損状況、落雪の影響、除雪や雪おろしの状況などを外観目視で調査を行ったところであります。

次に、小樽歴史景観区域における空き家実態調査での空き家の件数につきましては65件で、管理状態別では良好が9件、準不全が33件、不全が23件となっています。この65件のうち、平成4年に行った歴史的建造物の調査で1次調査対象になった建物数は16件で、その管理状態別では良好が1件、準不全が10件、不全が5件となっております。

次に、小樽の魅力とも言えるまち並みや景観が失われることへの懸念につきましては、古民家が保全され特徴ある小樽のまち並みや景観が残されることは大切であると考えておりますが、所有者の事情により解体されている実態があると認識しております。そのようなまち並みが失われていく実情については懸念しており、日ごろから古民家等の活用方法について調査研究を行うとともに、所有者に対し情報発信しながら、解体以外の方法で対応できるよう、働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、小樽らしい景観を守るための施策につきましては、景観法に基づき、市域全域を景観計画区域に、さらにそのうち小樽らしい景観を形成する重要な区域を小樽歴史景観区域に定め、それぞれの区域に形態や色彩等の基準を設け、一定規模以上の建築行為等を行う場合には届け出を義務づけております。また、野外広告物については、小樽市野外広告物条例に基づき、大きさや色彩等に関する許可基準を設け規制しております。さらに、市指定歴史的建造物等については外観保全や構造上主要な部分の補強工事等に対し、その経費について助成や融資のあっせんを行っております。

次に、空き家となっている古民家に特化した情報発信につきましては、小樽市空家等対策計画では空き家・空き地バンク制度の充実を掲げており、今後、制度の見直しを行い、登録件数の増加に向けた取り組みを進めてまいりますので、その取り組みの中でどう古民家の魅力を発信できるかを検討してまい

りたいと考えております。

次に、本市への移住を後押しし、定住につなげるための住宅改修費等の助成金制度につきましては、対象者を移住希望者のみとする公益性の問題や個人の資産形成への助成という問題もありますので、現時点で移住希望者を対象とする助成金制度の創設は非常に難しいものと考えております。

次に、第1種中高層住居専用地域の用途制限につきましては、建築基準法第48条第1項第3号に規定されておりますが、当該地域は中高層住宅の良好な住居の環境を保護する地域であり、住宅のほか、学校、児童厚生施設、床面積が500平方メートル以下の店舗等が建築可能ですが、旅館やホテル、事務所等の建築はできません。

次に、古民家を旅館に利活用できるよう用途制限を緩和することにつきましては、旅館については不特定多数の人々が利用するため、当該地域に求められる良好な住居の環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、緩和することは難しいものと認識しておりますが、現在、国において民泊に関する新法制定の動きがあることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、徒歩等で小樽観光を楽しむ個人旅行者やリピーターの方々に対する古民家を生かした取り組みにつきましては、市内に点在する古民家を大切に保存し、小樽らしい魅力的な観光資源として利活用することは大変重要なことと考えております。具体的には、まち並みにマッチした古民家をリニューアルしたカフェや雑貨店等は、本市観光の魅力の一つであるまち歩き観光にふさわしい素材であり、こうした店舗がふえることで観光客のさらなる周遊が期待され、滞在時間の延長につながるものと考えております。

次に、空き家となった古民家の利活用を進めるための組織、ネットワークづくりにつきましては、小樽市空家等対策計画では、空き家となった古民家だけではなく、空き家の利活用という観点から、庁内関係部署の情報共有はもとより、不動産会社や関連するNPO法人を初め建築、法律等の各団体や地域などとの連携の重要性を示しておりますので、今後、計画に基づき多様な主体とのネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。その手始めとして、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、旧寿原邸を拠点に官民協働の事業体制によるリノベーション講座や空き家相談会などを実施してまいりたいと考えております。

次に、がん対策について御質問がありました。

初めに、本市のがんの特徴についてですが、まず、過去5年間のがん死亡者数の推移につきましては、平成23年は580人、24年は569人、25年は578人、26年は574人、27年は620人となっております。部位別死亡者数の本市の特徴についてですが、過去5年間で見ると、最も多いものは肺がんであり、次いで胃がんや大腸がんとなっております。

次に、本市のがん検診受診率とがん死亡率の関係性についてですが、本市における受診率と死亡率の相関につきましては、統計学的に高い精度が求められ、国レベルの大規模調査が必要となることから、本市では分析を行っておりません。国の調査結果では胃がん検診、大腸がん検診、それぞれについて約4万人を対象とし、調査開始時点の過去1年間に検診を受けた人、受けなかった人について13年間追跡した結果、受けた人の死亡率は胃がん検診で約50%、大腸がん検診では約70%低下しておりました。このことから、国では検診受診と死亡率低下との相関があるとしているところでございます。

次に、コール・リコールの取り組みについてですが、まず今年度の個別勧奨や再勧奨、いわゆるコール・リコールの実施方法、対象者やスケジュールにつきましては、対象者は子宮頸がん検診が20歳から40歳の5歳刻み、乳がん検診が40歳から60歳の5歳刻みの年齢を対象としております。このうち個別勧奨の対象は、今年度初めて対象となる子宮頸がん検診の20歳、乳がん検診の40歳の方であり、再勧

奨の対象は個別勧奨対象者以外の年齢で、過去に検診を受けていない方としております。方法は個別勧奨、再勧奨ともに無料となるクーポン券を個別に送付しており、スケジュールは対象者を抽出後、7月に無料クーポン券を発送しております。これまでの効果につきましては、平成26年度、27年度の2年間にわたりコール・リコールを実施しましたが、受診率は10%前後と低い水準となっております。

次に、受診率向上を目指した取り組みや効果の検証につきましては、これまでも広報や健康教育などの機会を捉え、がん検診の有効性等に関する周知啓発や検診を受けやすい体制を整備し、受診率の向上を目指してまいりました。本市といたしましては、他市町村において効果を上げている工夫など、さまざまな取り組みを研究しながら、今後も受診率向上に向けて取り組んでまいります。

次に、未受診者の意識改革をどのように行っていくのかにつきましては、日本人の2人に1人が何らかのがんに罹患し、3人に1人はがんにより亡くなるという現状にあります。このようなことから、がんは誰もがかかり得る身近な疾患であることや、早期発見・早期治療により患者自身の負担や医療費も少なくなることなど、がん検診の多くの有効性について広報や健康教育による啓発、また、市内各種団体に構成される健康づくりネットワークなどとの連携を図りながら、市民の皆様に対し啓発をし、理解が得られるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、胃内視鏡検査の導入についてですが、まず、胃がん検診受診者数の昨年度同時期との比較につきましては、1月末の状況で申し上げますと、平成27年度の受診者数は1,639人、平成28年度は1,492人であり、147人減少しております。なお、今年度から開始した市内医療機関での検診は74人が受診しております。

次に、本市で胃内視鏡検査を選択していない理由につきましては、胃内視鏡検査の導入に当たっては、国が示す指針において日本消化器がん検診学会による対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2015年度版を参考にすることとされております。同マニュアルでは、有効ながん検診を正しく実施するため、市町村は検診の実施を運営するための胃内視鏡検診運営委員会を設立することが望ましいとされ、また、ダブルチェックを担当する読影委員会の設置など、精度管理体制を整備することが求められております。本市では、現時点ではこうした体制が整えられていないため、直ちに胃内視鏡検査を導入できない状況にあります。

次に、胃内視鏡検査の導入につきましては、本市といたしましても、胃がん検診の充実を受診率の向上につながるものと考えており、国の指針に従い、胃内視鏡検査の導入に向け、昨年12月に胃内視鏡に精通している小樽市医師会や公的病院などの医師による準備会を設置し、課題の抽出や整理などを行いながら、胃内視鏡検査導入のための体制整備に向けた検討を進めております。

次に、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金交付に対する取り組みにつきましては、国では補助金交付に当たって、市町村の取り組み状況に対する評価を検討しているとのことでありますが、その内容が明らかにされていない状況であり、今後、情報収集に努め、適切に対応したいと考えております。

次に、医療用ウイッグの購入費補助制度の導入についてですが、抗がん剤治療の副作用によって脱毛した方の社会復帰支援策の一つであることは認識しております。現在、制度を導入している自治体は道内にはなく、全国でも45自治体程度にとどまっている状況にあります。

本市といたしましては、昨年12月に改正されたがん対策基本法に基づく国、道の次期がん対策推進基本計画策定などの動向、他自治体の取り組み状況などを踏まえ調査研究をしてまいります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） それでは、何点か再質問させていただきます。

最初の古民家を生かす取り組みについて内容的には少し前向きな答弁もいただいたということで感謝申し上げます。

今、市長からも答弁ありましたけれども、歴史景観区域における空き家の管理状態の件数等々聞きました、空き地になっているところも、もう既にないところも、非常に多くなっているのかなというふうに思っています。私としては、このなくなりつつあるそういう建造物については非常に危機感を抱いていまして、先ほどいろいろな施策について御答弁をいただいたのですが、なくなってしまう、失われつつあるものに対する視点での対策が少し欠けているのではないかなと思っております、先ほど市長からはその所有者の事情によって解体されているというふうに御答弁いただいたのですが、いま一度こういう方たちに対する取り組み、先ほども少し御答弁もあったかと思えますけれども、これぜひもう一度御答弁いただいて、積極的に働きかけについていま一度お伺いしたいと思います。

それと、私、特化した情報をということで、先ほど空き家バンクについて、これから見直しをしていく中で検討していくというお話だったのですが、これについても実はそのネット配信等々でやるということが非常に有効だということを最近感じておりまして、そういうことをやっている方にお話を伺うと、ネットで配信をしたところ、海外に住む日本人妻の女性の方が小樽の古民家にヒットしまして、そういう空き家を使って将来ワインの店舗を開きたいということで、今、交渉が進んでいるということもお伺いしました。これ空き家バンクの見直しをする中で検討をしていくということだったのですが、早急に進めていただきたい。これについては来年度中、何とか進めていただきたいと思っておりますので、もう一度御答弁いただければと思います。

それで、きょう一番聞きたかったのが、やはり建築基準法第48条のただし書きのこの緩和措置なのですけれども、その用途制限について御説明いただいたのですが、要は旅館とホテルが建てられない制限になっているのです。一応、先ほど答弁いただきましたけれども、面積が500平方メートル以下のものですか、そういうものであれば、理髪店ですか、日用品の販売店、また、物販ですか、銀行の支店等々は建てられるものなのです。多分これは、やはり高さの制限の中で旅館、ホテルは建てられないものに入っているかとも思いますし、また、先ほど御答弁いただいたように不特定多数の人が入るということで、そういうことの制限も、危険性もあるということで制限がかかっていると思えますけれども、今ある住居として使っていた中を改装して旅館業の許可を、今、旅館をやっている人が旅館業をやりたいという、そういう御要望でして、外見は全く変わらない、改修、修繕等はあるかもしれませんが、高さを変えるわけでもなく、そういう形で使いたいという方が実際にいるわけですし、ぜひこのただし書きによる部分について、やはりその方針をしっかりと市でも定めていただきたいなと思っております。その中に、例えば住民のきちんとした説明、また承諾を得るのですとか、そういうこともぜひ進めていただければ本当に経済にも波及していきますし、先ほど御答弁いただいた滞在期間を延ばす、東西に延びる小樽の観光を周りながら、途中のそのような小樽の文化、歴史が感じられるような小さな古民家で宿泊する方も出てくると思います。これぜひ前向きに検討いただきたいと思っておりますので、この件についてもいま一度御答弁をお願いしたいと思います。

それと、がんについて、また予算特別委員会でもいろいろ聞かせていただきたいと思っておりますけれども、最後の医療用かつらの購入費の助成なのですが、道内ではまだ実施している自治体もないということで難しいかなと思っておりますけれども、これ本当に脱毛して職場復帰できる状態にあるこういう患者の方々というのは見かけをすごく気にして、こういう見かけで職場の人がどういう目で見られるのか、どうしたら受け入れられるのか、そういうことで悩んでなかなか職場復帰をできない方が実際にいます。これ本当に

ウィッグがあることで前向きになって職場復帰をする、また、新たな仕事を見つける、御本人にとっても質の高い療養の生活が送れるということで、ぜひ前向きに検討をお願いしたいというふうに思っています。各自自治体いろいろ調べますと、大体金額的には2万円から3万円の補助制度が多分ほとんどだと思っています。これ、がん検診の受診率の向上、意識の向上等々を質問しましたけれども、これによって医療費の給付費が少しでも下がっていくことになれば、実際にかんで脱毛した方々へのこの補助制度は、予算的にどのぐらいかかるか、これからまた試算もしていかなければいけないと思いますけれども、こちらのほうにその予算をシフトするような形でぜひ市長には検討していただきたいと思っておりますので、この辺についてももう一度御答弁をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外においては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、1点答弁させていただきます。

最初に、改めて御質問されました歴史的な素材、失われつつあるものにおけるの対策を積極的に行っていくべきだという御指摘だったかと思っております。

千葉議員からも御質問の中でお話がありましたように、このまちの本市の空き家の中には、今なお歴史や文化、そしてそこに住む人の生活を感じることができる古い木造住宅や石づくりの建物、さらには住宅兼商店などがあって、これらの古民家、これが今、小樽市観光基本計画でもうたおうとしているホンモノの小樽と触れ合う、この枠組みに私は入ってくるのではないかと考えているところでございます。

今、御質問の中からお話ししますと、建設部内における取り組みが最重要だという御指摘だと思うのですが、やはりその観光素材としての可能性も含めて、庁内で担当の職員とそれに向けた、これからこの古民家がもう失われることのないような環境づくりを調整し、積極的に私も取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

まず、古民家の情報の発信についてということでございます。私ども先ほどの答弁では空き家バンクの仕組み、登録しやすい仕組みづくり、そういった中で進めていきたいという答弁をいたしました。といいますのは、残念ながら、今、空き地・空き家バンクの登録は、以前には登録があったのですが、現在、登録がないという状況になっております。残念ながら、それは仕組みの中で登録するよさといいますか、利点がないといったところがあるのかもしれません。そういったところをまずしっかり改善して、まずは市の皆様から登録していただこうと、まず数をふやそうということで仕組みを改めたいということで、早急にこれは進めていかなければならないというふうに考えております。その中で当然件数がふえてくれば、その中には古民家もあると思われまので、その中で古民家がありますよといった形、どういった形で表示するのかといったのは、技術的な問題になると思いますけれども、これにつきましても、空き家バンクの見直しの中で早急に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、建築基準法との緩和の関係でございますけれども、基本的に建物がなくても人の出入りといいますか、旅館、ホテルの規模にもよりますけれども、不特定多数の方が出入りをするということで、

住居を主眼として考えている用途地域に対する環境への影響といったものがあるということでホテル、旅館については禁止されている、建てられないという形になってございます。

そういったことで、今、私も住居占有地域でのホテル、旅館等への緩和といいますか、そういった例を調べてはみたのですが、どちらかという別荘地とかそういったところで緩和している例が多いように見受けられます。それで、今はどちらかという民泊でできないだろうかということで、民泊新法が今国会中に提出されるようでございます。まだ、詳細は明らかになっておりませんが、報道の中では住居占有地域にも建てられるという形になっております。今の世間といいますか、皆さんの中ではこういった民泊の新法の枠内で古民家なり空き家を活用していこうという流れがあるようでございますので、私どもとすれば、まずそこでどういった考えのもとで緩和されるのか、その中で住居への影響がどういふような考え方で緩和されているのか、そこがまず一つ、これから緩和するにしてもしないにしても、一つの判断材料になっていくのだからというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 保健所次長。

○保健所次長（犬塚雅彦） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

お尋ねにつきましては、医療用ウィッグの購入費補助制度についての本市の考え方ということでございますけれども、確かに患者にとって脱毛されている方は非常に精神的な御負担は大きくて、生活の質を向上あるいは担保していく上では大きな要素の一つだということは認識してございます。

今回、昨年12月にがん対策基本法が改正されまして、その中で新設された条項が幾つかございます。その一つに第2条第4号がありまして、条文をざっくり読みますと、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が置かれている状況に応じ、福祉的支援、その他必要な支援を受けることができるようにするといった内容の条項が新設されてございます。この次の、第3条では、今御説明しました第2条第4号の条文にのっとり、国ががん対策を総合的に策定し実施する責務があると規定されてございます。

その脱毛の問題につきましては、地域差があるということではなくて、薬の副作用で脱毛する方が全国的にいらっしゃるということなので、まずはこういったような国の責務ということで、今後、6月までに出てくる基本計画でこういった形でうたわれているかということを見たいと思います。その中でこういったような補助制度について触れていないということであれば、第一義的には国の責務として、本市といたしましては全国市長会等を通してそういった補助制度の創設を求めていきたいと思っております。と同時に、本市としても自治体で何ができるかということで、先行事例の自治体の内容をよく調査して、こういったことができるか研究してまいりたいと思います。

ただ、それまで、それなりに時間がかかりますので、もう一つ、現在いわゆる外観の、がん患者の脱毛に代表される、まつげもそうだとお話しいただいておりますけれども、アピランス支援という考え方がございまして、国では各都道府県にそういった、アピランスの支援のセンターをつくりなさいということで、北海道であれば国立病院機構北海道がんセンターでアピランス支援をしていると。そういった中でNPO法人でレンタルウィッグというのですか、そういったものを貸しているという事業を行っているようです。毎月2回そういったような催し物やって、若干のお金はかかるのですが、1年間リースでそういった事業もやっているとございますから、まずは当面、今、私どもができることとしてそういったような周知活動を、そういったレンタルができるのですということを市民に周知してまいりたいというふうな考えてございます。

○議長（横田久俊） 千葉議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇) (拍手)

○16番(面野大輔議員) 2017年第1回定例会一般質問を行います。

観光について質問です。

現在、国、北海道、各自治体が観光振興について、人員と事業費をかけて観光客の誘致活動を推進し、MICE誘致、宿泊施設、ホスピタリティ、通信インフラ整備など各種事業や日本版DMOを進めている状況です。2020年に開催される東京オリンピックもスポーツの祭典ではありますが、日本を訪れる諸外国の方々は観光も視野に入れていることと思います。文化庁が認定している日本遺産もその目的と合致していることから、今後、外国人観光客の増加が見込まれる状況であり、日本遺産の認定に向け、動き始めている本市でも期待できることと感じております。

しかし、多くの自治体が観光振興に乗り出し、競争が激化していることも事実です。せんだって交付された地方創生加速化交付金は、交付先の事業の内容が精査され、採択されるというものであり、本市と同様に観光事業について採択された自治体も交付決定一覧表で散見しました。

そこで、観光振興にはどのような効果があるのか。小樽市観光基本計画の冒頭にもあるように、観光は21世紀のリーディング産業、地域経済に大きな効果をもたらすことが期待されるとうたわれており、観光振興は経済効果に大きく影響し、まず、産業の発展、雇用の拡大、安定した収入の確保、恵まれた職場環境が担保されれば、人口減少に伴う課題や不安が解消され、ワンランク上のステージで本市の人口減少対策に力を入れることが可能となるはずで。

以前に観光の経済効果について調査した経緯があり、概括的に観光基本計画に示されています。当時のデータを調べると、観光入込客数は2003年度、約800万人、2004年度、約754万人、宿泊者数は2003年度、2004年度ともに約73万人、この間、入込客数、宿泊者数に増減はありましたが、2015年度には約794万人が小樽を訪れ、70万人が宿泊されていました。数値的には大きな差異はありませんが、世界的な経済情勢や為替、情報のグローバル化、輸送業界の発達など、この10年の技術革新を初め、多岐にわたる著しい変化を遂げた期間ではないでしょうか。

そこで、観光に携わる事業者、雇用者、総消費額はどのように変化していると分析していますか。10年前と対比した形でお示してください。

次に、前回の観光基礎調査を行って以来、10年以上の歳月が経過しております。2003年から2004年にかけて行われた観光基礎調査はどのような形で観光振興に生かされたのか。また、その調査の概要とかけた費用、期間をお示してください。

現在、小樽市の観光がどのような状況に置かれているのか、市民、行政、事業者が把握できる材料が必要と考えますが、費用のかかることで直接的に費用対効果が期待できる調査ではありませんが、現在、調査の必要性を感じていますか。

次に、除排雪について質問です。

2016年度七つの地域総合除雪に関する入札は六つのJVで落札し、一つのJVが二つの地域を担当するという、近年には珍しい体制で除排雪業務を行うこととなりました。定例記者会見の中で市長はこの体制について「大変、残念な気持ち」とおっしゃっていましたが、そうおっしゃる前の説明では、「今年度は4月から、昨年度除雪を担当した業者の皆さまから実績や課題を聞き取るなど、例年より多くのヒアリングを実施し、共同企業体の編成条件などを検討してまいりました」と述べられています。2016年度に行ったヒアリングでは、このたびの体制になる可能性を予見させるような意見はなかったのか、

また、2015年度は急な入札条件の変更によって2度の不調が続き、事業者からは要望書が提出されるという異例の事態が起きましたが、昨年8月に提出されたこの要望書に対し、どのような回答をしたのか、要望書の内容と照らし合わせて御答弁ください。

次に、貸出ダンプ制度について、2016年度から始まった貸出ダンプ制度の見直しの周知活動は、ホームページへの掲載、地域除雪懇談会での説明を行っていくということでしたが、本制度の見直しについて懇談会の中で上がった意見等はどのような内容があったのか、お示ください。

また、昨年は利用できてことしから利用が制限される団体にはどのように周知活動を行ったのか、お示ください。

昭和54年から始まった貸出ダンプ制度は、長い時間をかけて現在の状況に至っています。その間、徐々に制度の特例が認められ、各利用団体の利用数が増加し、近年では事業費が1億円を超える大きな事業となっています。これまで長きにわたり利用されてきた団体に対し、今シーズンから利用できないということを周知するには、11月の地域除雪懇談会では遅過ぎると思います。

各利用団体は基本的に年間を通して貸出ダンプ制度を利用するための費用を工面していると推測しますが、その中には団体独自で費用をかけて、降雪時には周辺地域の道路を除雪し、一旦雪押し場に堆積している地域もあります。この雪押し場の排雪が急遽、地域除雪懇談会で貸出ダンプ制度の利用ができないということになれば、雪押し場があふれた際には自分たちでその排雪を行わなければいけないという事態に陥り、懇談会后、業者に問い合わせたところ、積み立てた費用では全く足りず、住民の方々は不安を持っていたことと思います。制度変更の検討も重要なことかもしれませんが、利用者への周知方法やタイミングに大きな問題があったと思います。なぜ今回の制度変更は利用者の声を聞かずして拙速かつ強硬的ともとれる姿勢で実行したのか、なぜこのタイミングとしたのか、御説明ください。

次に、昨年第2回定例会で、公務員宿舍敷地内での本制度の利用について質問があった際、市長は「制度本来の原点に立ち返って見直してまいりたいと考えております」とお答えになっています。一方で、「長きにわたり利用されてきた中で、市民の皆様の要望に応える形で制度の解釈の拡大が行われてきた」ともおっしゃっています。また、特例に関しては、制度の公平性の確保の観点から、2010年度に明文化したものであり、この時点で行政としては肯定したものであると考えます。これまでの制度の流れからも原点に立ち返る見直しを行うことは市民要望に反する見直しと解釈することもできますが、本制度の見直しや原点回帰についてどのように影響すると考え市長は取り組んでいるのか、御説明ください。

原発について質問です。

昨年11月4日に開かれた定例記者会見の中で、森井市長は突如、北海道電力泊原発で停止中の3基の廃炉を求める要望書を11月中旬に北海道電力株式会社へ提出することを明らかにしました。今回の要望書の提出について何点か疑問がありますので、質問いたします。

まずは、要望先についてです。

市長は北海道電力への要望を明らかにしていますが、電子力発電所の管理・運営は北海道電力ですが、国策として経済産業省、規制や調査などに取り組んでいる原子力規制委員会、それから北海道や当該自治体、さらに隣接及び周辺自治体など、さまざまな関係機関が原発行政にかかわっています。このたびの経緯では、後志管内の各首長などに要望活動を周知した上で、北電に対してアプローチしたのみであると考えられますが、さきに挙げたほかの関係機関に対しての要望は考えなかったのですか。

次に、廃炉に向けての決定は北電のみの取り組みだけでは完結できることではないと考えますが、廃炉の際にはどのような手続、手順をとって進めていくのか、御存じであればお示ください。

また、今回は廃炉に向けた要望を行っていく考えとのことですが、現在、泊原発では再稼働に向けた

取り組みが行われており、森井市長の立場からすると、まずは再稼働反対についての要望がタイムリーであり、現実的な取り組みと考えますが、北電の再稼働について一連の動向に対する市長の考え方と取り組みについてお示してください。

次に、要望書の提出を行うタイミングについてですが、札幌市の秋元市長は選挙公約として環境、まちづくり、都市の再構築関係で原発に依存しない社会を目指すとしていましたが、現在、原発についてなどの市民意識調査などを行い、方向性の分析をしていると聞いております。自治体のトップとしてタイミングや根拠を探ってから実行しているように考えられますが、今回、森井市長がこのタイミングで要望書の提出に至った経緯をお示してください。

次に、要望書提出の効果についてです。

原発に関して北海道電力役員への面談がこなっていないわけで、この数カ月間にわたり状況は変わっていませんが、今回の要望書提出についてどのような効果を期待していたのか、お示してください。

昨年11月に発生した福島県沖の地震では津波が発生し、宮城県の漁港や仙台港に海水が浸水していた事実がわかりました。福島原発ではこの津波による大きな被害はないとしておりますが、冷却装置が一時休止するなどが報じられ、不安に思う方々も大勢いらっしゃると思います。この地震、津波によって漁業施設、設備などの被害はあったものの人的な被害は死者、行方不明者などは出ておらず、被災された方の中にも2011年の東日本大震災の教訓があり、最小限の被害で済んだという声もあるようです。防災・減災はソフト面も重要であり、日ごろから市民の皆様に対し、防災意識を高めてもらうことも考えなければいけません。いつ起こるかかわからないものに対しての意識を高めることは非常に難しいことだと思いますが、有事の際に最小限の被害で済む取り組みを進めていただくようお願いいたします。

この項最後に、福島原発事故は自然災害から原発事故につながっており、その結果、各地の観光客が減少し、小樽市にも影響が及びました。そこで、自然災害と原発事故との関係及び泊原発で事故が発生した場合の小樽市への影響について市長の基本的なお考えと泊原発への今後の対応を改めてお示してください。

次に、アスベストについて質問します。

昨年第1回定例会の際、民進党佐々木議員から、市内に残るアスベストについて質問があり、市内の500平方メートル以上の建物については全て把握しており、それ以下の建物については把握する方法がなく、他都市の対策を集め、効果的な対応を考えていきたいという旨の答弁をいただき、大きな問題につながるような建物はないという認識でいますが、昨年、道内数カ所でアスベストの問題が広まっていることから、再度確認という意味合いも込めて質問させていただきます。

昨年10月には、札幌市の地区センターでの煙突内落下物確認に伴う煙突断熱材破損物等に係る全市有施設の緊急点検において、札幌市教育委員会が10月24日から26日にかけて対象となる128校を調査した結果、小学校9校、中学校6校の計15校において給食用ボイラーの煙突内で断熱材の疑いのある落下物を確認したため、直ちにボイラーを停止、これによって当該15校に加え、これらの学校から給食の提供を受けていた15校を合わせて、30校で通常の給食提供ができないとして、マスコミ報道で大きく取り上げられました。その後の分析調査で、15校のうち小学校9校、中学校4校の計13校でアスベスト含有を確認し、当該13校についてはボイラー停止を継続し、問題の解決に急を要していると認識しております。また、その問題発覚を皮切りに、函館、旭川、北見、北斗、余市でも学校施設を含めた市有施設からアスベスト含有の確認や報告の隠蔽など、アスベストに関しての問題が浮き彫りとなっています。

国は、2014年度に石綿障害予防規則の改正を行い、その改正により新たに石綿含有保温材等が規制の対象になったことから、文部科学省から都道府県教育委員会に対して学校施設等における使用状況調査

の依頼があり、北海道から各市町村教育委員会に同調査の依頼がありました。札幌市では、この調査の中で、煙突断熱材の調査については専門家または専門業者等に依頼するなどして実施することになっておりましたが、調査期間や予算の関係上、文部科学省が求めている同調査に関して先延ばししていたということです。その中で、保温材の調査は各学校長に劣化状況の点検を依頼すること、煙突断熱材の調査は2006年度に実施した煙突内部調査の結果をもとに精査する方針で調査を行い、損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散のおそれがある煙突はないという内容の報告を北海道に提出、このような調査実態では問題を発見することができないのは当たり前です。小樽市では2014年の調査依頼にどのように対応したのか、調査の手法、費用と北海道への調査結果報告の内容についてお示してください。

次に、本年度、文部科学省から2014年度と同様の調査依頼があったようですが、問題発覚後、道内では30の自治体が回答期限までの間、不備が見つかり、回答の修正を行っていたようですが、小樽市では回答後に修正はあったのかどうかお示してください。

次に、アスベストの調査については自主的に定期で調査を行う法的義務がなく、非常に小さい物質であることから、ふだんの生活で問題が発覚することはまずないと考えます。学校施設の吹きつけアスベスト対策としては除去、囲い込み、封じ込めのいずれかの措置がとられていることと思いますが、囲い込みや封じ込めの場合、その工法に使用した建材の劣化なども考えられますが、本市ではそれらの確認についてどのように対応されていますか。また、吹きつけアスベストについて維持・管理している学校、工法をお示してください。

次に、2005年以降に文部科学省から依頼のあった調査は、どのような趣旨や意図で行われていたと認識していますか。財源の問題や市が優先する順位があり、すぐにアスベストの除去が進められることは難しいと考えますが、その調査や管理方法について一点質問いたします。

国土交通省では、平成19年の総務省の石綿使用実態を的確かつ効率的に把握する方法検討の勧告を契機に建築物石綿含有建材調査者制度という公的資格制度を創設し、一般財団法人日本環境衛生センターという組織の講習を受講し、試験に合格することで建築物の石綿含有建材を調査できる資格を取得させています。現在、北海道内に資格保持者は29名いますが、本市でも資格の取得を促進し、中・長期的な調査管理の対応を勘案すべきと考えていますが、いかがですか。

全施設のアスベスト完全除去がなされない以上、維持・管理は重要な要素となってきます。他都市のような市有施設も含め、そうでない建築物に関しても大きな問題になる前に、今後、市民の皆様が安心できる長期的な対応を全庁で検討していただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光について御質問がありました。

まず、観光に携わる事業者につきましては、本市の統計上の数値はありませんが、観光協会の会員数の比較では、平成18年度の277会員に対し、平成28年度は350会員で73件、約26.4%の増となっております。雇用者数につきましては、平成17年度以降データ計測がなされておられませんので、お示しすることはできません。

年間観光総消費額につきましては、5年ごとに実施する観光客動態調査の最新版である平成25年度と平成15年度の比較で、観光入込客数が720万人であった平成15年度の1,319億円に対し、平成23年の

東日本大震災の影響により入込客数が減少し684万人であった平成25年度は1,255億円と、観光客1人当たりの消費金額は上昇しているものの、総消費額はやや減少しております。

次に、平成15年から16年にかけて行われた観光基礎調査がどのような形で小樽観光に活かされたのかにつきましては、調査において課題として挙げられた夜の観光振興としては、小樽ロングクリスマスの実施、宿泊客数の誘致としては小樽教育旅行誘致促進実行委員会の設立とキャンペーンの実施、また、道央圏観光客のさらなる誘致については月間イベント情報の作成などの新規施策を実施し、あわせて平成18年度策定の小樽市観光基本計画の基礎資料として活用されたものであります。

また、調査の概要とそれに要した費用、期間につきましては、この調査は北海道の緊急地域雇用特別対策推進事業を活用したもので、観光客動態調査、観光経済事業所調査、観光経済波及効果計測の三つで構成されており、費用総額は1,256万4,300円となっております。期間につきましては、平成15年11月の委託業者との契約締結から平成16年9月の報告書公表までの11カ月を要したものであります。

次に、観光基礎調査の必要性につきましては、本市観光の現況や観光産業の経済波及効果を市民や観光事業者などの皆様に客観的に把握していただけることから、このような調査に基づくデータ分析の必要性は感じており、日ごろからさまざまな情報を収集して施策に反映させているほか、今年度末に調査結果が示されるまちなか観光にぎわいづくり調査のデータなども今後積極的に活用してまいりたいと考えております。あわせて、5年ごとに実施する観光客動態調査も手法や内容等を見直ししながら、継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、除排雪について御質問がありました。

まず、今年度の地域総合除雪の入札結果について除雪業者からのヒアリングで予想するような意見はなかったのかにつきましては、今年度は4月と5月に前年度の地域総合除雪に参加した業者の皆様と意見交換を行い、また、8月には道路除雪に登録のある業者の皆様に対して地域総合除雪への参加意向を確認いたしました。その場では今回の入札結果を予想させるような意見はありませんでした。

次に、昨年8月に小樽建設事業協会から提出された要望書の内容及びその回答につきましては、要望書の内容としては地域総合除雪共同企業体構成員数を2社以上とすること、除排雪業務への過度の介入は行わないこと、除雪機械類の貸与台数をふやすことであり、これに対し、昨年9月、今年度の地域総合除雪共同企業体構成員数については、道路除雪に登録のある業者の地域総合除雪への参加意向を踏まえ、3社以上とする。地域総合除雪における排雪協議については、今年度は手順等を整理し、その内容の説明を行い、しっかりと協議を行う。除雪車の配備については、今後とも地域総合除雪の円滑な実施を目指しながら市の財政状況に鑑みて検討すると回答したものであります。

次に、除雪懇談会の中で貸出ダンプ制度の見直しについての主な意見等につきましては、一番多かったのは雪堆積場を対象外にすることについての意見でありました。このほかに急な変更ではなく、段階的に行うような経過措置を設けてほしい。制度の見直しについては除雪懇談会などの意見を聞いた上で、見直しをするべきではないかなどの意見がありました。

次に、制度の見直しにより利用が制限される団体への周知につきましては、昨年度に集合住宅の敷地内の排雪を行った15団体に対しましては、10月に直接お伺いし、または電話で説明を行いました。そのほか、町会及び前年度利用団体に対しましては、昨年度よりも早く貸出ダンプの御利用の手引きを送付するとともに、登録予定の積み込み業者に対しても例年より早く説明会を開催し、制度の見直しについて説明を行いました。また、町会長と市との定例連絡会議を通じて、町会にも手引きの周知の協力をお願いしたところであります。

次に、今回の見直しは拙速かつ強硬的なのではないかにつきましては、この制度の見直しに当たって

は、排雪費用と降雪量の整合がとれていない状況があり、その要因が過剰な運行実態や特例により対象としていた雪山に道路の雪と関係ない雪が含まれている実態があることなどが問題視されました。このため、これらの改善を図るため、早急に見直す必要があり、その制度変更に向けてできるだけ多くの市民の皆様に周知できるよう努めてまいりました。その中で、さまざまな御意見がありました。その課題解決のために今年度より実施したものであります。

次に、今回の見直しはどのように影響すると考え、取り組んでいるのかにつきましては、今年度は集合住宅の敷地内や道路脇の雪堆積場を対象外とする見直しを行いました。その影響については検証した上で見きわめたいと考えております。

また、来年度は利用者団体が直接市に申込書を提出することや排雪幅を8メートルまでとする見直しなどを予定しておりますが、限られた予算の中でこの制度を維持していくために、今後も市民の皆様に周知を図りながら、必要な見直しを実施していかなければならないと考えております。

次に、原発について御質問がありました。

まず、北海道電力以外の関係機関への要望につきましては、経済産業省などの原発行政の機関に対してどのような発信の仕方ができるのか思案をしている段階であり、現時点では具体的な行動をするまでに至っておりませんが、私の思いを形にする行動を一つ一つ積み重ねていくことが重要と考えておりますので、このたびはまず事業者である北海道電力に対して要望を行ったものであります。

次に、廃炉の際のしるし手順につきましては、既に廃止の手続を進めている浜岡や美浜の原子力発電所を例にとりますと、発電所の廃止に当たっては、まず、事業者は約30年にわたる全体計画である廃止措置計画について国の審査を経て認可を受けることとなります。その後は、全体を解体工事準備期間、原子炉領域周辺設備解体撤去期間、原子炉領域解体撤去期間、建屋等解体撤去期間の四つに分けた各計画工程段階においても、計画の進捗に応じてその都度、国の認可手続を経ながら廃止措置が進められるものと承知しております。

次に、再稼働への一連の動向に対する私の考え方につきましては、東日本大震災時の福島原子力発電所の事故を目の当たりにしたことによって、現状においてはどのような対策を行っても事故の可能性はあるものと認識しておりますので、原発の再稼働には反対であります。

また、その取り組みにつきましては、泊原発を所有する北海道電力に対して、原子力に依存するエネルギー政策の転換を検討してもらうことが大切であると考え、要望書を提出したところであります。

次に、要望書の提出時期の経緯につきましては、原発再稼働の反対は既に私が公約で掲げていることであり、現在、北海道電力が泊原発の再稼働に向けて原子力規制委員会の審査を受けている状況の中で、審査の結論が出た後の行動では、時期としては遅いと判断したことから、この時期の要望に至ったものであります。

次に、この要望書提出の効果につきましては、北海道電力に対して環境に優しいエネルギーの活用や廃炉に向けた技術的なノウハウの蓄積について要望することで、泊原発の再稼働に固執することなく、北海道のエネルギーの今後のあり方について改めて考えてもらう契機となることを期待したものであります。

次に、自然災害と原発事故との関係及び泊原発で事故が発生した場合の本市への影響につきましては、まず、自然災害と原発事故の関係についてですが、現在では自然災害の影響による福島原発事故を教訓とした新規制基準に適合する安全対策が進められておりますが、原子力規制委員会はこれを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではないとしており、私としましては、自然災害の影響によって事故は起こり得るものだと思っております。

次に、泊原発において事故が発生した場合については、福島第一原発が周辺自治体に及ぼしたように、観光業や農林水産業などへの風評被害も含め、本市にも影響が及ぶことになると考えております。したがって、今後の対応につきましても、再稼働に反対する姿勢を貫いてまいります。

次に、アスベストについて御質問がありました。

建築物石綿含有建材調査者の資格の取得につきましては、当該資格は、アスベストの専門的な知識と技能を有し、その使用実態を中立かつ公正に調査できる人材の育成を目的に平成25年7月に創設され、民間施設などで専門的な人材がいない場合には、有益な資格であると考えております。

しかし、本市には専門的な知識を有する建築技術職員がおり、必要な調査への対応が可能であることから、現在のところ当該資格の取得は考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、アスベストについて御質問がございました。

初めに、学校施設等の石綿含有保温材等の調査につきましては、調査の手法につきましては、まず、設計図等でアスベストの有無を把握し、次に、市内全小・中学校の校舎等施設を専門的な知識を有する建築技術職員が巡回しながら教室や廊下、管理諸室など児童・生徒や教職員等が通常立ち入る場所及び煙突について、室内等に露出している保温材、耐火被覆材等及び煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を目視により把握したところでございます。調査費用につきましては、本市の建築技術職員が行ったもので、委託等の費用はかかっておりません。

また、調査の結果報告の内容ですが、保温材や耐火被覆材等についてはアスベストが含有するものは確認されず、煙突用断熱材については含有または含有が疑われるものが確認されましたが、劣化・損傷等のないことを報告したところでございます。

次に、本年度実施した調査の回答内容についてであります。修正を行ったかにつきましては、回答内容に不備がなかったことから修正は行っておりません。

次に、吹きつけアスベスト対策を行った後、使用した建材の劣化などの確認につきましては、囲い込みや封じ込めを行った箇所については年に4回、3カ月ごとに点検を実施しており、このうち3回は施設管理者が、1回は建築技術職員が目視による点検を行い、建材等の劣化や損傷の有無について確認を行っております。

また、吹きつけアスベストの維持・管理を行っている学校と工法につきましては、小学校では幸、緑、桜、朝里の4校、中学校では忍路、長橋、北山、潮見台、朝里の5校で、工法はいずれの学校も囲い込みを行っております。

次に、文部科学省から依頼のあったアスベスト調査の趣旨や意図につきましては、本調査はアスベストの使用実態を把握し、除去や囲い込み等の適切な処理を速やかに行うことで、子供たちなどの安全対策に万全を期すために実施しているものと認識しております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

○16番(面野大輔議員) それでは、何点が再質問させていただきます。

まず、観光について観光基礎調査をもう一度私の考えでは行ったほうがいいのではないかという質問で、いろいろと調査はされているということではあったのですが、まず、私が聞いていた内容で、事業者、雇用者、総消費額、この3点だったわけですが、まず、雇用者は把握できていないということなの

で、調査としてはなかなか深い調査にはなっていないと。冒頭にも述べましたけれども、21世紀のリーディング産業であったり、地域経済に大きな効果をもたらすということを言うと、やはり雇用者数ですとか、経済波及効果なんていうものをしっかりと調査していかなければいけないと思うのですが、その点をもう一度踏まえてお答えいただきたいと思います。

次に、除排雪についてですが、まず、建設事業協会から出された要望書について3点ほど述べられておりましたが、ほとんど全てがかなえられていないという状況なので、最初に質問したこういった意見交換会のときに、今回のようなJV体制になった予見はできなかったのかということで把握することができなかったのではないかと思いますね、向こうの意見を聞いていないということになりますので。そういった意味で、やはりもう一度、事業者の声もしっかりと聞いていただきたいと思いますが、その点もう一度答弁をお願いします。

次に、きのうも林下議員の代表質問で答弁されていたのですが、貸出ダンプ制度の制度変更について、調査や是正措置を行ってきたというふうな答弁をいただきましたけれども、ただ、昨日の建設部長の答弁を聞いている限りでは、能動的に調査を行っていたのではなくて、状況判断であったりとか、実態を把握しているだけで、調査したとは決して言えるものではないと思うのですが、それについて調査結果をもとに分析して、どれほど不適切な利用がされてきたのかという検証はされたのか、まずお伺いいたします。

それと、きのうのお話では、何となく排雪費と降雪量の整合性がとれていないという印象なのでこの制度に踏み切ったというような、何かそういうニュアンスに聞こえるのですが、それでは余りにも行政の制度を変更するに根拠が乏し過ぎると思うのですが、しっかりとこの制度を変えた調査、分析、それと報告書などもあると思うのですが、協議をするに当たって。そういったものをきちんと示していただきたいと思いますが、そういったものが本当にあるのかどうかお答えください。

それと、パトロール強化をしているということなのですが、除排雪は例年、来年からもずっと続いていくことなので、今後もしっかりと来シーズンに向けてのパトロールを強化した調査やその結果、それをしっかりと議会にも示していただきたいと思いますが、その辺もよろしくお伺いいたします。

そして、アスベストについてですが、答弁では問題はないということで、以前の答弁でもいただいています、やはり小樽市でも以前に水道局の施設でアスベストの問題が一部発覚したということも報道されていますので、今回は質問の趣旨に沿って再質問ですが、小樽市の学校施設では札幌市で言う組織的なずさんな運営や管理は本当にされていなくて、今後、同類の問題が起きないということを約束できるかどうか、再度お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 面野議員の再質問にお答えいたします。

観光の関係で基礎調査をまた行ったほうがいいのかという点についてお答えさせていただきます。

この調査につきましては、御承知のとおり、前回やったときに、国の補助などそういったようなものを入れまして、多額な費用を要したものでございます。おっしゃるとおりに、こういうような調査は必要だというふうには思っておりますけれども、やはり継続していかなければならないというような観点はあると思いますので、今年ごとにも続けている調査がございまして。先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、それにつきましてもいろいろやり方を今後考えていきたというところで議員がおっしゃっ

たような内容等をどのように盛り込んで継続して調査が続けていけるか、研究してまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 面野議員の再質問にお答えいたします。

1点目、建設事業協会も含めて業者側の声をよく聞いていただきたいということでございます。私ども先ほど答弁しておりますとおり、今年度春先にJVに加わった業者の皆様からも御意見等を伺いまして、また、8月に各社の参加意向等を把握しているところでございます。こういった業者の状況の把握は大切だと、必要だと考えておりますので、今後も把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、貸出ダンプ制度の変更に伴ってこの決定をするに当たって、何か調査書的なもの、そういったものがあるのかということでございますけれども、調査、データをきちんとこういう数字がありましたという調査書はつくっていないのが現状でございます。

それから、パトロールの強化につきましては、パトロールの強化の結果、違反件数とかそういったものを提示せよということでございますけれども、これにつきましては、委員会等で御質問がありまして、その都度お答えしているところでございます。また御質問がありましたら、その調査の数字についてはお答えしてまいりたいというふうに考えてございます。

(「建設部で言えばいいしょ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) もう一点あるのではないですか。パトロール調査の結果を議会に報告してくださいという、今年度の。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) パトロール結果につきましては、お示ししたいというふうに考えております。ただ、総体の数字になるかもしれませんが、形は別としまして、お示ししたいというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 面野議員の再質問にお答えいたします。

アスベストの対策の関係でございますけれども、昨年、札幌市を初め、煙突に使用されている断熱材、これにアスベストが含有していて、それで、大きな問題になりました。そういう点も踏まえまして、小樽市におきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、年に4回、3カ月に一遍、点検をしているところです。それに加えて計画的に除去工事を、大変多額な経費がかかるものですから計画的に進めているところでございますけれども、来年度も2校の学校の除去工事をを行う予定としております。今年度もやりましたし、計画的に進めてまいりたいと思います。

そういうことで、対策はやってきているつもりではございます。そういう意味で子供たちの安全を確保するという観点に立って、点検等を怠けずにしっかりとやりながら対策をとってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

○16番(面野大輔議員) 再々質問を行います。

まず、除排雪について再質問いたしますが、まず、建設事業協会からのJVの要望書、いただいている内容の御答弁で、意見交換会などもある程度やったということなのですが、これは回数ではなくて、中身の問題だと思うのですね、まず。それと、二者択一の形でお答えいただきたいのですが、この要望書の内容を聞く気があるのか聞く気がないのかでお答えいただきたいと思います。

あと次に、貸出ダンプ制度の変更について、調査もしていなければデータもないし、違反件数は後で聞いてくれと、どのようなパトロールを行っていたのか、それをまず疑問に思いますし、行政が公的にやっている制度を何の根拠もなくこういった形で、ばふらっとした感じで、どのぐらい協議しているかもわからず、お答えもできないような形で制度変更ということは、これはあってもいいことなのでしょうか。

(「よくないよ」と呼ぶ者あり)

(「よくない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

あってもいいことなのか悪いことなのかでお答えいただいていますか。

(発言する者あり)

あと細かいことは、予算特別委員会で聞きます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 面野議員の再々質問にお答えいたします。

まず一つ、要望書について意見を聞く気があるのかなのかということでございますけれども、事業者方から、団体からの要望については、私どもはそれについては聞くといいますか、それを受けとめるということはしなければならぬ。その上で私どもの判断としてその意見に沿うのか沿えないのか、それはまた行政なりの判断があると思いますので、御理解いただきたいと思います。

それから、十分な制度変更に対してというお話ですけれども、私どもの考えといたしましては、これにつきましては、これまでの当初の拡大解釈がふえてきて貸出ダンプの経費の増大になっているという中で、その中で私どもは当初の制度に戻そうということで、今まで拡大されてきた部分を対象外としたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 今のは答えていませんね。

(発言する者あり)

調査して違反があった。それでということですので、その御答弁をいただきたいと思います。

○建設部長(相庭孝昭) 違反につきましては、この直接の数字に対してということではなくて、細かな違反はありました。それにつきましては、一定程度件数は押さえております。その中で私どもは、それにつきましてはパトロールの中で是正しておりますけれども、違反の件数そのものがこの制度変更、その一因としてはありますけれども、それが全てということではないというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

(「違反の拡大解釈は2つあげてたじゃないですか。何で急に答弁変え

てるんですか。がっつり言ったらいいですよ」呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 面野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 一般質問を行います。

森井市長が就任し、約2年が経過しようとしております。この間、森井市長の市政運営について二元代表制や行政組織を無視した身勝手な言動、政務と公務の混同、さらには自身の後援会関係者への便宜供与を思わせるような行動により、市役所職員はもとより市民の皆様にも疑念と混乱が生じております。

今定例会の一般質問では、森井市長の公約でもある除雪体制と高島漁港問題について質問いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

本年1月5日、バス路線である緑第二大通りの幅員が狭くなり、バスの運行ができず、市民生活に大きな影響を与えました。このことについて1月6日の定例記者会見で市長は、「排雪については、昨年の暮れぐらいから、どこか厳しいところがないかということでパトロールは常に行っていて、その準備については進めていて、年が明けてからですね、その排雪に対しての段取りが動き始めたところではございます」と発言していましたが、排雪の準備をしたのは年の暮れなのか、年明けなのかどちらなのでしょう、お答えください。

また、パトロールでの排雪に対する基準や判断はどのようにされているのかもお答えください。

次に、同じく記者会見で市長は「JV構成員のかたがたの調整の中で、例えば今日（調整）を行って今日のうちに（排雪に）入るということは、現状ではやはりできていない。ですから、排雪においては特に、今、お話しがあった第二大通りですか、バス通りにおいては、排雪について、昨日においても行うべきということで動き始めていますけれども、JV構成員の方で、今日の今日では動きは難しいとのことで、残念ながら今おっしゃったような対応にしかかかっていない現状でございます」とのことですが、排雪作業にはダンプの手配や誘導員などの手配に一定の時間がかかることが推測されますが、そのことを考慮することなく、当日の調整で当日のうちに排雪するような無謀な指示を誰の責任で誰がどういう手順で指示を出したのでしょうか。お答えください。

また、パトロールは常に行っていたとのことですが、バスが運行できなくなることの予測はできなかったのでしょうか。

あわせて、除雪ステーションとの実務者レベルの協議の中で、このバス路線について排雪をしなければバスの運行ができなくなることを助言されていたと聞いておりますが、その事実はあったのでしょうか、お答えください。

また、バスの運行ができなくなったことを確認したのはいつでしょうか、お答えください。

除雪対策本部はこの件に関して、なぜバス路線でバスが運行できなくなったのか、また、市民生活にどのように影響を与えたのか、これらのことについてどのように分析、把握されているのか、お答えください。

また、この件について責任の所在はどこにあるのか、どこにあると認識されているのかお答えください。

い。

次に、2月9日の市道住吉線の排雪作業に関連して質問いたします。

この路線は夜間作業で20時から排雪作業が始まっていました。作業開始後の20時30分ごろに一般の方が自家用車であらわれ、窓をあけ、作業員に対し、何で予定にないところをやっているのかと述べ通り過ぎた後、21時ころ森井市長が排雪現場に来て、許可を出した覚えはないとの発言があり、結果的に作業を中止させたとのことでありました。この件に関しては、担当課長が間違っただけで許可を出してしまった経緯があるとのことで2月10日、第6ステーションに謝罪をされているとのことでありますが、一連の流れを整理すると不可解な点があるので質問いたします。

初めに、一般の方が作業員に発言した件について一般市民の方が排雪作業の予定をしているところと予定していないところが明確にわかるように周知されているのでしょうか。お答えください。

次に、21時ころ、森井市長は現場に行き、許可を出した覚えはないとのことでありますが、業務実施協議簿について市長決裁はあるのでしょうか。

あわせて、作業許可の最終決裁者はどなたなのかもお答えください。

次に、市道住吉線の排雪についてどのように協議されたのか、また、この件に関しての最終決裁者もお答えください。

また、この件の協議簿には担当員、主査、雪対策係長、雪対策課長、そして次長も押印されておりますが、誰一人として市道住吉線の許可は間違いだったということに気づかなかったのでしょうか。お答えください。

この件に関して、課長が間違っただけで許可を出したというのではなく、正規の順に基づいて許可を出したが、このことを市長が把握せずに現場に行き、中止をさせてしまったというのが事実なのではないでしょうか。仮に課長が間違っただけであれば、間違いに気づくことができない除雪対策本部は組織として大きな問題があり、本部長の管理監督責任が問われるのではないのでしょうか。

また、今回この件について、本部長を任命した任命権者としての責任と、内部での連絡ミスにもかかわらず第6ステーションのJV構成員の現場作業員に中止を求める行動をとった市長の責任問題ではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

行政組織として市長が指示を出すのであれば、作業現場の作業員ではなく、除雪対策本部長の副市长に指示を出し、その命を受けて担当課長や担当職員に確認をとり、仮に許可がおりていないのであれば、そこから担当ステーションに連絡し、ステーションから作業を中止させるのが組織の中での指示・命令の流れではないのでしょうか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長の見解を伺います。

次に、高島漁港について質問いたします。

これまでも本会議、予算特別委員会、経常任委員会にて議論を重ねてきましたが、先日、港湾室から報告があり、車どめの破損については3月31日までに原状復旧すること、また、休憩棟への船の保管については、3月中旬までに船の移動をするとのことで報告がありました。そもそも、この地区において観光船事業を営むための施設を設置することは分区条例上できないのではないかと我々自民党も指摘してきましたし……

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

現在、公益通報を受けて市のコンプライアンス委員会でも調査することになったとのことであります。また、この地域の漁業者からは安全な操業を確保してほしいとした陳情も上がっています。そんな中、

船を停泊させるための係船環設置についてはそのまま許可を出しているとのこと、本来であれば、問題を一つ一つ解決して、最終的に問題がなければ申請許可を出さなければならないのではないのでしょうか。市長の見解を確認するためにも、この件についてお答えください。

最後に、森井市長が進める市政運営について、これまでも疑念が生じ質問をしてきました。今回は除排雪と高島漁港を中心に質問いたしましたが、これまでの無理な市政運営で職員の中には体調を崩されている方、市民の生活にも悪影響を及ぼすなどの現状があります。市長はこの2年間を振り返り、職員や市民から信頼を取り戻すことはできたと認識しているのか、いいことはいい、悪いことは悪いと市民目線で取り組める市政を築くことはできたと認識しているのか、反省すべき点もあわせて市長の見解を伺い、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市政運営について御質問がありました。

まず、緑第二大通りの排雪の準備時期につきましては、昨年の段階では拡幅作業でバスの運行は可能と判断しており、緑第二大通りの排雪作業を行うよう、ステーションに伝えたのは、路線バスが迂回運行となった1月5日であります。

次に、パトロールでの排雪に対する基準や判断につきましては、除雪対策本部員や各ステーションがパトロールを行い、かき分け除雪や拡幅除雪が行われたことにより、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上除雪作業で車両通行の確保が困難と確保したときに、排雪を実施することとしております。

次に、当日の排雪に関する手順につきましては、1月5日の朝にバス会社から最上線で緑第二大通りでのバスの運行ができなくなり、道道である緑第一大通りを迂回運行しているとの連絡がありました。除雪対策本部が現地を確認後、除雪ステーションにダンプや誘導員が手配でき次第、排雪を実施するよう伝えたところであり、その後、ステーションからダンプ等の手配の関係から排雪作業が7日深夜になる旨の回答がありましたので、排雪作業までの間、拡幅除雪を行い、排雪前の7日早朝には通常経路での運行が再開したものであります。

次に、バスが運行できなくなることは予測できなかったのかなどにつきましては、日常のパトロールを行う中で、年明け早々の段階で当該路線は日常的な拡幅除雪により、バスが運行可能な幅員が確保されていると判断していたものであります。

また、ステーションとの協議の中で、排雪をしなければバスの運行ができなくなるといった助言は受けておりません。

次に、バスが運行できなくなったことの確認につきましては、1月5日の朝にバス会社から緑第二大通りでのバスの運行ができなくなり、道道である緑第一大通りを迂回運行しているとの連絡によって確認いたしました。

次に、なぜバス路線でバスが運行できなくなったのか、市民生活にどのような影響を与えたのかなどにつきましては、1月4日のパトロール時点では、バスの運行に支障を来す状況とは判断しておりませんでした。1月4日から5日にかけて31センチメートルの降雪があり、ステーションが除雪作業を行いました。バス会社はバスの走行に必要な幅員が確保されていないと判断し、迂回運行となったものであります。このことによる市民生活への影響としましては、バス会社によりますと、当該路線を運行

する最上線の乗降客は1日約2,000人とのことであり、この2日間の迂回運行により約4,000人の市民の皆様には何らかの御不便をおかけすることとなり、その責任は市にあるものと考えております。

次に、排雪作業予定の一般市民への周知につきましては、市民の皆様から除雪対策本部に排雪要望が寄せられた際に作業予定がある場合は、おおよその日程をお伝えしております。

次に、業務実施協議簿の市長決裁の有無などにつきましては、排雪作業に関するステーションとの協議についての意思決定は除雪対策本部が行っており、協議簿は除雪対策本部の決定事項を通知するものであり、その限りにおいては雪対策課長が専決者であり、市長決裁の必要はありません。

次に、市道住吉線の排雪に関する協議や最終決裁者などにつきましては、1月23日に第6ステーションから本市に住吉線の排雪作業に関する協議があり、作業の実施について1月25日に除雪対策本部の打ち合わせで決定し、その結果の通知について雪対策課長が1月26日に決裁を行い、ステーションに通知したものであります。

また、次長が雪対策課長の勘違いに気づかなかったのは事実ではありますが、担当員や主査は打ち合わせに参加しておらず、さらに係長については打ち合わせの場で道路状況について説明を行う課長の補助に専念していたため、決定事項の詳細について把握することが困難な状況にありました。

次に、私が正規の手順に基づく許可を把握せず、中止させたのではないかなどにつきましては、住吉線において私が現地に赴き、作業を指揮していた方に作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから確認をとるよう求めたものであり、作業の中止は指示しておりません。今回の件は除雪対策本部で打ち合わせた内容がステーションに正確に伝えられていなかったことが要因であることから、今後、本部内でしっかりと情報を共有するよう、除雪対策本部長に指示をしたところであります。

次に、今回の件に関する私の責任につきましては、私は市政のトップとして市政全般に責任を負っておりますので、今回の件にかかわらず責任はあるものと考えております。

しかしながら、先ほども答弁いたしました、住吉線においては、私が現地に赴き、作業を指揮していた方に作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから確認をとるよう求めたものであり、作業の中止は指示しておりません。

次に、行政組織としての指揮命令系統につきましては、除雪対策本部は副市長が本部長を務め、各本部員がそれぞれの上司の指揮監督のもとで業務を遂行しておりますので、指示を出すのであれば議員の御指摘のとおりの流れになりますが、住吉線の件においては、繰り返しになりますが、私が現地に赴き、作業の指揮をしていた方に作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから確認をとるよう求めたものであり、作業の中止は指示しておりません。

次に、高島地区における係船環設置の許可をそのまま出していることにつきましては、係船環設置は既に許可した護岸の登録に当たっての条件として、事業者から提出された小樽市港湾施設管理使用条例第4条及び同条例施行規則第6条に基づく申請が要件を満たしておりましたので、昨年12月1日付で許可をしたものであります。

なお、事業者からは11月下旬に漁業協同組合と話し合いを行い、事業者から漁業権を侵害することのないよう対応すると説明したものの、その後、進展はないと聞いておりますが、休憩棟に保管している観光船については3月中旬までに移動する、また、車どめについては3月31日までに原状復旧を行うと、それぞれ文書により確認しているところであります。

次に、この2年間の市政運営を振り返っての認識につきましては、就任以来このまちで生活している人を大切にすることを第一に考え、小樽まちづくりエントリー制度の導入など、市政への市民参加を拡大したほか、除雪の出動基準の見直しや路面整正の強化、子供の医療費助成の拡大などの公約を実行したことで、私としましては、市民目線の市政運営を進めており、その結果として市政への信頼も回復に向かっていると認識しております。今後は市政をより身近に感じてもらうため、わかりやすい情報発信や市民の皆様の声をよく聞くことに努め、その声をしっかりと酌み取るとともに、職員との対話を進め、市民の皆様や職員との一層強い信頼関係を構築できるよう努めてまいりたいと考えております。

(「僕らだってそうですけど」と呼ぶ者あり)

(「よし」と呼ぶ者あり) (拍手)

(発言する者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、バス路線についてです。

随時パトロールをしていて判断をしているということなのですが、具体的な判断材料、そういう部分をもう一度答弁していただきたいと思います。例えば、見る人によって違うのではないかなというふうにも思われます。例えばAさんが見たときには少し狭いねと、Bさんが見たときにはというような形で、少し公平性に欠けるのではないかなと思いますので、その判断材料、判断基準についてもう一度答弁していただきたいと思います。

それから、これに関連して約4,000人の市民の皆様にご迷惑がかかったということで、非常に重大な問題だというふうに認識しました。市の責任ということなのですが、具体的に市の責任というのはどうということなのでしょう。例えば除雪対策本部で判断をされた、あるいは最終的に判断をした方の責任なのか、市の責任というのは、それは森井市長の責任ということなのか、その辺もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じくこのバス路線について、年末にステーションと除雪対策本部の方と実務者レベルで協議をしたということで、ステーションからそういう話を聞いております。事実を知りたいので、これはどういうふうに事実関係をお調べになって答弁されたのか、例えば対策本部だけのお話を聞いたのか、それともステーション側にも確認をしてきちんとした事実に基づいた答弁なのか、それについてもう一度答弁していただきたいと思います。

それから、2月9日の件についてであります。正直よくわからなかったです。何が原因で排雪作業がとまったのかというのが正直よくわかりませんでした。

というのは、先日、私も自民党として中村吉宏議員と二人でステーションにお伺いをして、いろいろお話を聞いてきました。そのときには、先ほど市長が言っていた安全対策について云々かんぬんという部分ですとか、それから作業の工程の話ですとか、そういうことは一切ステーションからもお聞きできませんでしたし、除雪対策本部にもお話を聞きました。けさも聞いたのですが、今言った安全対策についてですとか、そういう部分については、除雪対策本部でも2月24日以前はそういう話がなかったと。2月24日以降そういう話が出てきて確認をしましたということだったのです。安全対策について、とても重要なことだと思うのです。それがなぜきちんと除雪対策本部にすぐ伝わっていなかったのか、それについても少し疑問ですし、そもそもステーション側としては協議簿ののっとなって作業していたわけです。それを市長が行ったことによって、何を話されたのかよくわかりませんが、市長が行ったこ

とによって中止になってしまったというのが、事実なわけであります。この責任はやはり市にあると思いますし、先日、公明党の代表質問でもありましたけれども、損害賠償の話ですとか、それからもつとと言うと、安全対策をされていないかのような答弁にも聞こえますので、これは一企業に対しても大変失礼な問題だと思いますし、名誉毀損という話にもなりかねませんので、きちんともう一度答弁をしていただきたいと思います。

それから、同じ2月9日の話なのですが、なぜ現場に行ったのかというところで、現地の排雪方法についてなぜ知っていたのか、これについても答弁をしていただきたいと思います。

それともう一つ、排雪予定について引き合いがあった場合、民間人に事前に直前に周知するというところを答弁されていたと思います。

(「聞かれたら教える」と呼ぶ者あり)

聞かれたらということで、答弁されていたと思います。これは逆に、やらないことまでなぜ民間人が知っていたのかということで、これも石田議員もそうだったというふうに思いますけれども、この辺についても、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、担当から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

この件においては、酒井隆行議員だけでなく、今までも議会議論の中でお話をさせていただいているので、答弁が少し重なるかもしれませんが、何度もお話ししておりますが、2月9日の件におきましては、私自身が危険な状況だということで連絡を受け、それは石田議員から連絡を受けています。それで現場に到着をし、また、私自身その現場に行ったときには、ユンボで雪を落としている作業を見かけました。これも私、答弁しておりますが、私自身は排雪計画においては打ち合わせもしておりますので、場所を把握していたところですが、その場所が行われているということは知りませんでした。ですので、まずここで何の作業が行われているのか、わからない状況でございました。ですので、私は……

(発言する者あり)

よろしいですか。私自身は、その後、現場の監督者というか、その方、お名前は残念ながら忘れてしまったのですが、私自身はそこで危険だからやめろということを言ったわけではございません。まず、そこで何の作業をしているのかがわからなかったもので、これは何の作業なのかということ……

(「危険な行為って言っていたじゃないですか」と呼ぶ者あり)

ですから、それは、これは質問とまたずれてしまいますけれども、よろしいですか、それに答えて。私自身は、昨日等も御質問を受けておりますけれども、その危険だと思った行為は何なのだと聞かれたと私は思っておりますので、ですから、それはユンボ等で落ちてくる雪において車にぶつかりそうになっている姿を見て、それは私としては危険な行為だと感じたということはお話をしております。私は現場において監督員に対して、先ほども言ったように、この作業そのものが排雪作業がそこで入るということは知りませんから、またはそれ自体が排雪作業とも思えなかったもので、この作業は何なのかと聞いたのです。確認を求めたのです。そして、その上で排雪作業ですというお話を聞いたので、私自身

はそのことを把握しておりませんので、その作業は何なのかということで確認を求めたのです。ですから、それについては結果その現場において業務担当員等いませんでしたから、その方からその業務担当員にはすぐに確認はできなかったのだらうと思いますけれども、ですから私自身はその確認を求めただけでありますし、危険だという行為においては私自身がそう感じた。それはもともと危険な行為をされているという連絡を受けて見に行ったので、私はそう感じたというところでございます。そして、その現場において、だから私は、その現場の確認、安全対策も含めて確認はしましたけれども、それをやめさせる行為であったりとか、危険だからやめなさいとか、そのようなことは一切お話をしておりません。

(「それだったらやめさせるのが筋なんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

それから、その件においてお話をそのようにしていたので、先ほど多分市役所側のほうに安全対策や作業方法が私そういうふうの確認したということを市のほうにすぐ伝わっていなかったのかということもお聞きになられていますか。私自身は、次の日に担当職員とお話をしました。

(「聞いてないって言ったのに」と呼ぶ者あり)

私は次の日に、その当日には聞いていません。

(「いやいや」と呼ぶ者あり)

次の日にお話を聞いたところですけども……

(「そんな話ししなかったよ」と呼ぶ者あり)

そのときに誤ってお伝えをしたということを職員のほうからそのように言われてしまいましたので、私は逆に、それ以上になぜそういう状況になったのだということをその場ではお伝えしていませんし、その場における出来事を細かくまでは担当職員にはお伝えをしていなかったもので、少し私のお話したことが担当職員に伝わるのがおくれたのではないかと推察をいたします。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

○市長(森井秀明) よろしいですか。

それと……

(発言する者あり)

(「ぐっちゃぐちゃだな、本当に」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

それと、先ほど排雪方法を誰が知っていたという御質問だったのでしょうかね。

(「市長が何で排雪方法を知っていたのか」と呼ぶ者あり)

私ですか。私が排雪方法を……、排雪方法。

(発言する者あり)

(「違うよ。質問が変わっている」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。その場所が排雪路線ではないことを私が知っていたことについてですか。

(「排雪方法。ユンボで崩してること知っていたのでしょうか。何でそういう具体的な方法を知っていたのですかということですか」と呼ぶ者あり)

具体的な方法を知っていた。

(「それは現場で見て」と発言する者あり)

だから、いや……

(発言する者あり)

排雪方法を知っていたというのは、2月9日の現場のお話ということでしょうか。それは現場で見ているので。

(「対応していたら全然進まないからちゃんと裁いてください」と呼ぶ者あり)

私は現場で見えていたので、ですから、そのように作業している姿は見ております。

あと最後の……

(発言する者あり)

恐縮ですけれども、私のほうでは、最後にお話しされた内容はわかりかねますので、大変恐縮ですけれども、私からの答弁は控えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

2点ほど私の答えられる範囲ということになろうかと思いますが、1点目、最初に質問されました排雪に当たっての具体的な判断材料ということでございます。人によって見立てに差があるのではないかとということでございます。それにつきましては、私どもも正確に何メートルという基準を持っているものではございません、残念ながら。そういった中で、私どもは緑の今の第二大通りであれば、バス路線ですから、バスがすれ違えるといったことをパトロールで確認しているところでございます。その中で担当については、パトロール員については確保できているというふうに判断をしておりました。ただ、そこで結果としてとまっているということは、バス会社の見立てとはやはり違ったのであろうということでございます。その差がやはり私どもではしっかり通れると思ったけれども、バス会社では通れないということで迂回運転にしたのだらうと考えているところでございます。

それから、年内にステーションと除雪対策本部の中でこのままだと通れなくなるよという協議があったのではないかと御指摘でございます。酒井隆行議員からの御質問がございましたので、私ども雪対策課長、係長、それから業務担当員に確認しましたが、そういったことはなかったということでございますので、市長の答弁のとおりということで答弁したところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 失礼いたしました。

私からももう一点お話しさせていただきます。

1月5日のバス路線が通行できなかったことに対する責任は誰にあるのかということだったかと思えます。先ほども答弁させていただきましたけれども、その責任は市にあると思っておりますので、誰かといえば、市政の執行の責任者である私と雪対策本部長である副市長……

(発言する者あり)

その二人が責任ある立場にあるというふうに考えております。

(発言する者あり)

(「何で本部長を巻き込むのさ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 私からもう一点ございましたので、申しわけございません。

排雪の情報、これについて私ども問い合わせがありましたら、一般の方でもいつごろ、近々入りますよということはお答えしておりますけれども、ここは入りませんよというお答えは当然できませんので、そういったことはお答えしてはおりませんので、その辺の経緯については答弁しかねますので、御理解いただきたいと思います。

(「まだ抜けている」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) どうですか。業者に対して損害賠償あるいは名誉毀損になる可能性はあるのではないのかということでしたけれども、市に責任があるというお答えから導き出された。どなたですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 失礼いたしました。

2点漏れていたかと思います。

一つが損害賠償のことにおいてだと思いますが、これはほかの方からの質問でもお答えさせていただきましたけれども、こちらのほうで中止を求めたわけではございません。確認を求めた上、結果的にその後に業者側のほうで中止のことを判断されたのだらうというふうに思っておりますので、損害賠償のことには起こり得ないと考えております。

また、もう一点、名誉毀損ということですが、それについては私自身が危険な行為はどういうふうに感じたのだということをお話された中でお話しさせていただいただけですので、それに基づいて名誉毀損とはならないと私は思います。

(「議会発言で、議会発言で」と呼ぶ者あり)

(「そんなこと話しちゃだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「そもそもが越権行為だよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 今の件について再々質問させていただきます。

まず、作業がとまった部分、これは市長がそう思われても、作業している側としてはそういう認識がないのですよ。

(「市長に言われたらな」と呼ぶ者あり)

市長はそういうふうに今答弁されましたけれども、そこで作業していた業者からしてみると、そんな話は一切なかったのですよ。何でここやっているのですかということで、中止してくださいということしかなかったのです。だから、市長が判断するのではなく、業者側が損害賠償を起こす可能性があるのではないかという質問だったのです。市長の認識ではなくて、きちんとした事実に基づいた答弁をしていただきたいと思います。

(「業者がそう受けとめたらされるんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

されるんじゃないですか。そうです。

それと、危険な状況という表現をされていました。きょう雪対策本部にも確認をしましたが、指示どおりの作業内容だということで、何も危険な状況ではなかったということです。

(発言する者あり)

それが、市長が見た感じで危険な状況ということで判断をされて議会の中で発言された、このこと自体が名誉毀損にならないですか。

(「危険な作業した企業ってレッテル張られるんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「だめだ、そんなの」と呼ぶ者あり)

それから、ステーションにも確認しました。きちんと安全対策はとっていたということで、これも確認をとっています。それなのに、なぜ市長がその一企業、もっと言うと、優良な安全対策をしている企業に対し、危険な状況だという発言ができるのでしょうか。これは名誉毀損ではないですか、市長。もう一度答弁をお願いします。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。明確にお答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 2点御質問があったかと思います。

その業者側のほうでそういう認識がないと言われましても、こちらのほうでそのことは把握しようもありませんので、業者……

(発言する者あり)

いいですか。

業者の方がそう思われてそう判断される可能性というのはあるかもしれませんが、私のほうではそうは思いませんと答えたのです。

それともう一点、私自身は事実関係としてお話をさせていただいております。私は、そういう危険な……

(「事実じゃないでしょう。安全対策してるって言うんだから。本部で言ってるんだよ、それ」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 静かにしてください。

(発言する者あり)

市長、答弁を続けてください。

(「事実じゃないしょ」と呼ぶ者あり)

○市長（森井秀明） よろしいですか。

私は、事実関係に基づいてお話をさせていただいております。質問に基づいて答弁させていただいております。私は、石田議員のほうから危険な作業が行われているようだということで連絡を受けました。

(発言する者あり)

ですから、私自身はそれに基づいて現場に行った。

(発言する者あり)

その中で現場はどういう作業、その危険をどう感じたのですかという質問に対し、そういう状況がありましたと答弁させていただいているのです。また……

(発言する者あり)

よろしいですか。

(「さっきの発言と違う」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

○議長（横田久俊） 市長、不規則発言は控えてもらいますけれども、それに反応しないで御自分の答弁をしっかりとっしやってください。それが議事録にも残りますし、以後の委員会での審議にも反映さ

れますので。

○市長（森井秀明） では、改めて答弁させていただきます。

ですから、その状況はどういう状況だったのか、またはなぜ私がお場に行ったのか、そのことを事実としてお伝えをさせていただいておりますので、それをもって名誉毀損とはならない、私はそのように思っております。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 市長は指示をしていないという答弁ですので、それが虚偽か虚偽でないか、あるいはどうなのかというのは、この場ではきのうのお話にもありましたけれども……

（発言する者あり）

判断できませんので、委員会等々で詰めていただきたいと思います。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲） 今、酒井隆行議員の質問の中で除雪対策本部ではしっかり2月9日の作業は安全対策をとってやっていたという本部のお話があったということです。でも、市長は安全ではなかったというお話なのですよね。雪対策本部と言っていることが違うのですよ。雪対策本部は安全だったと言っているのです。だから、一企業の名誉にかかわるのではないのですかという質問ですよ。笑わなくていいのですよ、市長。笑い事ではないのです。

（「雪対もその現場にいなかったのに」と呼ぶ者あり）

そこでしっかり雪対策本部の見解をここで言ってもらわないと、事実と違いますから、調べている議員は、事実と違って市長が違うこと言っているというのがわかっていますから、その上で雪対策本部に確認したら安全対策はとれていたというのであったら、大変な問題ですよ。

（発言する者あり）

市長が勝手に安全ではないと言っていますけれども、そこをしっかりと確認させてください。

○議長（横田久俊） 秋元議員の議事進行についてお話を申し上げます。

完全に質問者と質問者の調査と、それから市長の言い分が全く異なっているわけでありまして。繰り返しますが、今ここで雪対策本部、本部長がわかればいいですが、そんなこともないだろうと思いますけれども、口から言えるのであれば、いや、しっかり雪対策本部長がそれは危険な行為ではなかったというのであれば、それは市長の答弁が違っているのかなと思いますけれども、それ、本部長はどうですか。そこまで把握されていますか。

（「それ確認すればすぐわかることじゃないですか、だって」と呼ぶ者あり）

いやいや、本部長、どうですか。

（「ちゃんと確認してからのほうがいいですって」と呼ぶ者あり）

（「雪対策本部長から」と呼ぶ者あり）

（「代表質問からずつつながってますからね。一貫して虚偽答弁ですよ」と呼ぶ者あり）

（「雪対の人間が現場にいないんだもん、本部長だってわからないでしょ」と呼ぶ者あり）

（「答弁違ってると、業者と」と呼ぶ者あり）

（「現場の業者が言ってるんだから」と呼ぶ者あり）

お静かにしてください。

(「正しいのかだつてわからないでしょ」と呼ぶ者あり)

(「お静かに」と呼ぶ者あり)

(「だから、ここで確認してと言ってるの。どっちがどうじゃなくて、きのうから言ってるんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

雪対策本部長、副市長にお尋ねしますが、副市長、雪対策本部長としてそれは確認させてくれということであれば、確認の時間を与えますが。

(「確認してください」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「今、市長と理事者の意見が合っていないんだから、業者の話は後さ。市長と理事者の話が合っていないんだから、どこまで待つのか」と呼ぶ者あり)

いや、そうなのです。

(発言する者あり)

(「酒井議員が指摘してるしょ、確認したつて」と呼ぶ者あり)

(「そんなこと言ったらあれは、書類上でしょ」と呼ぶ者あり)

お静かに願います。

市長の答弁と、それから酒井隆行議員が調査したといいましようか、聞き取り、ヒアリングをした雪対策本部のお話が異なっているということでもありますから、異なっているのかどうか、私はここで判断できるすべはありませんので、本部長にその確認をお願いできないかということでもあります。

(「確認してくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「10分あればできますよ」と呼ぶ者あり)

(「してください」と呼ぶ者あり)

(「確認してください」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

若干の時間、差し上げますので。

(「確認してください」と呼ぶ者あり)

(「酒井議員、誰に聞いたんです」と呼ぶ者あり)

(「誰に聞いた」と呼ぶ者あり)

(「こんな議論してないで、確認すればすぐ終わるはずじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いやいや、今やっていたらどうか。

(「雪対策本部長の意味ないよ」と呼ぶ者あり)

(「今、本部長わからないなら」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

多分、本部長は子細なところまではわからないと思いますので、確認をお願いしますということでもありますけれども。

(発言する者あり)

建設部長、お答えできますか。今アドバイスされているのであれば。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 恐らく今、酒井隆行議員がおっしゃっているのは、きょう昼、雪対策課長が控室に行ったときのことだろうというふうに思っております。

そこにつきましては、私が報告を受けていますのは、その場でもいろいろ、正確に今お答えできませんけれども、その中でいろいろ聞かれたという中で、その路線については担当課長のほうでは、そこについては2月8日の打ち合わせでここは当面、ほかの路線があるので少し保留しようといったこと、状況が伝わっていなかったということは説明していると思います。それが、あとそのユンボをやっていたということは、中の中央分離帯の雪を落とすという作業までは、これは私どものほうでやってくださいということで、その段階では取り消しておりませんので、やる形になっておりました。それは伝えたいと思いますけれども、それが危険だったとか安全だったとか、そういうことは言っていないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

(「いやいやいや」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 少し違いますね。

(発言する者あり)

整理します。静かにしてください。市長は、石田議員からの連絡があつて現場へ行ったら、何か大変危険な作業をしていたというお話です。それから、同じ市の雪対策本部の課長でしようかね、酒井隆行議員が聞き取りをしたときには、決して危険な作業はしていませんというお話だったということであり、これは議員対理事者側ではなくて、先ほど御指摘があつたように、理事者側の答弁、市長と理事者側の答弁が食い違っているということでもありますので、それをどちらかに一致させてください。もし勘違いをしていたのだったら勘違いをしていたでも、そういう答弁もあるかもしれませんけれども……

(「何かしらの錯誤」と呼ぶ者あり)

真逆のお話になってしまっていますので。

(発言する者あり)

どうするのですか。調査するのですか。

(「そんなの休憩段取って確認してくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「そうですよ、失礼ですよ」と呼ぶ者あり)

確認するのですか。

(「議会軽視だ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

市長に申し上げます。

もし確認のための時間あるいは協議のための時間が必要であるのであれば、その旨を申し入れてください。

(「相手勝手にするのに無理でしょ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 状況確認のため、少々時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) ただいま、担当から確認をとりました。本人から確認をいたしました。お伝えした内容につきましては、当時1班編成で、その業務を取り消し前の私どもの指示どおりやっていたということ、それから危険かどうかについては伝えていないということでございます。

(「いやいや違う」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 指示どおりやったということです。

(「指示どおりやってるのに、市長が危険だと思ったってこと」と呼ぶ者あり)

(「それが問題だって言ってるんですよ」と呼ぶ者あり)

(「指示どおりやったことに、何で危険だっていう話になるんですか」と呼ぶ者あり)

お静かに。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 1点訂正いたします。

本人は現地を見ていないのでコメントできないというふうに伝えたということで、危険かどうかについては。

(「いやいやいや」と呼ぶ者あり)

(「それじゃあだめでしょ」と呼ぶ者あり)

(「だめだめ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) それでは、課長の発言は全く責任のない発言になりますよ。

(「私だけじゃないんですよ、聞いているの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

御本人が言っていないなくても、関係者から聞いたとかなんとかないのですか。

(発言する者あり)

建設部長、もう一度明確にお願いいたします。

○建設部長(相庭孝昭) 申しわけありません。

今、先ほど申し上げましたとおり、酒井隆行議員のおっしゃっているのは、きょうお昼に控室に雪対策課長が行ったときのことだと思いますけれども、今、概要を確認いたしましたところ、一つは私どもで取り消し前の形、そのエリアについてはやっってください、中央分離帯も含めてやっってくださいという指示どおりのエリアでやっていたということが一つ、それからもう一つ、危険な作業云々ということにつきまして聞かれましたということですが、それについては自分がいなかったもので、そこについては確認していないということの内容を伝えたというふうに聞いてございます。

(「違うよ、おかしいしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、25番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 前田清貴議員。

○25番（前田清貴議員） 議長、今のやりとりを聞いていたと思いますけれども、私、現場にいました。同席して酒井隆行君と長椅子に座って、向かいには理事者2名がおって、当日、前段の市長の話はそれはそれでいいと思いますけれども、その以後、聞いた部分では、当日は安全対策を講じて作業をしていた、ああいう作業は毎年やっていますから何でもありませんよという話を私は聞きました。

（「建設部長の言い分が」と呼ぶ者あり）

そういうことです。

（「虚偽答弁だ」と呼ぶ者あり）

これは事実です、議員生命にかけて。

○議長（横田久俊） それで……

○25番（前田清貴議員） 本当のことを申し上げています。

○議長（横田久俊） いやいや。

○25番（前田清貴議員） うそを言ったらやめなきゃならない……

○議長（横田久俊） 議事進行の内容は何ですか。

○25番（前田清貴議員） なので、正確に、もう少し時間をとって、正確に調査をしてこちらへ答弁をいただきたい。

○議長（横田久俊） どうですか。

（発言する者あり）

整理いたします。どうも建設部長の答弁も今、現場に行っていないのでわからない、けれども安全対策を講じていたというようなお話ですし、そうですね。

（発言する者あり）

いやいや、内容としては雪対策の現場はしっかりと安全対策をやっていたという聞き取りだったと。それから、市長はそれは見たけれども、安全とは思えなかったという食い違いがありますので、もし正確に先ほども言いましたように調査する、あるいは聞き取りをする時間が必要であれば、申し出ていただければその時間をとりますけれども、いかがでしょうか。

（「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 私事実はよくわからないのですが、聞いている範囲では、まず雪対策課としては、通常と同じ作業、安全対策を行った作業を手続上やっているという話になっています。ただ、市長はそういう作業をやっているにもかかわらず安全ではない、危険だと思い込んだと、その、違いがあるのであって、言っていること自体はお互い間違えてはいないし、かみ合って……

（「違うって。少し間違えてますって、だから」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

だと思いますので、その次に進んでいただきたいと私は思います。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 何かメモ入りましたけれども、いいですか。違いますか。いいですか。

今の小貫議員の議事進行についてはもちろんそういう考え方もありますし、思い込みという、市長の思い込みということですね。

（発言する者あり）

確かにそうですが、公のこうした場所ですので、意見が異なったままでは繰り返しますけれども、議

員側と理事者側ではなくて、理事者の中でということでもありますので、それはきちんと整理していただきたいと思いますが。

(「ちゃんと確認させてください」と呼ぶ者あり)

市長、建設部長がああいうふうにお答えをしていますが、それについてはどうでしょうか。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほど建設部長からお話をさせていただいたところでございますが、改めてその件についてお話をさせていただきます。

今、原部からは、安全対策はとられていたと思われるが、危険な状況であったかどうかは現地で自分が見たわけではないのでわからないと。市長が見たままを伝えさせていただいていると。安全対策ができていたか状況が危険であったかどうかは原部では押さえていないということでございます。

(発言する者あり)

そのことを酒井隆行議員とお話をしているときにそのようにお話をしているというところがございます。

○議長(横田久俊) これ以上、この場で今言った言わないの話をしても進展しませんので、この後、委員会等々がございますし、それから私としてもいろいろな調査することも必要でありますので、これで酒井隆行議員の再々質問を終結させていただきます。

(「議長、25番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 前田清貴議員。

○25番(前田清貴議員) 議論の途中でありますけれども、少し私補足させていただきますが、安全対策の件で今こういう議論になっているのですけれども、あそこの住吉線、中央に分離帯があって、片側のユンボから片側をおろして、そのときその安全対策がとられていないということで今この問題が出ているかなと思います。当時その現場は片側は通行どめにして車両や人が入らないようにしてとめて、もう片側のほうに車を通していたということなので、安全対策はとっているというふうに私、きょうの理事者の聞き取り調査の中で同席して聞いていました。

(「理事者が言っていたのか」と呼ぶ者あり)

理事者がそう言っていたということをつけ加えさせていただきます。

○議長(横田久俊) 具体の現場はほとんどが見ていないのでわかりませんが、雪对本部はそのとおりやっているという、現場を、その辺がよくわからない。現場にいないけれども、きちんとやっていると思うという話を酒井隆行議員にされたということでいいのですか。そうですね、雪対の課長以下は。ただ、市長はその現場に行ったときには、これもまた誰も見ていないからわからないのですけれども、危険だと思ったということですね、業者がね。

(「そういう話じゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

いやいや、そこで食い違っているのではないですか。

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) 今問題になっているのは、酒井隆行議員がお昼に原課の職員とレクチャーをして話を聞いたことをもとに質問したわけです。それが上には報告が違うのが行って、でも、こちら側の自民党は違う話を聞いていると。そうすると、酒井隆行議員の質問自体がまた成り立たなくなってし

まっているわけです。これは逆にもう一回整理して、理事者側も含めて議員側も含めて1回情報を整理して何が一番正しいのかというのを確認した上で質疑を終了しないと、このままではだめだと思いますから、一旦休憩をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（横田久俊） 今、私は、そうですね、確認したのですけれども。酒井隆行議員がヒアリングした事項を市長は違う内容だということですが、それは先ほど来から申しているように、そう思われたということだと思います、危険だということですね。だから、これを、さあどうなのだというを追及していただければいいのであって、今ここでというか、どうしましょうかね。少しお待ちください。協議します。

（「私の議事進行がちゃんと伝わっていないのですか」と呼ぶ者あり）

少しお待ちください。

（「何の議事進行……」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

安齋議員の議事進行にお答えいたしますが、休憩を求めているということですね。

○3番（安齋哲也議員） はい。

○議長（横田久俊） それであれば休憩動議を出していただくと一番わかりやすいのですが。

（「議長、3番、「休憩を求める動議」を提出したいと思います」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題として採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 動議に賛成12人、それから起立なしが12人です。過半数を超えていませんので、動議は成立いたしません。

（「何で討論を省略したんですか」と呼ぶ者あり）

（「成立しなかったから」と呼ぶ者あり）

休憩動議ですので、提案説明等は省略しています。失礼しました。12対12、可否同数であります。

（「可否同数ですよ」と呼ぶ者あり）

ただ、過半数は超えていません。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について議長は、現状維持の原則をとりまして否決と裁決いたします。

（発言する者あり）

それでは、議事整理権に基づきまして、酒井隆行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 第1回定例会に当たり、一般質問いたします。

先日の本会議において、市長の所信表明とともに今定例会では多くの予算案が提案されました。もちろん議決を経た上で今後執行されていくわけですが、どんなに市長が立派な公約を並べても、それをスムーズに執行できるか否かは市職員の職務上の熱意にもかかわってきます。市職員の士気を高め、職場

を働きやすい環境にして意欲を持って働けることがさらなる市民サービスの向上につながっていくものと考えます。

そこで、市職員の職場環境問題について何点かお伺いいたします。

定年退職後も市職員として働き続ける再任用を希望する方がいる反面、最近では定年前に退職する、いわゆる早期退職者が目立ってきたように思えてなりません。理由はさまざまですが、中には定年まで10年以上も残して退職された方もおります。

そこで、お伺いいたします。

ここ3年間の早期退職者の人数を退職までの残年数でお示してください。

今、小樽市では、森井市長就任後に行われた内申のない昇任人事が司法の場に取り上げられています。これについては捜査中ですのでコメントは差し控えますが、新年度が近づき、新たな人事異動が発令されるまでわずかとりました。管理職の異動についての手続方法は既にお聞きしていますが、当然係長以下の人事も行われますので、この方たちの異動までの流れについてお伺いいたします。

管理職については内申書に基づき適材適所とありましたが、係長以下の異動対象者はどのように決定され、また、適材適所の配置はどのように見きわめるのかお示してください。

少人数職場では複数が同時に異動し、その職務に精通している職員が少なく、その後の職務に支障が出ている職場もあるやに聞いております。職員の人事配置についてはどのようなお考えを持って行われているのかお伺いいたします。

平日の夜、所用で市庁舎の前を通り過ぎようとしたら、電気がついている部署が多く見受けられました。恐らく正規の就業時間後も残って勤務をしている方がいるものと思われそうですが、今、労働者の長時間労働が問題になっています。

そこで、小樽市における時間外勤務の状況についてお伺いいたします。

ここ3年間における時間外勤務を行った職員の年間延べ時間外勤務時間と1人当たりの平均時間数をお示しいただくとともに、直近2年間の時間外勤務をした人の年間最高時間数をお示してください。

また、時間外勤務時間数において、この数年で顕著に時間外勤務時間が増加した部署があればお示しいただくとともに、その理由がわかればお示してください。

ただ、これはあくまでも時間外命令簿による正式な数字であり、問題なのは、表に出てこない、いわゆるサービス残業であり、実態が覆い隠されていることもあり、職場によってもかなりの格差があると思います。このことについてどのような認識をお持ちか、お聞かせください。

厚生労働省では時間外勤務にかかる、いわゆる三六協定を締結する際、時間外勤務時間数の上限の基準を設けておりますが、小樽市ではどのようになっているのかお示してください。

職務内容によっては繁忙期がある職場もあり、国では長時間労働是正に向け繁忙期における残業上限の見直しなどを検討していますが、市ではどのように捉えているのか、お考えをお聞かせください。

なお、管理職には時間外勤務手当が支給されませんので、管理職の勤務実態の把握は難しいと思いますが、森井市長就任以来、管理職の方にとってもその労苦は並大抵のことではないと思います。かつて市長は何時間も時間をかけ、時には職員と一緒に夜中まで答弁書をつくっていると御答弁されていましたが、恐らく今定例会においても同様と考えますが、その上、市長の発言をめぐって議会が混乱し、予定の時間日程で終了したことがないことから明らかです。管理職の負担についての市長の認識をお聞かせください。

私は、昨年の第3回定例会の代表質問で、職員のストレスチェックについて種々質問させていただきました。そのときの御答弁では、個人の結果は市への提供同意がない限り、市としては把握はできない

が、集団分析については制度担当者である職員課長に個人が特定されないよう課、室ごとに分析した結果が提供されることになっておりますが、報告は来ているのでしょうか。

また、職場としてストレスが多いと判断された場合、職場環境の改善に向けた措置を講ずることになるとのことでしたが、具体的な措置内容についてお伺いいたします。

もう一度申し上げますが、市職員の士気を高め、職場を働きやすい環境にし、意欲を持って働けることが市民サービス向上につながっていくものと考えます。職場環境の改善について、なお一層の御努力をお願いいたします。そして、昨年、一昨年と続出した職員の降任申請がないことを願っています。

次に、防災対策について質問させていただきます。

市民の皆様にとって一番の願いは安全で安心して暮らしていけることではないでしょうか。昨年11月に手宮地区連合町会で行われた市主催のおたるWAKI・あい・あいトークでも、防災についての意見交換が行われました。その内容につきましては、市のホームページでも紹介されていますが、参加された地域の方から、小樽は川の多くが暗渠になっており、津波が起きた場合の避難対策を考えなければならぬのではとの意見がされました。市長は暗渠のことについては余り理解されていなかったように思いますが、津波から避難する際に暗渠があることによる影響と現時点で考えられる対策をお示してください。

ホームページでは当日実施したアンケートの集約も記載されていましたが、市に対する意見、提言の中に、「小樽で発生する災害は、地震や津波より大雪による災害だと考える。大雪を想定した訓練等を実施願う」とありました。市では、この提言をどのように受けとめ、訓練等を考えているのかどうかお伺いいたします。

昨年は、北海道でも複数の台風が上陸し、各地に大雨による災害が発生しました。本市でも同様の災害が発生することは十分に考えられるところです。

昨年の台風10号による大雨で、岩手県岩泉町では、高齢者などに避難を呼びかける避難準備情報が町から発表されていましたが、情報の意味が正しく伝わらず適切な避難が行われなかったために、高齢者が犠牲となる水害が発生しました。これを受けて北海道では福祉施設に対し、災害対策を含め、調査を開始したと聞いていますが、もし小樽で同様な災害が発生した場合、本市ではどのような手段で誰が避難勧告等を発令するのか伺います。

また、国では岩手県の水害を踏まえて避難準備情報等の名称を変更したと聞いておりますが、本市では、このことについてどのように対応されているのか伺います。

最後に、昨年の第1回定例会の一般質問でもさせていただきました冬季避難所宿泊訓練について伺います。

帯広市の例を引き、また、防災教育という面でも、小樽市でもこのような取り組みができないのかお伺いいたしましたが、そのときの御答弁では、有効性は理解しているが、必要な暖房機材の準備費用、人員の確保などで実施は難しい、帯広市の訓練内容を調査し、実施の可能性を研究していきたいと考えているとのことでした。帯広市の訓練内容を調査した結果と、その上でまた訓練を実施することはできないのか、もう一度お伺いいたします。

確かに、冬場の避難生活の体験会を開いている自治体は少なく、帯広市、旭川市などに限られているようですが、それでも江別市は職員だけで、千歳市では本年初めて市民を対象に行うようです。例えば費用的な問題や人員確保が問題なら、冬期間の訓練をしているところに一緒に参加させてもらうなど検討してほしいと思いますが、御意見をお聞かせください。

小樽は比較的災害に強いまちと言われておりますが、備えあれば憂いなしです。常に最悪を予想して

取り組んでいただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、職員の職場環境について御質問がありました。

まず、病院の医師等を除くここ3年間の早期退職者の人数につきましては、退職までの残年数は一定程度区切った上での退職時の年齢で、本年度は2月末日までの状況でお答えいたしますと、平成26年度、49歳以下6名、50歳以上7名、合計13名、27年度、49歳以下6名、50歳以上9名、合計15名、28年度、49歳以下2名、50歳以上4名、合計6名となっております。

次に、係長職以下の異動につきましては、基本的に各部局から提出された内申書をベースに人材育成の観点から過去の異動歴、適性等を考慮するほか、可能な限り本人希望にも配慮しつつ、全体のバランスも考慮しながら配置先を決定することとしております。

次に、職員の人事配置の考え方につきましては、職員の異動は基本的に4年サイクルで実施しているところですが、早期に経験を積ませる観点から、30歳以上の社会人枠採用の職員については最初の配置部署は2年で異動させるという方針もあります。また、少数職場であっても、やむを得ず同時に複数の職員を異動させることが避けられない場合はありますが、そのような場合でも可能な限り業務に支障が生じないように、人選などの配慮を行いながら、人事異動を行っているところであります。

次に、時間外勤務の実績につきましては、一般会計における平成25年度から27年度の3年間の実績を年間延べ時間数と1人当たりの平均時間数の順でお答えいたしますと、25年度、約6万6,100時間で77時間、26年度、約7万400時間で79時間、27年度、約7万2,500時間で81時間となっております。また、直近2年の年間の最高時間外勤務時間数は、26年度、880時間、27年度、1,029時間となっております。

次に、時間外勤務時間が増加した部署につきましては、一般会計でお答えをいたしますと、直近2年の平成26年度と27年度の比較で1人当たりの時間外勤務時間が2倍以上となっている部署は、総務部秘書課及び総務課、建設部用地管理課、まちづくり推進課、都市計画課及び公園緑地課並びに教育委員会施設管理課などとなっております。増加理由につきましては、秘書課では秘書用務の増など、総務課では例規審査件数及び議会関係用務の増、用地管理課では除雪業務応援の増など、まちづくり推進課では欠員による業務量の増など、都市計画課では違反建築物調査関連業務による増、施設管理課では学校統廃合関係業務の増などとなっております。

次に、職員のサービス残業についての認識につきましては、時間外勤務に対する対価の支払いは当然のことであり、いわゆるサービス残業は労働基準法違反を問われるものと認識しております。国においても長時間労働削減に向けた取り組みが進められていることや、職員の健康管理の観点からも事務の効率化等に努め、今後とも時間外勤務の縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務時間の上限につきましては、水道局及び病院局を除いてお答えいたしますと、本市においては、職員団体との間で労働基準法第36条の規定に基づく協定、いわゆる三六協定を締結しておらず、同法第33条第3項の規定に基づいて時間外勤務命令を発しておりますので、時間外勤務時間の上限に関する明文の規定は持っておりません。

次に、本市における長時間労働の是正に向けた取り組みにつきましては、これまで毎週水曜日をノー残業デーに設定し、時間外勤務の縮減に取り組んできたところであります。しかしながら、職員数削減などにより勤務時間内で業務を終えることができない状況も見られることから、来年度に向けて繁忙職場への職員増員の手だてなどを進めているところであります。今後とも国の検討の推移も見守りながら、時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、管理職の時間外勤務における負担についての認識につきましては、私は一昨年の市長就任以来、市役所を変えるということを念頭に、職員に対し市役所のあり方、そして市職員の存在意義を問い続けてまいりました。何かを変えることには大きな勇気と大変な努力が不可欠でありますので、職員の先頭に立つ管理職の職員の皆様には相当程度精神的にも負担、肉体的にも負担をかけており、それが時に時間外勤務になることもあろうかとは思いますが、行政のプロフェッショナルとして誇りと使命感を持ち、引き続きともに取り組んでいただけるものと期待しているところであります。

(「まずは市長が変わらなければ」と呼ぶ者あり)

次に、ストレスチェックの集団分析結果につきましては、水道局及び病院局を除いてお答えいたしますと、先月下旬に提供を受けております。高ストレスとされた職場に対する環境改善に向けた措置につきましては、今年度がストレスチェックの実施初年度であり、また、職場によってストレスの要因が異なっているとも考えられますので、具体的にどのような措置をとるべきか、現在、検討を進めているところであります。

次に、防災対策について御質問がありました。

まず、津波から避難する際に暗渠があることによる影響につきましては、津波の遡上により暗渠から水があふれ出す可能性があるため、適切な避難行動をとらなければ被災する場合もあると考えられます。

また、考えられる対策につきましては、暗渠を横断する方向に避難したり、暗渠に沿って避難したりすると被災するおそれもあるため、津波からの適切な避難方法について、避難訓練やまち育てふれあいトークのほか、平成29年度に作成する予定の津波ハザードマップに暗渠の設置箇所を掲載し、周知してまいりたいと考えております。

次に、WAKI・あい・あいトークで寄せられた提言に対する受けとめにつきましては、本市では平成8年に観測史上最高の84センチメートルの降雪量を記録する暴風雪を経験しており、再び同じような災害が発生しないとも限らないことから、貴重な御提言と受けとめております。

また、大雪を想定した訓練の実施につきましては、豪雪や土砂災害等の災害による被害として、立ち往生車両による通行どめが想定されることから、平成27年度より総合防災訓練において放置車両を撤去する道路啓開訓練を行っているところであります。このほか、大雪による被害として、停電や電話の不通、集落の孤立などが想定されますので、これらの災害を想定した図上訓練等の実施について検討してまいります。

次に、避難勧告等をどのような手段で誰が発令するのかにつきましては、まず、本市の避難勧告等の伝達方法は、テレビ、ラジオ、ホームページ、フェイスブック、ツイッターのほか、緊急速報メール等でお伝えいたします。

次に、誰が避難勧告等を発令するのかにつきましては、災害対策基本法に基づき、市長が発令することとなります。

次に、避難準備情報等の名称変更につきましては、本市では、本年2月16日に開催した小樽市地域防災会議において昨年岩手県で台風10号により発生した水害を踏まえ、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称を変更して、高齢者等が避難する段階であることを改めて明確にしたところ

であり、このことにつきましては、3月1日発行の広報おたるで市民の皆様には周知したところであります。

次に、帯広市が行った直近の訓練の内容につきましては、本年1月28日土曜日に避難訓練や避難所開設訓練のほか、炊き出し訓練、避難所宿泊体験、救助救出訓練などが実施され、参加者は職員や関係機関職員が120人、一般市民の日帰りの参加者が107人、宿泊体験には23人が参加されたと聞いております。また、費用につきましては、寝袋や毛布などのクリーニング費用や消耗品、機材借り上げ費などで42万円、このほか時間外手当を支出する予定とお聞きしております。

次に、この調査結果を踏まえた訓練の実施につきましては、費用対効果の面からどの程度有効であるのか現状では見えていないことから実施は考えてはおりませんが、冬期間の訓練を実施している自治体に職員を参加させることにつきましては、冬季における災害対応訓練を職員が体験することは大変重要でありますので、訓練の内容や課題を把握するため、職員を派遣し、本市の防災対策に生かしてまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 詳しいことは予算特別委員会でさせていただきますけれども、何点か確認の意味で再質問させていただきます。

先ほど時間外が多いところということでふえたところに出ていた中に、欠員による時間外がふえたところがあるというふうにお聞きしましたが、欠員があるためにほかの方に業務の負担がかかっているのであれば、臨時職員だとかそういったことで、ほかの方の応援体制だとか、そういうことができなかったのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それと、小樽では三六協定は結んでいないということでしたけれども、それで上限はないというふうには先ほど言っていました、やはり上限を設けなければ、ある程度健康管理だとか、そういうことが大変なことになってくると思うのですが、この上限についてはもう一度考え直す気持ちがあるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それとあと、ストレスチェックについてですけれども、一応集団分析については職員課長に個人が特定されないように報告をするということですが、これは問題があったときだけ職員課長に報告があるのか、それ以外あってもなくても集団分析についての結果を職員課長に報告するのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それとあと、冬季の避難訓練ですけれども、避難訓練というのは確かに費用対効果だとかということでは派遣は考えていないといいますが、やはりその状況というのはそのまちによって違ってくると思いますので、ぜひ小樽でもやってほしいというふうに思うのですが、その点についても一度考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 松田議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外においては、担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは1点だけ、最後にお話しされておりました冬季訓練のことについてです。

今、市の中ですぐ実施するという事は考えていませんけれども、松田議員は、派遣をしないという

ふうに今おっしゃったように聞こえたのですが、先ほどの答弁で、お話しさせていただいたのは、職員を派遣しようと思っております。やはり冬季における災害対応訓練を職員が体験することは大変重要だというふうに考えておりますので、その行っているまちに対して職員を派遣して、これからの本市の防災対策に生かしてまいりたいと考えておりますので、改めてお伝えをさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私からは、まず、時間外の多い職場の関係について欠員の職場については臨時職員とか、あるいは嘱託員を雇っていないのかというお尋ねでした。実はこの職場について実際に臨時職員が雇われているかどうかというのは、申しわけないのですが、確認できていないのですけれども、一般論でお話ししますと、やはり業務多忙の職場については、忙しいということで、通常は必ずではないのですけれども、業務多忙の臨時ということで要望が来ることが多いです。ただ、今お話ししている職場について実際に入ったのかどうかというのは確認がとれておりませんので、申しわけございませんが、後ほどお知らせいたしたいと思えます。

それから、次の時間外の上限がなければ上限を求めたほうがよいのではないかというお話でございましたけれども、こちらにつきましては、基本的にはやはり時間外の縮減ということはこの小樽市だけではなくて国からも求められておりますし、今、実は国では、こういった時間外を縮減させようということで、そういったことを推進する本部という組織なんかも立ち上げて取り組んでいるところでございます。小樽市の場合は、従前から水曜日をノー残業デーということで位置づけまして、できる限り張りをつけた仕事をしていただいて効果を上げようということで取り組んできておりますので、より一層こういったものを職員に周知して進めてまいりたいと思っておりますので、現段階、現時点では特に上限を設けるといことについては考えてございません。

それから、ストレスチェックが必ず市に来るのかということでございますが、この集団分析、いわゆる個人がわかるような形で来るのではなくて、この集団分析につきましては、もし小さい課であれば、10人くらいの程度にまとめて分析いたしますけれども、そういった分析結果というのは、望んだものだけではなくて、出た結果というのが小樽市へ届くという形になってございます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 今、先ほど市長から冬季防災訓練については派遣するという先ほどのお話、私の聞き方も間違ったのかもわからないのですけれども、派遣することは大事なのですが、やはりその自治体によって状況は違ってきますので、それはほかのところに行っているいろいろ課題はありますけれども、同じ条件ではないですので、小樽市でも行っていただきたいと思っておりますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 済みません。今の松田議員の再々質問にお答えする前に、先ほどの御質問の中で欠員について臨時職員あるいは嘱託員をということですが、今確認とれまして、実は技術職場でございますので、ある意味で専門性が求められますので、単純に臨時職員とか嘱託員というのはなかなか求めても難しいというのもありまして、現実としてそういった臨時職員を雇うということはしていないということでございますので、こちらで先に御答弁させていただきます。

それから、冬季のいわゆる防災訓練でございますけれども、実際にやっておりますのは、私どもが承知しておりますのは、帯広市ですとか、あるいは旭川市ですとか、どちらかといいますと、平たんな地域でございます。最近では道東方面とかも雪が結構降りますけれども、やはり小樽市の場合は年間の降雪量が5メートルから6メートルといったような実際に今冬季の防災訓練をやられているところよりもかなり雪が降るところでございますので、そういった意味で言いますと、避難所自体に駆け込むという訓練をしようにも、実は雪のためにその避難所にたどり着くのが大雪を想定してやると、なかなか避難所にたどり着くという訓練をするのも大変だというようなこともひとつ課題としてありますし、あるいはまた小樽の場合、地形的に結構山坂でございますので、どうしてもこういった訓練するとき、対象としますのは、割と弱者といいますか、御高齢の方とかそういった方も対象にしてやらないといけないと思うのですが、実際やりますと想定されますのは、冬季の場合ですと、つるつる路面とかで転倒したりとか、そういったおそれも考えられますので、そういったことを考えますとなかなか課題も多いかなと思っておりますので、まずはそういったことがございますので、その辺を含めて今後検討していきたいのですが、その前には先ほど市長からお答えしましたとおり、他都市でどのようなやり方をしているかというのをまずは参考にさせていただいて、今お話したような課題もございまして、そういったことも考え合わせて、今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（横田久俊） 松田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 子供の貧困対策について質問いたします。

平成25年国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は16.3%と過去最悪を記録し、先月、北海道が発表した子供の貧困に関する実態調査の速報では、子供の年齢が上がるにつれて毎月貯金をしている世帯の割合は減り、小学2年生の25.1%から高校2年生では17.4%となっております。

本市の平成27年度小樽市の乳幼児を持つ子育て世代に関する意識調査では、朝食をほとんど毎日食べていると回答したのは78.1%、4年前の20歳以上を対象とした小樽市健康増進計画策定のための市民健康意識調査と比べると9.4%も低くなっております。なぜ子育て世代が低くなっているのでしょうか。分析等をしているのであれば、お知らせください。

また、平成28年度の全国学力・学習状況調査結果の朝食調査でも、毎日朝食を食べる小学生が84.3%、中学校が78.3%と全国や全道平均と比べても低くなっています。朝食を食べていない方の全てが貧困とは思いませんが、乳幼児意識調査では食事を改善したいが54.4%という調査結果からも、改善をしたくてもできない理由には経済的な状況もあると考えます。小学生は15%以上、中学生は21%以上が朝食を毎日食べていないということが問題だと思います。また、乳幼児も一部が朝食を食べていないと耳にしていますが、市長はこのような問題をどう思いますか。

現在、全国的に貧困対策の一つとして食を支えるこども食堂が300カ所以上に広がっています。私が本市のこども食堂の取り組みを委員会質問で聞くと、昨年6月に商大生がマジプロという活動の中で1回開催し、今後も市でできることがあれば取り組んできたいとの答弁がありましたが、その後、取り組みはあったのでしょうか。

子供の貧困は、育てる親の低所得や生活困窮が主な原因と言われております。市内の子供に携わっている放課後児童支援員や民生委員、生活相談等のお話を聞くと、「生活が大変で子供に服などを買ってあげられない」という声や子供からは「朝御飯が当たらなかった」「お風呂にも入っておらず、頭にシ

ラミがあった」「お金がないから学校で使う笛などは一つのを兄弟で交互に使っている」「給食のパンは持ち帰って明日の朝御飯になる」などの話を聞きました。

また、児童扶養手当の全額支給を受けている方の世帯数は、平成25年度末940世帯、平成26年度末は866世帯、平成27年度末は866世帯と高い数字になっています。市内のこのような子供がいる家庭の実態を聞いて、市長はどう思いますか。

また、特に深刻な家庭の場合、親の孤立や貧困などが子供に影響すると言われていています。子供の虐待件数は毎年1万件ペースでふえ続け、平成27年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、過去最多の10万3,286人になりました。小樽市では平成26年度は70件、平成27年度は46件と減ってはいますが、ゼロ件ではありません。地域に埋もれ気づかれにくい子供の貧困や虐待の問題の対応は、一刻も早く取り組むべき問題だと思います。本市の虐待防止についての取り組みをお示してください。

また、市長は、子供の貧困と児童虐待について因果関係があるとお思いでしょうか、お答えください。

学校に関して言えば、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者への援助については、学校教育法第19条の規定により市町村において適切に実施しなければならないとされています。子供たちは環境的な要因により学習がおくれてしまうと進学を諦めてしまったりする子供も少なくありません。子供の将来が生まれ育った環境で左右されることのないようにするためにも、就学援助などの支援が必要だと考えます。

以前、日本共産党小樽地区委員会と菊地ようこ事務所で、市内の全世帯を対象に市民生活に関するアンケート調査を実施し、1,441通の返信がありました。その中では暮らしが苦しくなったと答えた方が77.7%、苦しくなった要因には子供の教育費も多く挙げられておりました。道内の就学援助制度を見ると、100を超える市町村がクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などの就学援助制度を実施しています。本市がクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を実施することになれば、幾らかかりますか。

また、これら3費目は地方交付税措置がされているのにもかかわらず実施していないので、少なくとも全生徒が負担になるものは支給すべきと思いますがどうか。

学習の支援で言えば、以前、市が広報おたるや児童扶養手当のお知らせの中で、小樽市ひとり親と寡婦の会が行っている学習支援を案内したところに大きな反響があったと聞いております。市内で3人の子供を持つ母親が離婚をし、生活が大変で塾などに行くお金もなく、民間であるひとり親と寡婦の会が行っている月2回の学習支援の教室に子供が通っていて大変喜んでいてとの声がありました。このような学習支援は親にとっても子にとってもよりどころになっている大切な場所になっているわけですが、生活困窮家庭の子供を対象とした厚生労働省の調査の学習支援事業の実施状況調査では、小樽市は含まれておりません。なぜ実施していないのでしょうか。

また、市長は、このような学習支援についてどう思いますか。

子供の貧困は複雑な状況もあることから表面化されず、実態がわからないことが問題になっています。実態がわからないからこそ、今、子供の貧困に関する調査が行われているわけです。道内では苫小牧市が子供の貧困率を算定し、実態調査では北海道、札幌市、最近では旭川市、函館市でも実施されていると聞いています。小樽市でも実態をつかむために子供の貧困に対する調査を行うべきと思いますがどうか。

LGBTパートナーシップ制度について性的少数者と言われる方は、女性の同性愛者であるレズビアン、男性の同性愛者であるゲイ、両性愛者であるバイセクシュアル、産まれたときの法的、社会的な性別とは異なる性を生きる人、生きたいと願っている人であるトランスジェンダーのことをいい、英語の頭文字をつないでLGBTとも言われております。

LGBTなどの性的マイノリティーの方は日本の人口の8%いると言われておりますが、周囲の理解などがされず、差別や偏見に苦しみ、カミングアウトできない3人に2人は自殺を考えるという当事者が少なくありません。昨年8月に世田谷区で全国の性的マイノリティーの方を対象にしたアンケートの報告書では、回答数959人中、あなたがこれまでにカミングアウトした人数を教えてくださいという設問に対し、1人から4人と回答した方が223人で一番多く、ゼロ人と回答した方も88人であったことから、いまだ多くの方が周囲に言えない環境にあるのだと考えます。

以前、私が議会で相談窓口に関しての質問をしたときには、性的マイノリティーに関する悩みについては、男女共同参画課というふうに周知していくという話をしていました。男女共同参画課が対応するようになれば勤労女性センターになるので、例えばゲイの方が入りにくいと考えられます。相談窓口にも配慮は必要ではないでしょうか。

国内では、このような方に対して偏見や差別をなくそうと、性的指向や性自認に関する施策を求める運動が1980年代から30年以上活動している方もいると聞いています。現在は、2015年3月には東京都渋谷区で渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例ができ、パートナーシップ証明書が発行され、その後は世田谷区、大阪市、宝塚市、横須賀市など地方都市でも同様の条例や要綱を定めたり、支援施策をし、関心が高まっています。

道内では、札幌市が性的少数者LGBTカップルの関係を法的に認めるパートナーシップ制度を4月に導入することを発表し、同性に限定しない制度は全国の自治体で初めてとなります。本市においてはパートナーシップを求める要望もあることから、窓口をしっかりと明確化し、市政としてどのように対応策を行うことやバックアップしていけるのかを考えていきたいと市長からの答弁がありましたが、その後どのような対策を進められてきたのでしょうか。

また、本市において仮にパートナーシップ制度を設計し、運用するとした場合、どのような課題があると考えますか。

世田谷区パートナーシップ宣誓をされた方の調査では、宣誓をした理由については、「普通に生活をしているという認識が広まってほしい」、また、「公の証明として認めてもらいたかった」と回答しています。また、宣誓の前と後との変化では、「職場や家族、友人たちに祝福された」「生命保険等の受け取りを法的に相続人からパートナーに変更できた」「区が行ったことによりLGBTなどという言葉が浸透してきた感じがする」「宣誓のことを踏まえて自分たちのことを説明すると伝わりやすくなった」など、ネガティブ意見は全くなかったとしています。つい先日も私のところに札幌市がパートナーシップ制度をすることになれば、小樽市も実現になりますかとの問い合わせがありました。このことから市内に制度を求める声が出ていることを考えてもパートナーシップ制度を策定するべきと考えますが、市の見解を示してください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供の貧困対策について御質問がありました。

まず、子育て世代が毎日朝食を食べる割合が低い理由の分析につきましては、詳細な分析は行っておりませんが、朝食をほとんど食べないと回答した方に職業を持つ方の割合が多く見られました。平成26年の神戸大学による研究結果では、就業者が朝食を食べない理由として、夕食をとる時間が遅く朝に空

腹感がない、あるいは朝食をとる時間がないことが挙げられており、本市においても同様の理由と考慮しております。

次に、毎日朝食を食べないことに対する見解につきましては、近年、食を取り巻く環境は大きく変化し、子供や若者の朝食欠食、家族と暮らしていながらひとりで食事をする孤食、生活習慣病の増加など、あらゆる世代で食生活の課題が生じていると認識しております。小・中学生では朝食を食べる割合が全国に比べ低くなっておりませんが、朝食は子供たちの学習を支えるエネルギーとなるもので、小さなころから望ましい食習慣を身につけさせることが重要であると考えます。

本市では、平成23年度に小樽市食育推進計画を策定し、課題解決に向け取り組んでまいりました。計画では毎日朝食を食べる子供を100%に近づけることを目標としており、今後も保育施設や幼稚園、学校での健康教育など、あらゆる機会を通して普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、こども食堂への取り組みにつきましては、商大生が中心となり、ボランティアの協力も得て、先月中旬からこども食堂であるたるっこ食堂を毎週火曜日に開設しており、市としましても、企業への食材提供依頼や周知活動等のサポートをしているところであります。

次に、市内の生活に困窮している子供のいる家庭の実態につきましては、近年、子供の貧困は社会問題として取り上げられていますが、私といたしましては、本市のそれぞれの家庭の現状や課題を把握し、家庭環境の改善を支援するとともに、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと連鎖することのないよう、子供の貧困対策を総合的に行うことが重要であると考えております。

次に、本市の虐待防止についての取り組みにつきましては、これまでも保健師等による新生児訪問や乳幼児健診などにおいて、虐待の発生予防、早期発見の観点から十分注意を払い、虐待のリスクや兆候がある場合には、関係機関と連携しながら早期対応に努めてまいりました。

また、新たな取り組みとして今年度から子育て支援課内に相談支援係を設置し、相談体制の強化を図ったほか、特に支援が必要と認められる家庭などに対して、保健師による訪問支援に加え、ヘルパーを派遣し、育児、家事援助を行う養育支援訪問事業を開始いたしました。今後も引き続き児童相談所や学校等と連携をとりながら情報収集に努め、虐待の早期発見、迅速な対応に向けて取り組んでまいります。

次に、子供の貧困と児童虐待との因果関係の有無につきましては、児童虐待は身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っており、起る原因は多岐にわたることから、経済的理由も児童虐待の一つの要因になり得ると考えております。

次に、生活困窮者を対象とした子どもの学習支援事業につきましては、本市では子供の学習支援は教育施策として取り組んでおり、福祉施策としては実施していないため、厚生労働省の調査結果には含まれておりません。

また、子供の学習支援は喫緊の課題と認識しており、ひとり親や生活困窮世帯などの経済状態に限ることなく、全ての子供をひとしく支援していくべきであることから、教育委員会と連携を強化し、環境づくりなどの方策を検討していくことが必要であると考えております。

次に、本市でも子供の貧困に対する調査を行うべきではないかとお尋ねにつきましては、本市では子供の貧困に関する実態調査を現時点では行う予定はありませんが、今年度末に北海道が実施した子供の貧困に関する実態調査の最終報告が公表される予定であり、北海道の調査分析結果を精査する中で、子供の貧困の実態把握を行いたいと考えております。

次に、LGBTパートナーシップ制度について御質問がありました。

まず、相談窓口にも配慮が必要ではないかということにつきましては、電話やメールによる相談とい

う方法もあり、来所相談する場合に勤労女性センターに来づらいついときは、本庁舎等で面談するなどしたいと思います。

また、性的マイノリティーの悩みから心身の健康を損ない、鬱病などの心の病を抱えてしまうこともありますので、引き続き保健所などと連携して相談者に寄り添った対応をしていきたいと考えております。

次に、その後の対策につきましては、まず、小樽市男女共同参画推進市民会議と庁内連携会議及びまち育てふれあいトークの中で性的マイノリティーの存在について理解を促し、日常生活において抱えている問題について情報提供を行いました。

また、3月発行の男女共同参画情報誌「はね」の誌面の中で、性的マイノリティーについて理解を促す記事を掲載しております。このように性的マイノリティーの方々を身近な存在として感じていただけるよう取り組んでまいります。

次に、仮にパートナーシップ制度を設計し、運用となった場合の課題につきましては、LGBTや性に対して多様な考え方があることから、制度を創設した自治体では反対意見も多くあったと聞いておりますので、できるだけ多くの方々の意見を聞きながら進めることや市民や民間事業者の理解と協力を得ることが課題であると認識しております。

次に、パートナーシップ制度を策定すべきとの考えに対する市の見解につきましては、制度自体に性的マイノリティーへの社会の理解を促進するという効果はあると認識しておりますが、先ほどの答弁で申し上げたような課題がありますので、まずは社会全体が性自認や性的指向における多様性を認めた上で、これを理解し尊重していくことが進むよう意識啓発をすることが重要と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、子供の貧困対策について御質問がございました。

まず、本市が就学援助でクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給した場合の金額につきましては、平成28年5月1日現在の準要保護認定者数と文部科学省が示す平成28年度の補助金予算積算単価に基づき試算いたしますと、クラブ活動費は約1,700万円、生徒会費は約310万円、PTA会費は約580万円、合計で約2,590万円となります。

次に、これら3費目のうち、少なくとも全児童・生徒が負担になるものを支給対象とすべきかにつきましては、本市の財政が大変厳しい状況にあることを勘案し、支給を見送らざるを得なかったものでございますが、教育委員会としては引き続き市長部局と協議してまいりたいというふうに考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) 幾つか再質問させていただきます。

まず、子供の貧困対策についてなのですが、市長はとりあえず北海道も調査するからそれを見て市ではやらないというような、実態調査をやらないというお話があったのですが、やはり子供の貧困が表面化されにくいからこそ、小樽市の子供の状況はどうかということはいさづかまなければ子育て支援の具体的な支援ができないのではないのかなと思いますので、やはり再度この調査をしていただくということには前向きな答弁をいただきたいと思います。それがまず1点。

あと、今、教育長からクラブ活動費、生徒会費が幾らになるかということで、PTA会費だったら約580万円ということをお話されたのですが、今、ほかの自治体でも、最近では室蘭市でも子供の給

食費を助成するという話も出ております。教育長もクラブ活動、生徒会費、PTA会費のいずれかはぜひことしの1月の話、懇談したときも、何かを進めたいというお話もございました。今、自治体で100を超える町村がクラブ活動費とか何らかのやはり助成をしているわけです。ぜひ、こちらも進められるようにしていただきたいなと思います。

(「何を進めたいのさ」と呼ぶ者あり)

あと、どれかの実現ができるようにしていただきたいなというふうに思います。

あと、LGBTに関してですが、私も実際に3月発行のばるねつとを見ましたけれども、カラーになっていて、理解を促すという、一番後ろのページですね。こういうLGBTというのは何なのかということを書かれてはいるのですが、それと同時にばるねつとだけではなくて、もっと理解を促すのであれば、例えば広報おたるですとか、ほかの部分でも発信しなければいけないと思いますし、なかなか自分の悩みというのが言えない状況もあるので、やはり相談窓口もありますということも同時に伝えなければいけないと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 高野議員の再質問にお答えいたします。

貧困に関する調査をすべきではないかという御質問なのですが、確かに議員のおっしゃるとおり小樽市で行うべきではあると考えてはおりますけれども、近々北海道の調査が発表されるということでございまして、この調査は北海道の6地域で行うことになっておりまして、13の市と町で行うことになっております。後志管内で言いますと、蘭越町とそれから岩内町、ここが対象になっております。そして、この調査結果は全道の平均的な貧困の状態が大体把握できるということですので、まずはその結果を聞いて分析してまいりたいと、そのように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 高野議員の再質問にお答えいたします。

ばるねつとだけでなくてほかの方法でもということでの御指摘ですが、今回ばるねつとで啓発させていただきましたけれども、今後、広報やホームページ、そういったほかの方法でも啓発していきたいと思っておりますし、相談窓口についてもそのように周知していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の再質問にお答えさせていただきます。

経済的理由によりまして就学が困難な状況とならないように、本市においても就学援助事業を行っているところでございますけれども、教育委員会といたしましては、就学環境が厳しい子供たちの状況を少しでも改善していく必要があるというふうに考えておりますので、引き続き財源の確保について市長部局とも協議してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) それでは、再々質問させていただきます。

貧困に関する調査なのですけれども、実際に小樽ではどういう状況なのかというのがやはりわからないと、具体的な対策ができないと思うのです。実際やはり札幌市では2歳、5歳、小学校2年生、小学

校5年生、中学校2年生、高校2年生の世帯、幼稚園とか保育所とか学校にアンケートを配布したりしています。私はできないことはないと思うのです。

というのも、実際小樽市でも小樽市子ども・子育て支援アンケートとかということをしていますよね。そういう中に盛り込むことはできるのではないかなと思います。今、実際この子育て支援アンケートでも就学前児童2,000人、学童放課後クラブもありますけれども、その中でも508人の方に配付したりしていますよね。今でもこういうアンケートをしているので、その中にプラスアルファ、つけ加えてするということが実際可能ではないかと思いますが、その点もう一度お願いします。

あと、パートナーシップ制度のことなのですが、周知・啓発を頑張るということだったのですが、私が言いたいのは、やはり命にかかわる問題なのです。先ほど私、質問でもさせていただきましたが、やはり2人に1人はそういう方が自殺を考えてしまう。実際に小樽市にも自殺している方がいますよね。そういう方がそういう方とはわからないですよ。でも、原因の中ではそういう亡くなる原因が健康的な部分、または詳しいことはわからないという数字が出ているわけではないですか。実際に小樽市内でも……

(発言する者あり)

(「お静かに」と呼ぶ者あり)

実際にそういう亡くなるということにつながりかねない問題だと思います。私の知り合いの方も、小樽市内でそういうことでいじめがあって、それで実際に学校に行けなくなったということも聞いています。命にかかわることだからこそ、啓発活動はもちろん必要だと思います。そのほかに、その後そういうまた小樽市内でもこういう制度をしてほしい、つくってほしいという声が出ているわけですから、啓発活動してその後に具体的にそのほかの行っている自治体とかも聞いて、その後、小樽市としては要綱だったり、条例はいろいろ議決があったりするので難しいこともあるかもしれないですが、要綱だけでも進めていくと、そういうことは考えているかどうか、それを再度お願いします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 高野議員の再々質問にお答えします。

再質問でもお答えいたしましたけれども、道内一応13市町で調査すると。それで、割とこのアンケートの回収率もよかったのです。ほとんど80%ということで教育委員会を通して配付したということもあって、非常に回収率もよかったということもありまして、これをまず参考にはいたします。その後、小樽市においても調査を前向きに考えていきたいと思っておりますので、御理解願います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 高野議員の再々質問にお答えいたします。

この取り組みにつきましては、いろいろな形がございまして、パートナーシップ支援型あるいは当事者への支援に着目した寄り添い型、先ほど私申しました啓発に着眼した意識啓発型と三つぐらいのパターンがございまして。その中で、まず、小樽市としてはこの啓発型を進めていって、皆様に性の多様性があるということを周知していただいて、その後、他都市の状況などを見ながら、ほかのいろいろな形を組み合わせるとか、そちらについては考えていきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 高野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時16分

再開 午後 5時40分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○5番（高橋 龍議員） 通告に従いまして、一般質問いたします。

まず、日本遺産の認定について質問します。

小樽市も日本遺産に名乗りを上げるべく準備をしており、地域型の認定に必要な歴史文化基本構想の策定の段階であると認識しています。その構想の中には、地域との連携強化や人材育成という側面的な取り組みも盛り込むことが望ましいとされております。これまでも指摘をしているとおり、日本遺産のストーリーづくりには行政の横断的な連携が必要となります。

また、文化庁でも教育委員会だけではなく、最低でも観光関係部局との連携は必須であるとの話を改めて伺いました。歴史文化基本構想策定委員会が立ち上げられたところではありますが、教育委員会以外のメンバー、特に観光関係部局の参加はどうなっていますか。

また、今後の策定委員会の拡充についてはいかがでしょうか。

既に日本遺産に認定を受けている他都市の事例では、世界遺産に向けての部署を立ち上げ、先を見据えて動いています。申請の際には、そういった自治体と比較されるわけです。昨年第3回定例会の面野議員の質問で、本市としては地域型、シリアル型、いずれの形で考えていくのか、また、その判断のタイミングはいつかと伺いましたが、少し聞き方を変えて改めてお伺いします。

どのタイミングでの申請を考えていて、それに向けた今後のスケジュール感をできる限り詳しくお示しください。

また、今後、申請に向けた課題はどのように認識されていますか。解決に向けた案もあれば、同時にお示しください。

この日本遺産は、単に文化財の保存のみならず、これを契機に地域のブランディングとアイデンティティーの創出、また、文化財群を面で捉え、活用と保存のサイクルができることが重要です。つまり、認定はゴールではなく、その後が最重要視されるのです。さらには、認定を受けるためにはストーリーのおもしろさ、独自性は大前提で、日本遺産を生かしたまちのビジョンと、それを実現するための体制づくりもそもそも審査基準として見られます。その将来的なビジョンに関しては、どのように考えていますか。どうまちに生かしていくのかお示しください。

また、認定後の文化財の活用において、歴史まちづくり法に基づく重点支援を受けるためにも、歴史的風致維持向上計画の策定も視野に入れるべきと考えます。認定の暁には今の観光スポットの点在という状態から地域全体を観光エリア化し、小樽観光の課題である、いわゆる通過型観光から脱却する起爆剤にもなり得るものですから、各部局をクロスオーバーし、全力で当たっていただきたいと申し上げて、次の項目に移ります。

小樽版DMOについてお伺いします。

DMOとは、地域の観光資源に精通して観光地域づくりを行う法人のことです。観光庁は、2020年までに世界水準のDMOを100形成するという目標を立てています。これまでの議論でもDMOの話題はありましたが、本市としての体制はどのように考えているのかお示しください。

現在、近畿地方では、県の単位は、さらには複数の府、県にまたがった組織が形成されています。小樽版DMOは名前のとおり地域DMOであると認識していますが、今後、後志や道との連携は考えていますか。

DMOではトップに首長を据えることが自然の流れですが、小樽もその形なのでしょうか。そうであるなら、その際には当然に陣頭指揮をとる必要が出てきますが、経済界とのあつれきが生じている中でスムーズな運営が行われるのか危惧するところです。市長の見解を求めます。

次に、観光戦略について伺います。

戦略を練るに当たり、ニーズの把握は不可欠です。本市においても、まちなか観光にぎわいづくり調査も行われたかと思いますが、その活用についてはどう行われますか。

マーケティングの観点から、まずは誘客すべきターゲット層を決めるのと同時に、競合する周辺観光地の周遊実態の調査もすべきであると考えます。それによりどういった地域に流出しているのかを明確化することができるからです。今後の調査にぜひ取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、除排雪についてお伺いいたします。

今年度は、12月のまとまった降雪により、バス路線の迂回もやむなく行うなど、市民の足にも大きく影響を及ぼしました。市長の言う「きめ細やかな除排雪」、多く雪が降ると、それに比例して費用がかさむ対策であると考えられます。

加えて、排雪については必要に応じてとの御答弁でしたが、市民が必要としているときに入らないために苦情につながっているわけであります。それであれば市民に対して説明しなければなりません、きめ細やかな除排雪と、さも前に進んでいるかのように伝えることには違和感を覚えます。市のやるべきことは、逼迫した予算を認めた上で、このままでは排雪回数が少なくなるなどといった現状をつまびらかにし理解を得ること、さらに効率化による予算圧縮の改革案をつくり上げることはありませんか。

以前、除雪のICT化に関して質問をさせていただいた際には、今後、事例の情報収集を行うとの答弁でしたが、それ以降、どのように進んだのか経過をお知らせください。ICT除雪に関して、他都市の事例や研究機関などへのアプローチは行っているのでしょうか。

また、27年度の除雪機械に登載したGPSを利用したシステムのモニター実験について概要をお示しください。加えて、使用してみて感想のほどはいかがでしたでしょうか。

今後、コスト面等がかさんでいくと、地域総合除雪を見直していく必要があると思いますが、情報収集や研究などといった言葉で先延ばしにしている感が否めません。今後、地域総合除雪を継続していくのか、抜本的に除雪制度改革を行っていくのかお示しいただけますか。

例えば、排雪について、私も一定の判断基準を設けるべきと主張してきましたが、現状は目視による曖昧な基準での判断です。今やICT技術は発展し、人工知能、いわゆるAIは著しく成長しています。排雪も目視でなく、AIにより危険度の判定を行う時代は数年のうちにやってきます。近年、除排雪にたけた人材が減っている中で、企業の育成と聞こえのいい言葉で目をそらすのではなく、減ってしまったマンパワーをいかにして技術で補うかも視野に入れなければなりません。今後に向けておくれをとることがないよう考えていただければと思います。

最後に、置き雪対策についてです。

平成27年第4回定例会で質問した際に、きめ細やかな除排雪の指標とはという私の質問に答弁で例示されたのは、置き雪対策でした。今年度の置き雪対策についてどう変更されたのか、具体的にこれまでと比較してお示しください。

各メディアでも報じられたことにより、住民の期待感が高まっていたと感じますが、これはどの程度施行されたのでしょうか。グレーダーとロータリー車の処理速度、台数を考えても全ての路線でできるとは到底考えられません。今年度の各路線における実施の進捗をお示してください。

また、この置き雪対策を行った結果、どのような変化が起きましたか。道路や路面の状態がどのように変わり、市民側ではどのような作業が軽減されたのか、また、コスト面に関してもどのように変化したのか、つぶさにお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

初めに、日本遺産について御質問がありました。

日本遺産を生かした将来的ビジョンにつきましては、私としては、小樽の歴史や風土を踏まえて、当市の有形、無形の文化財をもとにした固有のストーリーをつくり出し、質の高い文化観光に結びつけていくことが地域振興につながっていくものと考えております。そして、本市が日本遺産に登録された場合には、これを国内外に戦略的に発信することで本物の小樽の魅力を一層広め、市民がまちに誇りを持ち、訪れる人を魅了してやまないまちとして、来訪者の増や滞在時間の延長など、さらなる観光振興が図られることにより、活力あるまちづくりができるものと考えており、引き続き、教育委員会と連携し、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、観光DMOについて御質問がありました。

まず、小樽版DMOの本市の体制につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した小樽版DMO環境整備事業により、本市の観光にふさわしい組織設立に向けた道筋を示す提言書を作成し、これをもとに、さらに市内の観光関連団体、事業者等との共通理解や合意形成を図りつつ、官民が協働した総合的な観光推進組織の形成の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、将来の組織設立を見据えて、同じ交付金を活用した小樽版DMO事務所整備事業により、旧農政事務所を整備し、観光振興室と観光協会が同じ建物でそれぞれの業務を進めながら、事業の見直しや役割分担等を整理してまいりたいと考えております。

次に、小樽版DMOの後志や道との連携につきましては、まずは小樽市域内の地域DMOとして、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役を果たす組織の設立を目指し、足元を固めることが重要であるものと考えております。観光施策の広域連携につきましては引き続き進めてまいります。広域のDMOについては、地域DMO形成の進捗状況などを見据えた上で検討していく必要があるものと考えております。

次に、DMOの組織のトップにつきましては、全国の先進事例において自治体の長、観光協会や民間企業の役員などさまざまな就任パターンがあり、今後、小樽版DMO環境整備事業により作成された提言書などを参考にしながら議論を重ね、本市の観光振興にふさわしい適切な人選がなされていくものと考えております。

次に、まちなか観光にぎわいづくり調査の結果の活用につきましては、今年度中に店舗、施設調査、観光客動線調査及び外国人観光客動態調査の1年間を通じた調査結果がデータ化されますので、それをもとに分析作業を進めてまいります。これにより観光客の動線トレンドや店舗、施設との関係性、外国

人観光客の国別の動向や嗜好性が検証でき、広く観光関連団体や民間事業者に情報を提供することにより、本市観光の一層の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、誘客ターゲット層の決定や競合する周辺観光地の調査につきましては、本市の観光が持つ強みを最大限に発揮できるターゲット層を絞り込むために、データの集積や分析を行ってまいりたいと考えております。具体的には、これまで参考にしてきた旅行メディアが毎年実施している旅行者動向調査や本市が5年に1度実施している観光客動態調査等に加え、国やシンクタンク等が公表しているビッグデータにより旅行者の周遊実態等を把握するなど、より効果的な観光マーケティングにつながるような調査項目について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、除排雪について御質問がありました。

まず、前回の御質問以降のICT化に関する事例の情報収集につきましては、本市のほかに石狩・空知地方の自治体が加入している11市町維持除雪担当者会議の場で、除雪のICT化の取り組みについて各自自治体の状況を把握したところであります。今後は、既にICT化に取り組んでいる自治体の協力を得て、活用法やコストなどについて調査してまいりたいと考えております。

次に、平成27年度に行ったGPSを利用したシステムのモニター実験の概要につきましては、本市の除雪車1台にGPS機能を備えたスマートフォンを登載し、除雪車の作業軌跡や時間を民間業者のサーバーに記録するものであります。このことで除雪作業の状況をリアルタイムで把握することができるほか、データとして保存することもできるため、除雪作業の分析が可能になり、除雪作業を管理する上で有効であると考えます。しかしながら、導入に当たっては費用対効果等の見きわめが必要であり、直ちに導入することは困難であります。今後は同様のシステムを導入している自治体の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、今後の除雪の方向性につきましては、現在、実施している地域総合除雪は、共同企業体ごとに一定の区域を担当することで道路状況をより正確に把握し、除排雪作業や路面管理等の除雪業務を地域ごとに一元的に管理するもので、きめ細やかな除排雪の実現に向けた有効な除雪体制であると考えております。今後は、昨年度から取り組んでいる除排雪の改善に向けた施策について検証し改善するとともに、新たな施策についても検討し、よりよい除排雪体制を目指してまいりたいと考えております。

次に、今年度の置き雪対策の取り組みにつきましては、将来的には除雪作業による置き雪をなくしたいという私の考えから、今年度はその第一歩として小樽市除雪業務委託等特記仕様書にロータリー除雪車の活用を明記し、除雪作業においてロータリー除雪車の積極的な活用を図るとともに、沿道の雪を堆積できる雪押し場の確保に努めているところであります。

次に、置き雪対策に関して、各路線における今年度の実施の進捗につきましては、議員から御指摘がありましたとおり、ロータリー除雪車と道路除雪を行うグレーダーやタイヤドーザーの作業スピードを比較すると大きな開きがありますので、現在のところ全ての路線でロータリー除雪車の活用ができていないわけではありません。

(「ゼロ件です」と呼ぶ者あり)

しかしながら、今年度は、幹線道路等の拡幅作業のほか、狭い生活路線の除雪作業においてロータリー除雪車を実際に活用しているところであり、これらの作業が結果として置き雪対策につながりつつあるものと考えております。

次に、置き雪対策による道路や路面状況等の変化につきましては、今年度から置き雪対策に取り組んだこともあり、まだ顕著な効果をお示しすることはできませんが、対策ができるようになれば市民の皆様が早朝に置き雪を処理するという負担の低減等につながりますので、コスト面も考えながら研究を進

めてまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、日本遺産について御質問がございました。

まず、行政の横断的連携につきましては、歴史文化基本構想策定委員会には、考古学や自然史、日本近代史などの学識経験者に加え、市からのメンバーとして、教育部長のほか、観光関係部局である産業港湾部長と都市計画などの関係から建設部長も参加しております。

また、策定委員会の拡充につきましては、今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、日本遺産の申請に向けた今後のスケジュール感につきましては、教育委員会といたしましては、これまで地域型を基本に据えて作業をしてまいりました。新年度からは、市長部局に日本遺産の担当2名が置かれて必要な予算措置がなされ、シリアル型も含めた申請の可能性を検討することとしており、市長部局と教育委員会とが連携しながら可能な限り早い時期に申請をしてまいりたいと考えております。

次に、申請に向けた課題につきましては、地域型、シリアル型のいずれにいたしましても、情報収集や市民意識の醸成が最大の課題となります。解決に向けましては、歴史や文化などの専門家による調査部会を立ち上げ、調査する中で情報収集を行うとともに、シンポジウムやワークショップを開催し、市民意識の醸成を図ってきております。特にシリアル型におきましては、広域連携のため北海道や他自治体との調整という課題がございますので、今後、市長部局において先進地視察や関係機関への情報の収集などに取り組むと伺っております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、高橋龍議員。

○5番(高橋 龍議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、日本遺産について1点お伺いします。

まちづくりの認定後のビジョンというものをお聞きしましたけれども、市長にぜひしっかり認識していただきたいのは、日本遺産に、地域型、シリアル型、いずれの形かで認定された場合に、本来の意味が形骸化してしまわないように認定されたという事実だけをもって功績とするというのではなくて、本質を理解の上、まちづくりであるとか観光に生かすというところ、また、その御答弁の中で、国内外に発信、プロモーションを行っていくということもありましたが、今のお答えの中に、文化財の管理、保存の部分については何も明言されていなかったのかなと思うので、そのあたりも含めて全体的にもう少し具体的に計画というかビジョンをお示しいただけますか。

次に、DMOに関してですけれども、今のところDMOの法人化に当たっての法人格をどのように考えていますか。一般社団法人であるとか株式会社化するというところもあるかなとは思いますが、今の時点ではどのように考えているのでしょうか。

また、後志等との広域のDMOについても、前向きに検討していくということでよろしいですか。

あとは、観光に関してのマーケティングの部分でビッグデータの活用というお話がありましたけれども、これは具体的にはどのようなデータをもってどのように活用していくのかお示してください。

除排雪のことについてもお伺いします。

まず、除雪のICT化についてですけれども、11市町との連携をということですが、把握した他都市

の状況というのを御説明ください。取り組んでいる自治体との協力をしていくということですが、これは具体的にどこの都市と協力していくのでしょうか。

また、地域総合除雪の件ですけれども、抜本的な除排雪改革を行うのか、地域総合除雪をこのままいくのかということの質問をしましたが、御答弁を聞いていて、地域総合除雪のままでいくということでした。その割には、現状の地域総合除雪に関して変更はちょこちょこ行われているという印象を受けるのですけれども、また、御答弁の中で、これだけ褒めている地域総合除雪、それほど練られた計画であるのに拙速な変更を行っているというのは自己矛盾ではないかなという感覚を覚えるのです。変更を行いたいのであれば、御提言をさせていただきますが、例えば除排雪制度の変更計画というのをきちんと示した上で、それに対してのパブリックコメントであるとか市民の方々からの意見をいただいているかがでしょうか。そうでなければ、市長が今後どう進めていきたいのかが見えないということで、結果として地域総合除雪のままいきますと言っているながらも、最終的に何か全く別の制度になってしまうのではないかと危惧しております。市政のオープン化というものを表明していますから、市民参加を促すことにもつながると思いますし、ぜひこのあたり御検討いただければと思います。

次、置き雪対策についてですけれども、業務委託の仕様書にロータリー車の活用を明記したということだったのですが、具体的にどのような内容の記述をしたのかお示ください。

また、ロータリー車の活用の進捗についてお伺いしましたけれども、お答えとして今年度は実際に活用しているところとおっしゃっていました。進捗を伺っているのですよ、数値的根拠などがなく非常に漠然とした御答弁でありますから、もっと踏み込んでお示ください。

最後に、置き雪対策はコスト面も考えながら研究をということをおっしゃっていましたが、逆にコスト面を考えないでことは進めて仕様書に書いたということによろしいですか。市長には、除排雪をよくしたいという気持ちがあるのはいいことですが、計画性のなさについては、各議員が指摘し続けているとおりに思います。今年度やったことが実際に効果的であったのか、デメリットの部分もきちんとヒアリングの上、抽出して今後お示しいただきたいと思います。例えば、路面の状況という平面的な問題だけではなくて、作業時間がかかることで交通の状況がどうだったかという、いろいろ観点はあると思いますから、この御提案を進めていただけますでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外においては、担当部より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、最初に御質問のありました日本遺産の件についてでございます。

高橋龍議員から御指摘のとおり、日本遺産の認定そのものがゴールだとは私も思っておりません。やはり先ほどもお話しさせていただいたように、この固有のストーリーを質の高い文化観光に結びつけていくこと、それに伴って地域振興に大きくつながっていくと考えているところでございます。

そのような中で、その文化財の管理、保存については何一つ答弁がなかったというお話もありましたが、現在、文化財の保存について具体的な計画という形にはなってはおりませんが、このたび旧日本郵船株式会社小樽支店、重要文化財でございます。やはりこれがあって日本遺産の登録に向けても大きくその可能性を秘めていると考えておりますので、現在、旧日本郵船においては修理において考えているところでございます。また、地方創生拠点整備交付金に伴う予算ではありますけれども、今まで

修理等につけられなかった旧寿原邸においても、この日本遺産のストーリー化に直結しているわけではありませんが、市の重要な文化財として修理すべきという考え方も含めて取り組ませていただいているところでございます。

また、民間においても、特に歴史的建造物と言われている施設を民間活用のもとで動き始めているところがございます。特に一番顕著なのは旧三井銀行小樽支店跡でございますが、これにおきましても事業者側が重要文化財の登録を目指しているというお話もあり、それに対する協力においても、市としても非常に重要なことだと考えているところがございます。その中で先日、市としての文化財として登録したところがございます。そのような行政としての取り組み、さらには民間としての取り組み、その連携強化によって日本遺産の登録が認可の後により広がっていくのではないかと私自身は認識しているところがございますのでよろしくお願いたします。その流れが広がっていくことは、まちのために非常に大きい貢献度に高まっていくと思っておりますので、ぜひ議員の皆様のお協力もお願いしたいと思います。

(「ただ残せばいいっていうもんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

私からは、観光DMOについて3問ほどあったかと思っておりますので、その点についてお答えしたいと思います。

まず、観光DMOの法人格、どのようにしたらいいかと、高橋龍議員も例示されていたとおり、やはり一般的な例としては一般社団法人、それから株式会社、見ていきますとNPO法人のところもありますし、財団法人のところもあると思っております。一般的にはやはり一般社団法人の形が普通かとは思っておりますけれども、今後いろいろな形で小樽版DMOを議論していく中で最終的にそれは決めていくことだと考えておりますので、今、結論的なことはここで申し上げることはできません。

それから、広域的な部分で後志とのDMOの関係も、前向きに検討していくのでしょうかという御質問がございました。確かに後志もそうですし、札幌もそうですし、本当に一つのまちだけで観光が成り立つというような時代ではありませんので、広域連携というのは非常に必要だと考えております。ただ、施策的にいろいろな面で連携していくということはもちろん現在も続けておりますし、これからは続けていきますけれども、DMOという形で営業と申しますか、主体が一つになるというのは、先方のまちや地域の意向もいろいろありますので、なかなか一方的にこちらからは言うことはできません。その辺は、まずは小樽版DMOの足場をきちんと固めて、その上でまた並行していくかもしれないし、それが終わってからのなるかもしれないし、視野には入れつつ進めていきたいと考えております。

それから、マーケティングの部分でビッグデータの活用なのですが、これはやはり観光庁ですとか道庁とかもそうなのですが、もっと国全体、北海道全体、そういう外国人観光客の動向ですとか嗜好性ですとか、いろいろなものを今コンサルタントなんか委託して出している情報がございます。そういったようなものは、小樽単独の部分では小樽市内でいろいろなことがわかるのですが、やはり全体の状況をきちんと把握して、人気のある観光地の分析ですとか、それからどのような形で観光振興しているですとか、今、実際にどのような動きをしているのか、全体的な動きをきちんと見ていく部分で必要なデータだと考えておりますので、そういった面で活用していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、11市町維持除雪担当者会議でどこがICTを導入しているのだというお話だったかと思いますが、現在活用しているところとすれば2市ございまして、恵庭市と岩見沢市と聞いてございます。

それで、少し前になりますけれども、先ほど申し上げました他市の事例を勉強するというところで恵庭市に担当者を派遣いたしまして、効果ですとか経費、その辺について調査といいますか、勉強に行かせたというところがございます。

それから、今後の除雪については地域総合除雪を続けるのかというような答弁だったのかということだと思いますけれども、それについては、現在は地域総合除雪という枠組みを続けながら、よりきめ細やかな除雪実現のために、必要な制度の改善を図っていきたいと考えているところでございます。

それから、置き雪対策の中でロータリー車の活用と、どのように仕様書に書いているのだということでございますけれども、仕様書の中、具体的に言いますと21ページになりますが、そちらの中で、除雪作業では各除雪機械を効率的に使うという中で、抜粋になりますけれども、地形や交通状況を勘案し、ロータリー車での除雪作業を積極的に活用するといった部分。

それから、初冬期の利用といたしまして、従来、初冬期などロータリー除雪車を使用しない対応としていた時期であっても機械の特性を理解し、その活用に努めることと、こういう一文を入れているところでございます。その中で、コスト面はどうかということでございますけれども、おっしゃるとおり、前来質問がありますとおり、全てについて対応できないということは、機械力のスピード化がそうですけれども、できるだけロータリー車を活用して除雪作業に入る、置き雪対策に入るということで、設計書の中でロータリー車を使った除雪作業、除雪工程について設計の積算の中に、一定程度入れているということでございます。

それから、どのように活用しているのだということでございますけれども、仕様書に書いてありますとおり除雪が入りますと、当然置き雪といいますか、道路脇に残っていきますので、すぐ後ろをついてということにはなっていないと思いますが、できるだけ早くその脇によけた雪をできるだけ出入り等に支障がないような位置に飛ばすというようなことを、まだ今、取り組みを始めたところですが、やっているということ。それから、道路の狭い生活路線などで、ドーザーがなかなか置き雪、両方にかき分けますので、そういった関係でなかなか入れないといったところ、まだ始まったばかりですが、そういったところにもロータリー車を入れて除雪を行っているということでございます。

それから、効果的な活用を図っていくために、いろいろ今回の成果等を検証せよというようなお話だったと思います。業者からは、この作業にかかるコスト、それから成果、その辺についてはしっかりとこの冬が終わりましたらヒアリングをして検証していきたいと考えてございます。

○議長（横田久俊） 地域総合除雪のままですというのは市長の本答弁でもございましたので、建設部長にどうか、再質問では地域総合除雪のままという割には拙速な変更があるのではないかと、それであれば変更計画、パブリックコメントをとって進めていくのはどうかという質問だったかと思いますが、それについて。

建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 大きな変更計画がある場合に変更計画を示し、パブリックコメントをしてはどうかという御質問でございますけれども、まずは一つ今、改善を進めるという中で進めております。どの程度の改善計画になるかということはあると思いますが、大きな改善計画になるようでは必要があると思っておりますけれども、その辺については、今後の改善を進める中で必要性については検討をしなければならぬと思っております。

(発言する者あり)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、高橋龍議員。

○5番(高橋 龍議員) それでは、再々質問いたします。

まず、日本遺産についてです。

市長からの再質問への御答弁で、旧日本郵船であるとか旧寿原邸、旧三井銀行という今の歴史的建造物の重要文化財認定であるとか、管理、維持、保全の部分でお話はいただきましたけれども、これは現状のところなのですね。日本遺産に認定された後、こういったものを総合的に見てどのような方向性を示していくのか。例えば、現状、歴史的建造物の保全に関しては、多分外側だけに使える補助金とかあると思うのですが、それを例えば外側だけではなくて中の補修に対しても使えるような補助金を新設するであるとか、そういった具体的に踏み込んだ政策的御答弁をいただきたいと思うのですけれども、改めてこちらに関してお示してください。

もう一つ、観光DMOに関してですけれども、仮に一般社団法人であるとか株式会社、NPO法人、いろいろあるとは思いますが、今、小樽市の観光振興室と観光協会の事務所が一緒になって、そこで業務の効率化を図っていくということですが、そうなった場合に、観光振興室が丸ごと一般社団法人に、言ってしまうと出向のような形になる方向なのでしょうか。人事にかかわっての部分にはなるのですが、今のところどう考えているのかお示しいただければお願いします。

ビッグデータのことにに関してです。

観光庁等を挙げていただきましたけれども、動向を調査分析ということですが、具体的にその分析を行うのはどこの機関で行うのでしょうか。それとも、庁内で分析を行って、そのビッグデータをもとに観光戦略を立てていくということでよろしいでしょうか。

次に、除雪に関してですが、恵庭市に職員を派遣したということですが、恵庭市の除雪ICT化の具体的な中身というのは押さえていますか。もし、押さえていればお答えください。

あと、地域総合除雪の件です。大きな変更を行う場合は改善計画を示さなければならないと建設部長から御答弁いただきましたが、例えば今、行われているJVの構成員、入札要件の変更とかというのは、大きな変更ではないと捉えているということよろしいですか、確認させてください。

あと、置き雪対策について、ロータリー車の活用についての仕様書の件ですが、除雪機械を積極的に活用していくというふうに書いたと言っていますけれども、これは非常に抽象的な指示であって、どのように活用をというものは全く示していないのでしょうか。それであれば、それこそ先ほどの危険の判定と一緒に、うちとしては積極的に活用していますよとか、市の求めるものと業者側の捉えが違ってしまうということが往々にしてあるかと思いますが、そこは問題視はしていないのでしょうか。

(「業者はわかっているけど、市長がわかっているだけなんじゃないか」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外は、担当部より答弁させていただきます。

私からは1点、日本遺産のことにおいてでございます。

先ほど教育長からも答弁させていただきましたとおり、新年度から日本遺産の担当職員を配置して動

こうと考えているところでございます。日本遺産のストーリー、小樽はおかげさまで本当にさまざまな歴史的素材がありますので、それをどのような形でストーリーにしていくのかというのは、これからになってくると思います。

また、どの素材を使っていくのかということも、これから少しずつ見えてくるのではないかと考えているところでございます。

そのような中で、現在において、先ほど御提言のありました施設の中を含めた改修等も考えたらいかがかというお話がありましたけれども、現段階ではそこまでのお話、庁内ではまだ出ていない状況でございます。これから日本遺産担当を置いて、今のお話も含めて、これからのストーリー化を見定めながら、その可能性について考えていきたいと思っておりますので、現時点では今のお話のような具体的なお話をできるようなところには至っていないというところで御理解いただければと思います。

(「何もないってことでしょう」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、DMOについて2点ございました。まず、観光振興室と観光協会の事務所が一つになっていくということで、将来的にDMOになっていくと観光振興室がそのままDMOに行くのかというような御質問だったのですけれども、これは例えばなのもう決定ではないのですが、プロモーションの担当は、今、観光振興室にもおりますし観光協会にもおりますけれども、それはもう一本化できると思っています。そのような部分は、どんどん新たな組織に移行して、市の組織からはなくなってもいいのかなとは思っていますが、市としてつくる計画ですとか予算ですとか、そういった担当はどうしても必要になりますので、全く市の中から観光のセクションがなくなるというふうには今のところ考えていないところでです。

あと、フィルムコミッションなんかは全部民間化してしまいますと、やはりいろいろな手続などで支障が出る部分がありますので、そういった場合は、半々にするとか、いろいろ工夫はしていかなければならないというふうには考えております。

それからもう一点、ビッグデータの分析のことなのですけれども、答弁いたしましたのは、あくまで庁内で私どもで分析するというを想定しております。公表されているそういうビッグデータは、特別、解析に高度な技術が必要とかそういったようなものはございませんので、我々で分析して活用していきたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

1点目、恵庭市ではどんな取り組みをしているのだということでございます。これにつきましては、手元の資料ということで恐縮でございますけれども、それでお答えさせていただきますと、先ほど私どもで紹介したのと同じように、除雪車にはGPSが載った何か発信機をつけて、それで作業状態を記録してサーバーに送っているのだと思いますから、記録して作業状況の管理に充てていると、それから記録して後の分析にしているのだということ。それから、その状況をホームページに位置情報として公開して市民の皆様にお知らせしているというような情報に使われていると書いてございます。

それから、JVの数の変更は、大きな除雪計画の変更に当たらないのかという御質問ですけれども、今の段階では、その変更をどう捉えるのかということもあると思いますが、私どもは、その計画の中に

は当たらないということで現在進めているところでございます。

それから、ロータリーの使い方については、できるだけ使うということで抽象的過ぎないかということでございますけれども、これにつきましては、今、具体的にどの路線でどういうふうに行ったということは手元に資料を持っておりませんが、それぞれステーションの業務担当員がおります。あちらにも業務主任がおりますので実際の路面状況、それから除雪作業の状況に合わせて情報交換をしながら、ここは入れるのではないかと、できるだけ入ってくださいということで打ち合わせをしていると理解してございます。

○議長（横田久俊） 高橋龍議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問の最後ですので御辛抱ください。

通告に従って一般質問を行います。

住宅リフォーム助成事業の復活を求めて質問いたします。

建設常任委員会が提案した小樽市住宅リフォーム助成条例は、平成23年9月の第3回定例会において全会一致で可決成立し、小樽市住宅リフォーム助成事業が平成24年度から開始されました。当条例は、3年間の時限事業として提案されていたため、平成27年3月31日までの実施期間とされました。当事業は、平成24年度から実施され、3年間でもって申込件数が約200件、補助金交付確定件数は約100件となり、助成額は、平成24年度1,584万7,000円、平成25年度1,841万円、平成26年度1,611万6,000円となりました。リフォーム工事費は、平成24年度2億2,683万7,000円、平成25年度3億214万6,000円、平成26年度2億1,172万3,000円と推移し、経済効果に大きな貢献をしてきたと思います。

また、利用者、施工者への助成事業アンケートでは、利用者の御意見では助成制度を利用でき助かりましたとの声が多く、施工者からは営業に有効だったとの声があり、利用者、施工者とも継続してほしいとの声が多くありました。これらを踏まえて、市長は、どう受けとめておりますか。見解を聞かせてください。

平成28年度から実施された小樽市住宅エコリフォーム助成事業について伺います。

当事業に関する小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例が小樽市住宅リフォーム助成条例の施行期間である平成27年3月31日以前の平成26年12月26日に制定されました。平成27年第2回定例会終了後、市では、建設関係団体から冬期間における事業の需要見込みや事業開始時期等についてヒアリングを行って、その結果、冬期間における需要の見込みはないと思われるとの意見を踏まえて平成27年度実施は見送り、平成28年4月から実施となりました。

住宅エコリフォーム助成事業は、今年度実施されたばかりであり、3月末が実施初年度末となります。昨年9月の建設常任委員会において事業の進捗状況を確認したところ、申請件数が5件と伺いました。利用希望者や事業者からは、窓のペアガラスや床、壁、屋根裏など断熱工事をしたいが一度にはできない、階ごとに分けて工事をしたいが、助成の対象にならないので申し込みができない、一度での改修となれば負担が大きくなり実施できない、数年の年次計画では対象にならないとの声が届けられておりました。このように、住宅エコリフォーム助成事業は使いづらいのが実情であります。

また、他市では、リフォーム助成事業をより発展させた形の住宅改修補助制度の取り組みをしています。例えば、砂川市では「ハートフル住まい」と称して高齢者等が安心して住むためのリフォーム助成金、そして長く住まいとするための住宅改修補助金としての一般リフォーム制度の実施、江別市では

親世帯と子世帯が同居する場合の同居リフォーム補助、芦別市では住宅改修工事への住宅リフォーム助成事業を行い、函館市でも耐震化の住宅リフォーム補助制度を施行しております。他市を参考にして、現行の住宅エコリフォーム助成事業とは別に工夫を凝らした住宅リフォーム助成事業の実施はできないものでしょうか。市長の見解をお示してください。

次に、市営住宅の空き家について質問いたします。

小樽市は、平成36年度までの小樽市住宅マスタープランを策定しています。重点施策の一つに「まちなか居住の推進」を掲げ、人口減少社会の到来に伴い、利便性の高い居住環境や環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを目指し、小樽駅周辺、山手バス路線沿線、南小樽駅周辺、小樽築港駅周辺の範囲を想定して、まちなか居住施策の検討エリアとしております。

一方、郊外地では、市営住宅の用途廃止や学校の統廃合によって地域の疲弊化が進んでいる状況にあります。昨年12月末ごろに、市内で介護事業所を営んでいる市民からの苦情がありました。苦情の内容は、このたび他市から小樽市に転入し、塩谷の介護事業所で働くことになりました。住居を求めて市営住宅管理事務所に連絡をとったところ、塩谷の市営住宅には随時入居できる住宅の空きがありません、2月の入居者募集で申し込んでくださいと言われたとのこととあります。塩谷の市営住宅の入居者に伺うと、空き家戸数はたくさんあるといいます。外見から見ても空き家と判断できる住宅はありました。空き家があつてどうして申し込みができないのか、これが苦情です。塩谷住宅には随時募集住宅もありましたが、なぜこのような事態になったのかお知らせください。

他市から小樽市へ転入した入居希望者は、勤務地に近い塩谷の市営住宅には入居できず遠距離通勤となり、朝一番の始発バスでなければ間に合わず、その上、乗りかえを重ね、通勤に苦慮しています。小樽市営住宅条例の目的には、公営住宅法に定める「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し」「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」とあります。現状の市営住宅の利用状況について伺います。

平成29年2月1日現在で、小樽市の市営住宅全体の管理戸数と全体の入居者数及び公募可能な住宅の戸数とそこに入居されている戸数をお知らせください。

募集している住宅の中で、空き家が多い地域の住宅名と、その住宅の空き戸数、その中で2月に公募した戸数、修繕予定の戸数、その他何らかの理由でもって募集できない戸数をお知らせください。

市営住宅を維持・管理していく予算として、管理代行業務費等、市営住宅施設整備費、市営住宅改善事業費があります。入居者が退去後の市営住宅改修補修費は、どの項目に該当するのでしょうか。

また、その補修戸数は年間何戸になるのでしょうか。平成25年度から27年度の近年3カ年の件数を年度別にお知らせください。

退去後に補修しなければならない戸数が多数ありますが、優先順位を決める基準があれば示してください。

市の財産である住宅を空き家としておくべきではありません。市営住宅条例、公営住宅法の目的に照らして大きな疑問があります。早急に補修して公募すべきです。市長の見解を示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市住宅リフォーム助成事業の復活について御質問がありました。

まず、小樽市住宅リフォーム助成事業に係る経済効果などにつきましては、リフォーム工事全般の助成の対象としたことで3年間で約300件の利用があり、利用者を対象とした工事後のアンケートでは、約半数の方から制度を知り、リフォームの時期を早めたとの回答がありました。

また、施工業者を市内業者に限定したことで、約60%の事業者から受注件数が増加したとのアンケート結果が得られており、こうしたことから住環境の整備と市内経済の振興に一定の効果があったものと認識しております。

次に、住宅エコリフォーム助成事業とは別の住宅リフォーム助成事業の実施につきましては、住宅リフォーム助成事業の終了を受け、それにかわる新たな助成事業として建設常任委員会の委員の皆様と議論し、環境負荷の低減を目的に、住宅エコに特化した住宅エコリフォーム助成事業を開始したところがあります。

しかし、初年度は申請件数も少なく、市民の皆様から利用しづらいとの声もあることから、新年度からは対象工事の内容などについて一部緩和するなどの見直しを行い、少しでも市民の皆様にご利用しやすい制度となるよう取り組んでいるところでありますので、まずは住宅エコリフォーム助成事業の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の空き家について御質問がありました。

まず、随時入居ができる住宅に公募による申し込みを求められたことにつきましては、塩谷住宅には単身用と2人以上の世帯用の住宅があり、そのうち2人以上の世帯用の住宅については、特例として単身者の入居を認めておりますが、公募による入居に限定しております。御質問の件は、入居を希望された方が単身の方であり、当時、単身用の住宅が埋まっていたことから、指定管理者から次の公募でお申し込みいただくよう御案内したものであります。

次に、市営住宅全体の管理戸数と入居戸数等につきましては、全体管理戸数は3,143戸、入居戸数は2,587戸であります。

また、公募可能な住戸数は2,746戸、その入居戸数は2,495戸であります。

次に、空き家が多い住宅と、その空き戸数などにつきましては、祝津住宅、空き戸数76戸、塩谷A、C、D、Eの各住宅、空き戸数の総計66戸、両住宅の2月の公募の戸数は、祝津16戸、塩谷4戸、修繕予定の戸数は、祝津54戸、塩谷46戸、募集できない戸数は、祝津6戸、塩谷16戸となっております。

次に、退去後の補修費につきましては、指定管理者に支払っている管理代行業務費から充てられており、補修件数は、平成25年度113件、平成26年度111件、平成27年度103件となっております。

次に、補修の優先順位につきましては、退去者の発生した住宅の申込倍率や部屋の傷みぐあいなどを総合的に勘案して市と指定管理者が協議して決めているところです。限られた予算の中では全ての補修が難しいことから、入居希望の多い住宅から優先的に補修しているところであります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) それでは、再質問いたします。

今、市長から答弁の中で、アンケート結果なんかについて若干お話していただきました。リフォームのこの3年間のアンケートを私も実際見てみたのですが、利用者からの回答では、補助制度を知っていてリフォームを実施したと、補助制度があるということがわかってリフォームを実施したというのが、41%から52%ぐらいの方々があるように言っているんですね。そしてまた、補助制度を利用することで工事費をふやしたと、そう答えた方が3年間に常に30%ぐらいあったという結果が出ています。

それと、施工業者の設定に関する質問で注目したいと思う回答があったのですが、市外業者にお願いする予定だったけれども、市内業者に変更したいという声があったのですね。これはそんなにたくさんあったということではないけれども、そういう声があったということは非常に私は大事なことだと思います。

それと、実施した理由については、住宅だとか設備が老朽したためというのが、これが圧倒的に多くて、71.8%から80%を超えていると、それがありません。それとあわせて住宅の断熱性の向上だとか、設備機器などの省エネルギー化を図るためだという意見が、おおむねやはり30%を超えていたのです。そんな中で家族構成の変化だとか高齢化という問題も声があったというのは、注目すべき内容かなと私は思っています。

それで、施工業者からの回答も、当初は法人業者が多くなっていたと思うのですが、それが個人事業者への工事発注の広がりも顕著にあらわれてきているのですね、そして業種も、建築業者だけではなくて、屋根だとか板金工事だとか管工事だとか塗装、そういう工事業にまで広がってきていると。また、今後も補助金制度を続けてほしいという声も最も多くあったというのが特徴的なのです。

ですから、営業に有効的であったし、補助金の予算額をふやしてほしいという声も出されたわけなのです。これほど利用した方あるいは施工者にもいい事業だと、そういうふうに見られているのがあるわけで、こういう市民の要望に応えるということが今の市民本位の姿勢ではないのだろうかとは私には考えるのです。ですから、市長のこの辺の市民に応える姿勢というのをどのように考えているのか聞かせていただきたい。

それから、住宅エコリフォーム助成事業は28年度が1年目なわけですから、今の時点で5件しかなくて、助成額も議案説明の時点で63万円くらいというようなことを聞いています。助成額は国庫補助金がありますから、これが約半額と言われていいますから、小樽市の実質の負担額は、エコリフォームは30万円余りなのですよ。一方、リフォーム事業の補助金というのは、先ほど市長が答えられたように相当な額が3年間でありましたよね。3年間のうちの1年の平均額で見ても1,680万円あるわけですよ。そんな状況の中で、約14倍から15倍近く経済効果があると、そのことをやはり謙虚に考えていく必要があるのではないかと思います。

それで、市長提案でも27年度の国勢調査結果に触れて、小樽市の人口が前回調査と比べて約1万人減っていると、7.58%の減少になるということを言っていますよね。こういう非常に厳しい結果であると受けとめていますと言いつつ、言っているだけです。小樽の持続的な発展のために市の総力を挙げて人口減少に歯どめをかけていく対策を行っていく必要があると市長がおっしゃっていますので、ぜひ市長が掲げるそういうことに若い人を小樽市に定着させる、そして人口減少にも歯どめをかける有効な政策事業の一つだと考えるのですが、これについても一度考え直す気はないでしょうかと、それがまず質問です。

それから、市営住宅の空き家の関係で3点質問します。

市営住宅の空き家についてですけれども、空き家の多い地域の市営住宅について、入居可能な住宅については、用途廃止住宅が募集していませんから、長寿命化住宅が対象になると思うのです。空き家が多い地域の対象となる祝津住宅、これはもう管理戸数からいくと450戸あります。空き家戸数は、先ほど市長の答弁の中にあつたように76戸です。これを換算しますと、空き家率は16.9%なのですよ。2月に公募した戸数が16戸で、残りの60戸については、修繕予定やその他の理由でもって応募できない空き家となっているわけです。これと同じように、塩谷住宅では空き家が66戸あつて、空き家率は17.6%となっているのです。これは祝津住宅を超えているのですね、空き家率が。そういう点では、具体的に

空き家対策を進めなければならない、そういう状況に来ているのではないかと私は思っています。ですから、その点で市長は庁舎内で具体的な検討を進めていこうという思いはないのかどうか、それを改めて考えを聞かせてほしいと思います。

それから、市営住宅の関係で二つ目は、住宅を修繕する優先順位の基準ですけれども、入居募集者の状況に対応するという見方もあります。確かに、次から次に希望される場所とかそういうのはあると思うのですが、入居募集が少ないから修繕も後回しになるという理屈もあるのでしょうかけれども、これは逆ではないかと私は思うのです。むしろ修繕していつでも入れる体制がないから応募が来なくなると、そういう悪循環になるのではないかと思うのです。市民から見れば、空き家があっても入居させないのではないかという見方をするとするのは当然だろうと思うのです。市長は、市民のこういう感情という見方について、どのように理解されているのか意見を聞かせていただきたい。

それから、住宅の問題で最後の質問になりますけれども、退去後の住宅修繕費は管理代行業務で実施しているということですが、この管理代行業務費は、平成25年度から27年度の比較を見てみると、8,000万円強の額で推移しているのです。

一方、入居中の施設維持補修のための市営住宅施設整備費は、同じ3年間で比較すると3,100万円ほど増加してきているのです。具体的に言うと、平成25年度は決算額で見ると7,334万円、それが27年度では1億441万円となっていて3,100万円くらいふえています。

また、屋根、外壁、断熱などを補修する長寿命化改善事業としての市営住宅改善事業費は、これも同じように3年間の比較で見ると7,650万円増加しているわけです。ですから、市長が提案説明で示されたように、多くの老朽化した公共施設等を長寿命化によって更新費用の縮減を図ると、そのように言っているわけですから、市営住宅施設整備費だとか市営住宅改善事業費、要するに長寿命化の対策費ですよ、これは当然必要だと思います。そのことは私も理解できていますけれども、しかし退去後の修繕を行う管理代行業務費が公営住宅法の健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備するという目的からいけば、この額では足りないのではないかと思うのですが、その辺、市長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

1点目、リフォーム補助事業について、他都市の状況もいろいろある、それから過去に行った3年間の住宅リフォーム助成事業には効果があったということで、これをまたやってほしいという御意見といいますか、御質問でございますけれども、確かに答弁でも申し上げましたとおり、3年間では利用者のアンケート、業者のアンケートから申しますと効果があったものと理解しております。ただ、この事業については単費でしたので、やはり毎年2,000万円近いお金を出していくというのはなかなか厳しいだろうということも一つあります。

それからもう一つ、先ほど私どもの答弁からも御紹介申し上げましたけれども、この住宅リフォーム助成事業をした後、建設常任委員会の皆様と市とで協議いたしまして、前の住宅リフォーム助成事業は一定の役割を果たしたので、これからは市としての特徴、方向性を出していこうという議論がされている。それからもう一つは、これを時限ではなくて恒久的な制度にしようということで議論がされたことと承知してございます。その中で特徴ということについては、やはり先ほどリフォームの方向性とすれば、一般的なリフォームの次に需要があったのは、いわゆるエコ関係ですね、そういったことを勘案された。

また、エコについては国の助成があるといったことで、そういったことを総合的に勘案されてエコリフォームということをやっけていこうということで議会の皆様の提案で条例ができたと考えております。決して私どもほかのリフォームは要りませんということではないのですが、まずはこれを実現した。

そして、今おっしゃったとおり使いづらいということでは、1階だけの窓ではなかなか一遍には無理なのですといったこと、そういったことで、今、利用しづらいということでお話がありました。それについては、29年度から改善するということで考えておりますので、これからもまたできるだけ利用しやすいものにしていこうということで、常に利用者の皆様、業者の皆様の声を伺いまして改善に努めてまいりますので、まずはこれを使っけていただくということで私どもは考えているところでございます。

それから、あいているところの対策をいろいろやるということでございますけれども、確かに祝津ですとか塩谷、これについては空き家率が目立っているところでございます。そういったこともありました、先ほど入居について特例の部分がありまして行き違いがありました、私ども随時入居ということを行っけて随時入っけていただく、これは特例ではないほうですけれども、単身の方、それから一般の方、随時入居していただくということで努めております。そういったことでできるだけ入居しやすい環境をつくりまして、空き家を減らそうということで考えているところでございます。

それから、修繕の順位でございますが、これも後で質問された費用、予算の部分もあるのですが、やはり限られた3,300万円という中では全て退去後の部分についてはできない。というのは、退去後につきましては指定業者に払う管理代行業務費、こちらのほうで充てていると。それから、施設整備費につきましては、いわゆる退去後ではないのだけれども、やはり風呂釜の年数が切れた、消火器が耐用年数が切れた、それからガス検知器が切れた等、軽微なといいますか、そういったもの、これは大いに使っけています。それから、改善事業費については、大きなもので、例えば壁といったことで、役割がそれぞれ決まっけております。そういった中で、管理代行業務費の中の予算では退去後の修繕は全てできないということは、それも事実でございます。

ただ、私どもとすれば、入居したいのに修理が終わっけていないので募集できません、応募があるのに修理が終わっけていないので公募できませんという形にはしないと。ですから、入居率が高いところから、逆に言うと、大変失礼な言い方になりますけれども、修繕はしたけれども空き家のままとするのはまた、無駄とは言いませんが、効率が悪い。それであれば、できるだけすぐ埋まる場所から修繕が終わらないということはないようにしようということで修理を進められているといったことでございますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) 再々質問しますけれども、その前に、先ほど住宅エコリフォーム助成事業については申請件数が少ないということではございますが、新年度から一部緩和するということで、大した期待を持たせるような回答をしているのですけれども、はっきり言っけて私は余り期待していません。だって、この1年間、3月、今月末になって1年ですが、たった5件ですよ、そういう件数であって、それが緩和したからといってどれくらいふえるかと。だから、それにあわせて住宅リフォーム助成事業もやっけてくれという要求をしているのです。

(発言する者あり)

そうですね。だから、それをやっけてくれということでは。実際には、住宅エコリフォーム助成事業は想像した以上に少なかったということ、これからもそんなにふえないだろうと私は思っけています。

それともう一つは、今、優先順位の関係なんかを言っけてはけれども、空き家の修繕がおっけていく

ことになれば、空き家率の高い塩谷だとか祝津は、いち早く用途廃止の方向に持っていかざるを得なくなってしまうのですね。そうしたら、せっかくの市の住宅が募集できないままにいくことになってしまうのですね。そうすれば、地域の疲弊化にもつながるし、せっかくの小樽市の財産を有効に使えないということになると思うのです。その辺についての見解をもう一度聞かせてください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

住宅エコリフォーム助成事業、川畑議員の評価であれば、この制度は大したふえないのではないかと
いうお叱りといいますか、御批判の御質問でございますけれども、まず一つは、私どもとすれば議会の
皆様と協議してエコリフォームでまずいきましようということでございますので、その中でできるだけ
の改善をしている、それは市で勝手に改善したわけではなくて、業者の皆様、それから利用者の皆様の
声を聞いて、こういったことをまずやっていこうということで改善を進めているところでございます。
まずは、それを私どもとすれば進めたいということで申しているところでございます。

それから、空き家率の高いところということでございますけれども、私ども、繰り返しになりますけ
れども、空き家があるから、修繕を早くすると、優先順位としましては、やはり入居率が高い、すぐ埋
まるところ、そこはいわゆる商売でいくと欠品をつくらないようにしようということになると思うので
す。入居希望があるのに、あいて修繕が終わっていないのでだめということにはなりませんので、ただ、
やはり塩谷、祝津については、あきが埋まらないという状況でございます。それについては、やはりほ
かのところを優先して修繕が回らないということは、お許しいただきたいというふうに。ただ、そこで
祝津なり塩谷に希望者がふえて、だけれども修理が終わっていないので入れないのです、公募できな
いのですということはないようにしていきたいと考えておりますので、そういう意味では、その限りにお
いては、市有財産の無駄遣いといいますか、有効に使っていないということにはならないのではないかと
考えておりますので、御理解いただきたいと思ます。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第21号、議案第24号、議案第31号、議案第
35号、議案第37号、議案第40号、議案第42号ないし議案第44号、議案第48号、議案第51号、議案
第52号、議案第56号及び議案第58号並びに報告第1号ないし報告第4号及び報告第7号ないし報告第
9号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付
託の上、審査することにいたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、千葉美幸議員、酒井隆裕議員、酒井隆
行議員、濱本進議員、面野大輔議員、林下孤芳議員、新谷とし議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第22号、議案第23号、議案第25号ないし議案第28号、議案第30号、議案第32号、議
案第47号、議案第49号及び議案第57号並びに報告第6号及び報告第10号につきましては総務常任委
員会に、議案第41号及び報告第5号につきましては経済常任委員会に、議案第34号、議案第36号、議

案第46号及び議案第59号並びに報告第11号につきましては厚生常任委員会に、議案第33号、議案第38号、議案第39号、議案第45号、議案第50号及び議案第53号ないし議案第55号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第17号及び陳情第18号につきましては、学校適正配置等調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月16日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 中 村 誠 吾

議 員 小 貫 元

平成29年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成29年3月17日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹													
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義											
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信										
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章							
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生				
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡								
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	工	藤	裕	司	総	務	部	長	伊	藤	和	彦									
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也					
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公															

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 2月28日の本会議におきまして、秋元議員の業務担当員以外の者が、中止の指示をできるのかという旨の再々質問に対しまして、中止の指示を行う場合は、業務担当員から業務主任に対し行うのが一般的であるが、委託者側の誰もできないのかという法律議論になると、市の中で一定の権限を持った者は中止できると考えられるという旨の答弁をいたしました。

答弁の趣旨は、委託者から受託者に対し指示を行う場合には、委託者側の窓口である業務担当者から受託者側の窓口である業務主任に対して行うのが大原則であるが、業務担当者以外の委託者側の者は、誰も指示をできないのかというと、委託者は市であるので、市内部の権限を持った者が、受託者側に指示等を行ったとしても違法にはならないというものであり、現場の作業員に直接指示を行うことができるという趣旨で申したものではありません。

改めて答弁させていただきますと、「委託者の業務担当員であっても、現場の作業員に直接指示することは、できません。一方、業務担当者が受託者側に対し行うことができる指示については、当該業務担当者の上司が指示を行ったとしても、違法ではないと考えております。」以上が訂正となります。

今後は正確な答弁に努め、議会審議に支障がないよう留意いたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

このたびは、大変申し訳ありませんでした。

○議長（横田久俊） 日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日3月17日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日から3月22日まで、5日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議事整理のため、明日から3月21日まで休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時03分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 石 田 博 一

議員 佐々木 秩

平成29年
第1回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成29年3月22日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹														
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義												
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信											
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章								
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生					
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡									
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生											
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦									
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公					

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第28号及び議案第30号ないし議案第59号並びに報告第1号ないし報告第11号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案は、総合計画策定の手続等について定めたものであり、条例案では、総合計画審議会の委員から市議会議員を外す内容が示されている。

市は、行政実例の考え方などを踏まえ、議員を審議会から外したというが、議員が参加すべき合理的な理由さえあれば、行政実例は議員を外すことの錦の御旗にはならないと思うがどうか。

また、本市には総合計画審議会以外にも議員が参加する審議会があり、今回の委員構成変更の議論は、それらの審議会にも影響を与えると考える。本来は全審議会の委員構成という大枠の議論から進めるべきであり、個別の審議会だけを取り出し議論することは、議論の順序が逆転していることから、本議案は一度取り下げるべきと思うがどうか。

市議会議員を審議会委員から除いた理由の一つとして、市は道内主要都市では、議員が審議会に加わっている事例がないことを挙げている。

この理由については、道内主要都市の事例にあるように、基本構想のみを答申事項とし、基本構想が議決事項であることから議員を審議会に入れられないということであればまだ理解できるが、本条例案では、基本構想と基本計画を答申事項とする一方、基本計画を議決事項にしていないことから、議会として基本計画に対して議決権を行使できないなど、他市の事例とは事情が異なることを踏まえると、他市の事例を挙げて議員を審議会から除く理由にはならないと思うがどうか。

市は、議員を審議会委員として参画させることに、重大な支障はないものの、行政実例では議会と執行機関の分立の趣旨から適当ではないとの判断があることから、その状態を解消したいとして今回の条例案を提案したのだという。

しかし、議会議論もないまま、このような理由で提案されては、議会側から捉えれば、余りにも市長部局の権力的、一方的な手法であると言わざるを得ず、また議員を審議会委員とするかどうかについても議論を深める必要があることから、市においては、今回条例を提案したこと自体を再考してほしいと思うがどうか。

総合計画審議会委員から議員を外すことを決定するに当たり、市は、道内の主要都市の状況のみを調査したというが、議員を外すだけの客観性を担保するには、道外も含めた他都市の事例を詳細に調査し、十分なデータを収集する必要があると思うがどうか。

また、市としては、本条例案は単なる手続条例という認識とのことだが、これまでの総合計画とは異なり、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造から、基本構想、基本計画の2層構造へと変更されている。総合計画は、今後10年、市の進むべきフレームを決める大事な計画であるにもかかわらず、市が

らは議会に対して十分な説明も行わず、議論すらされていない状況であることから、こういった変更についても、もっと議会議論を続けるべきと考えるがどうか。

市は、防災行政無線の整備に向けた調査及び基本計画策定のために、1,200万円もの予算を計上したが、これまで防災無線の導入は難しいとしていた市が、大きく方針を転換した理由は何か。

今回、多額の予算を計上し、調査等を行うからには、調査結果を見て、導入は難しいと判断することはあってはならないと考える。導入に向け市には、本市にとって効果的な行政防災無線の組み立てを検討してほしいと思うがどうか。

森井市長の後援会幹部が代表を務める団体が、市を相手に提起した損害賠償請求については、過去の最高裁判例に照らし合わせると、原告側に無理がある訴訟であり、小樽市が負けるはずのない訴訟であると考えているが、森井市長は、原告の代表者が自身の後援会幹部であっても、棄却を目指した対応をすると考えていいのか。

いかに市長自身の後援会の幹部といえども、この訴訟の原告の代表者であることに鑑みると、市長とは直接の利害関係者であるため、森井市長は私的に会うなど疑われるような行動は慎むべきであり、原告と通じて訴訟に影響を及ぼすことが背任に当たる可能性があることを十分に認識するべきと思うがどうか。

市長は、商工会議所の審議会等への参加者の人選について、特定の人だけでなく、多くの人に出てもらいたいとの考えから、事あるごとに「商工会議所が変わってほしい」と述べているが、そもそも市長が商工会議所に対し、個々に別々の人選の依頼や指名ができる法的根拠は存在するのか。

また、審議会に参加する人選について、市は副市長を窓口で商工会議所と話し合いを進めるとしていたが、実際は何も進んでいないという。経済界との関係改善が重要であるにもかかわらず、話し合いを行わない市の対応について残念だと言わざるを得ないがどうか。

議案第56号職員給与条例の一部を改正する条例案は、扶養手当の月額について、職員の配偶者に係るものは減額し、子に係るものは増額する内容であるが、市では、この改定に当たり、どれだけの職員に影響があるのか調査は行ったのか。

子に係る扶養手当を増額してはいるものの、この財源については、配偶者に係る扶養手当の減額分を充てているとのことであり、職員の世帯構成によっては、扶養手当の合算額が減額になる場合があることに鑑みると、配偶者に係る扶養手当の減額は、人事政策として不適切であると言わざるを得ないと思うがどうか。

職員の早期退職について、優秀な幹部が定年前に退職していくことは、市の人材的損失であると考えているが、行政手腕の熟度の高い職員が早期退職していくことの影響を市はどのように考えているのか。

また、森井市長が就任してからの約2年間、市長や部長、一般職員との間の意思疎通の取り組みに無理や無理解があり、職員の仕事に対する意欲の減退など、今後の市政運営に重大な影響が出ると考えるが、調整役の立場にある副市長は、その原因や影響をどのように考え、今後どのような対策を行うつもりなのか。

市職員においては、時間外勤務時間の上限は設定されていなく、平成27年度には年間1,029時間もの時間外勤務に当たった職員がいたと聞く。過労死の労災認定基準が月80時間の時間外勤務を目安としていることに照らせば、この職員の時間外勤務の実態を、市はどのように認識しているのか。

また、管理職が負担を強いられている勤務実態について、行政のプロフェッショナルとして、誇りと使命感を持って取り組んでいけるものとして期待しているという市長の言葉は、市職員への使命感の押しつけになるのではないかと懸念するが、市はどのように認識しているのか。

市税の高額滞納対策として、市は、第三者委員会による特別チームの設置を検討するというが、どのような必要性があって外部に組織をつくるという考えに至ったのか。

実際に外部組織によって滞納対策を進めている自治体はないとのことだが、そのような組織をつくることについて、守秘義務など法的な問題は生じないのか。

また、検討を行うに当たっては、拙速に進めるようなことはせず、庁内議論等をしっかりと行い、議会に対しても進捗状況等をきちんと報告してほしいと思うがどうか。

就学援助事業に対する国庫補助の対象品目として、平成22年からクラブ活動費と生徒会費、PTA会費の3品目が追加されたことに伴い、市教育委員会では、平成29年度の予算要求で、就学援助費にPTA会費分を上乗せしたものの、PTA会費分を除いた額が予算計上されてしまったという。

この予算査定について、市は限りある財源の中で、事業の有効性や優先性を考慮した結果であるというが、それであれば、市長は、PTA会費を補助することの有効性などは低いと考えているということなのか。

PTA会費は誰もが負担しなければならないものであり、追加された3品目の中でも特に重要だと考える。そのことを踏まえ、再来年度の予算にはPTA会費分についても計上することをぜひ検討してほしいと思うがどうか。

児童用机・椅子更新事業費、生徒用机・椅子更新事業費については、劣化の著しい机・椅子を計画的に更新していくものであり、今まで机や椅子の更新が学校配当予算の範囲内で行われていたことを考えると、この事業費が新設されたことはとても喜ばしいが、このことによって学校配当予算が減額されるようなことはないのか。

最近、中学生であっても体格が大きく、既存の机・椅子では小さくて体に合わない生徒がいると聞く。今後、既存の机・椅子より大きいサイズのを必要とする要望があった場合、市教育委員会にはそれぞれの体格に合った机・椅子を用意するよう対応してほしいと思うがどうか。

市では、首都圏に立地する企業の情報収集などを実施するため、新年度から新たに企業誘致推進員を東京事務所に配置するという。推進員には、首都圏の企業での勤務経験や、企業誘致に関する業務経験などを有する首都圏在住の退職者を採用する予定であるというが、首都圏にあって、報酬月額24万円の嘱託員という待遇では、市が望むような人材を採用するのは困難であると思うがどうか。

一方、企業誘致については、これまで市長がトップセールスとして企業訪問などを行ってきたが、訪問する企業の選定や訪問時期などは、誰がどのように決定しているのか。

また、現状におけるトップセールスの成果や目標はどのようになっているのか。

企業誘致推進員については、嘱託員とし、任用期間は1年間だというが、企業誘致は1年で結果が出るものではなく、市には企業誘致の取り組みが継続的に行えるよう、任用期間が終了しても任用を継続したり、新たな推進員を任用するなど、継続的に東京事務所に推進員を配置してほしいと思うがどうか。

IT関連企業等誘致促進補助金については、市内中心部での雇用創出を目的とし、市外から進出のIT関連企業等を対象にしており、市内中心部としては、小樽駅から小樽築港駅までを範囲としているという。本当の中心部である小樽駅周辺だけでなく小樽築港駅周辺までを含め、さらに企業へは小樽築港駅周辺施設としてウイングベイ小樽を紹介するということは、市には、この補助制度をウイングベイ小樽の空き店舗対策とし、テナント収入をふやす手助けをして、市税の滞納整理をさせるという目的があるのではないのか。

また、市長は、企業誘致の拡大のほかにも中小零細企業への大きな助成支援を行うと公約しているのだから、IT関連企業等に限定したこのような補助制度を実施するばかりではなく、中小零細企業への経

営支援の拡大を具体的に考えてほしいと思うがどうか。

高島袖護岸における係船環設置の許可については、観光船事業者から平成28年11月16日付で工作物等施工許可申請書が提出され、市は12月1日に許可を行っている。その許可書の施工期間における終期が施工後60日となっていることについて、施工後とは工事が終了した後ではないかと聞くと、市は、施工後とは着手後であると解釈しているというが、施工期間の取り決めは、非常に重要な要素であり、その要素を欠く許可は、重大かつ明白な瑕疵を持つ行政行為であり、許可は無効と考えられる。

高島漁港区の観光船事業については、現在まで1年近く議会で問題視され、昨年の第4回定例会においては、当該許可について取り消しを求める決議までされている案件であることから、解釈しがたいあいまいな施工期間の表示のままの許可とせず、申請書を再提出させるなど、ぜひ是正してもらいたいと思うがどうか。

小樽港の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例と、石狩湾新港の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例の禁止構築物に関する条文解釈について、港湾室は、小樽港の条例には、日用品といった文言が明記されていないので、小樽港では想定していないとして、双方の条文解釈は異なると示している。

しかし、双方の条例は、港湾法第40条の規定に基づき、同様の目的で制定されていることに鑑みると、小樽港だけ異なる解釈はできないことから、港湾室の示す、双方の条文解釈は異なるという主張は、成り立たないと思うがどうか。

高島漁港区における観光船事業について、市は事業者に対して、不適切な状態に対する是正指導を繰り返し行っているが、市としては、事業者には改善する意思があり、不適切な状態は常習化している状況にはないことを根拠に、違法状態ではないと判断しているという。

しかし、港湾室が事業者に対して、1年余りの間に16回にも及ぶ指導や注意を行っている事実に鑑みれば、不適切な状態は常習化していると判断されるのが通例であると思うがどうか。

市は、高島漁港区における観光船事業者による、係船環設置等の問題について、これまで事業者から事前に相談があった件も含め16回もの行政指導を行ってきたという。16回も行政指導を行ってきたことについて市は、事業者から改善の意思が感じられたことや、市が粘り強く指導を行ってきた結果と言うが、過去に同一の事業者に対し16回もの指導を行った事例は存在するのか。

また、改善の意思を示しつつ長期にわたり改善されなかった実態について、市はどのように認識しているのか。

市は許可する立場であり、事業者が指導に対し改善しないのであれば、許可しなければよいだけの話であることから、粘り強く指導を続けるという対応には疑問を感じざるを得ない。市は、当該観光船事業者が、高島漁港区で事業を行えるようにすることを前提として、そのような対応をしているのではないのか。

第3号ふ頭及び周辺再開発計画に盛り込まれている第3号ふ頭の国際旅客船ターミナルビルの建設計画について、市長は、今は考えていないというが、市民や議会の意見も聞かず、一度決定した計画を勝手に変更するのは問題があるだけでなく、計画策定に取り組んだ策定委員への配慮も欠いており、冒涇ともとれると思うがどうか。

審議会等で決定した提言が、市長の一言で有名無実化されてしまうのであれば、市長が目指している市民参加型の行政運営は、全く意味のないこととなるが、森井市長は、今後もこれまでと同様、市長の権力を利用して、独断的に計画や事業の変更を行っていくつもりなのか。

平成29年度一般会計予算には、重点施策として、小樽産農産物の消費拡大を図る活動を補助するため、

小樽産農産物PR事業費補助金が計上されており、新年度は、既存の農産物直売所に補助を行い、イベントなどでのPRを通じて、地場農産物の消費拡大のきっかけづくりを行う予定であるという。

しかし、これまで知名度が高いとは言えない小樽産農産物の存在を市民に知っていただくためには、PRだけではなく、小樽産ということが一目でわかる工夫や、他地域の農産物との差別化が必要と思うがどうか。

また、近年、ブランド化に成功している小樽産シャコの例を見ても明らかなように、年数を重ねて周知を続けることで広く認知されていくものと思われる。農産物のPRについても、農業者と意見交換をしながら、じっくりと取り組んでほしいと思うがどうか。

議案第31号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案については、塩谷の山林の一部を高速道路建設用地として売却するものであるが、高速道路の整備が進められる一方、塩谷文庫歌一蘭島間の国道5号の整備については時間を要している。

しかし、整備が急がれるのは高速道路ではなく、生活路線である国道5号こそが優先されるべきと思うがどうか。

議案第37号おたる自然の村条例の一部を改正する条例案については、野営施設の入場料を新設するものであるという。このことは、野外活動を主とした体験学習を行う青少年団体には大きな影響があると考えるが、そのような団体は活動費が乏しいため、入場料を新設した場合の負担は、そのまま保護者の負担になってしまうと想定される。市は、そのような負担を課すことをどのように考えているのか。

入場料の新設は、一般会計の負担減少と利用者増加のためというが、入場料の新設という事実上の利用料の値上げは、より利用しやすくすることで利用者をふやし、経営を改善するという本質に逆行していると思うがどうか。

議案第35号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案は、男性や子供が夜間に勤労女性センターを利用できるよう、使用時間を夜間に拡大することに伴い、新たに使用料金を設定するものだが、この改正は、男性利用の拡大を目的としたものなのか。

また、センターの利用拡大には、市民への周知が大切であるが、市としては、施設が老朽化していることもあり、周知には消極的な一面もあるという。

しかし、センターの利用者は託児所を無料で利用できるなど利便性の高い部分もあることから、そういった部分の周知を行い、利用者拡大につなげてほしいと思うがどうか。

国民健康保険料の賦課限度額について、市は限度額に達する所得が国の想定より小樽市は低いことから、これまで限度額の引き上げを遅らせてきたと説明していたが、平成29年度、30年度の2年間で段階的に国と同じ水準まで引き上げるといふ。

後期高齢者医療制度においても、保険料軽減特例制度が保険料の激変緩和措置として実施されてきたが、平成29年度から段階的に見直され、軽減割合が変更されるという。

これは、どちらも保険料負担を増加させるものであり、高齢者の負担をふやすばかりで社会保障とは言えないものと考えているが、市は、このような制度改悪について、国に意見を言っているのか。

また、各種保険料による市民負担を軽減するためにも、市には国保料などの引き下げをしてほしいと思うがどうか。

後期高齢者医療歯科健康診査事業については、北海道後期高齢者医療広域連合が策定した事業計画に基づき、後期高齢者の口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病予防のために、無料で歯科検診を実施するもので、国からの補助金を受け、道内の市町村に委託する形で行われ、市としては歯科医師会に委託し、平成29年度から市内歯科医院で実施したいと考えているとのことである。

口腔内の健康は、健康寿命の延伸のためにも重要であることから、市には、歯を失う前に健診を受け歯の健康を維持できるよう、後期高齢者だけを対象とするのではなく、若い世代の人にも事業を展開してほしいと思うがどうか。

議案第19号平成28年度介護保険事業特別会計補正予算については、給付費の減などによって保険料に余剰金が生じたため、基金積立金からの繰り入れを減額するなどの補正を行うものである。この補正により、基金積立金は28年度末で約4億2,700万円になる見込みであるとのことだが、29年度に検討される30年度から32年度までの介護保険料の算定に当たっては、この基金積立金の一部を繰り入れることで、市民負担を軽減することに役立ててほしいと思うがどうか。

また、現在の介護保険料は所得等に応じた10の段階が設定されているが、高額所得者に相応の負担をってもらうためにも、段階をさらに細分化することを検討してほしいと思うがどうか。

介護保険の保険給付費に係る予算のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについての予算額は、前年度予算と比較すると、1,880万円の増額となっている。

しかし、このサービスは、利用者がこれまで利用してきたサービス事業者を変えなければならないなどの理由から、提供開始以来、利用者が余りふえておらず、このような状況の中で、市が予算増額したことは疑問であり、その理由は何か。

平成29年度介護保険事業特別会計予算の一つとして、認知症カフェを実施する団体に対し運営経費の一部を補助する、認知症地域支援・ケア向上事業費があるが、募集する団体の条件や募集時期は、どのようになっているのか。

認知症カフェという名称だと、認知症の方が逆に入りにくいということも考えられ、市の事業として行う以上、統一感があり、さらに地域性が感じられる名称をつけるよう検討してほしいと思うがどうか。

子供の貧困対策については、問題が多岐にわたることから、政策の優先順位を考えることが重要であり、そのためには、組織を横断する連絡体制の構築が必要である。そのため、帯広市では、平成27年に関係者による会議を設置したと聞くが、本市には同様の会議は設置されていないのか。

また、本市にとって、子供に関する施策は人口対策の重要な柱である。市には、予算や人的資源を十分に充てた上で、施策に取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、保育士不足解消の一環として、平成28年度から新たに認定こども園等に就労した方を対象に補助金を支給する、保育士就労支援補助金事業を実施したという。

しかし、29年度当初予算には事業費が計上されておらず、今年度は事業を実施しないということなのか、また、そうであれば代替する事業は行わないのか。

保育士不足は、全国的に悩まれている課題であり、本市においても同様である。市には、保育士を確保することで、入所待ち児童の解消を図り、子育て世代が安心して生活できる環境づくりに努めてほしいと思うがどうか。

現在、保健所長の不在が続いている問題について、市は、小樽市立病院局長及び副市長が中心となり、適任者を確保するために、北海道や大学医局に働きかけを行っているものの、いまだ適任者の確保には至らない状況であると聞く。保健所長の不在が続く異常な状況にあっては、その適任者に足る医師の確保に向け、より一層の努力が必要だと思うがどうか。

小樽市立病院の経営状況については、開業以来順調に推移していると考えているが、黒字になると言ったにもかかわらず、結果が赤字となると大変なことである。財政健全化法上の資金不足は、一度解消したとのことだが、現在の状況はどのようになっているのか。

一般会計から病院事業会計への繰り出し金について、国からの支援を除いた市の実質の負担額は、5億

5,000万円ほどとなっているが、この額は、市の財政状況からして耐えられる額なのか。

議案第40号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案は、個人または民間事業者が所有する賃貸住宅の全部または一部を借り上げて市営住宅として設置できるようにするものであるが、新たに借上住宅を設置することで既存の公共賃貸住宅長寿命化計画や住宅マスタープランに影響が出るようなことはないのか。

この借上住宅の入居対象は、入居時に就学前児童が同居している世帯で、その児童が小学校を卒業するまでを入居期間としているが、パブリックコメントには、入居期間を中学校卒業までに延長したほうがいいのではないかという意見が寄せられたと聞く。こういった意見を含め、いろいろな検討がされた結果、今回の条件になったとは思いますが、今後、この条件などが見直されることはあるのか。

また、民間事業者の住宅を借り上げる際には、特定の企業を優遇するようなことがないように制度を運用してほしいと思うがどうか。

市は、旧寿原邸に移住者の受け入れ窓口の機能を持たせるとともに、リノベーションスクールを開校し、その実習の場として老朽化が進んでいる同邸宅の修繕を行うという。

修繕については、リノベーションスクールに通う方に任せるとしているが、専門家ではないスクールに通う方に修繕を任せることは少々危険性があると考え。くれぐれも市には、人件費や補修費を抑えるためにスクールの方に任せるということにならないよう、考えてほしいと思うがどうか。

また、本市には旧寿原邸のほかにも歴史的価値を持つ建築物が存在する。市には、財政が厳しい中でも、これらの建築物を将来的なまちづくりにも生かしていけるよう、先行投資的な考えに立ってまち並み保全に努めてほしいと思うがどうか。

本年1月5日、積雪によりバス路線である緑第2大通りの幅員が狭くなったことで、バス事業者は安全なバス運行ができないと判断し、最上線を迂回運行することを余儀なくされたと聞く。

これは、バス運行に必要とされる幅員について、バス事業者と市との認識に相違があったことが原因とのことだが、約4,000人もの市民に多大な御不便をおかけした現実に鑑みれば、今回の迂回運行に至った原因を改めて分析し、それを踏まえた上で、二度と同様の事態が発生しないような体制づくりに努めてほしいと思うがどうか。

また、市長は、バス運行に支障を与えたことに対する責任の所在は、市政の執行者である市長、雪対策本部長である副市長にあることを認めているが、その責任に対する処分はどのように考えているのか。

緑第1大通り、第2大通りに挟まれた梯子状の道路の排雪作業について、市は今年度、一部の道路を対象に、これまで夜間に行っていた作業を昼間に行ったという。市は、この排雪作業方法の変更は、沿線住民の安眠を確保するためというが、一方で住民からは夜間の作業がうるさいので、やめてほしいといった苦情はなかったという。市は変更に当たり、地域住民や町会長に対して、事前に相談を行ったのか。

今回の作業方法の変更により、結果的に地域住民からの苦情が増加したと聞くことから、市は、来年度に向けて、昼間に排雪作業を行うことに対する安全確保、業者が被る時間的負担や費用負担など、問題点を多角的に検討した上で、排雪作業方法を見直すべきと思うがどうか。

2月9日の夜、市長はみずから直接排雪作業中の現場に出向き、受託事業者に対して、排雪を実施する路線なのかどうか確認するよう求め、結果として、事業者は作業を中止せざるを得なくなったという。

市長が市の委託業務の最高責任者であることを考えると、市長みずからが業務の確認を求める行為は、受託事業者、それも現場の作業員にとってはとても威圧的な行為になるものと思うがどうか。

また、市長みずからが現場に出向き、結果的に業務を中止させたということについて、除雪対策本部

長である副市長はどのように考えているのか。

市長は、石田議員から危険な作業をしているとの電話連絡を受け、現場に出向き、そこで市長自身も排雪現場の安全対策について疑義を抱いたというが、みずからの知識不足から、安全対策についてしっかり確認することができなかったという。結局、市長はその後しばらくしてから現場を離れたとのことだが、安全対策に疑義があったのであれば、現場責任者に納得できるまで確認する必要があるのではないかと思うがどうか。

また、市長自身も現場で危険な作業が行われていたと感じたというが、その後しばらくの間、市長は除雪対策本部で排雪業務を統括する本部長である副市長や実質の責任者である雪対策課長に危険な作業が行われていたと伝えていなかったという。

こういった状況に鑑みると、危険な作業が行われていたというのは、現場に向かった理由として後から考えついたものではないのか。一方、業者は、市との協議において、排雪作業を実施していたにもかかわらず、市長の行為で排雪作業を中止せざるを得なくなったことから、相当の損害が生じた可能性がある。市の連絡ミスで業者が作業を行っていたのであるから、市には、その損害額について調査をしてもらいたいと思うがどうか。

地域総合除雪の契約書においては、第9条で「業務主任等に関する措置請求」として、受託者の業務主任及び副業務主任で業務の履行または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができるかとされているが、2月9日の住吉線の排雪が、森井市長から見て危険な行為であったというのならば、正式な手続を経た上で措置請求を行うべきなのではないか。そもそも、森井市長と事業者の言い分には乖離があるが、これはきちんと調査をして、しかるべき手続をとる必要があるのではないかと。

同じく契約書の第20条では、「一般的損害」として、業務の完了前に生じた損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由によって生じたものについては、委託者が負担するとされているが、2月9日の作業については、市の伝達ミスにより生じた作業であることから、作業員や機械を確保したのに作業ができなかったことによって生じた事業者の損害は、市が負担するべきであり、事業者としっかり話し合っただけで結論を出してほしいと思うがどうか。

今冬は、いまだに排雪されない道路脇の雪山が市内各所に残されている。観光客が多く行き交う中央通においては、真っ黒な雪山となって美観を損なわせており、観光都市小樽としては問題ある状態だと思うが、市は、どうして排雪を行わないのか。

また、病院や薬局などへの車両や歩行者に加え、緊急車両も多く通行する市道住吉線においては、中央分離帯の雪山が高く、右折車の見通しがきかず、市民の安全が確保されていないように思われるが、市は、雪解けまでこの雪山を放置するつもりなのか。

市道桜町本通線も道路脇の雪山が放置されているが、こういった状態について、観光振興や市民の安全確保の観点から、市長はどのように考えているのか。

水道料金・下水道使用料については、基本水量を2カ月20立方メートルで基本料金を設定しているが、基本水量まで使用していない世帯が4割もあることが問題である。

水道局は、従来、基本水量を見直しできない理由としていた累積赤字が既に解消され、現在は今後10年間を計画期間とする上下水道ビジョンを策定する中で、長期的な財政状況を見ながら見直しを検討したいというが、その検討を待たずに、市民の声に応え、強い意志を持って、基本分と超過分の水道料金と下水道使用料を引き下げるべきだと考えるがどうか。

水道料金については、以前から料金体系、基本水量の見直しについて議論がされており、料金体系に

については、平成31年度以降における、次期上下水道ビジョン策定の中で検討していくとのことであるが、現状、どのように策定を進めているのか。

市民にとって水道料金は低いにこしたことはないが、老朽化する施設の更新を先送りにして、結果、大規模な事故が発生し、長期間に及ぶ断水になったのでは本末転倒であり、コスト意識を持って業務に当たることはもちろんのこと、必要な投資や維持管理のレベルを見きわめ、将来に向け、安定的で持続可能な事業運営を行っていくことが一番重要であると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、新谷委員ほか1名から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第16号、議案第31号、議案第37号、議案第40号、議案第44号及び議案第56号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、議案第24号につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

なお、議案第24号が継続審査となりますことから、当委員会は閉会中も存置し、引き続き審査することといたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第1号に対して高野議員外4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第1号平成29年度小樽市一般会計予算案に対する修正案を提案します。

安倍政権の経済政策、アベノミクスで日本銀行の異次元金融緩和や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で史上最高益を更新し、大株主など富裕層に巨額の富がもたらされました。しかし、厚生労働省の毎月勤労統計による労働者の実質賃金は4年間で年額18万円も減り、総務省の家計調査によると、2人以上世帯の実質家計消費支出は、2015年9月から昨年12月までの16カ月間、連続して対前年比マイナスです。

さらに、社会保障の削減も相次ぎ、格差と貧困が一層拡大し、日本の貧困率は先進国OECD34カ国の中でワースト6位という状況です。

地方への経済効果もあられなく、小樽市内の事業所は5年間で1,000件以上の事業所が減少し、2011年から2014年の間に非正規労働者の割合は33.5%から35.1%にふえ、正規労働者は66.5%から64.9%に減っています。

日本共産党の修正案は、こうした国の悪政から市民の福祉を増進させ、地元企業応援と雇用の拡大、若い人たちの市内への定住を図ることで、景気回復にもつながることを目標に提案するものです。

提案の内容は、高齢者の生きがい対策としてのふれあいパス事業は、2017年度の利用見込み数19万6,000冊分をワンコイン利用とし、年金や事業収入が落ち込む中、社会保険料の軽減を行います。国民健康保険料は1世帯7,000円引き下げ、介護保険料は今期の第1段階は前期第5期の保険料より下がったため、第2段階から基準額の第5段階までを第5期と同額にします。

今春卒業の高校生の市内事業所内定は50.9%、地元企業は地元の高校生を雇用し、人材育成をしたいという意向を持っていること。卒業後も休職している人もいることから、雇用対策と地元定住策として20歳以下の人を雇用した場合、1人20万円で1,000万円を充当いたします。また、中小零細事業者に限度額50万円、無利子無担保の緊急資金貸付金制度を設けます。住宅リフォーム助成制度は利用者と事業者の要望が強いこと、個人事業者にも仕事が回り、経済波及効果が大きいことから、住宅エコリフォーム助成制度とは別に復活させ、過去3年間の申し込み数の平均200件を対象にします。

若年者の生活応援定住対策として、若年者定住促進家賃補助金制度を創設し、お互いに35歳未満夫婦で非課税世帯の家賃を抽選で160世帯に補助します。

小樽市は市営室内水泳プール廃止後、本来その補償金6億8,000万円をもって新プール建設すべきを、駅前再々開発の資金に流用し、さらに第6次総合計画前期実施計画にのせられていた基本設計、実施設計を後退させました。市民の健康と青少年の健全育成、公式記録を出せる市営室内水泳プール再建は、市としての責任でもあります。市民の悲願に応え、2017年度中に基本設計、実施設計をするため2,800万円を充てます。

これらの事業の実施する財源として、有価証券売却収益、並行在来線を経営分離する北海道新幹線推進費、小樽港と機能分担が崩れ小樽港を衰退させている石狩湾新港管理組合負担金、個人一人一人を管理する個人番号カード交付事業費、海水浴場対策委員会貸付金などを削減し、小貫議員の質問でも明らかになったように、IT企業誘致は不確実な部分が多く、それよりも地元企業を応援するため予算を使うべきであることから削減、また、市民理解が得られず、まちづくりにも反する学校再編計画推進経費を削減し、これらを充当します。事業費の若干の不足分51万7,000円を財政調整基金積立金から調達し、これらの予算措置の結果、財政規模は市長提案より1億2,063万2,000円少ない551億5,080万円となります。

不要不急の事業を削減し、市内中小零細企業応援と市民生活応援の我が党の予算修正案に各会派議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号ないし議案第16号、議案第31号、議案第37号、議案第40号、議案第44号、議案第56号については否決、議案第24号については継続審査、議案第1号修正案に可決の立場で討論を行います。

トップランナー方式での交付税への影響ですが、基準財政需要額全体では大きな増減はないとの認識ですが、制度上、地方交付税の算定を通じて民間委託などを一律に自治体に迫るものであり、認識は改めるべきです。

IT企業誘致ですが、全額単費で2,000万円もかけて企業進出を促す補助金が計上されていますが、拙速であると考えます。まずは地元企業を元気にすること、地場産業発展に寄与することが必要なはずです。

石狩湾新港管理組合負担金については、過度な投資にならないよう常にチェックしていくとの答弁がありました。具体策は見えません。

マイナンバー制度については、情報漏えいの危険性や市民へのメリットよりもデメリットが大きいことなど、一貫して反対をしております。

予算編成時に除雪費を計上しなかったことについてですが、当初予算で計上することが原則であるはずで

です。新市営室内水泳プールですが、先進都市視察等の調査経費が計上されていますが、いつくるか決めて取りかかることこそ必要です。複合化の検討に時間をかけるのではなく、平成29年度中に基本設計、実施設計を実施するべきです。

小樽港の長期構想に数値を盛り込む方針を示したことで、港湾計画策定がおこなわれていることは大問題です。

学校適正配置ですが、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を見直す必要があると主張します。市民から求められている就学援助の費目拡大、特に今回PTA会費について小樽市が盛り込まなかったことは市長の責任です。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療についてですが、市民負担軽減こそ求められています。国民の賦課限度額については、限度額に達する所得が国の想定より低いことから、これまで限度額の引き上げをおこなってきたと説明しましたが、2017年度、2018年度の2年間で国と同じ水準に引き上げるといいます。

後期高齢者医療制度についても、軽減特例制度は2017年度から変更されます。これらの保険料負担増改悪に対して、しっかりと国に意見を言うことが求められます。

介護保険基金積立金は2017年度末で4億2,700万円となる見込みです。2017年度に検討される介護保険料の算定に当たっては、基金積立金の一部を繰り入れることで市民負担を軽減するべきです。また、現在10段階の介護保険料の段階をさらに細分化することを求めます。

水道料金、下水道使用量では、基本水量を2カ月20立方メートルで基本料金を設定していますが、基本水量まで使用していない世帯が約4割に上っていることは問題です。また、新年度から次年度にかけて水道ビジョンが策定されるとのことですが、ビジョン策定まで基本料金引き下げと従量料金の改定は行われない見込みであることは問題です。市民の声に応え、ビジョン策定を待たずに、基本分と超過分の水道料金と下水道使用量を引き下げるべきです。

議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案についてですが、議論が不十分のため継続審査を求めるものです。

議案第31号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案です。高速道路をNEXCOに売却とのことです。急がれるべきは高速道路ではありません。生活道路である国道5号塩谷文庫歌・蘭島間の整備こそ優先するべきです。

議案第37号おたる自然の村条例の一部を改正する条例案です。おたる自然の村で野営場の入場料を申請することですが、より利用しやすくすることで利用者をふやし、経営を改善していくというのが本質であるはずで

す。今回の事実上の値上げは逆行しています。議案第40号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案です。既存借上公営住宅についてですが、見直しはあり得るとはいえ、拙速なスケジュールです。また、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画への影響や特定の企業が優遇される心配を拭いきれません。入居対象者も入居時に就学前児童が同居している世帯で、その児童が小学校卒業までを期間としています。入居期間を中学校卒業まで延長することを検討するべきです。

議案第44号小樽市簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案です。現在、赤字が続き、一般会計から繰り入れています。今後、利益を上げた場合、減債基金に積み立てるとのことですが、一般会計に戻ることが本来であるはずで

議案第56号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案です。この手当の増額は当然ですが、配偶者手当の削減は人事政策として不適切です。

以上申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案についての討論を行います。

ただいまの委員長報告に反対し、議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について可決の立場で討論を行います。

予算特別委員会では、本条例案の中で審議会の委員構成に市議会議員が含まれないことが主な争点となったようですが、委員構成については、執行機関の附属機関である審議会に議員が加わることは適当でないとする、行政実例に沿った妥当なものであると考えます。

現在は、本市以外の道内主要都市においては、行政実例に沿った取り扱いとなっているとのことでありますし、議員側の考え方としましても、全国市議会議長会の都市行政問題研究会において、平成18年に行政実例と同様の考え方の研究報告が出されるなど、これまでの審議会条例の策定時と比べ、状況は変化しております。

ここで改めて本市においても、議決機関と執行機関の分立の趣旨にのっとり、議員は議会の場でその役割を果たすべきという原点に立ち返るべきときが来ていると考えます。

また、条例案については十分理解できる内容であり、本来は計画そのものについての前向きな議論を進めていくべきであると考えますので、本議案は継続審査とすることなく、今定例会で可決すべきであると主張いたします。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について継続審査を主張して討論を行います。

今回の条例案においては、執行機関の附属機関である審議会の委員に市議会議員が加わることは適当でないという、昭和28年の古い行政実例を根拠として、総合計画審議会の委員に市議会議員を加えない案となっています。しかし、従来の総合計画審議会には市議会議員が加えられていたことのほか、他の審議会にも9機関23名の市議会議員が参加しており、それらについての全体的な議論に基づいて、議会としての主体的な考え方を整理する必要があります。

また、総合計画に特化して考えた場合でも、本市においては、本改正案においても基本構想のみが議決事項であり、基本計画については議決事項となっておらず、その策定段階から市議会議員の意見を反映させていくためには、審議会の委員となるべきと考えます。もし市議会議員を加えないのであれば、基本構想のみならず、基本計画も議決事項として整合性を図るべきです。

本市の将来にかかわる重要な総合計画策定に当たって、スケジュールを考慮する余り、本質的な議論を置き去りにしては本末転倒のそしりを免れません。

以上の理由から、今後も継続して議論の場を確保するため継続審査を主張して、全ての議員の賛同を

呼びかけ、討論いたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下弧芳議員。

（19番 林下弧芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下弧芳議員） 民進党を代表して、議案第24号について委員長報告に賛成し、継続審査を主張して討論いたします。

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について、私たちが予算特別委員会において審議してきたように、議会との信頼関係、議論不足に課題を残しており、今後、検討していくことが必要と考えております。

昨年10月、総務部より議会への要望事項について依頼があり、その中に附属機関の委員への就任の見直しが記載されておりました。その後、要望に対しての議会意思の確認に至っておらず、今定例会で条例案として扱うことは一方的に議会側に突きつけ、余りにも粗雑であり、権力的であると考えます。

日ごろから市長は議会に対し、信頼関係の回復に努めるなど発言を繰り返しておりますが、これまで同様、相手の気持ちを考えず強引に推し進める姿勢は、信頼の回復とはかけ離れたものと言わざるを得ません。

次に、変更理由で挙げられている行政事例の考え方については、先進事例や全国議長会の趣旨を研究し、総合計画審議会のみということではなく、議員が参加する全般的な審議会などを一括整理、分類して系統的、総合的に協議、検討していかなければならないと考えます。

さらに、企画政策室の答弁でもございましたとおり、議論不足ということも認識されているようですし、市長部局との協議、議会内での協議に一定程度の時間が必要と考えます。よって、拙速な判断はすべきではなく、今後、審議会などの委員に市議会議員を委嘱することについては、協議、検討の上、見直しが必要と考えることから、議案第24号に関しては継続審査を主張いたします。

議員各位の御賛同を求め、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第16号、議案第31号、議案第37号、議案第40号、議案第44号及び議案第56号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第24号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第22号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案及び議案第23号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案は、マイナンバー制度の関連であるが、市はこの制度のメリットとして、行政の効率化や各種手当ての不正受給の防止のほか、各種申請時の添付書類が省略できるなど利用者の利便性向上につながることを挙げている。しかし、行政サイドのメリットが大きくある一方、一般市民や事業者には情報漏えいや制度運用に伴うコスト増など、メリット以上のデメリットがあるので、一刻も早くこの制度を廃止すべきと思うが、市の考えはどうか。

市は平成30年4月に大幅な組織改革を行う予定と聞くが、いくら組織を改めても業務を担う人材がいなければ、組織は機能しない。

人材育成について市長は、今定例会の市政執行方針の中で、新たな人材育成基本方針の作成に取り組むと述べたが、これまでの議会議論で、現行の基本方針を少しずつ厚くしていくと発言していることに鑑みれば、唐突感は否めない。また、今後の作成行程についても、今後検討するとのことで具体的中身は何もなく、市長の思いだけで述べている状態だと言わざるを得ない。

道職員としての行政経験が豊富な教育長に、知事が思いだけで所信表明するのか尋ねたところ、一般的には、ある程度の方針が固まった段階で表明するものとのことであり、所信表明同様、市政執行方針も思いだけで述べてはいけないものとする。

このことから、市長が議会の場で発言する際は、方針が一定程度決まってから行うべきであり、今回の市長の発言は責任がなく、軽率な発言だったと思うがどうか。

本市が策定している構想や計画の数は80にも及び、これらの策定には委員会の設置やワークショップ、パブリックコメントの実施などの手法を用いているという。また、これらの変更や改定を行う際については、その内容が重大か軽微かを判断し、重大な場合は策定時と同様の方法をとるとのことだが、軽重の判断は、計画の策定責任者が行うという。

しかし、一般論として、専門的な知見を持たない市長が策定責任者のときに、国や道が関係する計画等を思い込みで、軽微なものとして変更、改定をした場合、補助金などの関係から信用問題に発展してしまうこともあり得るのではないかと。

行政の継続性の観点からも計画はみだりに変えるものではなく、変更、改定時においては、策定時と同様の手法で進めるよう定めておく必要があると思うがどうか。

市長交際費については、森井市長就任後、2年連続で流用によりその予算を増額しているが、交際費の流用については、昭和40年5月の自治省通知で「交際費については、他の費用の流用または予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする。」と示されている。

この通知に鑑みると、補正予算の経路を経ず、流用により市長交際費を増額したことは不適切だと思うが、市はどのように認識しているのか。

また、市長交際費が増加した理由について市は、市長の新年会等への出席回数が大幅に増加したことで支払う会費がふえたため、出席回数がふえたのは市民の意見を聞くためだというのが、市民の意見を聞くのであれば、今年度からおたるWAKI・あい・あいトークを実施しており、森井市長の新年会等への参加は、単に選挙対策のためではないかと疑わざるを得ない。

交際費はその使途が特に住民の疑惑を受けやすいものであることから、市には自治省通知に基づき、適切な取り扱いに努めてほしいと思うがどうか。

日本遺産認定に向けた取り組みについては、これまで市教委が中心となっていたが、平成29年度からは産業港湾部に専門の部署を設置し、そこで日本遺産認定に必要なストーリーを作成していくという。新たな部署の設置に当たり、これまで中心的役割を担ってきた市教委は、引き続き議論に加わり、ストーリー作成に向けた材料提供を行っていくというが、日本遺産認定には裏づけのあるストーリーが必要であり、それには専門的な議論も必要になることから、ストーリー作成を新たな部署に任せ、材料提供するだけではなく、ストーリーの作成まで踏み込んで議論を行ってほしいと思うがどうか。

新たな部署の設置は、認定に向けた取り組みが全庁的なものとなり、弾みがつくことにつながると思うが、一方で多くの部局がかかわることで議論がぶれてしまわないかという懸念もある。市には、議論を取りまとめる司令塔となるべき人を定め、「船頭多くして船山に登る」ということにならないよう、取り組みを進めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第57号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第22号、議案第23号及び議案第27号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表しまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第22号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案、議案第23号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第27号小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案については、反対の立場で、第57号小樽市非核港湾条例案については賛成の立場で討論を行います。

議案第22号、議案第23号です。国の共通番号制度、通称マイナンバー制度については、情報漏えいの危険性や市民へのメリットよりもデメリットが大きいことなど一貫して反対しております。世論調査でも約8割の国民がマイナンバー制度について不安を抱いているという調査結果が出ています。そもそもマイナンバー制度は、市民にとってメリットになるものがほとんどないばかりか、制度自体が極めて有害なものであり、認めることができません。マイナンバー制度は中止、凍結し、廃止するよう検討を行うことこそ必要です。

議案第27号です。今回の条例制定のもとになった法律は、地方公務員について人事評価制度を適用するものです。この人事評価の導入は、憲法がうたう全体の奉仕者として、公正中立な立場に立って国民の権利と福祉の実現のためにその能力を発揮することが求められる、地方公務員の役割を大きく変質させるものになりかねません。以上により反対するものです。

第57号です。本年2月3日、小樽港に米海軍第7艦隊所属ミサイル駆逐艦マッキャンベルが寄港しました。1961年以来79隻目となります。小樽市として寄港要請に当たり、入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無の受け入れ判断の3項目について検討した結果、岸壁手配したものです。

しかし、毎年のように寄港することについて、民間港である小樽港の軍港化につながりかねないと懸念の声が出ています。核兵器搭載の有無について、小樽市は米国領事館や外務省に一応は照会しますが、米国は核搭載について肯定も否定もしません。外務省は米国の核政策に基づけば、我が国政府としては現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断、照会のあった米軍艦船については搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していませんとしています。日米間に核密約があるのは実証済みであり、日本政府との事前協議抜きに核兵器搭載艦船や航空機が自由に出入りできるというのは、米国の公開文書でも明らかにされています。

核兵器廃絶平和都市宣言を実効あるものにするためにも、神戸方式の非核法条例を制定することが必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 議案第57号小樽市非核港湾条例案について委員長報告に反対し、可決に賛成する立場から発言します。

2016年10月の国連総会第1委員会では、2017年から核兵器禁止条約を始めるという決議が主導するメキシコやオーストリアなど123カ国の賛成で採択されました。核兵器の非人道性の認識が広がり、非核保有国の間で急速に支持が拡大しています。核保有国や米国の核の傘の下にある日本は反対に回りました。

一方で岸田文雄外務大臣は決議後、交渉のための会議には参加すべきだとの考え方を示しました。核兵器廃絶の話になると、国防と安全保障の考えから理想論だと言われる方がいることは承知しています。それでは現実を見なければなりません。アフリカ大陸はどうでしょうか、オーストラリア大陸、東南アジア地域、北米カナダ、中南米、そして南米大陸など地球上のこれだけの地域、国、市民たちが非核地域を形成し、核兵器の現実を否定しています。

今、朝鮮半島が極度の緊張状態にあります。何を目指し、対応をしなければならないのかは明確です。朝鮮半島の非核化と平和安定です。それは日本、韓国、米国、そして中国とロシアもそのための協議に

同意しているのですから。世界中の市民とともに、この思いを実現していこうと考えますし、今、小樽市民とともにできることから始めたいと考えます。核の存在は否定します。持ってこられてはいないですよねと聞くことの権利を放棄するつもりはありません。

議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第57号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第22号、議案第23号及び議案第27号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 3時00分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下弧芳議員。

(19番 林下弧芳議員登壇)(拍手)

○19番(林下弧芳議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

報告第5号小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例については、農業委員会等に関する法律の一部改正に基づき、農業委員会委員の選出方法から公選制をなくし、首長の任命制だけに変更するものだという。これを受け農業委員会は、平成28年度農業施策に関する建議書において、「新たな農業委員選出の仕組みには、地域・農業者の声を十分に反映できるよう公選制と同様な「代表制」を担保する仕組みが必要」と建議しているが、市では、このような仕組みを導入するつもりはあるのか。

また、この法改正により、議会の推薦により選出される委員枠がなくなってしまったが、市民から選

挙で選出された議員が農業委員会の審議に参加できるよう、委員の議員枠を確保してほしいと思うがどうか。

観光船事業者が高島漁港区に開設した飲食店や物販店について、市は店が観光船事業の行われている敷地内にあることを知りながら、漁業者が利用する店舗であるとして、小樽港の臨構築内の分区における構築物の規則に関する条例別表第3（12）に合致すると判断したという。

常識的な考えに照らせば、観光船事業の行われている敷地内にある以上、観光船利用者のための施設と考えるのが当たり前と思うが、市はどのような理由をもって、これらの店舗が漁業者のためのものと判断したのか。

平成12年に国から出された通知では、分区条例で定める構築物について、「誤解を招かないよう客観的かつ合理的」に、「将来の運用に当って疑義が生じることのないよう、許容される構築物は、詳細かつ明確に示される必要がある」と明記されているにもかかわらず、市はこの通知をもって、平成8年に制定された分区条例を見直すことはなかったという。

その結果、市は曲がった条例解釈を行い、実際には観光船利用者が利用する飲食店・物販店を分区条例に適合していると判断するに至り、その判断について議員に疑義を抱かれるようでは問題があると思うがどうか。

また、市がこのような解釈を行ったのは、市長の意向であったことは既に暗黙の了解となっているのだから、港湾室は意を決してそのことを明言したほうがよいと思うがどうか。

昨年6月、市が高島袖護岸の直下でウニ漁が行われている事実を承知しないまま、観光船事業者からの護岸登録申請を認めたことから、護岸に観光船が係留され、それが支障となり、漁業者はウニ漁ができない事態に陥ったと聞く。

これを受け、市も観光船が漁の支障になっていたことを認めているが、その一方で、昨年12月、この観光船を係留する係船環を設置するための工作物等施工許可を新たに承認したという。

しかし、工作物等施工許可に当たっては、漁業活動の支障とならないようにすることが条件の一つであり、また、観光船が漁の支障となっていた事実を鑑みれば、この施工許可申請は条件を満たしていないのは明白であるのだから、市は当然に承認を取り消すべきと思うがどうか。

市が、観光船の護岸登録申請を認めたことで、漁業者は漁ができなくなり、明らかに漁業権が侵害される結果となったが、このように市が認めた申請により、権利を侵害される人が出てしまうような行政手続は違法なものと思うがどうか。

また、この登録申請は今年3月31日までの期限であるが、事業者から新たに更新の申請があったとしても、これまで市が事業者に対し16回もの指導をしてきた経過や、観光船の係留が漁業の支障となっていた事実を鑑みれば、市は簡単に申請を認めることなく、一度立ちどまり、漁業協同組合ともしっかりと協議をし、合意を得た上で申請の可否を判断すべきと思うがどうか。

高島地区袖護岸に観光船を係留することについて、市は外郭施設である護岸は、係留施設である岸壁や物揚場と構造上何ら変わることがないことから、一定の条件さえ満たせば、護岸に船を係留させることができるという。

市が護岸に船を係留することを認めるのであれば、護岸を係留施設として扱うことになるが、そもそも小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規則に関する条例別表第3（2）に規定されているのは、「漁船のための係留施設」であり、事業者の所有する船は漁船ではなく観光船であることから、漁港区の護岸に観光船を係留することは認められないのではないかと。

小樽雪あかりの路について、実行委員会では、開催費用が増加する中、協賛金や広告収入の減少とい

う問題を抱えており、近年は非常に厳しい財政状況での運営になっていると聞く。

そのような中、平成27年度の総事業費に対する市の補助金比率は、協賛金や広告収入の比率に比べると低くなっているが、小樽雪あかりの路が、来年20回目の節目の開催を迎えることや、冬季観光の拡大、地域活性化に大きく貢献しているイベントであることに鑑み、市には来年の第20回記念開催に向け、事業規模に見合った補助金額を支出できるよう検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、報告第5号及び陳情第11号につきましては、採決の結果、報告は承認と、陳情は継続審査と、賛成多数によりそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、質疑終結後に開かれた当委員会の理事会におきまして、所属する全委員の共通認識として、高島漁港における観光船の問題については、各種申請に係る許可等の期間が3月末日をもって期日を迎えることから、当委員会での議論を踏まえると、許可等の更新に係る各種申請の状況について確認が必要であると判断いたしました。

よって、散会に先立ち、委員長から説明員に対し、事業者から観光船事業に係る各種申請があった際には、速やかに委員長に報告してほしい旨の要望をいたしましたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について、陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方については採択、報告第5号専決処分報告（小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例）について不承認を主張し、討論します。

初めに、陳情第11号についてです。小樽市では商業者動向調査をまとめました。この結果から、景気の低迷により大型店との競争、高齢化による事業継続への不安、後継者不足があることが明らかになりました。閉めたいと回答している理由の中で、店舗の老朽化を掲げた商店が全体の23%に上ります。店舗リフォームは老朽化対策だけではなく設備の更新も対象になることから、さらに要望が強いことが想定されます。だからこそ、ここに自治体として支援の手を差し伸べるべきです。

次に、陳情第16号についてです。陳情にある観光船事業者は何度も市の指導にも従わないばかりか、違反だと知りつつも市有地に建築物をつくり、後で申請する。漁港区でありながら観光施設もつくる。護岸に船を係留する。それでも異例づくしの許可が行われています。なぜこの観光船事業者にはこのようなことが許されるのか、大きな疑問です。委員会では、許可について市長の指示はないと言っていますが、住吉線での排雪作業中止の例があるように、周りから見れば指示と考えても、指示でないと言いますから疑わしいものです。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

漁港区は漁業を第一に考えなければなりません。その点からも陳情者の願意は妥当であり、採択を求めます。

報告第5号は農業委員会委員の定数を定める条例です。そもそも、公選制が廃止されたことは大きな

問題ですが、同時に市議会議員として選出されていた枠もなくすることになりますから、議員を加える制度設計を求めるものです。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、経済常任委員長報告に賛成、報告第5号は承認、陳情第16号は採択の立場で討論いたします。

報告第5号につきましては承認をいたしますが、一言申し上げておきたいことは、従来の農業委員の選任方法と大きく異なる方法であることから、選考委員会等の進め方には公平、公正を徹底していただきたい旨、強く主張するものであります。

陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方については、市政が観光船事業者の利益ばかりを後押しするような対応、つまり法律、条例の不適切な解釈に基づき、拙速な判断に基づく許認可を行うなど、利害関係を全く無視した極めて不公平、不公正な行政執行を行ってきました。特に法令の解釈、適用を行う際に各法令の規制の趣旨を省みず、他都市の執行状況を検討して判断することなく、許認可ありきのこじつけで事を進めてきました。分区条例上の確認のための判断を行う際には、建てられる構築物の記述の解釈をねじ曲げて行ったこと。護岸使用許可についても、高島袖護岸のごときは係船を前提とした港湾法上の係留施設ではなく、単なる外郭施設であるにもかかわらず、小樽市港湾施設管理使用条例の物揚場護岸、運河護岸という趣旨の違う規定をこじつけて許可したこと。係船環設置許可については、事業者の船が違法な状態で無許可に護岸に係留していたことなどなど、さまざまな問題が指摘され、許可など論外である旨の議論が経済常任委員会で行われてきたところ、問題解決の結果が出ていないにもかかわらず、12月に許可をしたこと。

その許可を急いだ理由の一つに、この許可の標準処理期間が7日間であり、その期間内に間に合うように急いで許可をしたと、行政手続法の規定の趣旨を大きく取り違え、誤解した判断を根拠にしていること。挙げれば切りがないほどのねじ曲げ、こじつけ、誤解をもって高島地区での観光船事業者への許認可が行われてきました。

これに対して、市が漁業者への利益を考慮した対応というのは一切行われておりません。係船環設置許可のときには、事業者が漁業権や安全航行に配慮すると言ったという何の裏づけも具体的な対応策も示されたものではない、しかも口頭だけの言葉をもって漁業者の安全や漁業権行使が保護されると信じる市の姿勢には、あきれて物が言えません。

漁業者への対応として市は具体的に何をするのか、問題発生時どのような対応をとるのか、何も見えない状況で漁業者の皆さんが不安を覚え、不満を持たれるのは至極当然であります。ゆえに、願意は酌んで余りあるほど妥当であり、我が会派はこの陳情の趣旨、願意に適合した市の対応を客観性が担保される形で明確に示された上で、その実行を求めるものであります。

以上、各会派、議員皆様の御賛同をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 民進党を代表して、委員長報告に賛成し、報告第5号専決処分は承認、陳情第16号は採択の立場で討論いたします。

報告第5号について、2015年9月4日に農業協同組合法等の一部改正等の法律が公布されました。これにより、農業委員会法において、農業委員の選出方法を公選制から市長の選任制などの改正が行われ、これを受け、市長は推薦、公募の結果を尊重しながら選任議案を作成し、議会の同意を得た上で市長が任命することになりました。新たな農業委員会制度は、農業委員がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするために、農林水産省が農業協同組合法等の改革議論を経て、2016年4月1日から改正法が施行されたものと承知しております。

議論経過の中では、T P Pの対応や農協の見直し等、アメリカ主導による政府の農業委員会改革論議には反対や慎重論があったことは承知のとおりです。

この経過を踏まえ、小樽市農業委員会は2016年9月29日の第7回総会において最終審議し、定数を現行と同数の14人とすることに意見を取りまとめたところです。また、議会の議決を求めることとして、昨年第4回定例会に定数条例が提案されましたが、自然閉会のため専決処分されたものでありますので、小樽市農業委員会の意向を尊重する立場から、報告第5号は承認を主張いたします。

次に、陳情第16号について、これまでの議論を踏まえ、本陳情は早期に対策が必要であり、願意は妥当であると考え、採択を主張いたします。

以上、報告第5号、陳情第16号について議員各位の賛同を求め、討論いたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について、継続審査を求める討論を行います。

この陳情は漁業権が設定されている高島漁港区内において、漁業者がウニ、アワビ、ナマコなどを放流し育成している漁場に、観光船事業者が市の港湾施設である護岸に船舶を係留させたことで、漁ができなくなる被害が発生したことが起因し、漁業者が市に対し、高島袖護岸における船舶の係留をさせないこと、漁業権行使の保護、漁業者の安全な操業、船舶航行ができるように対応を求めているものであります。

陳情の中で、観光船事業者が海岸部の整地のために投入した砂が海中に流れ出したことにより、海域の海底の岩石のすき間を埋め尽くし、生息するウニやアワビなどが死滅していることが懸念される状況になっているとされていることについてです。確かに、砂が流れ出ている状況はあると聞いていますが、どの程度の範囲で死滅しているのかを現時点で私が確認できていないこと、市としても把握していないことから、まずは水産課において現状をしっかりと把握していただくことを優先するべきだと考えています。調査を行い、そのような懸念される状況が明確に事実あることが確認できた場合は、資源管理型漁業の妨害につながってしまうことから、適切な対処を執行されるべきものと考えます。

次に、観光船が係留され頻繁に航行する状況となった場合、漁船の航行に支障を来し、事故も懸念されることについてです。

漁業権が設定されている高島漁港区内で、その状況になった場合は大変な問題となります。また、当該地区は水産ゾーンであります。水産ゾーンは高島漁港区内における漁船対応施設の充実や静穏度向上に努めつつ、資源管理型漁業を伸展させていくなど今後の水産業の在り方と調整を図りながら、水産業の振興に貢献する水産基地空間の形成を目指します。とされていることから、観光船事業を展開する地域ではないことから、小樽市の計画に背くもので、本来であれば、市が許認可する前に適切な指導がなされていればよかったですのですが、原課が許可しなければならない何かしらの力が働いたのかと勘ぐつ

てしまっているところです。

(発言する者あり)

昨年の漁期内の護岸係留によって、漁に支障を来したことは大問題であることから、昨年の第3回定例会において、森井秀明市長が自身の後援会関係者である観光船事業者へ不適切な状態で係留を許可した行政執行と、漁業者の声に応えない行政運営に対し遺憾の意を強く示すとともに、市長としての政治的道義的責任を強く問う問責決議は、可決の態度を表明いたしました。

ただし、現時点で護岸における船舶の係留は行われておらず、新年度に向けた更新の手続が行われていないこと、海面に投入された砂による被害状況について明確に確認できていないこと、市側から漁業者に対し話し合いの場の設定を申し入れていることなどから、陳情の趣旨には理解するものでありますが、まずは一度立ちどまり、市が観光船事業者と漁業者の間に入り協議を進めるとともに、海面に投入された砂による被害状況について調査を優先させるべきものと考えます。

しかし、観光船事業者は森井秀明市長の後援会関係者であることから、なおさらあらぬ疑いをかけられるような行為、許認可はするべきではありません。

なお、主張与党である石田議員さえも陳情に反対することなく、継続審査という立場をとっていることから、市長は事の問題を小樽市全体として見た上で見詰め直し、住吉線の排雪作業を中止させたように、原課に指示すればいいことと思います。

(「それはないわ」と呼ぶ者あり)

市の定めている港湾ビジョンにのっとり、誰もが納得できる行政行為を行うことを強く要望いたします。

よって、陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方については、当たり前の真ん中でありますので、その願意は認めますが、今後の状況の推移を見て改めて判断をしたいと考えており、継続審査を求めます。継続審査が可決されなければ、自席にて棄権します。

(発言する者あり)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番(中村岩雄議員) 陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について、継続審査を主張して討論を行います。

本件、陳情者の安全に安心に漁業に従事したいとお気持ちは十分に理解できるところであり、漁業権の侵害がないよう当事者間で調整される必要があるとの認識を持っております。

しかし、船舶の係留がすぐに漁業権の侵害に当たるわけではなく、あくまでも漁業者の操業が妨害されることにより漁業権の侵害が発生することから……

(発言する者あり)

昨年10月に事業者が船を移動させてから今日に至る間は漁業権の侵害は発生しておりません。この先、事業者が漁業権を侵害する際には、係留許可の取り消しを求めるなどという対応もあり得ますが、現時点において、直ちに事業者に船舶の係留をさせないことを市に求めることは妥当性を欠くものであります。

(発言する者あり)

よって本件については、新年度に事業者の営業が開始された時点で、漁業権の侵害の有無があるかどうかをもとに最終的に判断すべきであり……

(発言する者あり)

現時点においては、公平、公正な立場から継続審査の主張をし、討論といたします。否決された場合は、自席にて棄権といたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) 陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について、継続審査の立場で討論をいたします。

小樽市としては、今回の港湾室の件に限らず、建設部であっても何でも、許可要件がそろっていれば7日以内に許可を出すということになっております。

(発言する者あり)

小樽市港湾施設管理使用条例第4条及び同条例施行規則第6条に基づく許可申請が許可要件を満たしていましたので許可したと、ただそれだけのことです。許可云々については、この時点でこの案件は本来完結しているはずですが。

(発言する者あり)

あとは事業者と漁業者との間の話し合いの中で……

(発言する者あり)

双方がきちっと両立できる状況を探り合って、共存共栄していくことが望ましいと考えます。

(「無理だって言ってるんだろう」と呼ぶ者あり)

本来であれば、ここからは小樽市の手を離れているわけですが、今回は……

(「離れてないよ」と呼ぶ者あり)

小樽市が事業者と漁業者の間に入って進めている関係上……

○議長(横田久俊) お静かに願います。

○6番(石田博一議員) 全く無視するというではありませんから、今しばらく事の成り行きを見守ることが最善策だろうと考えます。

(発言する者あり)

以上の理由から、陳情第16号は継続審査を主張いたします。

(「不作為なんだよ」と呼ぶ者あり)

議員各位の御賛同をお願いして、討論といたします。また、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権いたします。

(発言する者あり)

(「3人会派か」と呼ぶ者あり)

(「そんな討論と一緒にしたりしないでよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、報告第5号及び陳情第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第16号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番(新谷とし議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第34号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、条例が対象とする保育施設のうち小規模保育事業所A型と事業所内保育所に係る保育士の配置基準を特例として緩和し、児童が少ない時間帯には、配置基準上、例えば保育士を2名配置するならば、うち1名を保育士の資格は有しないが同等の知識及び経験を有する者を保育士としてみなすことができるなどの改正を行うものであるという。

この特例を適用する施設には、毎年、立入調査を行い状況を確認するというが、保育士の資格がない者が児童を見るというのは問題であり、事故などが起こってしまつては本当に困ることになると思うが、市はどのように考えているのか。

議案第46号小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案については、平成28年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、子ども手当は増額するが配偶者手当は減額する改正を行うものであるという。

増額する手当がある一方で、手当の支給総額は変えないことを前提として減額される手当があるということは納得できないがどうか。

小樽市交通安全計画では、人口減少や少子高齢化の進行などにより、日常生活に欠かせない移動手段である公共交通機関の利用者が減少傾向にあることから、高齢者を初めとする交通弱者の方々が安心して日常生活を送るために、将来にわたり持続可能な公共交通のあり方の検討が必要であるとしているが、市では今後どのように検討をしていくのか。

また、増加が見込まれる外国人観光客に対し、交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する必要があると思うが、市には関係機関や団体と連携して、各種広報媒体を活用した啓蒙活動を早急に推進

してほしいと思うがどうか。

第3期小樽市障害者計画では、災害時に対応するため、自力で避難できない障害のある方を避難行動要支援者として把握し、障害の特性に配慮した情報を関係機関と共有するとしているが、市はどのようにして対象者を把握するつもりなのか。

また、障害のある方に配慮した避難所機能を強化するとしているが、避難所の人手不足や実際に必要なケアが適切に行えるのか懸念がある。市では、障害のある方に配慮した機能として、どのようなものが必要であり、望ましいと考えているのか。

災害時には、障害のある方だけでなく、子供や高齢者なども含め、避難の優先順位をどのようにつけるのか非常に難しいところがあるが、個人の力だけでは及ばない部分に対して、市としても最大限の力を尽くしてほしいと思うがどうか。

手話言語条例、コミュニケーション促進条例については、全国的に制定が進んでいる状況だが、他都市ではどのような取り組みを行い、最近の傾向にはどのようなものがあるのか。

今後、本市でも、これら二つを合わせた条例の制定について検討することが必要になると考えるが、市には関連団体との話し合いを進め、山積している課題を解決しながら、時間がかかるとしても障害をお持ちの方それぞれの理解を得られるように進めてほしいと思うがどうか。

平成29年4月から、小樽市立病院が地域がん診療病院として厚生労働大臣に指定され、がん診療連携拠点病院である北海道がんセンターとのグループ指定を受けるが、今後、がん治療を提供するための連携体制はどのようになるのか。

また、小樽市立病院が地域がん診療病院として指定を受けることにより、従前、北海道から指定を受けていた北海道がん診療連携指定病院と比べると、病院としてのメリット、地域住民としてのメリットにはどのようなものがあるのか。

今後は、がん診療連携拠点病院である北海道がんセンターとの連携をさらに強め、小樽市内で安心してがん治療を受けられるようにしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第34号、議案第46号及び議案第59号並びに請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、請願及び陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、陳情並びに所管事務の調査はそれぞれ継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、議案第34号、議案第46号及び議案第59号は否決、継続審査中の請願第2号、陳情第6号、第8号及び第9号について採択を主張し討論します。

まず、議案第34号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案です。小規模保育A型及び事業所内保育事業所の職員配置の特例として、保育士2名を配置することが必要なところ、そのうち1名は保育士の資格がなくても市長が認めれば配置できるとなってい

ます。国の保育士配置基準は、1歳から2歳は幼児6人につき1人以上、3歳児は20人に対して1人以上、4歳から5歳は30人に対して1人以上となっています。

小樽市は6カ月未満の子供に対しては、市独自で子供2人に対して保育士を1人としていますが、そのほかは国と同じ基準です。1歳以上になれば、子供の活動範囲は広くなり、3歳児になれば友達同士のトラブルも多くなるため、現実的に子供が19人以下の小規模保育としても事故が起きれば大変です。

そもそも保育士は国家資格であり、専門的な知識を要するものです。子供の成長においても最も大切な幼少期の子供に大きくかかわる重要な存在です。子供がどのように動き、何をするのかを予測しながら事故が起きないように管理し、小さな命を預かる大事な職務としています。今回の改正は、子供が少ない時間帯に無資格保育士の配置を認めるということですが、子供が少ない時間帯といっても、固定化されている時間帯はなく、保護者の仕事等なので、預かり時間も変わってくるので予想は難しいと考えます。札幌市でも、子供の安全面に懸念があり、反対の声が多いと聞いております。子供の安全に心配があるので、賛成はできません。

議案第46号、子ども手当が増額になるのはよいですが、配偶者手当の削減には納得できないので、賛成はできません。

議案第59号国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。基礎賦課限度額を現行の51万円から54万円に段階的に引き上げ、後期高齢者支援金賦課限度額を現行の16万円から19万円、介護納付金賦課限度額を14万円から16万円に引き上げるというものです。国が想定する賦課限度額が85万円の場合の給与収入は約1,000万円で、年金収入は約980万円としています。小樽市の賦課限度額に到達する単身世帯の収入は約588万円、4人世帯で534万8,000円となります。決して高額所得者とはいえ、小樽市の限度額を超える世帯が約400世帯になり、中間層の負担が大きくなるため反対です。

請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的として実施されています。市で行ったアンケートでも金額を多少上げてでも制限だけはしないでほしいとの声も多いと聞いております。また、毎年のように高齢者の運転免許を返納する方もふえています。ほかの自治体で行っているような返納者に対するバスなどの交通料金を減額するような制度もないので、せめて利用制限をせずに実施すべきです。請願の願意は妥当だと考えます。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。小樽市でも生活が大変で児童手当が生活費になるなどの声も聞いています。北海道の調査報告でも、子どもの年齢が上がるにつれて貯金ができない状況が明らかになり、札幌市の貧困対策計画の中間報告を見ても家計の状況は黒字32%、貯金なし7%、赤字20%、借金生活6%で、どちらでもなくぎりぎりが43%となっており、大変な生活実態が浮き彫りになりました。また、子供を受診させたくてもお金がない、保険証がなかったという回答もあったと聞いています。やはり子供たちがお金の心配なく医療機関に行けるようにするために、今後も医療費助成の拡大は必要不可欠だと考えます。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてですが、本施設は老朽化も大変問題になっております。昨年11月に日本共産党小樽市議団で新築された函館母子生活支援施設を視察しました。以前は母子室も狭く、トイレや浴室も共同で居住環境や災害面の安全を考え新築したとのことでした。とてもきれいで、幼児保育や学習室も完備され、24時間職員も常に建物内にいるので、安心して生活ができるような状況でした。また、施設に入りたいという方が市内、市外からも多く寄せられているが、定員がいっぱいで受け入れられない状況だとの話を聞きました。現在、小樽市では改築に向けて協議をしているとのことですが、市内でも入りたいとの問い合わせも増加しており、重要性もあること

から、子育てや自立支援ができるように改築に向けて早急に具体化を図るべきです。

いずれも採択を求め、各党派、各議員の皆さんの賛同をお願い申し上げまして討論を終わります。(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第34号、議案第46号及び議案第59号並びに請願第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番（千葉美幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成27年末現在、本市には、市が管理している都市公園法に基づく都市公園が93カ所、町会等が管理している児童遊園地が52カ所ある。

公園の日常的な維持・管理は、ごみ収集、遊具の清掃、草刈りほか多岐にわたっているにもかかわらず、作業に携わる人員は決して多いとは言えず、限られた人員の中、どのようなスケジュールで維持・管理作業を行い、また、公園愛護会とはどのように連携をとっているのか。

公園の役割が、市民の活動や憩いの場となり、豊かな地域づくりや活性化の役目を担うものであると考えると、現存する全て同じような形をした公園をただ維持していくだけの発想ではなく、本市における未来の公園のあるべき方向性として、市外に住んでいる人にも注目してもらえるような、魅力のある公園づくりを目指してほしいと思うがどうか。

現在、合計4,832トンもの滑りどめ用の砂が市内各所に散布され、道路表面に砂が露出している場所もあれば、雪の中で見えなくなっている場所もある。これから雪解けが進んでいけば、砂が車の運転等

で巻き上げられ、砂じんや砂ぼこりになり、歩行者に不快感を与え、市民はもとより観光客にも大変迷惑になると思うがどうか。

観光都市宣言をしている本市としては、市民からの苦情等が来る前に積極的かつ早急に砂の回収作業を進め、ゴールデンウィーク前までにしっかり対応してほしいと思うがどうか。

2月9日に行われた住吉線の除排雪作業では、小樽警察署から出ている除排雪作業における道路使用許可条件であるバリケードや保安柵が設置されておらず、除雪機械が道路を塞ぐ形で作業をしており、大変危険な状態であった。

市民がけがをしたり、事故が起こってからでは遅く、安全対策については、しっかりと監視していくことが重要だと思うがどうか。

夜間の除排雪作業には、作業前の市職員の立ち会いや機械、誘導員、バリケードなどの確認、作業時間の設定が重要である一方、住民の安眠妨害などの話もあり、バス路線や交通量の多い路線以外は、住民の環境対策上もしくは管理体制の面から見ても、昼間の除排雪作業が適当と思うがどうか。

(「迷惑だって言ってるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定に関する各種調査では、南小樽駅の課題として、「エレベーターやエスカレーターがない」「冬期間、歩道から駅の間通路が歩きにくい。滑る」という声が多くあり、市内を初め市の周辺からJRを利用して小樽市立病院へ通う方も多いためとのことである。

バリアフリー化に当たっては、南小樽駅から直接小樽市立病院へ行くことができるようにする対策をJR北海道にお願いしていくことが必要であると思うがどうか。

南小樽駅駅舎は移転改築後59年になり、老朽化しているため、時期的に建てかえが必要と考えるが、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想には、駅舎の改築の課題について触れられておらず、エレベーターやエスカレーターがないことだけではなく、駅舎の改築についても基本構想に入れるべきと思うがどうか。

鉛製給水管は、平成13年度末の設置数が2,193件であるのに対し、平成27年度末の設置数は1,039件であり、この間に1,154件が撤去され、現在、1,039件の家庭で使用されている。

水質基準が改正された平成14年に、鉛製給水管を使用している1,039件の全ての家庭を訪問し、ピラなどの配付により周知していたとのことであるが、可能な限り費用のかからない方法で再度周知することを考えたほうがよいと思うがどうか。

鉛製給水管は個人財産であり、布設がえに要する費用は使用者の負担であるため、助成金等は難しいかもしれないが、有効な対策を再度考えてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情第13号及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)(拍手)

○21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝

一部改修方について、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については採択、そして陳情第13号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方については継続審査を主張して討論を行います。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、昨年5月末に舗装工事が行われました。陳情の趣旨は、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申し出であります。実施された舗装工事により現時点での雨水には対応していると思いますが、今後の雪解け水の状態に対応できるかどうかについては、現段階で判断は困難であり、雪解け時期の状況とその後の経過を見て判断していくことになります。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、この冬は何とか過ごしてまいりました。この地域は、福祉施設が密集し、郵便局もあります。施設の職員の通勤車両、保育所への児童や保護者の送迎に加えて通学路にもなっています。このように、地域における人や車両の交通量は集中しており、狭隘な道路の中では、車両のトラブルも起こるなど、一般的な住宅街とは大きな違いがあります。このような特殊性から特段の配慮が必要であり、陳情の願意は妥当です。

陳情第13号下水道汚泥のアミノ酸堆肥化方については、下水道汚泥等を資源化するに当たって、有機資材であるアミノ酸堆肥化を求め、資源化事業導入について検討し、事前調査関連経費等を平成29年度予算に計上することを求めています。本陳情は、生活生ごみを初め下水道汚泥等についてアミノ酸堆肥化するものであり、日本共産党は、ごみの収集に当たって、生ごみなどは全て焼却するのではなく、堆肥化するよう求めています。陳情趣旨には賛成の立場であります。しかし、現行の下水汚泥処理装置の設備を変更し新設しなければならないこと、そして本市における、堆肥化した場合に、その肥料の需要と供給を考慮する必要があると思います。したがって、現行の設備の更新時期に改めて検討することとして、本陳情について、継続審査を主張いたします。

議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

開校する北陵中学校の通学路の安全対策について、保護者や生徒が一番心配に感じているのは、部活動が終わった後の夜遅い暗くなった帰り道だと考える。

このことについては平成29年度に街路防犯灯の整備を進めるということだが、それだけではなく、緊急時に駆け込むことができる「子ども110番の家」についても、対象範囲を中学生まで広げ、生徒たちに周知を徹底することも必要だと思うがどうか。

平成29年度に開校する北陵中学校における通学路の整備及び安全対策については、通学安全マップが作成され、生徒を通じて保護者に配付されたという。

このマップには交通量が多い場所や街路灯が少なく暗い場所など通学路の危険な場所がわかりやすく記載されていることから、地域住民にもマップの周知を行ってほしいと思うがどうか。

バス通学助成については、中学生は通学距離が3キロメートル以上あることが基準だというが、平成29年度に開校する北陵中学校については、3キロメートルにわずかに届かず、バス通学助成の対象外になる生徒が13名発生するという。

その生徒たちが徒歩で通学すれば、バス通学助成の対象でバスを利用する生徒に比べて時間がかかる上、事故などが発生した場合、その負担は保護者や生徒自身が負わなければならない。

そもそも北陵中学校への通学距離の問題は、統廃合の結果、起きた問題であるのだから、市教委は、3キロメートルには届かないが長距離通学となる生徒に対し、助成の範囲を拡大することや通年の助成が困難であれば冬期間だけでも助成することを検討すべきではないか。

また、バス通学助成は、保護者からの要望や陳情により制度を拡大してきた経過がある。よって、このたびも、森井市長には、保護者や地域住民の声を受けとめ、生徒の安全を保障するためにも、責任を持って助成の拡大を検討してほしいと思うがどうか。

市教委は、中央・山手地区の統合中学校として小樽商業高校閉校後の校舎を活用する方針について、地域からの理解を得たいとしているが、西陵・松ヶ枝両中学校区の住民からは、それぞれの学校存続を求める陳情が提出されており、地域の理解は全く得られていない状況である。市教委は、このことをどのように認識しているのか。

また、市長は、この方針について見守りだけのスタンスをとっているが、予算計上の際にも、就学援助費の拡充や障害を抱える児童・生徒へのバス通学助成金の援助拡充に関する市教委からの予算要望を退けるなど、子供たちの教育環境をめぐる問題を軽視するかのような態度をとり続けている。そのような市民の声に背を向けた姿勢では、市民から見限られてしまうのも時間の問題である。

市長には、せめて市教委に対し、市民の理解が得られていない以上、この方針をゼロベースで見直すことを進言する程度のことは行ってほしいと思うがどうか。

中央・山手地区の統合中学校について、最上小学校跡を松ヶ枝中学校の移転先としてほしい旨の陳情が提出されている。この案は市教委でも腹案の一つとして検討していたと思うが、現在は、その案についての検討はしていないのか。

市教委は、小樽商業高校跡を統合中学校とする案を進めているが、中学校統合に当たっては、通学に関する不便さや財政面での問題に対して一定程度の道筋をつける必要があり、その問題解決に窮することがあった際には、その段階で一つ一つの問題について確認していくことも必要だと考える。

そのために、多くの市民の声を聞きながら進めた上で、統合に至るまでの明確な道筋を示してほしいと思うがどうか。

松ヶ枝中学校の校舎は建築から60年経過しているが、中央・山手地区の中学校再編は、順調に進んだとしても、小樽商業高校跡への移転は最短で平成33年度であることから、しばらくは現在の校舎を使用することになるという。

しかしながら、耐震構造どころか、鉄筋コンクリートの一般的な耐用年数を越えた校舎を数年でも使用することは大変危険であり、応急的に改修を行うなど現校舎の危険性を軽減するようなことは考えられないのか。

これは生徒の命にかかわることであるのだから、市教委には、生徒が安全な場所で学ぶことができるよう、多少予算がかかったとしても一日も早く安全対策を講じるよう検討してほしいと思うがどうか。

北陵中学校の開校に当たっては、生徒みずからが進んで部活動などに参加する意欲を喚起し、スポーツ、文化等の振興を支えていこうという考えのもとで北陵中学校スポーツ文化活動等推進事業実行委員会が設立されるという。この委員会は、学校と保護者が設立し、市からの補助金もあるというが、どのような活動を行っていくのか。

また、この委員会が設立されるのは北陵中学校が初めてであるというが、他校との不公平感を生まないためにも、今後、再編される中学校にも同様の趣旨の委員会を設置したり、市から補助を行う考えはあるのかどうか。

学校の統合が進むと、通学路距離はより遠距離となるため、特に冬季における通学路の除排雪は、子供の命にかかわることであり、十分な配慮が必要なことから、市教委では雪対策課に図面等を渡し、通学路の除排雪を要望しているという。

しかし、今年度は、3学期の始業式の時点で通学路の除排雪が間に合わずに、子供たちが危険な登下校を強いられたという事例を複数聞かすが、雪対策課では市教委からの要望をどう除排雪計画に反映させていたのか。

安全な通学を確保するには通学路の除排雪は優先されるべきであるが、雪対策課では、通学路についても他の道路と同様、除雪がこれ以上できなくなったときしか排雪しないとのことであり、そのタイミングが始業式と重ならなければ、始業式に排雪は間に合わないという。

しかし、それでは、市長公約の1丁目1番地である除排雪対策を効率的に実施するために、子供の安全や命が軽視され、2丁目2番地に追いやられていることになると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第14号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が裁決し、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全方について、陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について、陳情第17号西陵中学校の現在

地での存続方について、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、以上全ての陳情を採択とする討論を行います。

陳情第14号、陳情第15号です。

北山中学校と末広中学校が統合され、北陵中学校が開校します。陳情者は、北陵中学校への通学の負担軽減と安全管理は小樽市の責任として、バス通学助成の対象範囲を拡大すること、通学路の整備拡充として、梅源線の歩道整備や安全管理として除排雪対策を訴え、万全の事故防止策をと、子供たちと父母の切実な願いを述べられました。そもそも北陵中学校への通学距離の問題は、統廃合の結果起きた問題です。市教委は、3キロメートルには届かないが長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や冬期間だけでも助成をすることを検討するべきです。

陳情第17号、陳情第18号です。

いずれも小樽商業高校閉校後の校舎を新中学校として使う計画について反対の意見を述べられ、西陵中学校は現在地で、松ヶ枝中学校は閉校後の最上小学校へと訴えられました。市議会に提出された陳情署名も短期間ながら3月17日現在、西陵中学校が502筆、最上小学校が602筆も寄せられていることは重大です。

また、陳情署名とは別に、「今から「学校適正配置」是正を求める会」の皆様から教育長宛てに2,908筆も署名が提出されています。会の皆様は、小樽商業高校利用反対の理由として、道から数億円の土地建物を購入すること、1億5,000万円かけて現駐車場に小グラウンドを新設しても機能性が低い、購入価格を市民がわからないのも問題、年間維持費が通常中学校の2倍かかる、盛り土により7メートル弱のコンクリート壁と高い防球ネットができ景観を壊す、近くに使える中学校があるなどと記し、一度立ちどまり計画を見直すことを訴えています。いずれも当たり前のことではありませんか。

日本共産党は、北海道教育委員会に小樽商業高校を新中学校にする問題について聞きました。そこでは、はい、いいえの段階ではない、現在使われている校舎であり、廃止になって初めて考えることと解答がありました。廃校となった道立学校の跡利用の流れでは、2018年4月に募集停止後に知事部局、北海道警察に利用希望調査を行うこと、まずは道内部の検討として、道の施設として再利用できないか検討すること、その後初めて2018年6月ごろに地元市町村への照会がされ、道が市町村に売却や譲渡等が検討されるということです。新年度に要望するとしたら、こうした北海道のルールに反するのではありませんか。結局、商業高校を新中学校にすることありきだからこそ、ルールにも反したてたための計画となるのです。

最上小学校に通う子供がいる母親は、「最上小学校が中学校になると思っていた。商業高校を新中学校にする計画なんて全然知らなかった。商業高校までなんてひど過ぎる。他のお母さんにも知らせたい」とお話しされていました。この母親と私とは全く面識がなかったのにもかかわらず、このように言っているのです。関係校、保護者への教育委員会案の説明でも、一方的に教育委員会の考えを15分間話し、さもさも決まっているかのごときやり方は正しくありません。結局は、地域と保護者の分断にほかなりません。これで保護者への説明責任を果たしたと考えるとすれば、余りにも乱暴なやり方ではありませんか。教育長とともに中央・山手地区の中学校の再編について沈黙を続ける市長の責任も問われる問題です。

以上から、陳情第17号、陳情第18号については賛同するものです。

陳情第7号です。児童や生徒の減少に伴って次々に進む学校の統廃合は地域に深刻な影響を与えます。だからこそ、陳情者は、「かつての塩谷村に存在した小中学校5校が、全てなくなる異常事態は避けたい」まちづくりの観点からも塩谷小学校を存続すべきと述べられています。忍路防災事業の完了が

迫る今、陳情者が述べるとおり、地域の重大問題として新たな話し合いをするべきです。

以上から、いずれも願意は妥当であり、提出された全ての陳情の採択を求めまして討論といたします。
(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、高橋龍議員。

(5番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○5番(高橋 龍議員) 民進党を代表し、陳情第14号は採択、陳情第15号、17号及び18号については継続審査の立場で討論をいたします。

まず、陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方についてですが、学校再編により家から学校までの距離が延長される生徒も多く、通学に際して、事故や事件に遭遇する危険性も高くなると懸念されます。地域的な環境も鑑み、安全性の確保をより一層行う必要性を論ずるこの願意は妥当であると考えます。

次に、陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方についてです。自宅から最寄りのバス停留所が同一であっても、自宅からの距離によって助成の可否が分かれる現在の制度の拡大を望む声に対しては理解をいたします。しかしながら、現在、学校再編により、当該の北陵中学校以外にも通学距離の長い例は見受けられます。制度拡大に当たっては、他地域との不公平感をなくすためにも、今後議論を重ねた上で行っていくことが必要であると判断し、継続審査を主張するものです。

また、陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方についてにつきましては、以前にも同様の趣旨の陳情が提出され、ここまで議論もされてきているところですが、現状と照らし合わせた上で調査を進めてまいりたいと考え、継続審査を望みます。

最後に、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方についてにおきましては、一時、教育委員会側からの案として提示をしていた経緯もあります。引き続き審査をして、地域とも協議をした上で望ましい学校をつくることができるようにすべきとの考えにより、継続審査を主張いたします。

以上、各会派の御賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○14番(中村吉宏議員) 自由民主党を代表し、陳情第14号、陳情第15号、陳情第17号、陳情第18号について、いずれも継続審査を主張し、討論いたします。

陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、北陵中学校通学の際の安全確保を求める願意は理解できます。これについては、通学安全マップの近隣住民への配布と周知を行うこと、そして具体的な危険箇所や設備設置についての物理的または財政的必要性や可能性を判断するため、今後の調査が必要であると考えます。

陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方についても、起伏のある地形を登下校する生徒への配慮を求める願意は理解できます。しかし、この問題についても、市内の他の地域や状況等を調査する必要があるものと考えます。

陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方について及び陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方については、両校の統合に関して、小樽商業高校跡に移転統合する計画案に対する考え方の主張、願意は理解ができるものであります。しかし、この問題は、今、小樽市で進めている学校統廃合事業全体にかかわるものであること、何より生徒の学校生活のいろいろな場面で教育上充実される

よう考えなければならないこと、通学上の負担や市の財政上の問題、地域の問題など、多くの事柄を考えていかなければなりません。そのため、引き続きの調査を必要とするものと考えます。また、市が今後、生徒、保護者や地域の方々の意見を伺いながら進めていく過程を注視すべきと考えるものであります。

以上より、付託された陳情について継続審査とすることを主張し、各党派、議員皆様の御賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第60号ないし議案第62号」を一括議題といたします。

議案第62号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第60号及び議案第61号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第60号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、参事及び副参事の職名を変更するものであります。

議案第61号職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、議案第56号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案の改正規定の一部を修正するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、議案第61号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論を行います。

予算特別委員会の討論で述べたように、子供の手当の増額は当然ですが、配偶者手当の削減を行うものであって、人事政策として認められず反対です。

以上、各党派、各議員の皆さんの賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第61号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第12号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし意見書案第12号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第4号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし意見書案第3号の提案趣旨説明を行います。

最初に、意見書案第1号「共謀罪」の国会提出に反対する意見書案です。

安倍政権が今、国会でテロ等準備罪という名称でもって共謀罪を成立させようとしています。これは国民の思想信条や言論・表現の自由を脅かす法案です。共謀罪は、実際には起きてもない犯罪行為について、二人以上で話し合い、計画しただけで犯罪に問えるものです。

政府は、今回の法案について、条件を厳しくしたから共謀罪とは全くの別物、一般の人が処罰の対象になることはない、組織的犯罪集団の行為のみが対象になると言っています。しかし、組織的犯罪集団の認定は捜査機関が行うため、範囲を拡大することが可能です。安倍首相は、国内法を整備し条約を締結できなければ東京オリンピックを開けないと言っても過言ではないと述べて、国際組織犯罪防止条約を締結するために共謀罪が必要だと繰り返しています。

日本は、テロ防止のための13本の国際条約を締結しており、重大犯罪について未遂より前の段階でもって処罰できる国内法があります。新聞各紙も社説で反対や懸念を相次いで表明し、平成の治安維持法になる懸念などと厳しく批判しています。かつて日本では、治安維持法がありました。この治安維持法によって、労働運動を初め宗教者、学者、自由主義者など幅広い人たちが弾圧の犠牲になりました。この苦痛を繰り返してはなりません。

次に、意見書案第2号介護保険制度の見直しを求める意見書案です。

政府は、介護保険制度の見直しの検討を進めています。その中には、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すことを初め、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切りかえること、利用料の2割負担の対象者を拡大するなど、さらなる給付の削減と利用者への負担増が盛り込まれています。

高齢化が一層進展していくもとの、行き届いた介護が保障される制度は、全ての国民の願いです。そして、介護を担う職員が誇りを持って働き続けられる条件整備を実現することが今こそ求められています。したがって、国がサービスの削減や利用料引き上げの実施は行わないこと、制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に進めること、介護従事者の処遇を抜本的に改善し要員を確保すること、そ

の実現のために政府が必要な財政措置を講ずることを要請するものです。

次に、意見書案第3号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書案です。

今、医療介護の現場は、慢性的な人手不足により、働き続けることが困難な状況に陥っています。厚生労働省は、夜勤交代制労働負担軽減など、勤務環境整備を求める通知を出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターも設置されました。2007年に改定された福祉人材確保指針でも、労働者の負担軽減や介護福祉の質の確保のための体制づくりが重要としています。しかし、依然として、医療現場では16時間を超える長時間夜勤や休憩もできない勤務間隔、介護施設などでは一人夜勤など、労働者の健康を初め患者や利用者の安全と尊厳が脅かされています。

したがって、国に対して、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働の環境を改善すること、あわせてこれらの職員を増員すること、そして患者や利用者の負担軽減を図ることを求めるものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 意見書案第4号小樽ジャンクション（仮称）のフルジャンクションでの整備実現を求める意見書案について、提出者を代表し、本文を一読して提案趣旨説明といたします。

現在、北海道横断自動車道余市－小樽間は、平成30年度末の完成を目指し、平成18年4月から事業が進められていますが、小樽ジャンクションについては、当初計画のフルジャンクションから札幌方面ランプのみのハーフジャンクションに変更されました。倶知安・余市方面からの車両が小樽市街地に入るには、中心部から数キロメートル手前の小樽西インターチェンジ（仮称）でおりるか、あるいは中心部を通過して、札幌市との境界に近い銭函インターチェンジでおりて、小樽市内方向へ戻るしかなく、これでは高速道路としての十分な機能が発揮されません。

小樽市街地から余市方面へ向かう際も、小樽ジャンクションから当該道路に入ることができないため、その整備効果は大きく損なわれることとなります。

また、小樽市中心部には、小樽市立病院、済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽市夜間急病センターなどの公的医療機関が集中しているほか、もう一つの公的病院である小樽掖済会病院も2年前に市内中心部に新築移転されました。後志地域から脳・心疾患などの緊急医療、周産期医療などの緊急搬送を行う上でもフルジャンクション化の必要性は高いものと思われまます。

医療のほかにも、災害への対応体制の強化、道央圏の物流ネットワーク、観光クルーズ船を初めとする広域観光振興など、あらゆる面での効果を考慮すると、フルジャンクション化とともに倶知安－共和間の早期着工なども重要と考えます。

よって、国においては、余市－小樽間の早期開通と小樽ジャンクションのフルジャンクションでの整備など、当初計画どおりの整備を実現すること及び倶知安－共和間の早期着工を実現することを強く要望します。

以上、議員各位の賛同をお願いして、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○25番(前田清貴議員) 自由民主党を代表し、意見書案第4号小樽ジャンクション(仮称)のフルジャンクションでの整備実現を求める意見書案について、賛成の立場で討論を行います。

昭和62年9月黒松内一小樽間が国土開発幹線自動車道の予定路線となり、このうち余市一小樽間約23.4キロメートルは、平成18年4月に事業が着手され、平成30年度末の完成に向けて、整備が現在進められています。事業の必要性については、横断道整備により交通転換が図られ、並行区間の国道5号はより快適で安全な走行が期待されること、農産品、水産物の輸送など利便性の向上、観光シーズンの渋滞緩和と観光地へのアクセス性の向上により所要時間が短縮し、入り込み客数の増加が期待できること、災害時には広域避難路、救援物資輸送路としての機能が期待できること、そして一刻を争う救急搬送は迅速化と一定速度で走行できる高速道路では、発進、停車の繰り返しがなく、救急患者への安定性の向上が期待されています。

しかし、余市一小樽間の高速横断道路の十分な機能を発揮するためには、小樽ジャンクション(仮称)のフルジャンクション化が必要不可欠と考えます。特に救急搬送において、後志地域では救急車の1台当たりがカバーする面積は全国平均の3.7倍となっているのが現状で、救急要請を受けて、救急車が現地に到着する時間と現地から病院へ救急搬送する時間を考えても、一刻も早く搬送先の病院への到着が望ましいと考えます。

また、各町村には、救急車が多くても1台のみで、長距離搬送時には、地域の救急車が不在となり、隣接地域との連携や消防車での出動で対応していることを鑑みても、救急搬送後には速やかに帰署し、地域の救急搬送体制を早急に整えることが重要であります。

以上のことから、意見書案第4号について、高速横断道の十分な機能の発揮と、特に後志地域の救急搬送時において最も効果的に高速横断道を活用するためには、当初の予定どおりフルジャンクション化の整備が必要不可欠であり、これまで以上にオール小樽でのさらなる推進により、整備実現を求めるものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、高橋龍議員。

(5番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○5番(高橋 龍議員) 民進党を代表し、意見書案第1号について可決の立場で討論を行います。

意見書案第1号についてですが、共謀罪新設の理由として国連越境組織犯罪防止条約を批准するためとの説明であり、この立法なしでは条約の批准は不可能で、国際的にも批判を浴びるということです。

しかしながら、法務省は条約審議の場で、共謀罪の制定が我が国の国内法の原則と両立しないことを明言していました。また、アメリカ合衆国は、州法では極めて限定された共謀罪しか定めていない場合があるとして、国連越境組織犯罪防止条約について、州での立法の必要がないようにするため留保を行っています。さらには、現行の日本の法体系と照らしても、国連の立法ガイドが求めている組織犯罪を有効に抑止できる法制度は既に確立されていると言えます。

次に、共謀罪の問題点として、一つに刑法では法益侵害に対する危険性がある行為を処罰するのが原則で、未遂や予備の処罰でさえ例外とされていますが、予備よりもはるかに以前の段階の行為を共謀罪として処罰される点、二つにどのような修正を加えても刑法犯を含めて277もの犯罪について共謀罪を新設することは刑事法体系を変えてしまう点、三つに現在の共謀共同正犯においては黙示の共謀が認められていますが、共謀罪の新設に至った場合、黙示の共謀の段階で共謀罪成立とされてしまい、処罰範

囲が著しく拡大される点が挙げられます。

前段の説明の法律を制定しなければならない社会的な背景など、いわゆる立法事実と呼ばれる事柄によって裏打ちされているものではないことも含めて適切でないことを指摘し、意見書案第1号に賛成の討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、意見書案第1号ないし陳情第3号に反対の立場で討論いたします。

初めに、意見書案第1号「共謀罪」の国会提出に反対する意見書案です。

我が国は、国連総会決議などで繰り返し国際組織犯罪防止条約締結を要請されており、現在の国際社会を巻き込み、たくさんの犠牲者を出しているテロ対策強化は喫緊の課題であります。国内法を整備することで、187カ国が協力する国際組織犯罪防止条約を締結し、捜査共助や犯人引き渡しなどの連携が可能になることも明らかであり、意見書案の共謀罪などではないことから反対いたします。

次に、意見書案第2号介護保険制度の見直しを求める意見書案です。

我が党は、あらゆる保険制度などで共通しているのは、いかに制度を維持していくか、給付と負担のバランスをどう図っているのかが重要であると考えております。現制度は、将来的な制度維持が大前提であり、安易にサービスの削減は行っておりませんし、安易に利用料の引き上げも行っておりません。また、施設整備も保険料とのバランスなども考慮しての整備状況であることから、意見書案には反対いたします。

次に、意見書案第3号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書案です。

意見書中にもあるように、まずは医療・介護現場では、慢性的な人手不足が続いている状況に鑑み、人材確保と育成を急がなければなりません。その上で、2007年の国会決議の早期実現が重要であり、働き方改革による労働環境の改善も必要であることは十分に理解できますが、段階的な改善が必要であると考えます。

また、負担軽減にあっては、制度全体のあり方をどうするのかも考えなくてはならないことも踏まえ、現段階で賛成することはできません。

以上の理由から、意見書案第1号ないし意見書案第3号は否決を主張し、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし意見書案第3号は可決、意見書案第4号は否決を主張して討論します。

初めに、意見書案第1号「共謀罪」の国会提出に反対する意見書案です。

政府は、今回は共謀罪という呼称を使わず、テロ等準備罪だから共謀罪とは違うと述べ、新たに組織的犯罪集団によることと準備行為を行ったことの二つを要件に加え、対象とする犯罪を減らしたと主張しています。

しかし、犯罪の共謀という合意を処罰対象にする共謀罪の本質には何ら変更はありません。政府案は共謀という言葉を避け、犯罪の「遂行を二人以上で計画した者」という表現を使っていますが、法的に

は全く同じ意味で、共謀を処罰する性格は変わっていません。一般の人は巻き込まれないと言っていますが、資金、物品の手配、下見など普通の人が犯罪とは無関係に行う行為です。その他の準備行為との規定とも相まって、どのような口実で犯人に仕立て上げられるかわかりません。

さらに、集团的犯罪集団といっても、特段の定義があるわけではなく、労働組合や市民団体であっても、性格が一変すれば該当すると政府も認めています。正当な行為であっても、捜査当局が性格が変わったと認定すれば、捜査の対象になることは明らかです。取り締まられる対象は277の該当犯罪全ての共謀ですから、憲法が保障する思想や内心の自由を脅かす危険は避けられません。

既に電話傍受の範囲は法改定で広げられており、室内盗聴導入も狙われています。現に警察は、令状によらないGPS捜査を進めながら、その使用を秘密にすることを指示するなど、深刻な人権侵害が放任されています。人権抑圧の共謀罪法案は断念を求めます。

次に、意見書案第2号介護保険制度の見直しを求める意見書案です。

要支援1、2の訪問介護と通所介護は介護給付から外され、総合事業に移行します。自治体によっては、従来と同基準の訪問介護の報酬が月額制から週単位になり、実質的に8割に減少し、デイサービスも出来高方式に変更され、4割台に減るケースもあります。

また、介護保険料の引き上げが続く中で、介護保険の利用範囲が縮小され、保険あって介護なしの状況が高齢者に迫っています。

一方、介護の現場で働く人からは、ほかの職種と比べて低い賃金であり、やりがいを感じながらも重労働に悲鳴が上がっています。介護従事者の処遇改善と人員確保、国の負担割合を増やすことが待ったなしです。

次に、意見書案第3号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書案です。

日本医療労働組合連合会の2016年実態調査では、2交代病棟の5割を超える職場で心身に与える有害性が非常に強い16時間以上の長時間夜勤勤務と勤務の間が8時間未満の勤務が約5割、夜勤が月9日以上、3交代で22.9%、2交代で33.5%と苛酷な勤務実態となっています。

夜勤長時間労働は、心身に大きな負担をかけ、注意力が低下し、事故発生率を高めます。長時間労働は作業効率が酒気帯び状態より低下することが実証されています。

また、夜勤交代制労働は、働く人の健康リスクを高めます。現在の状況では、労働者も医療・介護を受ける国民も命が脅かされています。国による一刻も早い実効性のある改善が必要です。

次に、意見書案第4号小樽ジャンクション（仮称）のフルジャンクションでの整備実現を求める意見書案です。

高速道路は、着々と工事が進んでいます。その一方で国道の整備がおくれ、余市方面への渋滞の原因になっています。

NEXCO東日本では、横断道並行区間には事故危険区間が16カ所存在し、札幌道並行区間に比べ約1.4倍の死傷事故率だといって、横断道整備を進める必要性を説いています。それでは国道5号の根本的な危険性の排除にはなりません。急ぐべきは国道の整備であり、この意見書案には否決を主張します。

以上、各議員の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「そうしたら、高速は使わないってことだね」呼ぶ者あり）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 意見書案第4号小樽ジャンクション（仮称）のフルジャンクションでの整備

実現を求める意見書案に賛成の討論をいたします。

そもそもこの高速道路は、本線片側2車線で、小樽ジャンクションはフルジャンクション、小樽西インターチェンジは都市計画道路の塩谷小学校通で国道5号と道道小樽環状線にタッチするという整備計画を当初から進めてきたという経緯があります。しかし、残念ながら、小泉内閣のときにこの計画は変更され、本線は片側1車線、小樽ジャンクションはハーフジャンクションに、西インターと国道5号とのアクセス、都市計画道路の塩谷小学校通は凍結され、道道小樽環状線へのタッチのみとなりました。最近、小樽ジャンクションのフル化に予算が復活したということをお聞きいたしました。まことに喜ばしい限りであります。関係者の御努力に心から敬意を表したいと思います。

特に朝里、新光、望洋台、桜方面の人たちが後志へ行き帰ってくる時、後志の人たちがこの地域に来て帰っていく場合、大変便利になり、さらにここから派生する効果も著しいものがあります。

今回、小樽ジャンクションに係る意見書案が初めて小樽市議会で採択されれば、国に提出されるということで、公の文書になり、市民の目にも触れることになると思いますが、これまでの長い経緯の中で、市民から寄せられたさまざまな意見や今後出されるであろう提言や要望も想定し、多くの市民に誤解がないようにという視点から意見書案の文中に若干触れさせていただきたいと思います。

文中5行目から10行目の文章はこのままだもちろんいいのですが、これに関連いたしまして……

(発言する者あり)

中心市街地、北小樽、西小樽などのより多くの市民が利用するであろう西インターに係る整備、国道5号や道道小樽環状線とのアクセスの課題などが現状放置されたままで、平成30年の供用開始に既に間に合いません。西インター側が未整備のままでいいはずはありません。今は余市までの供用開始です。漸次、後志へ延びていき、西インター側の整備の必要性はますます高まるはずであります。小樽ジャンクションと西インターどちらか一方が整備されれば、それでいいというのではなく、それぞれが整備効果を上げつつ、互いに補完し合い、さらに大きな機能が発揮されるというのが理想です。小樽ジャンクションの予算づけが決まったら、間髪入れず、官民挙げて西インター側の整備も急ぐべきであります。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 静かに願います。

○4番(中村岩雄議員) 2点目は、文中11行目から15行目にかけての公的病院、医療機関の後志からの緊急医療、救急搬送の受け入れに小樽ジャンクションのフルジャンクション化は、文章はこのとおりでいいのですが、事は命にかかわることですので、救急車で例えば西インター付近から小樽市立病院まで、道道小樽環状線と国道5号経由で夏で12分、冬で11分という、これまで積み重ねたデータがあります。後志地域から西インター経由あるいは小樽ジャンクション経由で小樽市内の各公的病院までの救急、緊急などのベストルートあるいは次善のルートを後志住民にこれから問われることになるので。

(「委員会やってよ」呼ぶ者あり)

市は答えを、あるいはどなたかが、誰かが答えを示していかなければならないわけでありまして。このような意味からも、フルジャンクション化の後、西インター側の整備をやはり急ぐべきであります。

(「西インター関係ないよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

(発言する者あり)

○4番(中村岩雄議員) 意見書案第4号に賛成しつつ、西インター側の整備もお願いし、討論といた

します。

(「おかしい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「反対から賛成に移った理由で言ったほうがよかったんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「別の意見書出しな」と呼ぶ者あり)

(「別の意見書を出せばいい」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そんな討論じゃ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「決議案第1号」を議題といたします。

決議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○15番(濱本 進議員) 決議案第1号森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案について、自民党、公明党、民進党の提出者を代表し、本文を一読し、提案趣旨説明といたします。

今定例会の冒頭、森井秀明市長は、昨年第4回定例会が自然閉会になったことに対して、「今後の議会対応はもちろん、市政運営においても、気を引き締めて取り組んでまいりたい」と述べたばかりである。

しかし、今定例会においても、昨年12月1日に行われた高島漁港袖護岸への係船環を設置するための「工作物等施工許可申請」に対する許可等についての質問の中で、森井市長初め説明員からは、許可期間等について不正確で曖昧な答弁が繰り返され、審議の混乱を招いた。

また、極めて厳格に取り扱うべき市民の権利義務に具体的に影響を及ぼす許可等の行政処分についても、質問によって、不備ある「工作物等施工許可申請」をそのまま受理し、許可したことが判明し、その結果、申請者に訂正書類の提出を求めるに至った。これらのことは、森井市長の今定例会の冒頭の発言に反したものである。

さらに、森井市長は本年2月上旬、地域総合除雪共同企業体による排雪作業の現場にみずから赴き、現場管理者に打ち合わせと異なるなどと確認を求め、結果としてその日の作業は中止となった。

このような森井市長の行動は、市の顧問弁護士でさえ、市が地域総合除雪の共同企業体との間で取り交わしている業務委託契約の趣旨に反する行為と指摘しており、市の除雪対策本部における業務の指揮命令系統を無視し、通常どおり行われていた現場の作業に著しい混乱を生じさせた軽率な行動であったと言わざるを得ない。

これらの問題に対する説明員の本会議等における答弁も正確性を欠き、結果として審議の遅滞を招いた。

これらの混乱や停滞の原因は、結局、森井市長自身の行政運営の指揮監督の姿勢にあり、またみずからの軽率な行為が招いたもので極めて遺憾と言わざるを得ない。

本市議会は、森井秀明市長に対し、議会においてはみずからと説明員が正確な答弁をすることを要求するとともに、このような不適切きわまりない行政運営について深く反省し、今後適正な市政運営を確立することを強く求めるものである。

以上、議員各位においては、与えられた議決権をわかりやすく行使して、本決議に賛同いただくことを強く望んで、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、決議案第1号について討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 決議案第1号森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案について、反対の立場で討論をいたします。

まず、昨年第4回定例会が自然閉会となった件については、自民党中村吉宏議員の再質問のときに空転し、そのような事態になったわけではありますが、そもそもこれは平成27年予算特別委員会での中村吉宏議員を含む自民党議員2名の質問内容が不適切であったと思われたので、市民からの訴訟問題にまで発展してしまった経緯があります。

（発言する者あり）

当時、貸出ダンプ制度の制度変更に関して、利益誘導云々ということが主な争点だったと理解しております。

（発言する者あり）

しかしながら、この制度変更はあくまで想定論であり、実際にそのようなことが起こったわけでもありませんし、そんな架空の話に特定企業名や個人名まで列挙して発言したことが一番の問題だったと私は理解しております。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） お静かに。

（発言する者あり）

○6番（石田博一議員） しかも、このやりとりはインターネットで配信され、日本中、世界中に流れているという事実も見逃せません。

（発言する者あり）

これこそが不穏当発言と言わなくて何と言うのでしょうか。

（発言する者あり）

ですから、市長が答弁した「もう少し慎重に発言していたら」云々の内容はごく当たり前であり、議会軽視でも何でもありません。

（発言する者あり）

議員だからといって、何を言ってもいいのだということにはなりません。

（発言する者あり）

むしろ、我々議員側も、こういうことが起こった以上、今まで以上に発言には注意を払うべきと考えます。

（発言する者あり）

また、高島漁港問題において、何度も同じことの繰り返しになりますが、小樽市としては許可要件が整ったから許可したというごく単純明快な答弁が、なぜ正確な答弁でないということになるのか頭をかしげます。

（発言する者あり）

さらに、2月9日の住吉線での出来事についても……

（発言する者あり）

市長のその行為自体がどうのこうのという以前に、明らかに危険な状態のものを見過ごせなかったという賢明な行動であったと私は解釈しております。

（発言する者あり）

何か事故が起こったり……

○議長（横田久俊） お静かに願います。

○6番（石田博一議員） 誰かがけがをしたりしてからでは取り返しがつかなかったのではないのでしょうか。

（発言する者あり）

現場の状況を見てもいない人方がとやかく言う問題ではないと私は思います。

（発言する者あり）

以上、この決議案は的を射た内容とは思えませんので、断固反対の立場であると主張して討論といたします。各議員の賛同をお願いして終わります。

（「市長答弁だよ」と呼ぶ者あり）

（「よっぽど責任感ないとしか言わざるを得ないよ、そうしたら。何で最初から危険な行為だって言わなかったのさ」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） お静かにしてください。

（「残念な討論だな」と呼ぶ者あり）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

(「がっちり言ったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

(「的を射た討論をするからちゃんと聞いてな、石田さん」と呼ぶ者あり)

○9番(松田優子議員) 公明党を代表し、決議案第1号森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案について、賛成の立場で討論を行います。

昨年の第4回定例会は、森井市長が議員の議会質問を批判、論評し、そのチェック機能に対して抑止、抑圧するがごとき不適切な発言を行い、その後も無責任な議会対応に終始したため、結局、自然閉会となりました。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

今定例会の市長提案説明の冒頭、森井市長は、「大変御迷惑をおかけいたしました」と反省の言葉を述べ、「今後、発言に関しては、より慎重に」「このたびのことは真摯に受けとめ、議会対応はもちろん、市政運営におきましても、気を引き締め取り組んでまいりたい」などと発言されています。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

しかし、今定例会においても、昨年12月1日に市が行った高島漁港袖護岸へ係船環を設置するための施工許可において、申請書に記載すべき施工期間が不明確なまま許可を行い、本年1月30日に変更届を提出させていたことが判明しました。市の説明員は、予算特別委員会において不正確な答弁を繰り返し、この許可について明白な瑕疵があることを認めましたが、重大ではないとして、有効であるがごとき答弁を行っています。我が党は、この許可において、期間の表示は極めて重要な要素であり、これを欠く昨年12月1日の許可そのものが効力を有しないものと考えます。したがって、その変更届も無効とせざるを得ないものと考えます。市民の権利義務に具体的に影響を及ぼし、極めて厳格に取り扱われるべき許認可にこのようなずさんきわまりない行政事務がまかり通ることは言語道断です。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

また、去る2月9日午後9時ころ、地域総合除雪の共同企業体による排雪作業が行われていた市道住吉線の現場に森井市長がみずから赴き、現場管理者に打ち合わせと異なるなどと確認を求め、結果として作業は中断され、この日この場所で予定されていた排雪作業は行われませんでした。このような市長の行動は、市が地域総合除雪の共同企業体との間で取り交わしている業務委託契約に反する越権行為であり、契約上無効となる場合があるだけでなく、市の除雪対策本部における業務の指揮命令系統を混乱させ、業務指示に基づいて通常どおり行われていた現場の作業に著しい遅滞を生じさせました。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長のこのような軽率な行為について質問が交わされる中、説明員は市長、副市長の面前で、「法文上は」と断りつつも、除排雪業務の委託契約に求められた以外の者が現場で作業について指示ができるかのごとき不正確な答弁を行い、委員会の審議を滞らせ、後日、その答弁について訂正を行いました。

このように、今定例会冒頭における市長の発言とは裏腹に、市の行政事務は緊張感を欠き、議会対応は一向に改められず、さらにその原因をつくっているのが森井秀明市長御本人であるということは、誰の目にも明らかです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

以上の理由から、決議案第1号森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案に賛成の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて討論いたします。(拍手)

(「市長、笑ってる場合じゃないですよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○18番(佐々木 秩議員) 民進党を代表して、決議案第1号森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案に賛成の立場で討論をいたします。

今定例会において議論を呼んだのは、市道住吉線の排雪についてです。市長いわく、議会では危険な作業を行っていたために現場の責任者に確認を求めた結果、作業が中断したとのこと。しかし、作業の危険性については、当日も業者に対して言及しておらず、雪対策課にも議会への答弁対策の際に初めて伝えていることから、市長の発言はいわゆる後づけであって、不正確な答弁と判断せざるを得ませんし、業務の指揮命令系統に混乱を招く無責任かつ不用意な行動であったと思います。

加えて、もし市長がおっしゃるとおり、実際に危険な作業が行われていて、中断したほうがよいということならば、その場で緊急的に作業をとめる、もしくは最低限、翌日、雪対策課に伝える責任があったはずですが。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

つまり、市長の危険な作業答弁が真実の場合、そうでない場合、どちらとしても結果として、市長がとった行動は不適切かつ不適正であったということが、この一事だけでも明らかです。

(発言する者あり)

これ以外にも、今定例会では、不正確、曖昧、かみ合わない、いたずらに長い答弁が目立ちましたし、その傾向が議会ごとに強くなるように感じます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

私たち議員側の質問の質の向上はもちろんですが、市長にも正確かつ適切、簡潔で的を射た答弁を求めるものです。

(発言する者あり)

また、自己弁護のために周りにいる市役所職員だけでなく、一民間事業者にまで責任転嫁することは許されません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市政の適正な運営は、ひとえにそのトップに立つ森井秀明市長の良心とそれに基づく公正な判断によって立つものと私は考えます。

どうかこの決議を真摯に受けとめていただくことを強く求めて討論をいたします。(拍手)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、決議案第1号森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案に対し、棄権の態度を表明いたします。

(発言する者あり)

これまで日本共産党は、市長に対して正確な議会答弁や公正な市政運営を求めてきました。民主的市政運営は、市長としての責務です。また、提案説明にあったように、今定例会で起きた混乱を招いたことも事実であります。

しかし、決議案のタイトルと内容を見ますと、今回決議案を可決するという判断には至りませんので、自席にて棄権をいたします。

(「何で理由を述べないんですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「どういう態度なのさ」と呼ぶ者あり)

(「共産党らしくないよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより決議案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 高 野 さ くら

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成29年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成28年11月、12月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配布分)
- (2) 菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成29年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(一般質問日印刷配布分)

以 上

「共謀罪」の国会提出に反対する意見書（案）

小樽市議会議員	中 村 誠 吾
同	川 畑 正 美
同	新 谷 と し

かつて国民の強い批判で、3度も廃案になった「共謀罪」法案を、政府は、国会提出する構えです。

国民の批判にあい、当初対象としていた676の犯罪から、犯罪計画が存在し得ない業務上過失致死罪や選挙法違反などを外す方向ですが、国民の思想・信条や言論・表現の自由が、大きく脅かされる危険性は変わりません。

犯罪行為は、「実行された時のみ処罰される」というのが、近代の刑罰の基本です。

ところが「共謀罪」が成立すれば、犯罪を実行していなくても「計画した」とか「相談した」だけで罰せられるおそれがあります。

しかも、法務省は平成29年2月16日、「犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得る」との見解を示しました。「（組織的犯罪集団は）犯罪を実行することを目的とした団体に限られる」との立場を変え、犯罪とは関係のない集団についても、会話や電話、メールでのやり取りの内容を捜査して、「犯罪集団」に一変していると判断すれば処罰の対象にされてしまいます。捜査機関の恣意的判断で、一般市民も共謀罪の対象となることが明らかになりました。

昨年5月に「通信傍受法」が改正され、薬物や銃器犯罪、集団密航、組織的殺人、薬物に限定していた犯罪対象を、窃盗、詐欺といった一般犯罪にまで拡大しました。「共謀罪」で盗聴を利用することについて、政府は「検討すべき課題」とまで答弁しています。

日本は、テロ対策の国際条約を既に13も結んでいて、テロ対策の法律もあり、対策はできています。政府も、こうした国際条約の中に、新たに「共謀罪」の創設が必要だとする国際組織犯罪防止条約は含まれていないと説明しています。

多くの国民と共に、全国の弁護士会や、大学教授ら刑事法研究者、新聞各社社説が反対を表明しています。

よって、政府においては、国民の基本的人権、「内心の自由」を脅かす「共謀罪」の国会提出を行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成29年3月22日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

介護保険制度の見直しを求める意見書（案）

小樽市議会議員	石 田 博 一
同	面 野 大 輔
同	川 畑 正 美

現在、政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められています。

その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料 2 割負担の対象者を拡大する、要介護 1、2 の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、更なる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が 2 倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられています。家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。

サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換は全ての高齢者・国民の願いです。そして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 生活援助を初めとするサービスの削減や利用料の引上げを実施しないこと。
- 2 家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。
- 3 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。
- 4 以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成29年 3 月 22 日	議決結果	否 決
-------	----------------	------	-----

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）

小樽市議会議員	石 田 博 一
同	面 野 大 輔
同	川 畑 正 美

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況です。厚生労働省は、夜勤交替制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知を発出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターも設置されました。2007年に改訂された福祉人材確保指針においても、労働者の負担軽減や介護・福祉の質の確保のための体制作りが重要であるとしています。

しかし、依然として、16時間を超える長時間夜勤や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と尊厳がおびやかされる実態が改善されていません。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない緊急の課題です。2007年の国会決議（夜勤は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実現はもちろん、ILO看護職員条約・勧告、EU労働時間指令などの国際基準に照らした改善が求められます。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2 安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成29年3月22日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

小樽ジャンクション（仮称）のフルジャンクションでの整備実現を求める意見書（案）

小樽市議会議員 齊 藤 陽一良
同 濱 本 進
同 林 下 孤 芳

現在、「北海道横断自動車道余市・小樽間」は、平成30年度末の完成を目指し、平成18年4月から事業が進められていますが、小樽ジャンクション（以下、小樽 J C T）については、当初計画の「フルジャンクション」から札幌方面ランプのみの「ハーフジャンクション」に変更されました。

倶知安、余市方面からの車両が小樽市街地に入るには、中心部から数キロメートル手前の「小樽西 I C（仮称）」で降りるか、あるいは中心部を通過して札幌との境界に近い「銭函 I C」で降りて小樽市内方向へ戻るしかなく、これでは高速道路としての十分な機能が発揮されません。

小樽市街地から余市方面へ向かう際も、小樽 J C T から当該道路に入ることができないため、その整備効果は大きく損なわれることとなります。

また、市内中心部には、小樽市立病院、済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽市夜間急病センターなどの公的医療機関が集中しているほか、もう一つの公的病院である小樽掖済会病院も2年前に市内中心部に新築移転されました。後志地域から、脳・心疾患などの緊急医療、周産期医療などの救急搬送を行う上でも、フルジャンクション化の必要性は高いものと思われまます。

医療のほかにも、災害への対応体制の強化、道央圏の物流ネットワーク、観光クルーズ船をはじめとする広域観光振興など、あらゆる面での効果を考慮すると、フルジャンクション化とともに、倶知安～共和間の早期着工なども重要と考えます。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 「余市～小樽間」の早期開通と小樽ジャンクションの「フルジャンクション」での整備など当初計画通りの整備を実現すること。
- 2 「倶知安～共和間」の早期着工。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成29年 3 月 22 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------------	------	-----	---------

子ども医療費無料化を含めた助成の制度化を求める意見書（案）

小樽市議会議員	高 橋 龍
同	高 野 さくら
同	松 田 優 子
同	鈴 木 喜 明

我が国は、少子化により国家的な危機に陥るか否かの重大な岐路に立たされているところであり、若い世代の希望がかない安心して結婚・子育てのできる環境の整備に向けて、子育て負担の大胆な軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らなければならない状況にあります。

一方、子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての市町村において、乳幼児医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施していますが、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として、助成対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている実態にあります。

また、さらに、地方自治体が行っている乳幼児等に対する医療費助成については、少子化対策に関する重要な施策にもかかわらず、国保の国庫負担金が減額調整されており、施策推進の大きな支障ともなっています。

よって、国においては、子育て支援の観点から、医療費無料化を含めた全ての子どもを対象とした医療費助成を早急に制度化するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 3 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）

小樽市議会議員	高 橋 龍
同	高 野 さくら
同	松 田 優 子
同	前 田 清 貴

我が国は、少子化により国家的な危機に陥るか否かの重大な岐路に立たされているところであり、若い世代の希望がかない安心して結婚・子育てのできる環境の整備に向けて、子育て負担の大胆な軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らなければならない状況にあります。

一方、子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての市町村において、乳幼児医療費の無料化を含むさまざまな助成制度を実施していますが、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として、助成対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている実態にあります。

また、さらに、地方自治体が行っている乳幼児等に対する医療費助成については、少子化対策に関する重要な施策にもかかわらず、国保の国庫負担金や普通調整交付金が減額調整されており、施策推進の大きな支障ともなっています。

よって、国においては、子育て支援の観点から、全ての子どもを対象とした医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成29年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書（案）

小樽市議会議員	酒 井 隆 裕
同	斉 藤 陽一良
同	佐々木 秩
同	山 田 雅 敏

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史があります。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策を更に推進し、様々な施策に取り組んできたところです。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からも更に施策を具体化する必要があります。

よって、国においては、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、北海道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 3 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

小樽市議会議員	酒 井 隆 裕
同	松 田 優 子
同	酒 井 隆 行
同	林 下 孤 芳

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 3 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

障害児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）

小樽市議会議員	千 葉 美 幸
同	高 橋 龍
同	鈴 木 喜 明
同	新 谷 と し

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児・者は年々増加しています。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児・者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児・者の自立をますます困難なものにしています。

2014年1月、我が国政府は障害者権利条約の締約国に加わりました。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしています。

多くの障害児・者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいます。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）」を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえます。

よって、国においては、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 障害児・者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
- 2 入所機能を備えた地域生活支援拠点の創設に努めること。
- 3 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成29年3月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書（案）

小樽市議会議員	千葉美幸
同	中村吉宏
同	佐々木秩
同	小貫元

東京地区私立大学教職員組合連合が毎年行っている調査では、首都圏の私立大学生への平均仕送り額は、2001年以降15年連続で減少しています。一方、この20年間に奨学金は貸与額で約5倍、貸与人数で約4倍に急速に拡大し、今や学生の2人に1人は奨学金を借りています。これらのことは、若者自身が借金をしなければ大学に進学できない社会になっていることを表わしています。

日本の高等教育に対する国としての財政的支援が経済協力開発機構（OECD）諸国と比べても最低レベルです。諸外国は、給付型の奨学金制度や学生への財政支援の仕組みが充実しており、学び続けたい学生に手厚い環境が与えられています。しかし、日本では、卒業と同時に多額の借金を抱えることになり、正社員で働きたくても働けない等、安定した雇用に就くのが難しくなっている今日の社会情勢の中で返済に苦しむ人が多い現状です。

この現状に照らせば、政府が創設を決めた給付型奨学金の内容では、支給対象者や支給額が少ない状況です。

よって、政府においては、新たに創設する奨学金の対象規模を将来的に拡充するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成29年3月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書 (案)

小樽市議会議員	秋 元 智 憲
同	高 野 さくら
同	中 村 吉 宏
同	面 野 大 輔

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドの更なる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、国においては、下記の事項について実施するよう強く要望します。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成29年3月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

海洋ごみの処理推進を求める意見書（案）

小樽市議会議員
同
同
同

秋 元 智 憲
林 下 孤 芳
小 貫 元
山 田 雅 敏

昨年、全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、甚大な被害をもたらしました。中でも、氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生しました。

以前は、海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューディール基金」を利用できましたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」だけで、しかもこの事業は災害対応を想定したものとはなっていません。

また、海洋ごみは災害関連のものだけではありません。2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識されました。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されています。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとっては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあります。特に、海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題です。

よって、国においては、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制及び削減に向け、下記の事項に取り組むよう求めます。

記

- 1 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川管理者の厳しい財政状況を考慮して国による新たな発生源対策を進めること。
- 2 地域グリーンニューディール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。
- 3 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査を更に推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成29年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議（案）

小樽市議会議員	齊 藤 陽一良
同	濱 本 進
同	林 下 孤 芳

今定例会の冒頭、森井秀明市長は、昨年第 4 回定例会が自然閉会となったことに対して「今後の議会対応はもちろん、市政運営においても、気を引き締めて取り組んでまいりたい」と述べたばかりである。

しかし、今定例会においても、昨年 1 2 月 1 日に行われた高島漁港袖護岸への係船環を設置するための「工作物等施工許可申請」に対する許可等についての質問の中で、森井市長はじめ説明員からは、許可期間等について不正確で曖昧な答弁が繰り返され、審議の混乱を招いた。

また、極めて厳格に取り扱うべき市民の権利義務に具体的に影響を及ぼす許可等の行政処分についても、質問によって、不備ある「工作物等施工許可申請」をそのまま受理し、許可したことが判明し、その結果、申請者に訂正書類の提出を求めるに至った。これらのことは、森井市長の今定例会の冒頭の発言に反したものである。

さらに、森井市長は本年 2 月上旬、地域総合除雪共同企業体による排雪作業の現場に自ら赴き、現場管理者に打ち合わせと異なるなどと確認を求め、結果としてその日の作業は中止となった。

このような森井市長の行動は、市の顧問弁護士でさえ、市が地域総合除雪の共同企業体との間で取り交わしている業務委託契約の趣旨に反する行為と指摘しており、市の除雪対策本部における業務の指揮命令系統を無視し、通常通り行われていた現場の作業に著しい混乱を生じさせた軽率な行動であったと言わざるを得ない。

これらの問題に対する説明員の本会議等における答弁も正確性を欠き、結果として審議の遅滞を招いた。

これらの混乱や停滞の原因は、結局、森井市長自身の行政運営への指揮監督の姿勢にあり、また自らの軽率な行為が招いたもので極めて遺憾と言わざるを得ない。

本市議会は、森井秀明市長に対し、議会においては自らと説明員が正確な答弁をすることを要求するとともに、このような不適切極まりない行政運営について深く反省し、今後適正な市政運営を確立することを強く求めるものである。

平成 29 年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 29 年 3 月 22 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

平成29年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成29年2月22日～平成29年3月22日（29日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成29年度小樽市一般会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
第1号 修正	平成29年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H29.3.22	議員	-	(予算)	(H29.3.14)	(否決)	H29.3.22	否決
2	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
3	平成29年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
4	平成29年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
5	平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
6	平成29年度小樽市住宅事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
7	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
8	平成29年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
9	平成29年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
10	平成29年度小樽市病院事業会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
11	平成29年度小樽市水道事業会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
12	平成29年度小樽市下水道事業会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
13	平成29年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
14	平成29年度小樽市簡易水道事業会計予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
15	平成28年度小樽市一般会計補正予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
16	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
17	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
18	平成28年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
19	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
20	平成28年度小樽市病院事業会計補正予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
21	平成28年度小樽市水道事業会計補正予算	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
22	小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
23	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
24	小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	継続 審査	H29.3.22	継続 審査
25	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
26	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
27	小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
28	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
29	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	-	-	-	-	H29.2.22	可決
30	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
31	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
32	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
33	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
34	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	厚生	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
35	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
36	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	厚生	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
37	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
38	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
39	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
40	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
41	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	経済	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
42	小樽市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
43	小樽市簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
44	小樽市簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
45	小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
46	小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	厚生	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
47	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
48	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
49	小樽市コミュニティ消防センター条例を廃止する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
50	損害賠償額の決定について〔公用車による自動車事故に係る損害賠償〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
51	損害賠償額の決定について〔入浴中の死亡事故に係る損害賠償〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
52	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
53	市道路線の認定について〔天神1丁目山手線、天神1丁目山手仲線〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
54	市道路線の廃止について〔堺町小路線〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
55	二級河川の指定の変更について	H29.2.22	市長	H29.3.2	建設	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
56	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
57	小樽市非核港湾条例案	H29.2.22	議員	H29.3.2	総務	H29.3.15	否決	H29.3.22	否決
58	平成28年度小樽市一般会計補正予算	H29.2.28	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	可決	H29.3.22	可決
59	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H29.2.28	市長	H29.3.2	厚生	H29.3.15	可決	H29.3.22	可決
60	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H29.3.22	市長	-	-	-	-	H29.3.22	可決
61	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	H29.3.22	市長	-	-	-	-	H29.3.22	可決
62	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H29.3.22	議員	-	-	-	-	H29.3.22	可決
報告1	専決処分報告〔平成28年度小樽市一般会計補正予算〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	承認	H29.3.22	承認
報告2	専決処分報告〔平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	承認	H29.3.22	承認
報告3	専決処分報告〔平成28年度小樽市病院事業会計補正予算〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	承認	H29.3.22	承認
報告4	専決処分報告〔平成28年度小樽市水道事業会計補正予算〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	承認	H29.3.22	承認
報告5	専決処分報告〔小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	経済	H29.3.15	承認	H29.3.22	承認

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
報告6	専決処分報告〔(仮称)消防署オタモイ出張所新築工事の請負変更契約〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	承認	H29.3.22	承認
報告7	専決処分報告〔小樽市いなきたコミュニティセンターの指定管理者の指定〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	承認	H29.3.22	承認
報告8	専決処分報告〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場の指定管理者の指定〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	承認	H29.3.22	承認
報告9	専決処分報告〔小樽市夜間急病センターの指定管理者の指定〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	予算	H29.3.14	承認	H29.3.22	承認
報告10	専決処分報告〔小樽市公平委員会委員の選任〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	総務	H29.3.15	承認	H29.3.22	承認
報告11	専決処分報告〔人権擁護委員候補者の推薦〕	H29.2.22	市長	H29.3.2	厚生	H29.3.15	承認	H29.3.22	承認
意見書案第1号	「共謀罪」の国会提出に反対する意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	否決
意見書案第2号	介護保険制度の見直しを求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	否決
意見書案第3号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	否決
意見書案第4号	小樽ジャンクション(仮称)のフルジャンクションでの整備実現を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第5号	子ども医療費無料化を含めた助成の制度化を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第6号	子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第7号	全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第8号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第9号	障害児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第10号	新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第11号	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
意見書案第12号	海洋ごみの処理推進を求める意見書(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
決議案第1号	森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議(案)	H29.3.22	議員	—	—	—	—	H29.3.22	可決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H29.3.15	継続審査	H29.3.22	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H29.3.15	継続審査	H29.3.22	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H29.3.15	継続審査	H29.3.22	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H29.3.15	継続審査	H29.3.22	継続審査

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
16	高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について	H28. 12. 15	H29. 3. 15	採択	H29. 3. 22	採択

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	H29. 3. 15	継続審査	H29. 3. 22	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H29. 3. 16	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28. 12. 5	H29. 3. 16	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28. 12. 5	H29. 3. 16	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
17	西陵中学校の現在地での存続方について	H29. 2. 14	H29. 3. 16	継続審査	H29. 3. 22	継続審査
18	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	H29. 3. 1	H29. 3. 16	継続審査	H29. 3. 22	継続審査

小樽市議会会議録

平成29年 第1回定例会

平成29年5月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111